

和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)
＜国申請様式版＞

2022(令和4)年2月18日

－ 目 次 －

< 要 求 基 準 >

【様式:要求基準1】	1～5号施設に関する政令要件への適合	1
【様式:要求基準2】	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	11
【様式:要求基準3】	IR 区域の一体的な管理	14
【様式:要求基準4】	IR 区域の土地の使用の権原・ IR 施設の設置根拠についての妥当性.....	15
【様式:要求基準5】	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	17
【様式:要求基準6】	地域における合意形成の手続	18
【様式:要求基準7】	IR 事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	19
【様式:要求基準8】	IR 事業者の役員及び株主又は 出資者についての反社会的勢力の排除	21
【様式:要求基準9】	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	23
【様式:要求基準 10】	IR 区域と国内外の主要都市との交通の利便性	24
【様式:要求基準 11】	一体的かつ継続的なIR 事業の実施	26
【様式:要求基準 12】	設置運営事業者と施設供用事業者との 適切な責任分担及び相互の緊密な連携	27
【様式:要求基準 13】	IR 事業者が会社法に規定する会社で、 専ら設置運営事業を行うものであること	28
【様式:要求基準 14】	設置運営事業者による IR 施設の所有	29
【様式:要求基準 15】	カジノ施設の設置及び運営に伴う 有害な影響の排除を適切に行うための措置等	30
【様式:要求基準 16】	カジノ事業の収益の活用	35
【様式:要求基準 17】	認定都道府県等入場料納入金・ 認定都道府県等納付金の見込額及び用途	39
【様式:要求基準 18】	IR 区域の整備による経済的社会的効果	42
【様式:要求基準 19】	カジノ施設の設置及び運営に伴う 有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置	50

< 評 価 基 準 >

【様式:評価基準1】	IR 区域全体のコンセプト	54
【様式:評価基準2】	IR 区域内の建築物のデザイン	59
【様式:評価基準3】	IR 施設の規模	63
【様式:評価基準4】	ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	64
【様式:評価基準5】	国際会議場施設及び展示等施設の規模	69

【様式:評価基準6】	国際会議場施設及び展示等施設の種類の、 機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	73
【様式:評価基準7】	国際会議場施設及び展示等施設の設置 及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	77
【様式:評価基準8】	魅力増進施設の種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、 設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	83
【様式:評価基準9】	送客施設の種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、 設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	89
【様式:評価基準10】	宿泊施設の種類の、機能、規模、外観 及び内装の特徴、設置及び運営の方針	94
【様式:評価基準11】	宿泊施設の設置及び運営の方針	98
【様式:評価基準12】	宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	101
【様式:評価基準13】	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の 施設ごとの種類の、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置 及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	103
【様式:評価基準14】	カジノ施設の種類の、機能、数、規模、配置、 外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	110
【様式:評価基準15】	IR 区域の交通利便性	114
【様式:評価基準16】	IR 区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置	118
【様式:評価基準17】	観光への効果	122
【様式:評価基準18】	地域経済への効果	130
【様式:評価基準19】	2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	136
【様式:評価基準20】	IR 事業者やその構成員が事業を 確実に遂行できる能力、役割分担と連携	138
【様式:評価基準21】	財務の安定性	142
【様式:評価基準22】	防災及び減災のための取組等	147
【様式:評価基準23】	地域における十分な合意形成	155
【様式:評価基準24】	カジノ事業の収益の活用	160
【様式:評価基準25】	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	164

(補足説明)

要求基準：区域整備計画の認定を受けるために適合していなければならない基準。
申請後、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認が行われる。

評価基準：区域整備計画が優れたものであるかを公平かつ公正に審査するための基準。
評価基準に従って、国土交通大臣が設置する審査委員会が評価を行い、国土
交通大臣は、その審査の結果に基づき、3を超えない範囲内で、優れた区域
整備計画を認定する。

① IR事業の工程

現時点で、IR事業の工程を以下のとおり想定している。

時期	区域整備計画上の事業年度	工程(想定)
2022(令和4)年秋頃	1年度	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続・調査・設計の開始 ^{※2}
2024(令和6)年冬頃	3年度	工事の発注及び着手 ^{※3}
2027(令和9)年春頃	6年度	工事の完了 ^{※3}
2027(令和9)年秋頃	6年度	IR施設の開業 ^{※3}
～2032(令和14)年	～10年度	設置運営事業の実施 (以降、計画更新により事業継続予定)

※1: 国土交通省による区域整備計画認定時期は2022(令和4)年内を見込んでいるが、区域整備計画認定時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。

※2: 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3: 工程が最も早く進捗した場合の想定である。新型コロナウイルス感染症の収束状況、カジノ管理規制の整備状況、IR区域周辺区域における自然災害の発生状況、大幅な工事環境の変化の状況等によっては、IR事業の工程は変動する可能性がある。

② 国際会議場施設の種類の機能

1 国際会議場施設の種類の機能

＜国内初のエクステンション型MICE施設によりあらゆるタイプの会議が開催可能＞

MICE棟の1階から5階に配置される国際会議場施設は、アリーナ機能をもちつつ併設の展示場と一体的な活用が可能な大会議場と、フレキシブルな区割が可能な小・中会議室、ボールルーム・グランドボールルーム、ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルームで構成する。

また、トップクラスの国際会議に必要とされる高度な機能と、日常的な会議需要にも対応した利便性を両立し、さらにはポストコロナを意識したハイブリッド型コンベンションに対応した未来志向のインフラを整備することにより、多種多様なニーズに対応可能な施設とする。

(1) 大会議場/アリーナ

可動式座席を設置可能な1階フロアと、それを取り囲む固定式座席が配置された上層階で構成され、1階フロアは展示場に併設しているため、両施設を一体的に活用した大規模イベントの開催が可能

(2) 小・中会議室

MICE棟の3階フロアに配置され、移動式間仕切りにより大小様々な会議の開催が可能

(3) ボールルーム・グランドボールルーム

MICE棟の5階に配置され、大規模会議はもとより、その可変的なレイアウト対応により大規模イベントや宴会等の開催が可能

(4) ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム

MICE棟の3階に配置され、各種通信設備や放送・撮影設備を備え、VR技術等を活用してリアル・オンラインのハイブリッド型会議やイベントの開催が可能

③ 国際会議場施設の規模

国際会議場(最大収容6,000人以上収容の大会議場と、合計6,000人以上収容の小・中会議室)は、政府や国際団体が主催する国際会議から各業界・協会が主催する大型カンファレンスまで、世界トップクラスの会合について余裕をもって開催可能な国内随一の施設となる。

また、地元主催者による小規模案件を含む大小様々な会議の開催に十分な中小の会議室を、適切な分割方式によって確保する。

(1) 床面積

No.	種類	会議室名称	室数	1室あたり床面積	床面積 (暫定計画値)
1	大会議室	ボールルーム・グランドボール ルーム(最大会議室)	1室	約 9,500 ～ 11,600㎡	10,515㎡
2		大会議場/アリーナ	1室	約 4,800 ～ 5,900㎡	
3	中会議室	ハイブリッドデジタルスタジオ ミーティングルーム	1室	約 3,500 ～ 4,300㎡	12,633㎡
4	小・中会議 室	多目的室(ラージ)	2室程度	約 490 ～ 600㎡	
5		多目的室(ミディアム)	3室程度	約 370 ～ 450㎡	
6		多目的室(スモール)	4室程度	約 80 ～ 100㎡	
7		エグゼクティブ・ボールルーム	4室程度	約 90 ～ 110㎡	
8		VIP会議室	4室程度	約 80 ～ 100㎡	
合計			20室		23,148㎡

(2) 収容人員

No.	種類	会議室名称	実際の利用シーンにおける収容人員			
			スクール 形式	シアター 形式	レセプション形式	
					立席形式	着席形式
1	大会議室	ボールルーム・グランドボール ルーム(最大会議室)	5,842人	11,065人	7,511人	5,684人
2		大会議場/アリーナ		6,134人		
3	中会議室	ハイブリッドデジタルスタジオ ミーティングルーム	2,149人	3,675人	2,764人	2,091人
4	小・中会議 室	多目的室(ラージ)	603人	1,145人	776人	587人
5		多目的室(ミディアム)	677人	1,281人	870人	658人
6		多目的室(スモール)	208人	396人	269人	
7		エグゼクティブ・ボールルーム	216人	408人	276人	
8		VIP会議室	208人	396人	269人	
合計			9,903人	24,500人	12,735人	9,020人

(3) 附帯するその他施設の床面積(展示等施設に附帯するその他施設を含む)

No.	種類	床面積	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ(中廊下)等 ※展示等施設と共通	約 81,110 ～ 95,510㎡	88,592㎡
2	厨房・倉庫等 ※展示等施設と共通		
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ等 ※展示等施設と共通		

④ 展示等施設の種類、機能

1 展示等施設の種類・機能

〈利便性の高い複層型の施設により、マーケットに即した多様な展示会を開催〉

展示等施設は、BtoBである見本市や商談会から、BtoCである地域の文化イベントまで、多種多様な形態のMICEを取り込み、稼働率向上につなげるため、複数のMICEの同時開催に対応できるよう2つのフロア(1階、2階)に分かれた展示室で構成する。

(1) 展示室A(1階)

隣接するアリーナ型の大会議場と一体的な活用が可能なエクステンション型展示施設

(2) 展示室B(2階)

区割りした活用も可能な展示施設

通常の展示会に加え、コンサートやミュージカルをはじめとする様々なエンターテインメント、また室内スポーツや一般向けのイベントでの使用も想定しており、大小の会場に分割できる可動間仕切りや、音響に配慮した防音性能、飛び跳ねての使用などにも耐えうる床荷重など、バリエーション豊富な使いやすさを提供する。

そのため、多様な利用形態に対応できる、利便性の優れた施設仕様とし、展示会開催を支援する。さらには本施設の特徴である最新鋭の通信・配信設備等を活用し、主催者支援や参加者の利便性向上に寄与する。

仕様	詳細
床耐荷重(ピット部分除く)	1.5～2 t/m ²
高さ(梁下)	展示室A:8m以上、展示室B:6m以上
可動間仕切り	展示室内に可動間仕切りを設置し、約2,000～3,000m ² ごとに分割可能
床下ピット	給排水、電源配備のため床下ピットを設置
アンカーボルト打設	ピット部分を除き、アンカーボルトの打設に対応
天井吊物機構	吊物機構を格子状に設置し、300～500kg/カ所程度の吊り荷重に対応
展示会主催者用事務スペース*	展示室ごとに専用の事務スペースを設置

※ 展示会主催者用事務スペースは展示室の床面積には含まれない。

⑤ 展示等施設の規模

展示等施設の床面積は下表のとおり。

No.	種類	床面積	床面積 (暫定計画値)
1	展示室A	約 11,000 ～ 13,500m ²	12,270m ²
2	展示室B	約 11,000 ～ 13,400m ²	12,190m ²
合計		約 22,000 ～ 26,900m ²	24,460m ²

⑥ 魅力増進施設の種類、機能

1 魅力増進施設の種類

「自然との共生」、「人との共生」、「歴史・伝統との共生」をテーマとする。

人・歴史・伝統の礎である自然の恵みを起点に、美しい、楽しい、美味しい、健やかな、学びのあるモノ、コト、トキを提供し、感動体験を生み出す。

本テーマに基づく当施設の種類は以下のとおり。(名称は今後の検討過程で変更の可能性あり)

(1) 日本の伝統文化に資する施設: 演芸場、レストラン、その他の施設 (伝統文化等の体験施設、調理体験施設)

主に以下の区画によって構成される集合施設

- ・ 外国人にとっては非日常、未体験の日本文化の根源の1つである祭事(縁日)を模した区画(伝統文化等の体験施設、演芸場)
- ・ 食を味わうことを通して和歌山、そして日本の伝統を体験してもらう区画(レストラン)
- ・ 食を味わうだけでなく、和食に欠かせない食材や調味料などを来場者自らが作ることでできる体験区画(調理体験施設)

(2) 日本の精神性を訴求する施設: その他の施設(精神文化等の体験施設)

高野山や熊野古道とも関連する、日本の精神性を凝縮した形で体験できる施設

(3) 温浴体験施設: その他の施設(伝統文化等の体験施設)

多様な文化背景をもつ外国人にとっても最高の和の温浴体験ができる施設

2 魅力増進施設の機能

「自然との共生」、「人との共生」、「歴史・伝統との共生」を体現する各魅力増進施設の主な機能・設備は以下のとおり。

(1) 日本の伝統文化に資する施設の主な機能

- ・ 縁日を模した空間での伝統演芸や、日本の大衆演芸などの鑑賞体験、縁日にちなんだ伝統的建物での参拝による文化体験、日本各地のお祭りフード文化体験を通じた「ものを選ぶ楽しさ」や「細部へのこだわりの深さ」などの日本独特の文化体験の提供
- ・ 調理風景などの視覚的楽しみや、香りなどの嗅覚的楽しみを含めて、五感で楽しんで頂ける和歌山の郷土料理、和食体験や、和歌山県を中心に国内各所で生産・製作された農産品・工芸品等の販売
- ・ 和食文化のより深い理解を目的とした世界初の総合的な和食のDIY体験の提供(地元の中小生産者等とともに食材の調理方法、発酵・熟成、食器・茶器などの研究・開発機能(フードラボ)、それらの食材・酒類等の保管機能(フードバンク))
- ・ 日本が誇る大衆文化であるアニメ・漫画などのデジタルアートの展示、NFTアートとしての販売
- ・ 日本が誇るものづくり文化・技術によるMICE来訪者やウェディング利用者等の個別ニーズに応じたオーダーメイドの印刷物の販売(一冊単位で印刷・製本・販売可能な最新鋭のブック・オン・デマンド機器の活用)

(2) 日本の精神性を訴求する施設の主な機能

- ・ 防音の工夫を凝らした日本庭園の中で、若者も気軽に立ち寄れる雰囲気を出した日本の精神性や四季を楽しめる体験の提供
- ・ お香などを焚いた日本の茶室空間で、ほうじ茶などの高品質な茶葉を使用したお茶入れや味わいを楽しむ文化体験の提供
- ・ 雑念をなくし、心と身体を整える座禅等の精神体験の提供

(3) 温浴体験施設の主な機能

- ・ 外国人の多様な価値観に配慮(水着の着用など)した上で、日本の伝統文化としての魅力と賑わいを創出するモダンさも演出した温浴体験の提供
- ・ 浴室内外の休憩スペースにおける、和の安らぎ体験の提供

⑦ 魅力増進施設の規模

1 魅力増進施設の規模

各施設の規模は以下のとおり。

施設名	床面積	床面積 (暫定計画値)	利用シーン 収容人員
日本の伝統文化に資する施設	4,000～4,500㎡	4,300㎡	717人
日本の精神性を訴求する施設	2,500～3,000㎡	2,800㎡	467人
温浴体験施設	3,400㎡	3,400㎡	566人
合計	9,900～10,900㎡	10,500㎡	1,750人

⑧ 魅力増進施設の設置及び運営の方針

1 魅力増進施設の設置及び運営の方針

(1) 提供コンテンツの内容

a 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 縁日屋台による日本の祭りコンテンツ(食、遊び)による日本の伝統・文化
- ・ 舞台設備や映像機器などによる日本の伝統芸能・大衆文化(音楽、演芸、映像)
- ・ お社やお稲荷さんなどの社殿での参拝文化

- ・ 選りすぐりの和歌山郷土料理・日本食文化
- ・ 長寿国日本が誇る健康食文化
- ・ 無農薬・無添加を主眼に、例として、梅干し・味噌・豆腐・餅作り、うどん・そば打ちなどの調理を通じた日本食文化
- ・ 麹や味噌・醤油などの発酵食品についての研究・開発過程や、食器・茶器など工芸品について学ぶ機会を通じた日本の食・工芸文化

b 日本の精神性を訴求する施設

- ・ 防音の工夫を凝らした空間の中で、日本の四季の移ろいや日本で古来から語り継がれてきた二十四節気七十二候等の精神性が体験できる日本庭園の伝統・文化
- ・ お香などを含めた日本の伝統的的茶室とお茶入れ文化
- ・ 座禅などの日本の精神文化

c 温浴体験施設

- ・ 賑わいもあり高品質な和の入浴文化(水着着用)
- ・ 浴室内外の休憩スペースでの和の安らぎの文化

(2) 提供コンテンツの発信

a 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 日本各地の縁日屋台での日本の祭りコンテンツ(食、遊び) や、舞台での演芸公演、お社やお稲荷さん等の社殿への参拝などを通じた祭りを中心とする日本の伝統・文化の体験
- ・ 選りすぐりの和歌山郷土料理・日本食による日本の食文化を五感を以て体感してもらうことによる、一元的感覚だけではない全感覚型の体験
- ・ 梅干し・味噌・豆腐・餅作り、うどん・そば打ちなどの複数の日本食作り文化の体験

b 日本の精神性を訴求する施設

日本庭園の回遊や、茶室でのお茶入れ、座禅などを自然とともに五感で体感することによる、高いマインドフルネス&ウェルネスの効果とともに日本の精神文化(禅)の体験

c 温浴体験施設

賑わいもあり高品質な和の入浴、浴室内外の休憩スペースでの和の安らぎを通じた日本の温浴文化の体験

⑨ 送客施設の種類、機能

1 送客施設の種類

IR施設が、地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイとしての役割を果たし、IR施設外の観光地への送客を促進するための、エキシビジョンギャラリー、ツアーデスク、バスターミナルを設置する。

種類	該当政令項目	各施設
エキシビジョンギャラリー	IR整備法施行令第4条2号イ	主に非対面の手段で、最先端テクノロジーを活用し、主にショーケース機能を提供する施設
ツアーデスク	IR整備法施行令第4条2号ロ	対面及び非対面の形で、主に、以下のコンシェルジュ機能を提供する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地に係る観光情報や経路及び交通手段などの情報提供サービス ・ 利用者のニーズに応じたツアー計画などの提案及び販売サービス ・ 手荷物運送を含む各種サービスの手配を一元的に実施するサービス
	IR整備法施行令第4条2号ハ	
	IR整備法施行令第4条2号ニ	
バスターミナル	-	IR施設の交通の拠点となるバスターミナル

2 送客施設の機能

機能	該当政令項目	施設概要	主要設備
ショーケース機能 (多言語対応)	IR整備法施行令第4条2号イ	VR 技術、3D 技術などの最先端テクノロジーを活用し、スクリーン形式によって、観光地の魅力及び関連情報を臨場感ある形で発信する機能	大型スクリーンなど
		VR 技術、3D 技術のみならず、ICT 技術などの最先端テクノロジーを活用し、タブレットなどのデバイスを利用した、オンデマンドでの観光地の魅力及び関連情報を発信する機能	専用タブレット端など
コンシェルジュ機能 (多言語対応)	IR整備法施行令第4条2号ロ	目的地までの経路及び交通手段や目的地に係る観光情報などの情報を、ICT 技術などの最先端テクノロジーを活用し、提供するサービス	総合観光案内デスク、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備
	IR整備法施行令第4条2号ハ	利用者の関心及びニーズに応じ、オーダーメイドでの計画も含めた、ツアー(旅行の目的地、日程及びサービス内容を含む)の計画などの提案及び販売サービス	
	IR整備法施行令第4条2号ニ	利用者のニーズに応じ、移動手段・手荷物運送・目的地における観光資源等の予約及び料金支払を含む、各種サービス手配を一元的かつシームレスに実施するサービス	
交通機能	-	IR 施設と交通拠点間の効率的なアクセスを可能とするルートを整備するためのバスターミナル	待合いの用に供する設備(バス待合のための集合スペース)、バスターミナル など

⑩ 送客施設の規模

送客施設を構成する各施設については、想定される来訪者の特性及び需要並びに来場者数を踏まえ、以下の規模を確保する。

機能	規模 (床面積)	対面による情報提供 及びサービスの手配 のための設備	待合いの用に 供する設備
ショーケース機能	450㎡	-	-
コンシェルジュ機能	300㎡	300㎡	-
交通機能	1,050㎡	-	1,050㎡
合計	1,800㎡	300㎡	1,050㎡

⑪ 送客施設の設置及び運営の方針(業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)

1 送客施設の運営に係る基本方針

- ・ 最先端技術を活用し、日本各地の観光地の魅力及び情報を臨場感あふれる形で発信(ショーケース機能)するとともに、旅行に必要なサービスをワンストップで提供(コンシェルジュ機能)し、来訪者を各地へ送り出すことを送客施設として一体的に運営することで、地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成する。
- ・ 和歌山IRに近接する、美しく希少な自然環境及び奥深い歴史・文化を有する観光街道については、地域社会や環境を守りつつ、経済的にも持続可能な観光地づくりが重要であることから、各観光地における自然環境や地域の方々の暮らしを守るための配慮も加味し、観光公害やオーバーツーリズム発生を防ぎ、真の観光立国としての付加価値の高い観光モデルケースを構築する。

- ・ また、MICE施設をはじめとする各IR施設の来訪者を各地の観光地へ送り出すために、送客施設がIR施設全体の交通のハブとなるような機能を担う。
- ・ 上記の基本方針を実現するために、観光情報のプラットフォームを構築し、アプリなどを活用して、来訪者はデジタルデバイスを通して最新の情報を適宜取得できるだけでなく、予約、決済等もできるようにする。

2 送客範囲の考え方

- ・ 送客範囲は、関西圏のみならず日本全国を対象とし、地方部へも積極的に送客を行うことで、政府が掲げる目標の達成にも貢献する。
- ・ 特に、歴史的な繋がりが深い伊勢湾、紀伊半島、四国圏の観光資源を巡礼や食文化などストーリー性のあるテーマでつなぎ、新たな観光街道を形成する。

3 ショーケース機能及びコンシェルジュ機能として実施する具体的内容

(1) ショーケース機能

ショーケース機能としては、以下の内容を実施することを想定している。

項目	内容(機能)
最先端の体感施設で日本及び和歌山の魅力を発信	現実空間にアニメ・ホログラム・ホロボーターションによる日本の大自然や原風景を投影すると同時に、映像(視覚)に限らず聴覚・嗅覚に訴えるコンテンツを制作することにより、実際に日本及び和歌山、観光街道に赴く疑似体験を実体験に昇華 具体的には、熊野古道から熊野三山や伊勢神宮、そして出雲大社など古くから受け継がれる日本の魅力や、その他全国の神事や祭りなどを臨場感あふれる映像・音声や音楽、匂いを通じて現実空間に投影することで、それらの魅力を疑似体験するバーチャルトリップ効果により、本施設に留まらない日本全国への興味、関心と旅行ニーズを喚起
来場者の特性に応じた興味喚起	タブレットなどのデバイスを利用した観光地発信機能においては、来場者個々人が単独でそれぞれのニーズに応じた情報検索が可能な仕様とし、後述のコンシェルジュ機能による具体的な観光案内に展開
デジタルと人を繋ぎ全ての人に満足	全ての来訪者に、最先端のデジタル観光コンテンツを楽しんでもらえるよう、ITリテラシー、語学、日本の観光地の知見を有するハイレベルな観光案内専門家がサポートし、「誰も置き去りにしない、誰にも優しいデジタルエンターテインメント」を実現

(2) コンシェルジュ機能

コンシェルジュ機能としては、以下の内容を実施することを想定している。

項目	内容(機能)
来場者の困りごとの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送客施設内を巡回し、声掛けを行うことで来場者の関心を把握し、必要な情報の提供やコンシェルジュによる対面サポートへの案内などで、下欄の各種サービスを提供 ・ 各種デジタルデバイス等で観光情報を得たい方に、コンシェルジュが操作方法を案内し利用のサポートを実施
来場者ニーズの把握・蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面でのアドバイスや提案を希望される来場者に対してヒアリングを実施し、その顕在的なニーズのみならず、潜在的なニーズも把握し対応 ・ タブレット等のデバイスを活用して関連する情報提供やアドバイスなどを実施 ・ 観光データプラットフォームを活用して予約、交通混雑状況等を分析することで、適切な提案を行い、オーバーツーリズムにも対応
観光商品の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズに則した観光商品の提案、空き照会、予約、決済をワンストップで実施 ・ 販売後のお客様には、ツアー等への参加方法、集合場所や時刻、交通確認、観光中の万が一の場合の連絡先の伝達、関連資料の提供、注意事項の案内等を丁寧に行うなど、安心して観光に出かけてもらえる取組を実施
オーダーメイド旅行提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーダーメイド旅行を希望する来場者には、特に観光情報に精通し、旅行企画・手配実績の豊富なコンシェルジュが対応 ・ VIPには落ち着いて相談ができるプライベート空間で対応

(3) 交通機能

交通機能については、来訪者がストレスフリーで周遊できる交通環境の構築に向け、和歌山IRを起点に県内の主要な観光地を定期運行で結ぶバスネットワークを整備するため、交通事業者等と協議を開始しているところである。また、バスターミナルやバス等の待合のための集合スペースを整備する。

4 業務の実施に当たっての多言語対応の方針(使用する言語等)

- ・ショーケース機能及びコンシェルジュ機能について、英語のみならず多言語での情報提供を行う。
- ・具体的には、開業当初より、外国人旅行者の言語バリアフリーを実現するため、多言語対応の施設内インフォメーションやパンフレットを設置するとともに、テクノロジー事業者とも協業し、来場者の使用頻度が高いと想定される英語、中国語、韓国語を含む最大100ヶ国語以上の多言語対応を行う。
- ・来訪者向けのアプリ(スマートコンシェルジュ(仮称))においても多言語対応とAI自動翻訳機を導入する。
- ・さらに、視覚・聴覚障害者には音声や手話、文字対応をするなどして、多様な属性の来訪者がサービスを不自由なく受けられるようにするため、ICTやAIなどのテクノロジー・ソフトウェアを積極的に活用する。

⑫ 宿泊施設の種類、機能

1 宿泊施設の種類

80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設運営実績を有するシーザーズ・エンターテインメントのノウハウを基に、世界中からの来訪者に長期間滞在していただけるよう、ビジネスからファミリーまで多様な来訪者層を想定した宿泊施設を設置する。

宿泊施設の種類は全てホテル形式とし、ホテル東棟とホテル西棟の二棟及びブリッジ部分から構成される。客室は、「Typical Room」や「Players Suite」、「VIP Suite」など複数タイプで構成され、来訪目的に応じた受入環境を適切に整備する。

当施設は、海外において大規模宿泊施設の運営実績を有する、シーザーズ・エンターテインメントの「シーザーズ・パレス」ブランドで運営を行う。



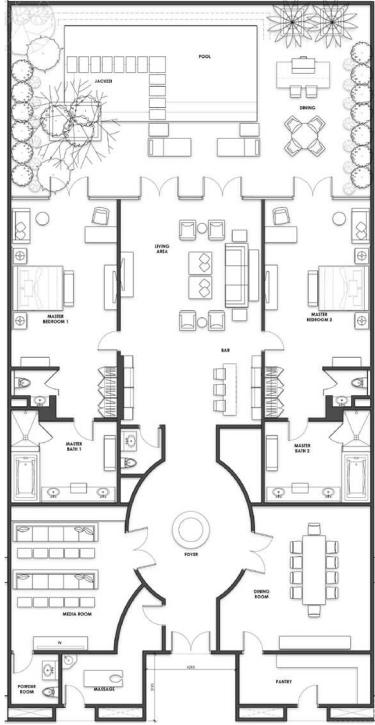
2 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能

複数の客室区分を設けることで、ビジネスからファミリーまで多様な来訪者層を想定した客室構成としている。

加えて、オーシャンフロントの特性を生かした客室配置を行い、特に、上層階にラグジュアリールームやスイートルームを多く配置することで富裕層のニーズを充足し、和歌山IR全体のブランド価値向上にも貢献する。

また、各客室にシャワールームや高品質の各種アメニティサービス、ルームサービスといった機能を提供するのみならず、客室内でのリラクゼーションスパ提供サービスなど、宿泊施設滞在者の顧客満足度を向上させる機能を備える。

スタンダードルーム (Typical Room)	スイートルーム (Players Suite D)	ラグジュアリールーム (Villa Suite)
		

(2) 宿泊施設の施設構成・客室構成やその考え方

大小複数タイプの客室カテゴリを設け、多様な顧客層に対応できるとともに、クラブラウンジやバー、スパ、フィットネスクラブ、プールなどを適切に整備することで、宿泊施設全体として滞在者の多様なニーズに対応できる国際競争力の高い施設構成とする。

総客室数は2,546室であり、諸外国のIRの宿泊施設の平均客室数2,495室*を上回るとともに、スイートルームの割合も約24%と諸外国のIRの宿泊施設の平均19.2%*を上回っており、国際的なIR施設との比較の観点でも高いスペックを誇る客室構成とする。

なお、IR施設周辺エリアの既存宿泊施設は、旅館やビジネスホテルが多数を占めており、IR施設内の宿泊施設とはグレードや機能面も含め差別化を図ることができると考える。これにより、旅館への宿泊を望む来訪者や、より低予算での宿泊を望む来訪者は和歌山IR近隣の宿泊施設に滞在していただくなど、IR施設を含む周辺地域が一体となり多様な宿泊需要に適切に対応できると考える。

* IR推進会議 取りまとめ ～主な政令事項に係る基本的な考え方

(3) フロント等の客室以外の機能

レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティについては、世界的認知度の高いブランドを積極的に取り込むことで、国際競争力が高く、優れたサービスを提供する。

項目	内容
フロント	お客様との連絡窓口となるホテルフロントサービス
クラブラウンジ	朝食、アフタヌーンティー、ミーティングラウンジサービス
バー	アルコール類の提供サービス
スパ	エステなどリラクゼーションサービス
フィットネスクラブ	室内運動サービス
プール	宿泊者専用プールサービス
パンケトルーム	宴会サービス、ウェディングサービス
高級レストラン	飲食サービス
ルームサービス	ホテル客室への飲食物の提供サービス
ビジネス・センター	MICE、ビジネス客が必要とする印刷、IT機器の貸し出し等の提供サービス

⑬ 宿泊施設の規模

国内外の宿泊施設における客室の実情や来訪者の需要の高度化・多様性を踏まえ、次のとおり、大小様々な客室で構成することで、合計で2,546室(床面積合計:約146,000㎡)を備える施設とする。

特に、日本で不足すると言われる最高級の客室を多く整備することで、これまで日本では十分に対応できなかった国内外の富裕層のニーズに適切に対応し、高単価の顧客層を十分に取り込むことができると考える。

客室区分	種類	客室数	スイート
スタンダードルーム	Typical Room	1,932	×
スイートルーム	Players Suite(1)	614	○
	Players Suite(A-D)		○
ラグジュアリールーム	Luxury Suite		○
	Villa Suite		○
	VIP Suite		○
合計			2,546

① IR施設の床面積の合計

IR施設全体の床面積（建築基準法施行令上の壁芯面積）は、630,550 ～ 750,850㎡（暫定計画値 697,000㎡）である。

② カジノ施設の種類、機能

1 施設の種類

施設の種類は、カジノ施設である。

2 カジノ施設の機能

(1) ゲーミング関連サービスを提供するための機能

機能	詳細
ゲームの提供 (カジノ行為業務)	専らカジノ行為の用に供される部分に、テーブルゲーム約450台及び電子ゲーム約2,500台を配置し、カジノ行為を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ管理委員会規則で許可されている 21 種類のゲームから顧客の需要に応じた台数を配置 ・ マスゲーミング・エリア(少額の掛け金の一般顧客向けのエリア)とプレミアムゲーミング・エリア(比較的高額な掛け金のハイリミット・エリア)、VIP ゲーミング・エリア(高額掛け金のVIP顧客向けのエリア)の3種類に大別 ・ ピットを配置し、ゲーミングテーブルでのカジノ行為を管理・監督
会員登録など	メンバーシップ・カウンターにおいて、会員登録や会員特典に関する情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプション・デスクを設置し、顧客の会員登録や退会手続き、カジノ施設に関する総合案内を実施 ・ 会員登録や会員ポイント及びメンバーシップ特典の獲得状況を、顧客が確認できるよう、スタッフが対応するカウンターデスクだけでなく、カジノ施設内にキオスク端末を設置
換金、金融サービス	ケージにおいて、チップと現金の交換やIRカードへの現金チャージ、バウチャーの払戻し等に加え、両替を含む特定金融業務の窓口業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが常駐するケージ・エリア以外でもバウチャーの換金ができるよう、カジノ施設内にバウチャー払戻機を設置 ・ カジノ施設内には、自動両替機やキオスク(IRカードの現金チャージや会員ポイントの確認等の機能を提供)も設置 ・ ケージは、資格審査を通過した顧客に対する特定金融業務(特定資金移動や特定資金受入)の顧客窓口として機能(但し、特定資金貸付に関する業務については、クレジット・ルームにて行う)
飲食の提供 (カジノ行為区画内 関連業務)	カジノ行為区画内にレストラン、ラウンジ、バーを設置し、顧客に飲食物を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マスゲーミング・エリアでは簡易なカジュアルフードを中心に、VIP ゲーミング・エリアでは顧客の要望に応じて様々な料理を提供 ・ ノンアルコール飲料に加え酒類を提供(但し、過度なアルコール摂取により正常なカジノ行為ができないおそれがあると判断される顧客に対しては、酒類の提供及びカジノ行為を制限)
その他 (カジノ行為区画内 関連業務)	その他、カジノ行為区画内関連業務として以下を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バー等での興行、エンターテインメント・ショー(歌謡やダンス等)の実施 ・ 物品(菓子、飲料、酒類、雑貨等)の給付

(2) 健全なカジノ施設とするための機能

機能	詳細
入退場管理	<p>顧客の入退場管理・本人確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認区画は、予測されるピーク時の入場者数の手続きを処理できる面積を確保し、適切な数のスタッフ、端末、入退場ゲートを配置 ・ 本人確認区画では、マイナンバーカードやパスポート等による来場者の本人確認、本人特定事項の記録、入場可否の確認、入場料の徴収を実施し、入退場ゲートを通じて、入退場時間を確認・記録 ・ カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者の該当性照会による過去の入場回数の確認に加え、暴力団員等や20歳未満の者、依存症等の理由による自己排除プログラム登録者等、入場禁止対象者を適切に特定し、入場の可否を決定 ・ 入場料の再賦課基準時までの間に、反復して入場する顧客に関しても、必要な本人・資格確認をする一方で、滞りなくスムーズな入場ができる動線・仕組みを用意
監視及び警備	<p>監視・警備室を設置し、カジノエリアを安全に運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールに即して健全なカジノ行為が行われるか、全テーブルゲーム、電子ゲームで死角ができないよう監視カメラを設置 ・ 本人確認区画、ケージ等にも適切に監視カメラを設置 ・ 監視室は、24時間365日監視スタッフが常駐し、複数のモニターを介してリアルタイムでカジノ行為を監視(映像は録画しておき、事後に再生できる設備を配備) ・ 警備員がカジノ施設内の各所に常駐し、安全なカジノ行為やチップ及び現金の管理、本人確認業務等ができているかを確認
依存症に関する相談	<p>依存防止規定に則って、依存症相談のための相談室・相談窓口を設置し、相談対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①カジノ行為区画内及び②IR区域内かつカジノ行為区画外に、24時間・365日対応の相談窓口を2か所設置(バックヤードから双方にアクセス可能な設計とし、相談員が迅速に対応できる体制を確保) ・ 専門教育を受けた従業員を配置し、依存症対策専門員としてのゲーミング・スペシャリスト(アンバサダー)を交えて相談しやすい環境を整備
苦情処理に係る業務	<p>顧客等からの苦情を受け付ける部屋を設置し、担当者を配置の上、対応するとともに、適切な是正を関係部署の責任者に進言し、苦情の内容とその対応結果を管理・記録・報告する。</p>
その他(カジノ管理委員会専用室)	<p>カジノ管理委員会から派遣されたスタッフが検査・監査等の業務を行うためにカジノ施設内に専用室を設置し、適切な国の監視及び管理の実現に貢献する。</p>

(3) その他の機能

機能	詳細
その他の顧客向け機能・設備	<p>その他、顧客向けに提供される機能・設備として以下を予定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種トーナメントやイベントの実施 ・ 物品(タバコ等)の販売 ・ 喫煙室の設置 等
その他のバックオフィス機能・設備	<p>その他、バックオフィスエリアとして以下を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チップ及び現金のカウンtr・ルームや保管庫 ・ カジノ関連機器等保管庫 ・ カード(トランプ)のシャッフル・ルーム ・ 従業員及び関係者向けのカジノ施設への出入口、通路 ・ 従業員の休憩室、オフィス

③ カジノ施設の数、規模

1 カジノ施設の数

1施設とする。

2 カジノ施設の規模

施設全体の床面積(建築基準法施行令上の壁芯面積)は、約697,000㎡であり、専らカジノ行為の用に供される部分が占める割合は約2.8%となる。

床面積		利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
カジノ施設	専らカジノ行為の用に供される部分		
45,000 ~ 50,000㎡ (暫定計画値 46,500㎡)	19,857㎡	9,680人	9,680人

※設計・施工段階の計画調整により、面積の変動が想定されるが、専らカジノ行為の用に供される部分(ゲーミング区域)の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する場合がある。

① IR区域が一団の土地の区域として、IR事業者により一体的に管理されるものを証する事項

1 IR区域が一団の土地の区域であること

IR区域の予定地は、以下図表1の赤色網掛け部分のとおり、地理的に一団の土地の区域となっており、全てのIR施設は当該予定地に設置される予定である。また、IR区域西側と中央部とは、IR区域専用の橋(2本)で接続されており、来訪者は徒歩で行き来できるほか、施設全体の動線設計を適切に行うことで、IR施設間の回遊性が確保されており、機能的な一体性が担保されている。

2 IR区域がIR事業者により一体的に管理されるものであること

IR予定区域の土地及び土地に存する既存建築物等の取扱いは以下のとおりであり、IR予定区域内の土地は全てIR事業者が所有することとなるため、土地利用権原の観点からもIR区域の一体的管理が担保される。

(1) IR予定区域の土地

IR予定区域の土地は、和歌山県が所有する部分と和歌山県以外の第三者が所有する部分(以下「和歌山県所有外部分」という。)で構成されている。和歌山県所有外部分については、和歌山県と現所有者との間で、和歌山県とIR事業者がIR整備法第13条第1項に基づく実施協定を締結した場合に発効する条件付不動産売買契約(以下「第1契約」という。)を締結しており、当該契約に基づき、和歌山県が現所有者から和歌山県所有外部分を取得することでIR予定区域の土地は全て和歌山県の所有とする予定である。

また、和歌山県とIR事業者との間で第1契約と同様の条件で発効する条件付不動産売買契約(以下「第2契約」という。)の締結を予定しており、これらの契約により、IR事業者が和歌山県よりIR予定区域の土地を取得する予定である。

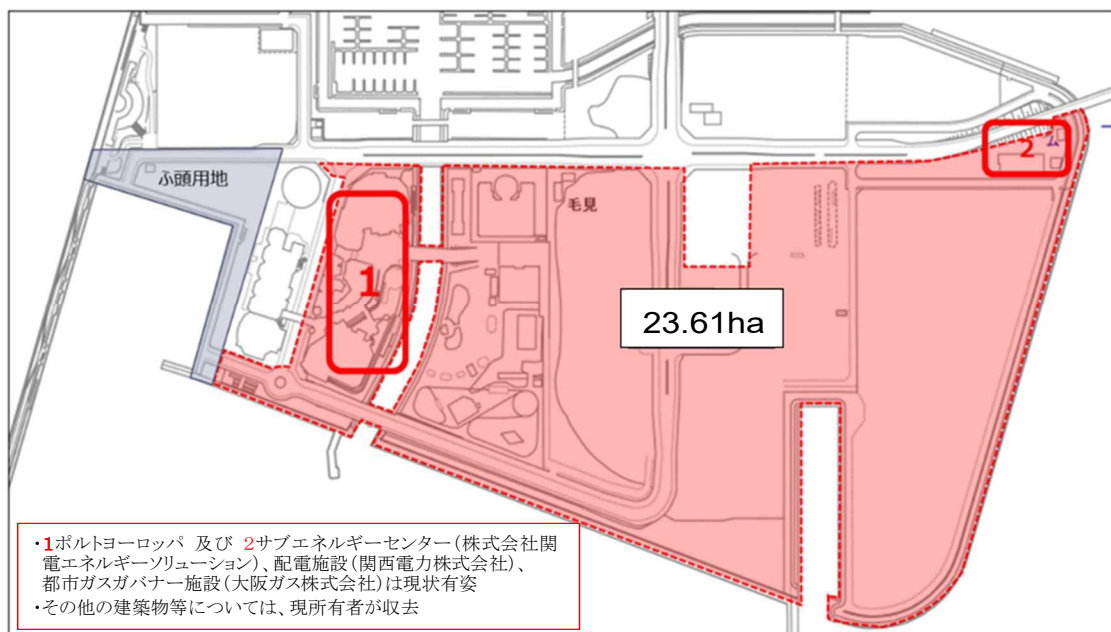
なお、既存建築物などの取扱いは、以下(2)のとおりとなる。

(2) 土地に存する既存建築物等

第1契約に基づき、和歌山県所有外部分に存する建築物等は、【図表1】左下の赤枠記載のIR事業の実施にあたり残置することが想定されている建造物等(以下「残置建築物等」という。)を除き、全て現所有者にて収去されるとともに、残置建築物等は和歌山県が取得する予定である。

また、第2契約に基づき、和歌山県が所有する部分に存する建築物等は、県にて収去するとともに、第1契約で県が取得した残置建築物等はIR事業者へ引き渡され、IR事業者の所有とする予定である。

〈IR予定区域の土地に存する既存建築物など(図表1)〉



① IR区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期

1 所有権の取得等の方法

IR予定区域の土地は、和歌山県が所有する部分と和歌山県所有外部分【要求基準3①2(1)参照】で構成されている。和歌山県所有外部分については、締結済みの第1契約【要求基準3①2(1)参照】に基づき、和歌山県が現所有者から和歌山県所有外部分を取得することでIR予定区域の土地は全て和歌山県の所有とする予定である。

また、今後締結する予定の第2契約【要求基準3①2(1)参照】により、IR事業者が和歌山県よりIR予定区域の土地を取得する予定である。

2 所有権の取得等の予定時期

IR事業者がIR予定区域の土地を取得する時期は、上記第1契約及び第2契約に定める諸手続を経て行われることになるため、現状、2023(令和5)年度を想定している。

② 収支計画及び資金計画(IR事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)

1 収支計画(「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュフロー計算書」のポイント)

(1) 「予定貸借対照表」のポイント

貸借対照表については、バランス良く自己資本、他人資本を調達し、負債及び純資産を構成する。総資産は最大時(2027(令和9)年度)4,700億円を超え、建物及び構築物が大半を占める。開業前・開業後ともに安全性を重視し、財務管理を行うために、現金及び現金同等物は、運転資金相当額以上を常に維持し、高い流動性を確保する。

(2) 「予定損益計算書」のポイント

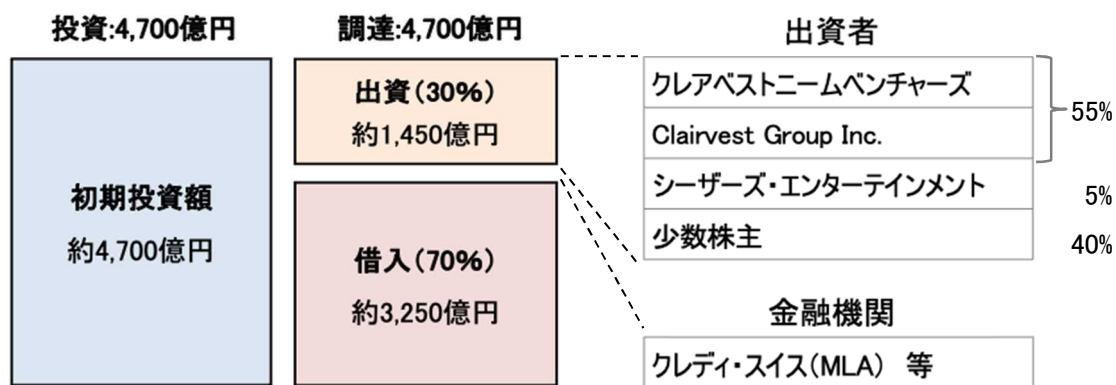
年間を通じて営業稼働する開業2年目(2028(令和10)年度)において、IR施設全体の総営業収益は約2,200億円となり、営業利益及び税引後当期純利益はプラスに転じ、以降の年度も収益・利益ともに安定的に成長していくことを見込む。2028(令和10)年度から2032(令和14)年度までの平均成長率は、営業収益で3%、EBITDAで5%、当期純利益で9%を予定している。

(3) 「予定キャッシュ・フロー計算書」のポイント

キャッシュフロー(CF)計算書については、SPC設立当初から開業(2027(令和9)年度)まで、投資活動(建設工事)によりCFはマイナスが続くが、その資金繰りは株主及び金融機関から調達した資金でまかなう。開業2年目(2028(令和10)年度)より、営業活動CFは施設運営によりプラスに転じる一方で、建物の完成により投資活動のキャッシュアウトは減少し、フリーCFはこの年以降からプラスに転じる。この施設運営によって生み出されるキャッシュは、借入金返済だけでなく、施設の改善を目的とした継続的な再投資にも活用する計画である。全期間を通じて潤沢なキャッシュを維持し、安定的な財務管理に努める。

2 資金計画について

開業までの資金調達の総額は、現時点で4,700億円を想定する。自己資本(資本金)の主な提供者は、クレアベストニームベンチャーズ株式会社(代表企業)、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメント、日系大手企業複数社等を予定する。また、他人資本については、Mandated Lead Arranger(主幹事行)となるクレディ・スイスをはじめとした金融機関からの借入れや社債発行をバランス良く組み入れ調達することを検討している。



※Clairvest Group Inc.及びシーザーズ・エンターテインメントについては、これらの子会社を介した出資となる可能性もある。
 ※今後、計画最終調整に向けて、数値や比率等が変動する可能性がある。

① 添付書類の記載事項の概要

1 都道府県が定める民間事業者との接触のあり方に関するルール

(1) 事業者選定業務に係る対応指針の作成・運用

知事、副知事及び和歌山県職員が、IR整備法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に係る業務に関し、業務における公平性・公正性の確保を図り、もって適正な職務の執行を担保するため、特定複合観光施設関連事業への参画を志向する事業者との接触に関して遵守すべき事項等を定めた「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を作成(2019(令和元)年10月15日)し、厳正に運用を行った。

(2) (1) の対応指針の周知等

2019(令和元)年10月15日 和歌山県IR推進室HPへ掲載

2020(令和2)年12月18日 基本方針確定を受け、和歌山県の対応指針等を改めて事業者に周知

2 民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするための書類等

(1) 実施方針(2020(令和2)年2月20日案作成、2021(令和3)年1月7日確定)及び募集要項(2020(令和2)年3月30日)

実施方針及び募集要項に以下のとおり記載し、公平かつ公正に民間事業者の選定を行った。

- ・和歌山県は、民間事業者の選定の公正性及び透明性の確保並びに収賄等の不正行為を防止するため、接触ルールとして「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を定め、これを運用している。和歌山県は、民間事業者選定時においてもこれを遵守し選定を行う。また、応募者は、応募の前段を含め、本公募の手続外で和歌山県職員(特別職を含む)及び公募アドバイザー並びに選定委員会の委員、委員が属する団体及び委員と一定の関係のある者に対して、直接又は間接を問わず、本公募に関して自己に有利になるよう働きかけてはならない。
- ・優先権者等の選定に当たり、提案審査書類に対する審査を公平かつ公正に行うため、有識者等からなる選定委員会を設置し、選定委員会から優先権者選定基準及び評価内容等についての意見を聴くものとする。

(2) 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業審査講評(2021(令和3)年4月30日)

募集要項に基づき設置した優先権者選定委員会を開催し、優先権者選定基準に基づき、申請のあった2者の提案内容について、公平かつ公正に提案審査を行い、優先権者候補の選定を行なった。

a 選定委員会の開催

第1回 2021(令和3)年2月13日、第2回 2021(令和3)年2月28日、第3回 2021(令和3)年4月18日

b 選定委員会の委員(委員は五十音順)

委員長 谷口 博昭(一般財団法人 建設業技術者センター 理事長、芝浦工業大学 客員教授)

副委員長 苗村 淑子(大阪成蹊大学 経営学部 客員教授)

委員 池田 学(公認会計士・税理士、池田公認会計士事務所代表、税理士法人SORA 社員税理士)

委員 久保 成人(東京空港交通株式会社 専務取締役)

委員 坂井 浩史(公認会計士、RSM 清和監査法人 代表社員 神戸事務所長)

委員 辻 義之(元警察庁生活安全局長、元和歌山県警察本部長)

委員 宗本 順三(一級建築士、株式会社ラウムアソシエイツ一級建築士事務所 代表取締役、京都大学 名誉教授 工学博士)

委員 山形 康郎(弁護士法人 関西法律特許事務所 パートナー)

委員 吉川 左紀子(京都芸術大学学長、同大学文明哲学研究所所長)

(3) 優先権者選定の経過

選定委員会から提案審査の結果として、2者ともに審査基準を満たしている旨の報告を受けた。

そうした中、2021(令和3)年5月12日付で、1者より、新型コロナウイルス感染拡大等の様々な要因により世界経済の先行きが不透明であることなどを理由として、和歌山県の公募を辞退する旨の届け出があった。

和歌山県としては、残った者について慎重に審査を行い、6月2日に優先権者候補として決定した。

優先権者候補について、IR整備法第8条に基づき、和歌山市及び和歌山県公安委員会と協議を行い、協議の結果を踏まえ、7月20日優先権者を選定した。

① 添付書類の記載事項の概要**1 IR整備法第9条第5項の協議に関する事項****2 IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項**

(1) IR整備法第9条第6項の同意

(2) IR整備法第9条第9項の同意

3 IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

(1) 「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)」に係る公聴会の開催

(2) 「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)」に係る県民意見募集(パブリックコメント)の実施

4 IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

(注) 今後実施予定の手続きとなるため、実施後に内容を追記する

① コンプライアンスの確保のためにIR事業者が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制

1 コンプライアンス確保のためにIR事業者が実施する取組

IR事業者は、IR事業の性質及びIR事業を通じてIR事業者が果たすべき役割等に鑑み、IR整備法その他の法令を厳格に遵守し、全般的なコンプライアンスの確保を徹底するため、以下の取組を実施する。

(1) 強固な組織体制及び人的構成の構築、並びに内部通報制度の具備

コンプライアンス確保のため、透明性の高い強固なガバナンス体制を構築する。詳細は以下の「2 コンプライアンス確保のための取組実施に必要な体制」を参照。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見を目的とした内部通報制度を制定し、適切に運用する。

(2) IR整備法その他の法令等に準拠した社内規程の整備

IR整備法その他の法令等の規制を踏まえた定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程、その他の社内規程を作成し、整備する。

(3) 役員及び従業員の選定時における法令適合性の確認実施、並びに定期的な研修及び教育の実施

IR事業者の役員及びIR整備法第114条に定める特定カジノ業務に従事する従業員は、十分な社会的信用を有する者を選定し、あわせてIR整備法その他の法令等に適合する者であることを確認する。

IR事業者の役員や従業員には、日頃よりコンプライアンス遵守を徹底させ、法令及び社内規程に従って行動することを浸透させるため、全役員及び従業員への研修及び教育を定期的実施する。

(4) カジノ施設及びカジノ関連機器の厳格な設計及び管理等

カジノ施設の構造及び設備やカジノ関連機器は、法令が定める技術基準との適合性を厳格に遵守し、常に確認を行う。

カジノ関連機器については、購入・設定・荷受検査・設置・稼働等の各段階において、カジノ管理委員会への適時適切な報告や不正防止の徹底など、厳格な管理を行う。また、稼働後においても、カジノゲーム機一台ごとにデータを取得・管理するなど、不正対策を徹底するとともに、その整備等にあってもカジノ管理委員会への報告等の法令上の手続きを遵守する。

(5) 反社会的勢力の徹底的排除及びマネー・ローンダリング防止措置の実施

反社会的勢力を徹底的に排除し、高い廉潔性の確保を実現する。また、マネー・ローンダリング防止のための措置など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講じる。詳細は、本計画【要求基準15】を参照。

そのために、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備（IR施設の建築、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育等）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組む。

特に、出資、融資、取引その他の関係を通じてIR事業者の事業活動に重大な影響力を有し得る者については、その社会的信用性も徹底して調査するなど、より慎重なスクリーニングを行う。

コンソーシアムの構成員の間での契約を含め、各種契約書等においては、反社会勢力の排除に関する規定を必ず設けるものとし、事後的な反社会的勢力の関与判明時にも速やかに関係断絶等の対応を執れるよう、予め措置を講じるほか、法令上要求される事前申請や誓約書の提出などを厳格に行い、法令遵守を徹底する。

(6) 情報セキュリティ・マネジメント・システムの構築

近年では、サイバーセキュリティの強化が重要な課題となっていることにも鑑み、IR事業者において、コンソーシアムの構成員であるシーザーズ・エンターテインメントのノウハウも活用し、厳格な情報セキュリティポリシーやマニュアル等の策定及びそれに基づく情報管理を徹底し、安全性・信頼性のある情報セキュリティ・マネジメント・システムの構築に努める。

(7) その他

上記のほか、コンプライアンス遵守状況について定期的に行うレビュー結果等を踏まえて、コンプライアンス確保への取組の改善を随時行う。

また、カジノ管理委員会が対象者の背面調査を実施する場合には、全面的に協力する。

2 コンプライアンス確保のための取組実施に必要な体制

IR事業者は、全般的なコンプライアンス確保に資する取組実施のために、以下の体制を具備する。

(1) IR事業者の内部体制について

a コンプライアンス委員会の設置

IR事業者では、法令上設けることが定められている機関に加え、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、IR事業者における全般的なコンプライアンスの確保をその役割として設置されるもので、取締役の一部に加え、コンプライアンスに係る専門家をその構成員とする。

コンプライアンス委員会の役割には、社内規程の定期的なレビューの実施、IR事業に係る法的要件の継続的な分析等が含まれる。

加えて、継続的かつ定期的に、取引の記録、部門間のメモ、調達契約、入札書類及び回答等が法令等に準拠していることを確認するものとする。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス確保についての適格性を有する者を「コンプライアンス・オフィサー」として選任し、その中から「チーフコンプライアンス・オフィサー」を選定する。コンプライアンス・オフィサーは、IR事業に関してコンプライアンスに疑義が生じた場合等においては、調査・レポート作成等を行い、チーフコンプライアンス・オフィサーへの報告を行う。チーフコンプライアンス・オフィサーは、IR事業に関してコンプライアンスに疑義が生じた場合等においては、事案に応じて、コンプライアンス委員会内部で情報を共有し、取締役会に報告を行うこととなる。

b 監査等委員会設置会社

IR事業者においては、経営の透明性及び健全な企業統治を確保するために、会社法上の「監査等委員会設置会社」とすることを予定している。

「監査等委員会」は、3名以上の監査等委員たる取締役で構成され、その過半数が社外取締役である必要がある。また、監査等委員は業務執行取締役を兼ねることができない。これらにより、取締役における業務執行機能と監督機能とを分離するとともに、社外取締役を中心とする監査等委員会が監査機能を担うことで、IR事業者全体のコンプライアンスの確保を適切に図ることができると考えている。

監査等委員会は、取締役会によるコンプライアンス委員会を通じた全般的なコンプライアンスの確保及びその実施体制も監督・監査する。当該ダブルチェック機能により、より確実にコンプライアンスの確保を達成できると考えている。

c その他の監査・監視部門

関係法令及び社内規程等の遵守の監視を主な業務とした「内部監査室」を設ける。内部監査室では、IR事業者の社内規程・マニュアル等が実際にどのように実施されているかをモニタリングし、どのように発展・強化していくかを各部署に伝達する役割を担う。

内部監査室には「24時間ホットライン」を設置し、従業員向けの内部通報窓口として、また、顧客等向けの外部通報窓口としての役割を担う。

また、「サーベイランス」(監視部門)を設け、主として監視カメラを通じて、カジノ施設内又はIR施設内での問題や盗難などを監視する。カジノ施設内でクレーム等が生じた場合には、ビデオ鑑定を用いてその有無の判断等を行う。

なお、上記に加え、会社法上要求される内部統制システムの整備も厳に行う。

(2) 外部との連携等

IR事業者においては、関連する各事業者それぞれのコンプライアンス担当者と、IR事業者のコンプライアンス委員会と連携しながら、IR事業者が作成するコンプライアンス規程、コンプライアンス・プログラムの遵守状況を含むモニタリング報告書の作成を行う。

コンプライアンス違反等が犯罪行為に及ぶ場合、捜査機関と協力することはもとより、コンプライアンス委員会が主導し、IR事業者からカジノ管理委員会に通知・報告する。

① IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 IR事業者の名称**
和歌山IR株式会社(設立準備中)
- 2 IR事業者の住所**
和歌山県和歌山市
- 3 IR事業者の代表者の氏名**
胡耀東

② IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所

役員氏名	住所
胡耀東	【個人情報の観点で非公開】
何猷君	【個人情報の観点で非公開】

③ IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置

コンプライアンス確保は、IR事業を継続するための最も重要な要素の一つであり、カジノライセンスの取得及び更新のためには、反社会的勢力を徹底的に排除し、高い廉潔性確保を実現する必要がある。IR事業者は、以下に掲げる施策を実施するとともに、和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会、和歌山県警察などと適切に連携し、暴力団等の排除のための連絡体制の構築を行うなど、官民連携して反社会的勢力の排除に努めることとする。

以下の各措置を実施することで、IR事業に関連する各方面において反社会的勢力との関係が遮断され、反社会的勢力による被害が防止できるという意味で、適切な措置であると考えられる。

1 行動指針の策定

反社会的勢力との関係性を遮断・拒絶し、反社会的勢力の関与に伴う有害な影響を排除するための行動指針を、和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会、和歌山県警察などと連携しつつ策定し、IR整備法その他の法令等に基づき、厳格な内部規定を構築する。

2 役員及び株主に対する調査・措置

IR事業者の役員及び株主に対して、IR事業者として、必要な情報及び誓約書等の提出を要請し、国内外の調査会社とも連携しつつ十分な信用調査を実施する。また、IR事業者及び役員等が適切に連携し、カジノ管理委員会による背面調査の対象となる役員等に対する調査にも全面的に協力する。

3 従業員に対する調査・措置

IR事業者の全従業員に対して、必要な情報及び誓約書等の提出を要請し、IR事業者として、国内外の調査会社とも連携しつつ十分な信用調査を実施する。

4 資材・物品等取引先に対する調査・措置

IR事業者が締結する建設工事に関する契約や物品購入等に関する契約についての取引先に対して、必要な情報及び誓約書等の提出を要請し、当該取引先が十分な社会的信用性を有しているかについて、IR整備法その他の法令等に基づき適切な調査を実施する。

④ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

会社名	役員氏名	住所
クリアベストニームベンチャーズ株式会社	-	東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40MTビル7階
	胡耀東	【個人情報の観点で非公開】
	何猷君	【個人情報の観点で非公開】
パシフィックリゾーツグループ株式会社※1	-	東京都渋谷区神宮前六丁目28番9号6F
	胡耀東	【個人情報の観点で非公開】

Clairvest Group Inc. ※2	-	22 St. Clair Avenue East, Suite 1700, Toronto, Ontario, Canada
	G. John Krediet	【個人情報の観点で非公開】
	John Barnett	【個人情報の観点で非公開】
	Michael Bregman	【個人情報の観点で非公開】
	Anne Mette De Place Filippini	【個人情報の観点で非公開】
	Joseph E. Fluett, III	【個人情報の観点で非公開】
	Joe Heffernan	【個人情報の観点で非公開】
	Jeff Parr	【個人情報の観点で非公開】
	Ken Rotman	【個人情報の観点で非公開】
	Lionel H. Schipper C.M., Q.C.	【個人情報の観点で非公開】
	Isadore Sharp O.C.	【個人情報の観点で非公開】
	Micichael Wagman	【個人情報の観点で非公開】
	Rick Watkin	【個人情報の観点で非公開】
	シーザーズ・エンターテインメント※2	-
Thomas R. Reeg		【個人情報の観点で非公開】
Anthony L. Carano		【個人情報の観点で非公開】
Bret Yunker		【個人情報の観点で非公開】
Stephanie D. Lepori		【個人情報の観点で非公開】
David Grolman		【個人情報の観点で非公開】
Jan Jones Blackhurst		【個人情報の観点で非公開】
Josh Jones		【個人情報の観点で非公開】
Brian Matthew Agnew		【個人情報の観点で非公開】
Edmund L. Quatmann		【個人情報の観点で非公開】
Kate Whiteley		【個人情報の観点で非公開】
Gary L. Carano		【個人情報の観点で非公開】
Bonnie S. Biumi		【個人情報の観点で非公開】
Frank J. Fahrenkopf		【個人情報の観点で非公開】
Donald Robert Kornstein		【個人情報の観点で非公開】
Courtney R. Mather	【個人情報の観点で非公開】	
Michael E. Pegram	【個人情報の観点で非公開】	

※1:パシフィックリゾーツグループ株式会社は、クリアベストニームベンチャーズ株式会社の100%持株会社。
 ※2: Clairvest Group Inc.及びシーザーズ・エンターテインメントについては、これらの子会社を介した出資となる可能性がある。

⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株主又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

【中核企業】

株主	株式の割合
クリアベストニームベンチャーズ株式会社	約55%
Clairvest Group Inc.	
シーザーズ・エンターテインメント	約5%

※各社と出資条件等を協議中のため、最終調整の上、具体的な株式数や出資割合等を決定する。

① 添付書類の記載事項の概要**1 不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面****(1) 区域整備計画の認定に係る審査委員の委員に対して不正な働きかけを行っていないことの誓約書**

本件IRについては、和歌山県又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行わないことを証するため、以下の内容の誓約書を作成します。

- ・ 区域整備計画の認定を申請するに当たり、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行わないことを誓約します。
- ・ この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

和歌山県

長の氏名:和歌山県知事 仁坂吉伸

IR事業者

名称:和歌山IR株式会社(設立準備中)

代表者の氏名:代表取締役 胡耀東

① IR区域を整備しようとする区域の所在地

和歌山マリーナシティ(和歌山県和歌山市毛見字馬瀬)

〈広域アクセス拠点〉

② IR施設の所在地

和歌山マリーナシティ(和歌山県和歌山市毛見字馬瀬)

③ IR区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

IR予定区域は、鉄道、道路ネットワークを利用することで、日本屈指の旅客数・便数を誇る関西国際空港から60分以内、新大阪駅から90分以内でアクセス可能であるなど、関西はもとより、国内外の主要都市から利便性の高いアクセス環境を有している。



1 国際アクセス

- 和歌山IRの近隣には、国際アクセスの拠点として、関西国際空港(鉄道、道路ネットワークで60分圏内)、大阪港国際フェリーターミナル(同90分圏内)がある。
- 関西国際空港は、2019(令和元)年の統計データで国際線の乗降客数が成田国際空港に次ぐ2位となるなど、日本の代表的な空のゲートウェイとして、世界42都市から年間2,800万人以上の航空旅客を受け入れている。
- 大阪港国際フェリーターミナルは中国(2便/週)、韓国(3便/週)を結ぶ定期航路を有している。

〈関西国際空港 国際線(主要都市20路線)〉

地域	国	都市	所要時間	便数/週
アジア	中国	上海	2時間 30分~3時間	119
		大連	2時間~2時間 30分	27.5
		天津	3時間~3時間 30分	26.5
		北京	3時間	35
	韓国	ソウル	2時間	220
	韓国	釜山	1時間 30分	81
香港	香港	4時間~4時間 30分	111	
	台北	3時間~3時間 30分	104	
北米	米国	グアム	3時間 30分	20
		サンフランシスコ	1 0時間	7
		シアトル	1 0時間	5
		ホノルル	7時間~7時間 30分	29
オセアニア	オーストラリア	ロサンゼルス	1 0時間	7
		ケアンズ	7時間	4
ヨーロッパ	イギリス	シドニー	9時間	4
		ロンドン	12時間 30分	4
	オランダ	アムステルダム	12時間	7
	ドイツ	ミュンヘン	12時間	6
	フィンランド	ヘルシンキ	10時間	10
	フランス	パリ	13時間	7

関西国際空港

(国土交通省 国際線就航状況2019年夏ダイヤより作成)

2 国内アクセス

(1) 航空・鉄道・船舶アクセス

- 和歌山IR周辺の交通拠点として、関西国際空港、南紀白浜空港、大阪国際空港、神戸空港があり、国内主要都市との航空ネットワークを有する。なかでも、関西国際空港は国内15都市から年間約650万人(2018(平成30)年実績)の旅客を受入れており、和歌山IRまで道路、鉄道ネットワークを利用し、60分以内のアクセスが可能である。
- 和歌山までの鉄道アクセスの拠点となる新大阪は、国内主要都市と新幹線や特急列車により結ばれるなど鉄道ネットワークが充実しており、首都圏をはじめ九州、中国、東海方面などから高いアクセス性を誇る。和歌山IRまでは、鉄道、道路ネットワークを利用し、90分以内のアクセスが可能である。
- 観光街道を形成する四国からは、徳島小松島港と和歌山下津港を約2時間で結ぶフェリーが定期運航している。和歌山IRまでは、道路ネットワークを利用し、30分以内のアクセスが可能である。

〈国内主要都市から域内拠点までのアクセス性〉

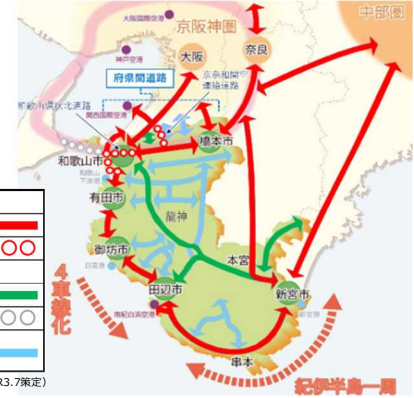
経路	所要時間	頻度(1日あたり)
東京 ▶ (東海道新幹線) ▶ 新大阪	約2時間 30分	223本
名古屋 ▶ (東海道新幹線) ▶ 新大阪	約1時間	239本
京都 ▶ (東海道新幹線・JR京都線) ▶ 新大阪	約20分	239本/173本
新神戸 ▶ (山陽新幹線) ▶ 新大阪	約15分	140本
広島 ▶ (山陽新幹線) ▶ 新大阪	約1時間 30分	123本
博多 ▶ (山陽新幹線) ▶ 新大阪	約3時間	95本
奈良 ▶ (JR大和路快速・JR・OsakaMetro 御堂筋線) ▶ 新大阪	約1時間	77本
三重 ▶ (近鉄特急ひのとり、アーバンライナー・OsakaMetro 御堂筋線) ▶ 新大阪	約2時間	32本
徳島 ▶ (JR特急うずしお・山陽新幹線) ▶ 和歌山港	約3時間	2本
香川 ▶ (JR快速マリンライナー・山陽新幹線) ▶ 和歌山港	約2時間	35本
高知 ▶ (JR特急南風・山陽新幹線) ▶ 和歌山港	約4時間	14本
愛媛 ▶ (JR特急しおかぜ・山陽新幹線) ▶ 和歌山港	約4時間	14本
札幌 ▶ (飛行機) ▶ 関西国際空港	約2時間 30分	14便
仙台 ▶ (飛行機) ▶ 関西国際空港	約1時間 30分	3便
福岡 ▶ (飛行機) ▶ 関西国際空港	約1時間 30分	3便
東京 ▶ (飛行機) ▶ 南紀白浜空港	約1時間 30分	21便(羽田・成田)
香川 ▶ (JR特急うずしお) ▶ 徳島港 ▶ 和歌山港	約1時間 30分	3便
高知 ▶ (JR特急南風・JR特急剣山) ▶ 徳島港 ▶ 和歌山港	約4~5時間	17本/8便
愛媛 ▶ (JR特急いしづち、しおかぜ・JR特急うずしお) ▶ 徳島港 ▶ 和歌山港	約6~7時間	16本/5本/8便
	約7~8時間	17本/8便

(JT時刻表(1月発行)、Yahoo乗り換え案内(2022年1月6日時点)より作成)

(2) 道路(高速)アクセス

- 国内の主要都市、特に京阪神圏や中部圏からは、高速道路をはじめとする充実した道路ネットワークを有しており、和歌山IRまでは、大阪、神戸から90分圏内、京都・奈良・大津といった関西主要都市から120分圏内、津からも160分、また名古屋からも約200分でのアクセスが可能である。
- 今後、更なるアクセス向上のため、以下の広域道路ネットワークの拡充を予定している。
 - 近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周高速道路整備及び4車線化
 - 京奈和自動車道の整備

新広域道路交通計画	
高規格道路	供用中・事業中
一般広域道路	供用中・事業中
その他	構想路線
その他	幹線道路網・府県間道路



④ 域内アクセス

1 域内アクセス性

域内には、新大阪駅や関西国際空港などを含め、複数の大型交通拠点を持っており、和歌山IRまでは鉄道・道路ネットワークにより、2時間以内でのアクセスが可能である。

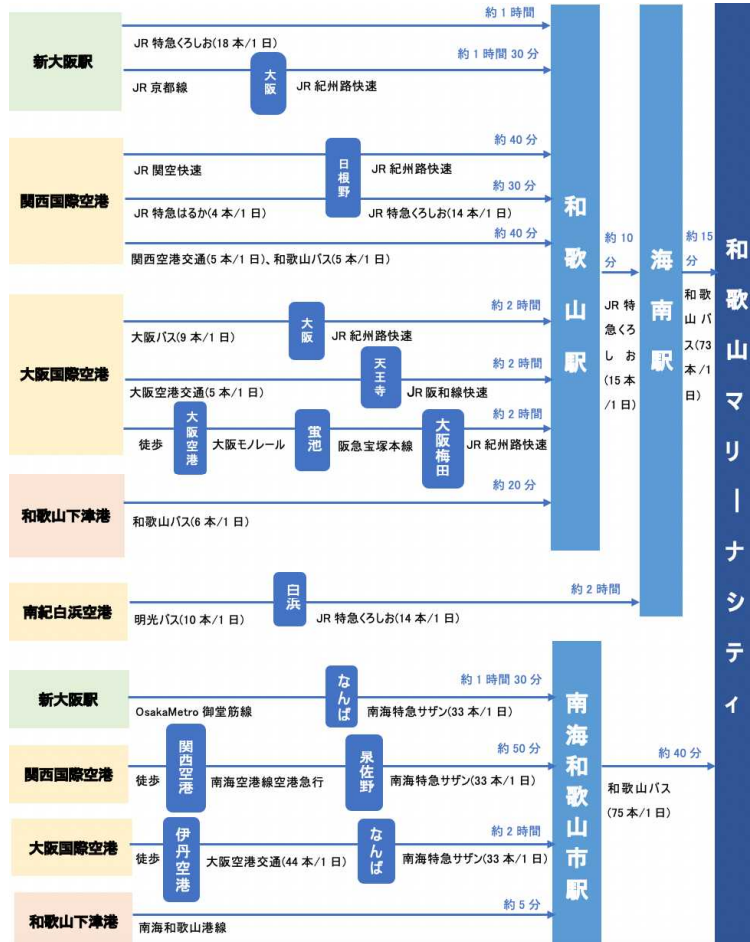
(1) 鉄道・バスなどのネットワーク

- 鉄道アクセスの中心地は、JR海南駅、南海和歌山市駅などとなるのが想定されるため、それぞれの駅からシャトルバスなどを運行することで渋滞緩和を実現し、交通の質を高める工夫を行う予定である。

(2) 道路ネットワーク

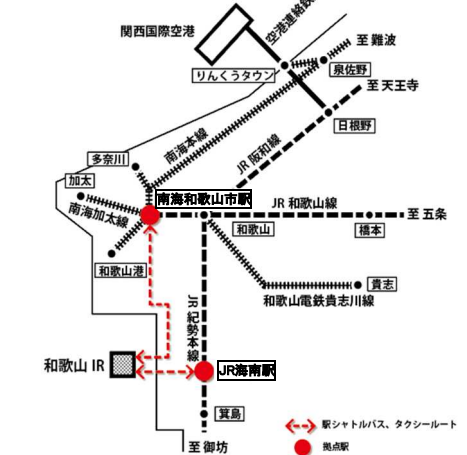
- 和歌山IRへの道路アクセスは、和歌山市内方面からはサンブリッジ、海南市内方面からはムーンブリッジを通る2ルートが整備されている。
- 大阪方面からは阪和自動車道を利用して、和歌山南スマートインターチェンジからは約10km(約30分)、海南東インターチェンジからは約6km(約15分)でアクセス可能である。
- 紀南方面からも同じく阪和自動車道を利用して、最寄りの海南インターチェンジから約5km(約10分)でアクセス可能である。

(域内アクセス拠点から和歌山IRまでのアクセス性)



(JT時刻表(1月発行)、Yahoo乗り換え案内(2022年1月6日時点)より作成)

(鉄道・バスなど)



(道路)



① IR事業の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。)

1 IR事業の一体性について

IR事業者として、IR事業に関し、以下に掲げる原則を遵守する。

(1) 経営の一体性の確保

IR事業者は、カジノ事業を自ら運営し、カジノ事業のみならず、IR事業全体を一体的に実施(設置及び運営)する。なお、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントとの入居契約を行うことがある。

(2) IR施設を構成する全施設の一体的所有

IR事業者は、一群となったIR各施設を、単一の区画に集約して設置・運営し(地理的一体性の確保)、また、施設内の適切な動線設定による回遊性の確保などを通じ、機能的にも一体として管理する(機能的一体性の確保)。さらに、IR区域内の土地及びIR施設を構成する全施設は、全てIR事業者が所有する(権原としての一体性の確保)。詳細は、【要求基準3】及び【要求基準14】参照。

(3) IR事業以外の事業の兼業禁止

IR事業者として、IR事業以外の事業の兼業は実施しない。なお、附帯事業は実施予定である(詳細は、本計画【要求基準13】を参照)。

2 IR事業の継続性について

以下に掲げる措置を講じることで、IR事業の安定的かつ継続的な実施を担保する。

- IR事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制を、以下の観点で整備する。
 - 海外IR事業の経験が豊富なカジノオペレーターがIR事業者の構成員として参画することで、IR事業を確実に遂行できる能力を有すること。IR事業者の構成員間での役割分担と連携体制が構築されており、IR事業者としての責任の履行を確保できていること。
 - IR事業者は、財務面も安定しており、中核株主や金融機関からのコミットメントなどにより業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できる計画を適切に講じていること。
 - 防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組を適切に講じており、感染症及び災害その他のリスク事象への対策が適切に講じられていること。
 - 每期必要な再投資額の支出可能性を補う観点から、一定金額を再投資積立金として積立てることで、将来の再投資支出の実現性が担保されていること。
- 区域整備計画の認定後、計画を円滑に実施するために、和歌山県とIR事業者で実施協定を締結する。事業期間を、実施協定締結日から、当初の区域整備計画の認定日の40年後の応当日の前日まで(事業期間が延長された場合には延長後事業期間終了予定日)とすることで、長期にわたる事業期間を確保する。
- IR整備法で求められている事業報告等に加え、和歌山県とIR事業者との実施協定に基づくモニタリングを実施することにより、長期にわたり安定的で継続的な事業運営の確保を図る。モニタリング結果については、様々な分野の有識者で構成する「和歌山IR評価委員会」を設置し、客観的・専門的な立場から評価・答申・助言等をいただき、それを踏まえてIR事業の発展、改善に向けた対策を講じる。

【様式:要求基準12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	通し番号	1/1
---	------	-----

① 施設供用事業者が所有するIR施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

① 附帯事業に関する事項

IR事業者は、以下の附帯事業を行う予定である。

1 来場者輸送手段の整備・運営

IR施設に滞在する顧客の快適な来訪手段を確保するため、海上輸送も視野に入れ、IR事業者が来場者輸送サービスの提供を行う。

2 従業員宿舍の整備・運営

IR事業者の従業員への福利厚生施策の一環として、従業員宿舍を整備・運営する。

3 その他の附帯事業

上記のほか、IR事業を実施するにあたり、IR施設来場者の利便性の向上等を果たすため、IR区域内外において以下の取組等を実施する予定である。

- ・ IR区域外の広告媒体等を活用した和歌山IR(カジノ事業に関連するものを除く)に関する宣伝活動
- ・ IR区域外における、大学等の教育機関等と連携した人材育成活動
- ・ IR区域外のイベントや団体等への出資・協賛活動を通じた地域貢献・地域連携活動
- ・ 環境負荷低減及びIR事業におけるエネルギー確保の観点から、IR施設内におけるエネルギー供給に関連する活動 など

② IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものであることを証する事項

1 IR事業者が会社法に規定する会社であること

IR事業者は、会社法第2条第1号に規定する会社のうち、株式会社とする。

2 専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものであることを証する事項

IR事業者においては、専ら設置運営事業を行うものであり、専ら設置運営事業を行うために新設された法人であつて、定款記載の目的も設置運営事業に限定されている。なお、本件IR事業において、施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

① IR施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)

1 土地に存する既存建築物などの取得方法及び取得予定時期

和歌山県は、締結済みの第1契約【要求基準3①2(1)参照】に記載の条件に基づき、図表1左下の赤枠部分記載の以下に掲げる資産(以下「既存建築物等」という。)を現所有者から取得する。

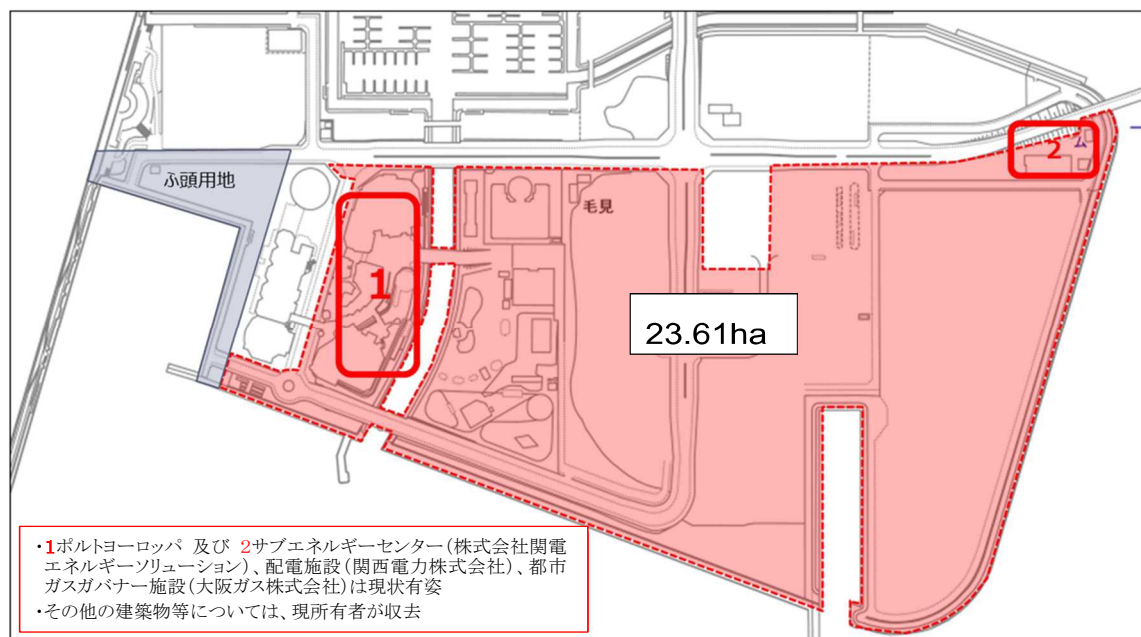
その上で、今後締結する予定の第2契約【要求基準3①2(1)参照】により、IR事業者が和歌山県より既存建築物等を取得し、所有権保存登記を行う。

- ・ポルトヨーロッパ
- ・サブエネルギーセンター
- ・配電施設
- ・都市ガスガバナナー施設

和歌山県が現所有者から既存建築物等を取得する時期及びIR事業者が和歌山県から同既存建築物等を取得する時期は、現状、いずれも2023(令和5)年度を想定している。

なお、ポルトヨーロッパについては、IR事業者が解体工事を行った上で、建物滅失登記を行い、開業までに跡地は公園として整備予定である。

〈IR予定区域の土地に存する既存建築物など(図表1)〉



2 1以外の建築物などの取得方法及び取得予定時期

新設の建築物等は、IR事業者が、建設関連事業者等との間で建設工事請負契約を締結し、IR施設の建設を行わせ、その完成後に建設関連事業者等から建築物等の引き渡しを受け、IR事業者を所有者とする所有権保存登記を行う。

取得予定時期は、各施設の建設が完了した後に、IR事業者へ引き渡しが完了した時点となり、現状2027(令和9)年度*を想定している。

※工程が最も早く進捗した場合の想定である。新型コロナウイルス感染症の収束状況、カジノ管理規制の整備状況、IR区域周辺区域における自然災害の発生状況、大幅な工事環境の変化の状況等によっては、IR事業の工程は変動する可能性がある。

① IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

1 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

【費用の見込み: 整備費用 約4.5億円、開業後 約9億円/年】

(1) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置

a 依存防止規程等の策定等

- ・ 依存防止規程及び実務上の対応についての行為準則・マニュアルを策定し、当該規程等の内容を全社的に遵守することを徹底する。依存防止規程の内容はIR整備法令に従い、本様式記載の各対策等について盛り込むこととする。
- ・ 責任あるゲーミングプログラムに関する行動規範を策定し、プログラムの意義、カスタマープロテクション、コンプライアンス委員会の設置等について盛り込むこととする。
- ・ 依存防止規程記載の各措置については、法令に従った監査及び事業年度ごとの評価を行うとともに、IRカードに基づき取得したデータを活用した継続的な調査・研究・レビューを行うほか、専門家や実績のある外部団体と連携して検証・見直しを実施する。

b 従業員教育・訓練

- ・ シーザーズ・エンターテインメントのノウハウに加え、各分野における著名な研究者との協働や、日本の文化、既存のギャンブル環境等を踏まえた実効性のあるトレーニングカリキュラムを実施する。

c 厳格な入場制限等(入場回数制限・入場料の賦課等)

ギャンブル等依存症が疑われる者や、その他カジノ施設の利用が不適当と認められる者のカジノ施設への入場を制限するため、以下の各措置による厳格な入場制限等を課すこととする。

- ・ 入退場時において、日本人や外国人居住者には、マイナンバーカードの提示による本人確認及び入場後のIRカードの作成を義務付ける。
- ・ 日本国内に住居を有しない日本人及び外国人等には、旅券等の提示による厳格な本人確認を行う。
- ・ 20歳未満の者、暴力団員等の反社会的勢力に該当する者、入場料未納者、入場回数制限超過者等の該当性を確認し、該当者のカジノ施設への入場を禁止する。
- ・ 日本人や外国人居住者について、入場回数を連続する7日間で3回まで、28日間で10回までに制限するとともに、入場1回あたり入場料6千円を賦課する。(最大24時間までは反復して入場可能)
- ・ 本人又はその家族その他関係者の申出によるカジノ施設利用制限措置登録者の入場を禁止する。
- ・ ドレスコードを設定する。

d 滞在時間・使用金額等の管理/IRカードの導入

- ・ 入退場ゲートを通じて、入退場時間を確認・記録し、その時刻を印字したレシート等の発行により、顧客に入場時刻を周知する。また、IRカードを通じて各端末等で入場時刻の確認を可能とする。
- ・ 入場から24時間を経過した場合、入退場履歴から判定を行い、再賦課される入場料の徴収等を行う。当該徴収等は、24時間超の滞在を監視する特別な渉外チームによって実施される。
- ・ IRカードには、現金チャージ機能、上限額設定機能、ポイント付与機能が具備され、上限額設定機能により、利用者が使用金額の自己管理が可能となり、依存症リスクや破産リスクを軽減する。
- ・ IRカードと連動した各カジノゲームでプレイ履歴(プレイ時間や使用金額等)が蓄積されるほか、一元管理する利用者情報をICT技術と組み合わせ、依存症兆候の早期発見や依存症傾向にある利用者の行動パターンの特等を行い、依存症対策専門員等によって対応することを可能とする。

e 貸付業務の規制・資金アクセスの制限

- ・ 日本人や外国人居住者について、チップの交付等を受けるためのクレジットカード利用を禁止する。
- ・ 特定金融業務に係るIR整備法令等を厳守し、特定資金貸付においては、日本人及び外国人居住者への貸付を、IR事業者の管理する口座に「1,000万円以上」預け入れている者に限定し、顧客の返済能力について厳格に調査するとともに、貸付限度額の範囲内でのみ貸付を行う。
- ・ カジノ施設内へのATM等の設置、カジノ施設周辺への貸付機能を有するATM等の設置及びIR区域内への新規与信機能を有する貸金業端末等の設置を行わない。

f 広告及び勧誘の規制・管理

- ・ IR 整備法令に従い、日本人及び外国人居住者に対する IR 区域外での広告を、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続きを完了するまでの部分に限定する。

g 依存症の疑いのある利用者の個別の事情に応じた早期発見・相談・治療支援

(a) 依存症の疑いのある利用者の早期発見等

- ・ 利用者の来場頻度やプレイ履歴に加え、注目すべき言動、身体的又は非言動的な兆候等の見極め、問題の傾向が見受けられた場合の対応等についてマニュアルなどを策定し、依存症の疑いのある者の早期発見に努める。
- ・ 依存症の疑いがある利用者の早期発見に努め、対象者の状況に応じ、カジノ施設からの退場や休憩を促すほか、利用制限措置の申出やカジノ施設の利用に関する相談を勧奨する。
- ・ 対象者本人の希望を踏まえ、地元のカウンセラーやメンタルヘルス専門家、専門医療機関等と連携を図り、依存症患者が適切な治療を受けられる環境を整備する。

(b) IR区域内における相談窓口（相談室）の設置

- ・ 24 時間対応の依存症に関する相談窓口（相談室）を、IR 区域内のカジノフロア内外に設置するとともに、専門知識を有し、徹底した事前教育を受けた従業員を配備し、依存症対策専門員を交えて相談しやすい環境を整備する。

(c) 利用者の適切な判断を促す参考情報の提供

- ・ カジノ施設全域において、依存症にかかる注意喚起、啓発広告及び上記(b)の相談室情報を掲示するほか、セミナー・パンフレット・インターネット等を通じ、ゲーミングに伴うリスクや安全にゲーミングを行う方法、利用制限措置、地域の関連機関等の相談窓口連絡先等の情報を周知する。

(d) 利用制限措置の適用等

- ・ 本人又はその家族その他関係者の申請に基づき、入場規制等の利用制限措置を課す。
- ・ 利用制限措置の対象者及びその家族等には、その状況に応じて関連機関等の相談窓口の連絡先その他適切な判断を助けるために必要な情報を提供する。
- ・ 利用制限措置の対象者には、勧誘、カジノ行為関連景品類の提供及び貸付等を行わない。

(2) 上記措置の実施のために必要な体制の整備

- ・ カジノ施設内には、シフトマネージャー、技術マネージャー及びフロアパーソンを置き、ディーラー及び顧客のカジノ行為の管理・監督を行う。また、顧客に対する接客サービスを行う、コンシェルジュ、カジノホストをカジノフロアに配置する。
- ・ 責任あるゲーミング担当部門を設置し、ギャンブル等依存症対策を担うほか、特別に訓練された依存症対策専門員がカジノ施設内の巡回を行い、依存症の相談を行うための相談窓口（相談室）を設置する。
- ・ 社内研修である「IR アカデミー研修制度」として、従業員にはギャンブル等依存症研修、コンプライアンス研修、接客研修等を通じ、依存症対策や責任あるゲーミング等への理解を促す。

(3) IR事業者が当該措置を適切に実施すると認められる根拠

IR 事業者 (SPC) 構成員の一員であるシーザーズ・エンターテインメントは、責任あるゲーミング分野で先駆的な取組を率先して実施するなど、長年に渡る実績を有しており、海外でのカジノ施設の運営ノウハウを IR 事業者 に提供し、海外のベストプラクティスを施設の運営体制に反映させることにより、確実かつ適切に措置を実施する。

2 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成等対策

(1) 犯罪の発生の予防に係る措置

【監視費に係る費用の見込み:整備費用 約3.9億円、開業後 約7.7億円/年】
 【警備費に係る費用の見込み:整備費用 約14.5億円、開業後 約29億円/年】

a 自主警備のための体制の確保

(a) カジノ施設内の警備体制の構築

- ・ 施設への入場口には最新式の超小型爆発物・薬物検知や、センサー技術と人工知能を融合させたセキュリティ・ゲート等を導入・設置する。
- ・ カジノ施設内は監視カメラに加え、IR カードのプレイ履歴等による情報を活用しながら、警備員の配備・巡回により、施設内の監視・警備を行う。
- ・ 利用者による不正やチップの譲渡等を防止すべく、利用者の手元やチップの受渡場面にフォーカスした形で、監視カメラによる監視等の措置を講じる。

(b) IR 区域内の警備体制の構築

- ・ IR 区域内には、総合セキュリティセンターを設置するとともに、各棟の防災センター、現場警備員、防犯カメラ等の機械警備等が一体となった 24 時間 365 日の安定的な警備体制を確保する。
- ・ 警備員は主に IR 区域の主要動線に配置し、来場者に対し見せる警備を行うことで、犯罪発生を抑止及び安全安心を提供する。

(c) 警備員による早期対応等

- ・ IR 区域内及びその周辺において迷惑行為や違法行為等をしている者を発見した場合には、その行為を制止するとともに、IR 区域内からの退去を図り、必要に応じて警察に通報する。
- ・ IR 区域内においてトラブル歴のある者の情報や和歌山県警察等関係機関との情報交換による情報についてはリスト化し、対象者発見時については、警備員の重点配置や、監視カメラによる監視を行い、必要に応じて警察に通報する。

(d) 外国語にも対応できる警備員の配置など

- ・ IR 区域内には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員を複数配置するとともに、スマートフォン等の翻訳機を活用することで、より拡充した体制を構築する。

(e) 監視・警備措置の記録・分析・監査

- ・ 監視・警備の各措置については、関連法令に従い、その実施状況を記録するほか、実施状況について調査及び分析し、その結果を記録するとともに、各措置の必要な見直し及び監査を行う。

b 治安維持のための防犯カメラの設置

(a) カジノ施設における防犯カメラの設置

- ・ カジノ施設においては、利用者や従業員の不審な行動を監視するため、①人の動線となる出入口、②ゲーミングフロア、③デポジット・清算・クレジット業務を行うケージ(キャッシャー)周り、④アルコールを提供する非ゲーミングエリア(泥酔者等の監視)などに防犯カメラを設置する。

(b) IR 区域内における防犯カメラの設置

- ・ IR 区域内には、防犯カメラを複数台設置し、特に人の動線や滞留が起きやすい場所に防犯カメラを重点的に設置する。
- ・ 外構には街灯と防犯カメラを一体化した「スマートポール」等を設置し、犯罪抑止に加え、来場者が安心して施設を利用できることにも配慮する。

(c) 犯罪等発生時における防犯カメラ映像を活用した早期の対処

- ・ 防犯カメラの映像については、犯罪等発生時に警察等からの要請に応じて提供できるよう、一定期間保存し早期の事案解決に協力する。

c 防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計

(a) 犯罪を起こさせないレイアウトの設計

- ・ 和歌山県警察と協議の上で、IR 区域内には詰所を設置できるスペース(30 m²以上)、MICE 施設内には、大規模イベントの警備や有事の際に警察指揮所が設置可能なスペースを確保し、総合セキュリティセンター内には、和歌山県警察が自由に活用できるスペース等の確保も検討する。
- ・ 車両テロ防止のため、IR 施設直近まで侵入可能となる車両を、事前に連絡のあった搬出入車両や大型バス、VIP 車両等に限定し、IR 施設への入退場ゲートで厳密に車両管理を実施する。
- ・ 死角を減らしたレイアウトによる監視性の確保や適切な照明設備の設置による視認性の確保、人通りの多い場所に限定したゴミ箱の設置等による爆発物等危険物設置対策を実施する。

(b) 発生状況の分析結果等に基づいたレイアウトの見直し

- ・ 発生事案等の分析結果や専門家意見等を踏まえ、必要に応じ、施設設備等の見直しを実施する。

d 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止等

(a) 暴力団員等の入場管理

- ・ カジノ施設内への入退場は、マイナンバーカード等による入場管理を行い、暴力団員等の入場禁止対象者を監視・規制する。
- ・ 暴力団員等の本人特定事項や暴力団員等の識別に資する事項の情報・資料の収集及び整備を実施し、入場者の本人特定事項と照合するとともに、カジノ施設利用約款には「入場者がカジノ行為区

画に入場しようとする時ごとに暴力団員等入場禁止対象者でないことを誓約させる」旨記載し、暴力団員等の入場を防止する。

- ・ 暴力団員等の入場を防止するため、平素から、和歌山県警察と密接に連絡する。

(b) 入場禁止対象者発見時における迅速な対応

- ・ 入場禁止対象者を発見した場合には、監視カメラによる継続的な監視と警備員による対応により、速やかに退場させ、必要に応じて警察に通報する。

e マネー・ローンダリング防止に係る措置

マネー・ローンダリングの防止を徹底するため、関係法令を遵守した上で主として以下の対策を行う。

(a) 環境面の対策(反社会的勢力の排除等)

- ・ 暴力団員等の反社会的勢力が従業者とならないよう、採用にあたっては背面調査を徹底する。

(b) 取引行為に着目した対策

- ・ 顧客の指示を受けて行う送金先を IR 事業者によって確認された本人名義の口座に限定する。

(c) 顧客の行動に着目した対策(チップの譲渡等の制限)

- ・ チップの譲渡、譲受、カジノ行為区画外への持ち出しが禁止されている旨を、カジノ施設の本人確認区画及びカジノ行為区画に表示する。
- ・ IR カードに紐づいたチップの交換や増減等の履歴、換金を含めたプレイ履歴等の把握を可能とし、マネー・ローンダリングを防止する。

(d) 事業者の規制遵守のための対策(内部管理体制等の整備)

- ・ 取引時確認等に関する事項、疑わしい取引に関する事項、内部管理体制の整備に関する事項、チップの譲渡の防止等のための事項、100万円を超える現金取引の届出に関する事項等を記載した犯罪収益移転防止規程を作成し、周知徹底を図る。

f 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備

(a) 苦情等受付窓口の設置

- ・ IR 施設内における施設機能、サービス等や IR 施設周辺における地域環境、交通、人流、インフラ等に関する要望や苦情など、広く地域住民の意見を聞くための渉外部門「地域連携課(仮称)」を設立し、専用窓口を設置運営する。

(b) 受け付けた要望苦情による事業運営の改善

- ・ 各部署へ受け付けた苦情等の情報共有を行い、それらを踏まえて事業運営の改善を図る。

g 和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関との情報共有及び連絡体制の構築

- ・ 地域住民の意見要望の把握などのため、IR 事業者、和歌山県警察、自治体、地域住民等を構成員として設立する「IR 周辺地域連絡協議会(仮称)」に参画するほか、関係機関と連携の上、様々なリスクに備えた防犯訓練を実施することで、犯罪を起こさせない安全で安心なまちづくりを推進する。
- ・ IR 事業者、和歌山県警察、自治体等を構成員として設立する「多文化共生協議会(仮称)」に参画し、IR で働く外国人従業者に対する犯罪、事故抑止対策を推進する。
- ・ 和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター、IR 事業者を構成員として設立する「暴力団等排除協議会(仮称)」に参画し、それぞれと連携の上、暴力団等を徹底して排除する。
- ・ 大規模イベント実施時は、関係機関との連携のもと、各イベントの特殊性を踏まえた個別の警備計画を作成し対応する。

(2) 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に係る措置

【対策に必要な費用の見込み:整備費 約0.3億円、開業後 約0.5億円/年】

a 周辺環境に係る対策等

- ・ IR 区域及びその周辺における騒音・ごみ対策、交通渋滞防止のための場内の交通整理など、環境の悪化を防止する対策を行う。

b 広告及び勧誘の規制

- ・ カジノに関して、善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある広告又は勧誘は行わない。

(3) 青少年の健全育成に係る措置

【対策に必要な費用の見込み:整備費 約0.1億円、開業後 約0.1億円/年】

a 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、IR施設における年齢確認等の実施・強化

(a) カジノ施設における年齢確認等の徹底

- ・ カジノ施設内への入退場は、マイナンバーカード等による本人確認を義務付けることで、20歳未満の者など入場を規制し、カジノ施設周辺においては、警備員による重点的な定期・不定期の巡回を行い、20歳未満の者と思われる者のカジノ施設への入場を防止する。

(b) 20歳未満の者を発見した際の適切な対応

- ・ 警備員の巡回中や機械警備により、カジノ施設周辺や深夜帯において20歳未満の者と思われる者を発見・覚知等した場合は、積極的な声掛けを行うとともに、必要に応じて警察への通報を行う。

b ギャンブル等依存症対策を踏まえた各種広報啓発活動の実施

- ・ 地域や学校からの要望に応じて、自治体や教育機関等関係機関と連携の上、防犯教室や授業を通じ、小冊子等の活用による啓発活動等を実施する。

c 広告及び勧誘の規制

- ・ 20歳未満の者に対して、カジノに関する広告・勧誘は行わない。

(4) IR事業者が当該措置を適切に実施すると認められる根拠

カジノ施設における治安対策は、IR事業者(SPC)構成員の一員であるシーザーズ・エンターテインメントの海外での監視・警備、治安対策等に関する実績及び経験等を踏まえ、計画されている措置であるため、実効性が高いものである。また、IR区域の治安対策については、大型施設における国際規模のイベント等の警備実績のある複数の警備会社の経験を踏まえて計画されている措置であり、実効性が高いものであるといえる。また、IR事業者はベストプラクティスを反映し、和歌山県や関係機関とも強固に連携して対策を検討しており、実現可能なものとなっている。

② 国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項

1 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

(1) 国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力に関する事項

マカオ、シンガポールで行われた実証データ測定においてIR事業者・行政・第三者機関(病院や関連評価団体等)の連携(ソーシャルネットワーク)が依存症対策の効果を高めるにあたって極めて重要になるという検証結果があり、和歌山県においても、「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、地域の関連機関が連携して包括的に対策を講じている。区域認定後は、IR事業者がそれら各関係機関と適切な連携・情報共有等の協力を行い以下の対策を講じる。

- ・ IR区域内にて、和歌山県や関係機関が作成する専門相談・医療機関等の連絡先や、正しい知識の普及・啓発等に係る資料・情報等の周知・提供を行う。
- ・ 和歌山県立医科大学及び附属病院等が実施する依存症研究について、活用可能なデータ等(IRカードの蓄積データ等)の提供、世界の最新事例の収集、依存症対策に係る共同研究、研究費支援等の協力を行う。
- ・ IR事業者が有する知見の共有、人材育成に係る協力を行う。

(2) IR事業者が当該事項を適切に実施すると認められる根拠

IR事業者(SPC)構成員の一員であるシーザーズ・エンターテインメントは、海外において、現地の行政機関等と連携し事業を実施しているほか、取組の評価にあたっては、各地域での研究者・治療提供者・回復した問題ギャンブラーとの対話等を実施するなどの実績を有しており、関係機関との連携に係るこれらのノウハウ等を活用することで、確実かつ適切な事業の実施を行う。

2 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成等対策

(1) 国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力に関する事項

和歌山県警察とIR事業者との間で、捜査上必要な資料の提供依頼への対応等に関する協力協定を締結するほか、事案発生時には、IR区域内の防犯カメラの映像を、和歌山県警察が管理する映像提供専用サーバーへのネットワークを介して、迅速に提供し早期事案解決に協力する等、和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成のために実施する対策への協力や情報共有を実施する。

(2) IR事業者が当該事項を適切に実施すると認められる根拠

IR事業者は、前記【要求基準15①2(1)及び同②2(1)】に記載のとおり、和歌山県公安委員会・和歌山県警察等との情報共有及び連絡体制を構築する予定であり、当該体制の下で、国や和歌山県等が実施する施策への協力が確実かつ適切に実施される。

① IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額

1 IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)

施設の保守・メンテナンス等の修繕維持管理に要する費用は、2030(令和12)年度において合計で約28億円の支出を想定している。具体的な内容は、以下のとおりである。

施設	内容
国際会議場施設(1号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
展示等施設(2号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
魅力増進施設(3号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
送客施設(4号施設)	以下の共通項目に加え、ショーケース設備のメンテナンス
宿泊施設(5号施設)	以下の共通項目に加え、客室家具什器のメンテナンス
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	以下の共通項目に加え、室内アトラクションのメンテナンス
カジノ施設	以下の共通項目に加え、電子ゲーミング機器、ゲーミングテーブル等のメンテナンス
その他	以下共通項目のメンテナンス

各施設に共通の維持管理の内容は以下のとおりである。

カテゴリ	内容
建物全体	建物や内装の美観や機能に関する点検、亀裂やダメージの発見、補修 など
電気・機械設備	電気設備、非常用発電機、監視・警備設備、照明設備、空調設備、雨水処理装置、非常通報装置、消防装置、エレベーター・エスカレーター・自動ドア、IT機器やITシステム、キオスク端末・POS・サイネージなどの点検、メンテナンス、修理 など
衛生管理	飲料水水質検査、受水槽清掃、害虫ねずみ駆除、プール浴槽水質検査、キッチン・食材衛生検査などの実施 など
清掃等	建物及び敷地内の清掃、植栽剪定 など

2 IR施設への定期的な設備投資(資本的支出)

各施設の価値向上の投資に要する費用は、2030(令和12)年度において合計で約32億円の支出を想定している。具体的な内容は、以下のとおりである。

施設	内容
国際会議場施設(1号施設)	以下共通項目に加え、舞台設備、プロジェクター、モニターなどの購入
展示等施設(2号施設)	以下共通項目に加え、プロジェクター、モニターなどの購入
魅力増進施設(3号施設)	以下共通項目に加え、舞台設備などの購入
送客施設(4号施設)	以下共通項目に加え、ショーケース設備などの購入
宿泊施設(5号施設)	以下共通項目に加え、客室の家具、什器、備品、装飾品、キッチン設備・テーブルウェア、ランドリー、スパ、プール関連の設備・備品の購入
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	以下共通項目に加え、プロジェクター、モニターなどの購入
カジノ施設	以下共通項目に加え、ゲーミング機器、ゲーミングテーブルの購入
その他	その他上記に該当しない部分で、施設の価値を向上させるために買い替えが必要となる設備や資材の購入

各施設に共通の資本支出の内容は以下のとおりである。

カテゴリ	内容
建物	施設の改善、改装、模様替えなど、機能付加として費用ではなく資本支出として計上すべきもの
電気・機械設備	電気設備、非常用発電機、監視・警備設備、照明設備、音響設備、空調設備、雨水処理装置、非常通報装置、消防装置、IT機器やITシステム、キオスク端末・POS・サイネージなどの購入
その他	壁紙、床材・絨毯、テーブル、ソファ、椅子、従業員ユニフォームなどの購入

② カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

1 基本的な考え方

IR開業後、将来的には、宿泊施設やエンターテインメント施設の設置などの追加の大型投資を想定している。ただし、当該大規模投資に関しては、社会的・経済的環境など様々な影響を受けることのみならず、2027(令和9)年度の和歌山IR開業後の着実な事業計画の達成により十分な利益を獲得することが前提となると考える。

IR事業者として、事業計画の着実な遂行・達成のためには、まずはIR施設内の各施設や環境を最新・安全の状態に保ちつつ定期的に追加投資を行うことや、和歌山県の長期的発展のために、和歌山県が実施する区域整備計画施策への積極的協力により県民理解の醸成やIR施設周辺の治安を維持・向上させることが重要であり、開業後数年の収益を安定化させることが最優先課題である。そのための手段として、カジノ事業の収益を活用して、継続して毎期一定額の、質及び量の両面で十分な内容の投資を行う。

一方、コロナウイルス感染症の影響で、諸外国のIR施設が、2020(令和2)年に大打撃を受けたように、予測が難しい事象によりIR事業が不調に陥り、十分な再投資額を捻出できない可能性がある。よって、毎期必要な再投資額の支出可能性を補う観点から、一定金額を再投資積立金として積立てることで将来の再投資支出の実現性を担保する。

その他、地域の将来的な発展・貢献の観点から、IR事業者としてCSR活動を積極的に推進したいと考えている。具体的には、IR事業者として支出の公平性や透明性が担保される前提の上で、公共性の高い施策や災害関連復興支援などへの投資を実施するため、CSR資金として、毎期、一定の積立てを行い、必要性に応じて支出を行う。

2 具体的な投資内容

原則、以下「(1)～(5)」の項目に対して、カジノ事業の収益等を活用し、毎期一定額のIR事業への再投資を予定している。

(1) IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)

- ・ 毎期一定程度発生する、施設の保守メンテナンス等の修繕に要する費用
- ・ 具体的な投資内容及び金額は、前述【要求基準16①1】参照

(2) IR施設への定期的な設備投資(資本的支出)

- ・ 毎期一定程度発生する、各施設の価値を高めるための設備投資に要する費用
- ・ 具体的な投資内容及び金額は、前述【要求基準16①2】参照

(3) IR施設への定期的なコンテンツ更新・追加等投資

- ・ 毎期一定程度発生する、各施設の価値を高めるための投資(コンテンツ充実等)に要する費用
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約24億円の支出を想定

カテゴリ	投資内容
国際会議場施設(1号施設)	・誘致体制の強化、誘致プロモーションの強化、宿泊施設や送客施設など他施設と連携したMICEパッケージの開発、旅行代理店・PCO・PEO等の協力会社との連携 など
展示等施設(2号施設)	
魅力増進施設(3号施設)	・新たな日本食飲食店の開発、和食づくり体験イベントの開発、有名ゲストを招待した期間限定イベントの実施 など
送客施設(4号施設)	・ショーケース機能における観光発信内容の更新、パッケージツアーの継続的开发、送客先施設等との継続的なネットワークの開発 など
宿泊施設(5号施設)	・周年イベント(クリスマス、年末年始など)の実施、ホテルレストランメニューの開発、アメニティの開発 など
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	・eスポーツ等の新たなイベントコンテンツの開発 など
カジノ施設	・施設内イベントの実施(IR関連法令等で認められる範囲内での実施)、ロイヤリティプログラムの更新 など
その他	・IR施設全体の広告宣伝、国内外の見本市等への出展、追加の人材雇用、IR施設内イベントや地域連携イベントの実施 など

(4) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う投資

- ・ 主にIR区域内を対象とした、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う対策のための費用
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約47億円の支出を想定

カテゴリ	投資内容	
ギャンブル等依存症対策費用	・依存症に関する相談体制の構築、教育システムの整備、社内研修カリキュラムの更新、入退場管理システムの運用・維持・更新、IRカードの運用・維持・更新 など	
犯罪の発生の予防のための施策及び措置	警備費	・カジノ施設及びIR区域内の自主警備体制構築費用(国内有数の実績のある警備会社への委託費用、ウェアラブル端末やGPS端末の活用費用) など
	監視費	・カジノ施設及びIR区域内における複数の防犯カメラの設置費用 ・監視・警備措置の記録・分析・監査費用(AI等を活用した画像自動検知・犯罪予測システムの導入など含む) など
	犯罪の発生対策費	・金属探知機利用料、警備ロボット利用料 など
善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置に関する費用	・騒音対策、ゴミ収集、交通渋滞防止のための場内の交通整理対策費用 など	
青少年の健全育成のための施策及び措置に係る費用	・青少年の健全育成のためのリーフレットの作成、IRに関する説明会の実施費用 など	

(5) 和歌山県が実施する施策への協力のための投資

- ・ 和歌山県が実施する区域整備計画に関する施策に対して、IR事業者が積極的に支援し、持続的な地域発展に寄与することを目的とした投資に要する費用
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約3億円の支出を想定
- ・ 具体的な投資内容については、以下のとおり

a MICE誘致施策

IR事業者として、2030(令和12)年度において、約1.1億円/年の支出を想定する。

施策	協力内容
MICE誘致活動	・和歌山県が誘致をめざす国際会議等のロビー活動を共同で実施
商談会・見本市等への出展	・MICE専門の商談会・見本市等に和歌山県とともに出展
共催企画展示会の開催	・和歌山、関西及び観光街道エリアに親和性のある展示会等を和歌山県と企画実施
国際会議等開催支援	・MICE開催イベントに応じた費用の一部負担

b 観光振興施策

IR事業者として、2030(令和12)年度において、約2.2億円/年の支出を想定する。

施策	協力内容
国際観光人材育成	・国際観光人材のボトムアップに繋げられるよう人材育成の取組支援 など
商談会・見本市等への出展	・国内外で開催される商談会・見本市等に和歌山県とともに出展 など
メディア対策	・有カメディアを活用した情報発信事業への協力 など
DMPの構築・運営	・IR区域への来訪者情報のデータ分析基盤と和歌山版DMPとの連携 ・和歌山版DMPの構築・運営の支援 など
県内周遊バスネットワーク構築・運営支援	・和歌山IRを起点に県内観光地をストレスフリーで周遊できるバスネットワークの構築・運営支援(今後、必要に応じて別途費用計上を見込んでいる)
観光街道受入環境整備	・観光街道内の関係自治体等と連携しながら、交通体制の構築や多言語表記の統一的な整備など観光街道の形成に必要な受入環境を整備(今後、必要に応じて別途費用計上を見込んでいる)
県観光連盟の強化	・地域連携の牽引役として、観光施策等を実施する県観光連盟の取組支援

c. ギャンブル等依存症対策

IR開業後、IR事業者として、2030(令和12)年度において、約0.1億円/年の支出を想定する。

施策	協力内容
和歌山県立医科大学及び附属病院との連携による依存症対策研究事業	・研究に活用可能なデータ等(IRカードの蓄積データ等)の提供、世界の最新事例の収集、依存症対策に係る共同研究、研究費支援など
実態調査(認定以降毎年実施)	・調査費支援、IR利用者を対象とした調査の実施協力 など

③ 収支計画及び資金計画との整合性

2030(令和12)年度においては合計で、年間約130億円(年間カジノ収益の約7%程度に相当)の再投資を見込んでおり、内容面及び金額面でも十分な投資内容であると判断している。

カジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、適切に収支計画(損益計算書、貸借対照表など)や資金計画へ反映している。

① 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

1 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金(以下、「納付金等」)の見込額

開業2年目となる2028(令和10)年度において、認定都道府県等入場料納入金 約50億円、認定都道府県等納付金 約260億円を見込む。

2 納付金等の配分方針

和歌山IRの事業期間を通して、事業を安定的に実施するには、立地市である和歌山市とのパートナーシップが不可欠であり、ともに和歌山IRを支えるための費用、支えることへの対価として、和歌山市に認定都道府県等納付金の25%を交付する。(認定都道府県等入場料納入金の配分はおこなわない。)

また、和歌山県及び和歌山市は、和歌山IRの実施及び協力に関する事、認定都道府県等納付金の配分、実施協定に基づく県の損害等の分担などについての考え方を明確にするため、実施協定と同日付で協定を締結する。

3 納付金等の運用方針

納付金等の使途を明確にするため、基金を設置して管理する。
また、長期にわたって安定した財政運営を行うため、納付金等は、以下の方針で運用する。

- ・ 開業前に実施する事業にかかる事業費は、納入後に財政補填を実施(起債事業は起債の償還に充当)
- ・ 開業後に実施する事業は、前年度の納入金額を財源にして事業を実施
- ・ 起債事業は、計画期間内に起債償還金必要額の基金積立を実施
- ・ 災害等不測の事態に備え、基金積立を実施

4 認定都道府県等入場料納入金の使途

懸念される事項への対策により地域の不安を払拭し、IRが地域と共存するため、以下の施策に活用する。

(ア)IR区域の整備の推進のための施策及び措置

施策	主な事業
IR周辺の交通環境の充実	交差点改良等の道路整備、交通管制システムの整備、違法駐車対策 など
IR周辺の環境整備	和歌山マリーナシティ周辺のインフラ全面リニューアル など
防災・テロ対策の強化	災害警備支援システムの導入、テロ対策のための設備増強 など

(イ)カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

施策	主な事業
治安対策の強化	警察力の強化(警察官の増員、警察施設の新設等)、防犯カメラ設置等ネットワークシステムの構築、捜査能力強化のための設備増強 など
ギャンブル等依存症対策の推進	普及啓発・予防教育の実施、相談・医療体制の強化、回復支援、依存症予防・治療に資する調査・研究 など

(ウ)その他の施策及び措置

施策	主な事業
不測の事態への備え	自然災害や感染症による影響など様々なリスクに備えるための基金を積み立て(県内観光地の復興整備、観光関連産業への支援、雇用対策、経済対策 など)

※実施する事業は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことがある

5 認定都道府県等納付金の使途(和歌山県分)

IRの効果を最大限に生かすとともに、地域が将来にわたって発展するため、以下の施策に活用する。

(ア)観光の振興に関する施策

様々な目的でIRに訪れる旅行者を、広域的な周遊観光につなげる施策を展開し、将来にわたって発展する観光地域づくりを進める。(本計画期間内で重点的に実施)

施策	主な事業
MICE誘致の推進	誘致プロモーション、国際会議等開催助成、誘致体制強化 など
観光誘客の推進	国内外観光プロモーション、受入環境整備(インバウンド対策、富裕層対策等)、広域周遊観光の促進、ビッグデータ収集・分析基盤の構築・運営、道路景観の向上 など

(イ)地域経済の振興に関する施策

環境分野に配慮しつつ、経済成長を実現する持続可能な地域づくりを進める。

施策	主な事業
環境に配慮した取組の充実	水素等の次世代エネルギーの活用推進、海洋プラスチックごみ対策 など
地域産業の競争力強化	イノベーション・新産業創出等にかかる支援強化 など
持続可能な農林水産業の実現	試験研究機関の整備、県産品の発信力・販売力の強化 など

(ウ)その他のIR整備法第1条の目的及び同法第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策

施策	主な事業
県財政への貢献	納付金の納入状況や事業の実施状況に応じ、財政改善に活用

(エ)社会福祉(生計の困難な者や心身に障害のある者に対する必要な援助等)の増進に関する施策

地域の将来を支える子供たちが自分らしく成長でき、安心安全に暮らせる地域づくりを進める。

施策	主な事業
子育てに係る経済的負担の軽減	保育料無償化の拡充、在宅育児支援の拡充 など
教育に係る経済的負担の抜本的軽減	教育の各段階における経済的負担の軽減 など
教育環境のさらなる充実	最新のICT環境整備、外国語教育・専門教育等の充実、特別支援教育の充実 など
安全な地域づくりのための防災対策の加速化	ハード対策の加速化、防災対策にかかる最新設備の導入 など

(オ)文化芸術の振興に関する施策

地域の文化資源を未来につなぐとともに、県民が文化芸術、スポーツに触れ合える地域づくりを進める。

施策	主な事業
文化観光施設の充実	近代美術館・博物館の大規模改修及び展示の充実 など
文化資源の保存・継承・活用	指定文化財等の保全・整備の推進及び魅力発信 など
県民の文化芸術、スポーツ活動の充実	文化・芸術活動の拠点整備(県民文化会館の大規模改修等)、文化・スポーツ活動の支援強化 など

※実施する事業は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことがある

6 認定都道府県等納付金の使途(立地市・和歌山市への配分分)

立地市である和歌山市は、IR施設と共存し、将来にわたって発展する地域づくりのため、以下の施策に活用する。

(ア)観光の振興に関する施策

IRを訪れる多くの来場者を周辺観光に誘う、IRと相乗効果を発揮する魅力ある観光地域づくりを進める。

施策	主な事業
和歌山市内観光地の魅力向上	和歌山城・和歌の浦・加太をはじめとした和歌山市の主要観光地の整備 など
観光誘客の推進	IRを見据えた観光戦略の策定、新たな観光資源創出のための取組 など

(イ)地域経済の振興に関する施策

IR施設の立地による地域経済への効果を最大限に高めることができる地域づくりを進める。

施策	主な事業
既存産業の競争力強化と新産業の創出	市内産業のデジタル化の推進、人材の育成・確保、IRと相乗効果を生み出す企業誘致の促進 など
雇用環境の充実と市内就職の促進	雇用・就職支援事業等の拡充 など

(ウ)その他のIR整備法第1条の目的及び同法第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策

IRの立地による懸念事項が払しょくされ、安心安全に暮らせる地域づくりを進める。

施策	主な事業
防災対策の強化	消防・救急体制の充実、テロ対策のための設備充実、防犯カメラの設置補助の拡充 など
ギャンブル等依存症対策の推進	ギャンブル等依存症などの相談体制の強化 など
交通費用の負担軽減など交通利便性の向上	交通費用の負担軽減のための施策 など
不測の事態への備え	自然災害や感染症による影響など様々なリスクに備えるための基金を積み立て

(エ)社会福祉(生計の困難な者や心身に障害のある者に対する必要な援助等)の増進に関する施策

広く立地市の住民が、IRによる恩恵を感じることができる魅力ある地域づくりを進める。

施策	主な事業
保育・教育環境及び支援制度の充実	学校施設等教育施設の整備、経済的負担軽減のための施策 など
高齢者・障害者等への福祉の充実	福祉・交流施設等の整備、高齢者の見守り事業等の拡充 など

(オ)文化芸術の振興に関する施策

地域の文化資源を未来につなぐとともに、文化・芸術であふれる地域づくりを進める。

施策	主な事業
文化観光施設の充実	博物館等文化施設の整備・改修、文化施設の利便性向上 など
文化財の保存・活用に向けたハード・ソフトの充実	文化財の保存活用に向けた施設の整備、文化財を活用した事業の拡充 など
文化芸術、スポーツ活動の充実	文化・スポーツ施設の整備、文化・スポーツ活動の支援強化 など

※実施する事業は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことがある

① 評価基準17(観光への効果)の概略

1 MICE開催件数(その増加件数・伸び率を含む。)

(1) 推計結果

IR区域内外において、合計で以下のとおりMICE開催件数を見込んでいる。

(単位: 件)

年	カテゴリ	M	I	C		E	合計 (ICCA基準 ベース)	合計 (JNTO基準 ベース)	
				ICCA 基準	JNTO 基準	ISO 基準			
2019	実施件数		94	0	5	0	94	99	
2027	実施 件数	和歌山IR	30	15	2	6	3	50	53
		県内その他施設		97	0	7	1	99	105
		計		142	2	12	4	148	158
	増加数		48	2	7	4	54	59	
	伸び率		51%	-	147%	-	57%	59%	
2028	実施 件数	和歌山IR	62	32	4	13	5	103	112
		県内その他施設		100	1	9	1	102	110
		計		193	5	22	6	205	222
	増加数		51	3	10	3	57	64	
	伸び率		36%	118%	80%	82%	38%	40%	
2029	実施 件数	和歌山IR	64	33	5	16	6	107	118
		県内その他施設		103	1	12	1	106	116
		計		200	6	27	7	213	234
	増加数		6	1	5	0	8	12	
	伸び率		3%	18%	23%	6%	4%	5%	
2030	実施 件数	和歌山IR	66	35	5	19	6	111	125
		県内その他施設		106	2	15	1	109	122
		計		206	7	34	7	221	247
	増加数		7	1	6	0	8	13	
	伸び率		3%	16%	22%	6%	4%	6%	
2031	実施 件数	和歌山IR	68	36	6	23	6	116	133
		県内その他施設		109	2	18	2	113	129
		計		213	8	41	8	229	262
	増加数		7	1	7	0	8	15	
	伸び率		3%	15%	22%	6%	4%	6%	
2032	実施 件数	和歌山IR	70	38	6	27	6	121	142
		県内その他施設		113	3	22	2	117	137
		計		220	9	50	8	238	278
	増加数		7	1	9	1	9	16	
	伸び率		3%	15%	21%	7%	4%	6%	

(2) 推計方法

a IR区域内におけるMICE件数

IR区域内において開催されるMICEに関しては、以下の考え方にに基づき、推計を行った。

M	「①和歌山市内企業の主に社内向け」、「②和歌山県内及び関西圏を中心に社内向け＋社外向け」での利用を主に想定し、一定の前提を置き試算した結果、目標値を初年度30件と設定。2027年度以降の成長率は、開業後10年間は年3%程度の成長率と設定。
I	和歌山IRがリゾートMICEとしての強みがある点を考慮し、業界関係者(PCO及び旅行会社)へのヒアリングを踏まえ、努力目標的な加算も含めて、誘致活動の目標値を初年度15件(6カ月ベース)と設定し、開業後10年間は年5%の成長率と設定(Mよりも競争優位性が生かせるものと考え、Mに比べて高い目標値を設定)。規模は、一般的には9割が300名未満の会合であることが多いものの、和歌山IRでは比較的大規模の会合を誘致するという観点から、約8割が300名未満と想定。
C	成長率/年をICCA基準10%、JNTO基準20%で設定。今後、潤沢な活動資金や充実した誘致体制を用意するとともに、開業前より誘致活動を含めたPR活動を開始するなどの影響を考慮し、国内他地域の成長率よりも高めの数値を設定するとともに、開業初年度の数値から誘致件数を計上した。
E	誘致＋創出する案件も含めて、開業効果の影響を加味して開業時に3件(6カ月ベース)と設定。開業後10年間は他都市以上の積極的な取組などの上振れを想定して年5%の成長率を設定した。規模については日本展示会協会発表データ及び業界関係者(PEO)ヒアリング等を基に2万㎡以下を8割と推計。

b 後背圏(和歌山県)におけるMICE件数

IR区域外の和歌山県において開催されるMICEに関しては、以下の考え方にに基づき、推計を行った。

全体	これまで後背圏で実施されたMICE件数(開催件数や増加件数)をベースとし、IR開業による相乗効果(IR施設で行われる大型MICEイベントにおける分科会の実施などで、和歌山県内の既存MICE施設への相乗効果が見込まれる)を加味して計算を実施。なお、業界関係者(PCO、PEO、旅行会社)と協議を重ね、2026年頃にコロナ前と同程度の水準の件数が開催される前提を置いた。
M及びI	2026年時点は、2019年の現状値94件をベースとし、2027年以降は、和歌山IRにおける大型会合の分科会の実施などによる和歌山IRにおける同程度の相乗効果(3%)を見込んで計算を行った。
C	<p><ICCA基準> 2026年時点は、2019年の現状値0件をベースとし、2027年以降は、過去成長件数0.4件及び近畿圏主要MICE都市程度の水準の成長率/相乗効果(9.6%)を加味して計算を行った。</p> <p><JNTO基準> 2026年時点は、2019年の現状値5件をベースとし、2027年以降は、過去成長件数1件及び近畿圏主要MICE都市程度の水準の成長率/相乗効果(17.3%)を加味して計算を行った。</p>
E	2026年時点は、2019年の現状値0件をベースとしつつ2027年に1件の誘致を行うものとした。2027年以降は近畿圏における水準の成長率/相乗効果(12.5%)を加味して計算を行った。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

設定した見込みを達成するため、以下の方策を講じることを予定している。

M	国内: エージェント及び企業への直接的な活動。 海外: 海外見本市/商談会へのプロモーション、欧米/中国/台湾/韓国/その他アジア等の海外エージェントへのアプローチ。
I	国内: エージェント及び企業への直接的な活動。 海外: 海外見本市/商談会へのプロモーション、欧米/中国/台湾/韓国/その他アジア等の海外エージェントへのアプローチ。
C	データベースの構築(IR事業者としてPCO等とも連携しつつターゲット案件に関する詳細な情報データを蓄積)によるマーケティングの高度化、国内キーパーソンやホスト団体との関係構築、海外本部へのアプローチ、海外見本市/商談会へのプロモーション、地域との誘致体制の構築、JNTO/観光庁との連携。
E	地域産業業界と連携した創出活動、既存PEOや各業界団体への誘致活動、スタートアップ支援やビジネスマッチング等の関連する施策への取り組み、BtoC案件とセットでの創出取り組み。

2 国内外からのIR区域への来訪者数(その増加件数・伸び率を含む。)

(1) 推計結果

a IR区域への来訪者数

国内外からのIR区域への来訪者数を以下のとおり推計した。2030(令和12)年度において、約650万人の来訪者を見込む。

(単位:万人)

カテゴリ		2027	2028	2029	2030	2031	2032	伸び率
国内旅行者	来訪者数	247	508	522	538	553	570	2.9%
	増加人数	-	261	15	15	16	16	
訪日外国人旅行者	来訪者数	53	110	113	116	120	123	
	増加人数	-	57	3	3	3	4	
上記合計	来訪者数	300	618	636	654	673	693	
	増加人数	-	318	18	19	19	20	

b 後背圏(観光街道:和歌山県、三重県、奈良県、四国四県)への来訪者数

IR区域のみならず、観光街道における多くの来訪者数増加を見込む。

(単位:万人)

カテゴリ		2019	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
観光街道	国内旅行者	和歌山県	3,482	3,939	4,251	4,327	4,378	4,434	4,502
		その他6県	9,665	10,123	10,289	10,457	10,626	10,798	10,972
		計	13,147	14,062	14,541	14,783	15,004	15,233	15,474
		増加数	-	916	479	243	221	229	242
		伸び率	-	7.0%	3.4%	1.7%	1.5%	1.5%	1.6%
	訪日外国人旅行者	和歌山県	62	151	214	232	256	280	297
		その他6県	542	597	627	659	692	726	762
		計	604	748	841	890	948	1,006	1,060
		増加数	-	144	93	50	57	58	54
		伸び率	-	23.9%	12.4%	5.9%	6.4%	6.2%	5.3%
上記合計	和歌山県	3,543	4,089	4,465	4,559	4,634	4,714	4,799	
	その他6県	10,207	10,721	10,916	11,115	11,318	11,524	11,735	
	計	13,750	14,810	15,382	15,674	15,951	16,239	16,534	
	増加数	-	1,060	571	292	278	287	295	
	伸び率	-	7.7%	3.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%	

(2) 推計方法

a IR区域への来訪者数

各施設における来場者を積み上げた上で、施設間の重複数を一定のシナリオに基づき設定し、純来場者数の推計を行った。

b 後背圏(観光街道:和歌山県、三重県、奈良県、四国四県)への来訪者数

IR開業前後を区分した形で計算を実施した。2026(令和8)年までは、コロナの影響も考慮し、IR施設設置がない前提で年間観光客数を過去の年平均増加率を基に推計した。2027(令和9)年IR施設開業以降は、新規にIR施設が設置される送客効果なども加味し計算を行った。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

設定した見込みを達成するため、以下の方策を講じることを予定している。

〈全体的な取組例〉

カテゴリ		取組内容
広告活動	IR事業者内におけるマーケティングチーム組成	国内外のマーケティング(営業)活動の専門家を採用し、IR事業者内にマーケティング専門チームを組成することで、マーケティング戦略の策定及び実行を通じて、戦略的に実効性の高いPR活動を実施
	国内外のメディア媒体での和歌山IRのPR	国内メディアのみならず、宣伝効果の高い世界的なメディア媒体を通じた継続的な情報発信をIR事業者単独かつ和歌山県と共同でも実施
	国内外の商談会・見本市への出展	国内外における各種見本市等で、IR事業者単独かつ和歌山県と共同でも出展PRを実施
顧客データベース構築	IR観光アプリの活用	IR観光アプリを導入し、入手した顧客データ解析等を踏まえ、最適なOne to Oneマーケティングを実施
	IR・ホテルオペレーターとの連携	世界的なIRオペレーター及びホテルオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメントと連携し、国内外の高所得者層を中心としたマーケティング活動を実施
社内人材充実	国際人材採用	和歌山IRには、日本人のみならず多くの国の来訪者が想定されるため、英語や中国語など、多様な言語スキルを有する人材を確保
	人材育成	社内教育制度を充実させ、高いホスピタリティスキルを有する人材を育成
	教育連携	国立大学法人和歌山大学等高等教育機関との連携を行い、IR施設内でのインターンシップやリカレント教育活動を実施するなど、質の高い人材創出活動を継続的に実施

〈施設ごとの取組例〉

カテゴリ		取組内容
MICE施設 (1号2号施設)	多様なイベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なターゲット層を想定したイベントの企画・開催 ・小規模イベントも受け入れることによる稼働率の向上 ・BtoC展示会など、多くの来場者が見込まれるイベントの誘致 ・eスポーツなど時代のニーズに応じた新たなイベントの開催 など
魅力増進施設 (3号施設)	コンテンツの開発・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益等も活用した魅力増進施設自体の定期的なアップデート(来場者の特性や時代のニーズ等を踏まえたコンテンツ開発など施設自体の魅力向上の観点を含む) など
送客施設 (4号施設)	顧客単価及び来場者増(富裕者リピーターへの事前旅行アレンジ、滞在期間の長期化)	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある旅行商品の継続的な開発 ・他施設(MICE施設、魅力増進施設、宿泊施設など)との適切な連携(適切な動線設計含む) など
宿泊施設 (5号施設)	他施設との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客満足度を最大化するため、施設間の適切な動線設計や部門間相互連携 など
来訪及び滞在を促進する施設 (6号施設)	コンテンツの開発・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益等も活用した来訪及び滞在を促進する施設自体の定期的なアップデート(来場者の特性や時代のニーズ等を踏まえたコンテンツ開発など施設自体の魅力向上の観点を含む) など
カジノ施設	IRカード/ロイヤリティプログラムの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・IRカードやロイヤリティプログラムを導入し、入手した顧客データの解析等を踏まえ、コンプの提供などの顧客誘客の実施 など

3 送客施設の機能による他地域への旅行者数の見込み

(1) 推計結果

コンシェルジュ機能及びショーケース機能の充実により観光街道を中心とした送客機能を高め、2030(令和12)年度においては、送客施設を利用した観光客の送客効果を約12万人/年と見込む。

(2) 推計方法

基本的に、「送客施設を利用した送客数=送客施設利用者数×コンシェルジュ機能利用率×コンシェルジュ機能成約率」の計算式に基づき推計を行った。それぞれの変数値については、公開データ及び旅行会社の観光関連データを活用した。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

推計方法の実現性を高めるため、以下の方策を講じることを予定している。

- ・「IR事業者(送客部門)」「観光関連事業者」「地域、DMO等」の三位一体連携体制を強固なものとする
- ・国内外のテクノロジー企業や観光関連会社の知見を結集した、ユーザビリティの高いIR観光アプリを導入すること
- ・「ホスピタリティマインド」及び「日本の観光地に関する知識」などの高度な知見及び専門性を有する従業員を自社育成やリクルートなどの手段で十分に確保すること
- ・協力企業と連携し、魅力的なパッケージツアーのアップデートに努めること
- ・多言語対応を適切に実施し、国外のお客様の言語面のハンディキャップを最小化すること など

② 評価基準18(地域経済への効果)の概略**1 IR施設に対する投資の金額の見込み****(1) IR施設を構成する各施設に対する投資の金額及びその合計の金額の見込み****a 推計結果**

IR施設を構成する各施設に対して約4,000億円、その他、家具・設備やITシステム等への投資を約700億円と見込んでおり、合計で初期投資額を約4,700億円と想定する。また、開業後の各施設への追加投資額(IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)、IR施設への定期的な設備投資(資本的支出))については、【要求基準16①1,2】参照。

b 推計方法

建設費のうち杭・躯体工事は近傍の地盤データと各棟毎の類似規模物件の構造歩掛により数量を算出した。内外装・設備は各施設毎(内装・設備は諸室毎)に必要な仕様を想定し、数量を算出して金額見積を行った。インフラ設備(電気、衛生、空調)については同等規模の施設計画を参考に設備容量等を類推し、工事費を算定した。外構については設計図書より整備範囲及び仕様を想定し、工事費を算定した。

c 推計方法を実現するための方策

国内外での複数の大型不動産開発に関与した経験のある大手建設・設計会社による建設関連コストの試算を行い、その蓋然性を担保しているが、見積が極力変動等しないように、今後の基本設計、実施設計の各段階において、更にその精度を高める。また、IR施設建設時においても、IR事業者において建設コストの予実分析を実施し、区域整備計画において提案した建設コストが大きく変動することないよう、適切にコストコントロールを行う。

(2) IR建設フェーズにおける経済波及効果**a 推計結果**

初期投資額約4,700億円から土地の取得費を差し引いた金額約4,600億円を基に、経済波及効果は、全国で約9,600億円(波及効果倍率:約2.1倍)、和歌山県で約7,100億円(波及効果倍率:約1.5倍)と推計した。

また、新規雇用誘発効果については、IR施設建設に伴い、全国で約4.7万人、和歌山県において約3.5万人の新規雇用創出が見込まれる。

b 推計方法

- ・生産誘発額については、事業計画書の数値をベースに、平成27年の産業連関表(37部門)を使用して推計を行った。
- ・雇用効果については、産業連関表における雇用表を基に計算を行った。

c 設定した見込みを達成するための具体的な取組

設定した見込みを達成するため、以下の方策を講じることを予定している。

- ・大型不動産開発実績を多数有する日本の大手建設企業のみならず、和歌山県内の建設会社も

IR建設工事に関与することで、地域の経済波及効果最大化をめざす(実際は、競争入札において建設請負会社を選定する予定である)。

- ・ 原材料は可能な限り国内(県内)産の調達をめざすことで、地域や国内の経済波及効果最大化を図る。

2 IR区域への来訪者による旅行消費額(その増加額・伸び率を含む。)

(1) 推計結果

a IR区域への来訪者による旅行消費額

2030(令和12)年度におけるIR区域内の旅行消費額を約2,300億円と見込む。 (単位:億円)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032	伸び率
IR区域内旅行消費額	1,083	2,191	2,246	2,302	2,366	2,422	2.3%
増加額	-	1,108	55	57	64	56	

b 後背圏(観光街道:和歌山県、三重県、奈良県、四国四県)への来訪者による旅行消費額

IR区域のみならず、観光街道における大きな旅行消費額増加を見込む。 (単位:億円)

カテゴリ		2019	2027	2028	2029	2030	2031	2032
観光街道	和歌山県	2,920	4,877	6,160	6,349	6,544	6,745	6,952
	その他6県	13,347	18,352	18,703	19,061	19,426	19,798	20,177
	計	16,267	23,228	24,863	25,410	25,970	26,543	27,130
	増加数	-	6,961	1,634	547	560	573	586
	伸び率	-	42.8%	7.0%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%

c IR施設運営による経済波及効果

2030(令和12)年度においては、IR施設運営に伴う観光消費額として約2,300億円を見込んでおり、同時に経済波及効果は、全国で約4,800億円(効果倍率:約2.1倍)、和歌山県においては約3,100億円(効果倍率:約1.35倍)と推計される。

新規雇用誘発効果については、IR開業に伴い、全国で4.1万人、和歌山県において約3.5万人の新規雇用創出が見込まれる。

新規税収効果については、2030(令和12)年度においては、国税で約430億円、県税で約360億円の税収増加を見込んでいる。

(2) 推計方法

a IR区域への来訪者による旅行消費額

算定された金額は、以下の合算である。

- ・ IR事業者が運営者として直接来訪者から売上を得ている直営モデルの施設(カジノ、ホテルなどの施設が該当)においては、施設売上=来訪者の支出額とした。
- ・ 一方で、IR事業者の第三者に運営委託されているものや、テナントに対してエリアの賃貸を行うビジネスモデルの施設においては、設定されたテナント料等から、来訪者から獲得する売上(=来訪者の支出額)を推定した。

b 後背圏(観光街道:和歌山県、三重県、奈良県、四国四県)への来訪者による旅行消費額

IR開業前までは、コロナによる観光消費額減少を踏まえつつ、各都道府県や観光庁等が公表するデータを基としたコロナ以前の増加率を参考に推計を行った。

また、IR開業後は、推定旅行単価を基にした宿泊・日帰り単価に対して、2027(令和9)年以降の日帰り客数及び宿泊客数を乗じることで推計した。

c IR施設運営による経済波及効果

- ・ 生産誘発額については、単価額に予想来場者数を掛け合わせて、観光消費額を算定した上で、和歌山県や全国の平成27年の産業連関表(37部門)を通じ、経済波及効果(生産誘発額)を計測した。
- ・ 雇用誘発額については、産業連関表における雇用表を基に計算を行った。

- ・ 新規税収効果については、直接税(個人、法人)、間接税に分けて、税率係数を計算し推計した。その上で、当該税収額に、カジノ施設入場料及びカジノ納付金を加味して計算を行った。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

設定した見込みを達成するため、以下の方策を講じることを予定している。

a IR施設内の“滞在時間の最大化”と“消費単価向上”の実現

IR施設内に魅力増進施設や来訪及び滞在促進施設を中心としたエンターテインメント機能を充実させるとともに、家族で楽しめるショー、花火などのナイトエンターテインメントの充実を図ること。

b IR外への経済波及効果最大化をめざしての“観光ハブ機能”の実現

魅力増進施設や送客施設におけるショーケース機能等を通じて日本の観光地の素晴らしさを疑似体験して頂き、観光予約・日本各地へ送客するという一連の顧客行動をシームレスに誘発すること。

c ビジネス×レジャーの融合

アフターMICEにおけるバラエティーに富んだ観光資源がすぐ近くにあるという利点を活かし、MICE利用客のレジャー利用を促進すること。

d 地元調達率の向上

施設運営においては、例えば、食事であれば地元のメニューを提供することで、地産地消の拡大を図るなど地域の原材料・製品を活用することで域内調達率を上げる努力を行うこと。

3 IR施設において雇用する従業員の数の見込み

(1) 推計結果

開業後の従業員数は6,285人を見込む(当該数値は、IR事業者として直接雇用する従業員数を示しており、施設運営委託等の外注による雇用効果は含まない数値である)。

(2) 推計方法

和歌山IRにおける施設構成を考慮した上で、海外のIR施設の部門別の人員数データ等を踏まえ、部門ごとの従業員数を試算した。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

採用後の従業員の定着率の向上のために、従業員満足度やエンゲージメントを企業としての経営指標の一つとし、それらが高める企業文化の形成、競争力のある給与水準の設定、福利厚生の実施、公平な評価制度や表彰制度等の導入を行う。

特に、和歌山県内に極力従業員が居住することが、域内の所得税収や消費増加の観点から重要であることから、必要に応じて従業員のリモートワークなど多様な働き方を認めつつ、和歌山県内に居住しやすくなる環境を整備していく。また、従業員宿舎を設置することで、従業員の住環境の向上に努める。

4 その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

その他の区域整備計画の実施により見込まれる社会的経済的効果及びそれを最大化するための具体的な取組は以下のとおりである。

カテゴリ		目標値	設定した見込みを達成するための具体的な取組
雇用	女性就労率向上効果	<目標値:50%> 総務省統計局「人口推計(2019年10月1日現在)」を参照 <現状実績値:45.3%> 厚生労働省「令和2年版働く女性の実情」を参照	・在宅勤務の導入、時短労働の導入、育児休暇制度の導入、介護休暇制度の導入、ベビーシッター補助制度、社内保育園の設置 など

	女性役員比率向上効果	<目標値:50%> <現状実績値:7.5%> 内閣府 男女共同参画局 公表データを参照	・IR開業前後の女性従業員の育成(社内におけるボーダレスな組織文化の醸成、マネジメント登用研修など研修制度の充実など) ・国内外における優秀な女性人材のリクルート など
	障害者雇用率向上効果	<目標値:7.4%> 厚生労働省公表資料を参照 <現状の法定雇用比率:2.3%> 厚生労働省公表資料を参照	・在宅勤務の導入、職場のユニバーサルデザイン化、遠隔手話通訳サービス等のデジタル技術の活用 など

③ 評価基準19(2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献)の概略

1 IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数

(1) 推計結果

和歌山IRを訪問する訪日外国人旅行者数を以下のとおり想定している。結果、2030(令和12)年における訪日外国人旅行者6,000万人の政府目標の約1.9%の貢献が見込まれる。

(単位:万人)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032
訪日外国人旅行者数	51	104	107	111	114	117

(2) 推計方法

上記【要求基準18①2(1)】において算定したIR区域を来訪する訪日外国人旅行者数については、日本での1回の滞在において2回以上和歌山IRを訪問する訪日外国人旅行者が実際には存在し重複数が反映されているため、訪日外国人旅行者の行動傾向を踏まえつつ、一定の調整を行った。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

上記【要求基準①2(3)】参照。

2 IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額

(1) 推計結果

和歌山IRを来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を以下のとおり想定している。結果、2030(令和12)年における訪日外国人旅行消費額15兆円の政府目標の約1.9%の貢献が見込まれる。

(単位:億円)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032
訪日外国人旅行消費額	1,283	2,607	2,681	2,782	2,860	2,933

(2) 推計方法

- ・ 「訪日外国人旅行者数」×「訪日外国人旅行者一人あたり旅行消費額」の計算式で計算を実施。
- ・ 「訪日外国人旅行者一人あたり旅行消費額」算出に際しては、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)における1人あたり旅行支出158,531円/人(2019(令和元)年)をベンチマークとし、以下の「1. カジノ収益の効果」及び「2. カジノ収益以外の効果(国別来訪者構成)」を加味して計算を実施した。

a カジノ収益の効果

カジノ収益は、セグメント別の客単価と来場者数を乗じて合算した。セグメントは、VIP、MASS層等に区分して計算し、客単価は、近隣諸国のカジノを参考に算出した。また、来場者数は、日本への成人訪日外国人旅行者数予測からカジノに対する性向率等を考慮して算出した。

b カジノ収益以外の効果(国別来訪者構成)

訪日外国人消費動向調査(ベンチマーク)や和歌山県観光統計データを参考としつつ、IR施設への来訪者割合を算定した。

(3) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

上記、【要求基準18②2(3)】参照。

① カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

1 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

IR事業者によるIR区域内での対策と連携し、和歌山県・市町村・関係機関は「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」で基本的施策として掲げる「包括的な連携協力体制の構築」、「予防教育・普及啓発」、「相談・治療・回復支援」等に基づく依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた対策を以下のとおり講じることにより、カジノ行為に対する依存防止を徹底するとともに、カジノ以外の既存のギャンブル等を含め、地域全体の依存症リスクの低減をめざす。

【費用見込み: 整備費用 約0.3億円、開業後 約 1億円/年】

(1) 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組

a 連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症の疑いのある者を発見した際は、各個人それぞれに応じた適切な専門機関に誘導し、依存症の進行防止・治療・回復に繋げることが必要となる。このため、和歌山県が中心となり、各依存症問題関係機関が連携し、知見や課題の共有を行うなど、包括的な連携体制を構築する。

- ・ 依存症専門相談・医療機関、自助グループ、多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の関連問題対応機関、アルコール・薬物等他の依存症対応機関、既存ギャンブル等施設運営者等が参画し、依存症の本人及び家族等が相談、治療、回復の支援を切れ目なく受けられるよう、包括的な支援体制を構築する
- ・ 区域認定後は、IR事業者が上記支援に参画し、カジノ施設内やIR区域内でギャンブル等依存症の疑いのある者を発見した際に、各専門機関につなげられるよう、連絡体制の確立、ギャンブル等依存症対策に係る知見や課題の共有等を行う

b 正しい知識の普及啓発

IR区域内のカジノ施設における依存症対策を広く周知するとともに、ギャンブル等依存症が病気であり誰もがなり得ること、適切な治療や支援により回復可能であることを一般に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症の予防に繋げる取組を行う。

- ・ webサイト、インターネット検索誘導広告啓発、SNS、リーフレット、ノベルティ等を通じ、ギャンブル等依存症の正しい知識や、自己の依存度を知る機会を提供するチェックリスト、各関係窓口情報などの普及・啓発を行う。
- ・ 大学生・新社会人向け啓発資料の作成や、大学・会社等への出前講座等により、カジノや既存のギャンブル等が利用可能な年齢に近い若年層への周知・啓発を強化する。
- ・ IR区域内にて、和歌山県や関係機関による地域の包括的支援体制を周知する。

c 予防教育

正しい知識が広く定着するよう、ギャンブル等利用可能年齢になる以前の小学校、中学校、高等学校等において、発達の段階に応じた依存症予防教育を実施し、将来においてもギャンブル等依存症に陥らないよう啓発を行う。

- ・ 身近に潜む「スマホ・ゲーム依存」や将来的なギャンブル等依存リスクについて、発達の段階に応じてリーフレットや専門家の講義を収録した動画等により啓発を行う。
- ・ 教員が予防教育への理解を深めるための研修を実施する。
- ・ 家庭でのスマホ・ゲームのルールづくりに係る保護者用リーフレットや、「スマホ・ゲーム依存」に係る自己チェックリストを用い、保護者とともに児童生徒の状況を確認し、依存症予防への意識を高める取組を行う。

d 相談支援体制の充実

相談拠点に和歌山県精神保健福祉センターを指定し、各保健所を相談窓口として、県内10か所でギャンブル等依存症に係る相談支援を行うとともに、以下の取組により支援体制の充実を図る。

- ・ 支援者向けに認知行動療法に係る研修を実施し、ギャンブル等依存症に悩む本人やその家族等に対し、心理教育プログラムを提供する。

- ・ 訪問相談の強化等を見据え、和歌山市保健所に相談員として精神保健福祉士、臨床心理士等を増員し、支援体制の強化を図る。(和歌山市)
- ・ 専門相談機関や多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の関連問題対応機関の相談員に対し、ギャンブル等依存症の事例や知識に係る研修を実施し、対応力の向上を図る。
- ・ IR区域内の相談窓口と専門相談機関及び関連問題対応機関との連絡体制を確立するとともに、協議、職場交流、研修等の実施により、連携内容の確認、課題や知見の共有等を行い、カジノ施設やIR区域内でギャンブル等依存症等が疑われる者を発見した際に確実に専門機関につなげる体制を構築する。

e 医療提供体制の充実

治療拠点に和歌山県立こころの医療センターを、専門医療機関に民間病院等を選定するとともに、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成し、医療提供体制を強化する。

また、IR事業者との連携により、カジノにおける本人・家族等の申告による入場制限登録者への専門的なケアを提供するための協力を行うなど、適切な治療支援を実施する。

- ・ 治療拠点にて医療従事者を対象に依存症概論、認知行動療法、家族への対応、自助グループ紹介等を内容とする研修を実施し、専門治療プログラムの各医療機関への普及を図り、適切な治療を提供する体制を強化する。
- ・ 研究機関が実施するより効果的な治療法を開発するための治療データの分析や臨床研究等について、専門医療機関等が連携・協力を行う。
- ・ IR区域内の相談窓口と専門医療機関等との連絡体制を確立するとともに、カジノにおける本人・家族等の申告による入場制限登録者へ必要に応じて専門治療プログラムを提供するための協力を行う。
- ・ IR事業者の海外知見と専門医療機関の専門的知見を相互に共有するため、協議、職場交流、研修等を実施し、連携体制の確立を図る。

f 回復支援(民間団体の活動支援)

ギャンブル等依存症に悩む方が身近な地域で自助グループに参加することができるよう、自助グループの活動の広報支援や、イベントの共催等の連携を図る。

(2) その他、和歌山県・市町村・関係機関が連携して行う新たな取組

a 実態調査

IR開業前後での地域への影響を調査するため、区域認定後、ギャンブル等依存症に係る実態調査を県民を対象に毎年度実施し、地域の実情に即した対策への改善等に活用する。

b 依存症研究(効果検証)

地域全体としての依存症リスクを軽減し、科学技術や社会情勢の趨勢に応じた対策をエビデンスに基づき実行、検証、改善、開発するため、和歌山県立医科大学及び附属病院との連携により、依存症問題専門の研究を実施する。

- ・ IRカードから得られるゲーミングデータや実態調査等のデータ分析による強固な予防システム、新たな治療法、啓発法の開発研究
- ・ 脳神経系や遺伝子等と依存症との因果関係の分析
- ・ 和歌山県立医科大学附属病院神経精神科及び県内専門医療機関等との連携による臨床研究の実施
- ・ 日々進化する最新のAI・ICT等の最先端技術の活用研究
- ・ 既存のギャンブル等を起因とする依存症問題への対策の拡張研究
- ・ アルコール依存症、薬物依存症、ゲーム障害等の他の依存症問題への対策の拡張研究

(3) 土地利用規制によるギャンブル等施設の設置制限

カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせるおそれがあるものとして、カジノ施設と相まって射幸心を煽るおそれがある他の「ギャンブル等の施設」及びIR制度における資金アクセス制限を阻害するおそれがある「質屋・貸金業」について、IR区域内を含む和歌山マリーナシティ島内への設置を禁止するため、和歌山市による都市計画制度に基づく土地利用規制を実施する。

2 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成

和歌山県は、IR開業に伴い、IR周辺地域に人・車が集中することに加え、県内全域的に観光客等の増加も見込まれることを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成を適切に行うため、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関と連携して、以下対策を実施する。

以下対策については、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関と連携しつつ、適切に実施することができるよう、各機関からそれぞれIR整備法第9条第6項に基づく同意を得た上で実施するとともに、費用についても、認定都道府県入場料納入金を活用して必要な予算を確保する。

【費用見込み: 整備費用 約40億円、開業後 約8億円/年】

(1) 犯罪の発生の予防、犯罪等発生時における迅速な対応

a 警察力の強化

- ・ 警察官、警察職員合わせて50～100人を増員するとともに、IR区域が位置する和歌山市毛見地区への交番の新設や警察車両約25台の増車等を行い、IR区域周辺地域のパトロール活動を強化するなどにより治安を維持する。

b 犯罪の徹底検挙に向けたネットワークシステムの構築

- ・ 特に人流が増加するIR区域周辺の和歌山市毛見地区、布引地区、海南市船尾地区のほか、IR区域からの最寄り駅等へ防犯カメラを新設し犯罪の発生抑止を図るとともに、事案発生時には、防犯カメラ映像を解析して、早期に犯人を検挙する。
- ・ 事案発生時、防犯カメラ映像を迅速に捜査に活用できるよう、防犯カメラをネットワーク化し集中管理する「映像分析センター」を設置するとともに、AI技術を組み込んだ映像解析システム、3D撮影装置、画像識別装置を導入・増設することで、より合理的、効率的な犯人の追跡、早期検挙につなげる。
- ・ IR事業者との連携により、IR区域内の防犯カメラ映像についても、事案発生時には和歌山県警察管理の映像提供専用サーバへネットワークを介して迅速に提供を受けることができるシステムを構築することで、IR区域内外の治安維持を図る。

c 犯罪の徹底検挙に向けた捜査支援システム、DNA型鑑定機器、薬物鑑定機器等の増設

- ・ IR開業に伴い、和歌山県に、人・物・金が集まることにより、各種犯罪の増加が懸念される中、和歌山県では地理的事情から多くの犯罪で自動車を利用される可能性が高いことから、自動車利用犯罪等への対応力を強化するため、県内必要箇所に捜査支援システムを増設する。
- ・ 犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応するため、科学捜査研究所に客観証拠による的確な立証に有効なDNA型鑑定機器を増設し、迅速・的確な捜査を推進して早期に犯人を検挙する。
- ・ 人流の増加に伴い薬物事犯の増加も懸念されることから、薬物鑑定機器を増設し、薬物事犯の検挙を強化する。

d 地域における情報共有及び連絡体制の構築

- ・ IR地区周辺で犯罪を起こさせない安全で安心なまちづくりに向け、IR事業者や自治体、和歌山県警察、住民等が参加する「IR周辺地域連絡協議会(仮称)」を設置し、総会の開催などを通じて、それぞれの役割の認識確認や地域住民等の意見を取り入れる仕組みを構築することで、周辺地域の治安を維持するための必要な施策を実施する。
- ・ IR開業に伴い想定される様々なリスクに備えて、和歌山県警察とIR事業者、関係機関による防犯訓練を実施し、事案発生時における連携体制の強化、犯罪の未然防止、被害の拡大防止に努める。

e IR事業者に対するサイバーセキュリティ対策の推進

- ・ サイバー犯罪被害の未然防止のためIR事業者に対するサイバーセキュリティ講習を定期的を実施し、最新のサイバー空間の脅威とその対策について情報提供・指導を継続的に実施する。

f 犯罪発生時における連携方法等に関する協力協定の締結

- ・ IR開業前にIR事業者と和歌山県警察の間で、捜査上必要な資料の提供依頼への対応等に関する内容の協力協定を締結し、犯罪発生時にはIR事業者の協力のもと迅速・的確な捜査等を実現する。

g 暴力団等の排除のための連絡体制の確保

- ・ 暴力団等を排除すべく、IR事業者と和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターにおいて、暴力団等に関する情報共有を目的とした「暴力団等排除協議会(仮称)」を設立する。

h 外国人に対する対応力の向上

- ・ 訪日外国人旅行者の増加に伴い、外国人が関係する警察事象の増加も予想されるため、日本語を解さない外国人に対しても、街頭で活動する警察車両の存在が認知できるようにする必要があることから、和歌山県警察が保有する全警察車両(捜査用車両を除く)に外国語表示を施す。
- ・ 多言語対応自動応答システムを導入し、外国人からの遺失拾得などの各種問い合わせへの対応の円滑化を図る。

i 外国人集住コミュニティへの防犯、薬物乱用防止対策の推進

- ・ IRで働く外国人が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれたり、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し、犯罪に手を染めるなどの状況に陥らないよう、防犯教室や交通安全教室等の各種警察活動を実施するとともに、IRで働く外国人の集住地域の自治体、和歌山県警察、IR事業者等と「多文化共生協議会(仮称)」を設置し、関係機関との協力体制を構築する。
- ・ 日本で違法とされている薬物が外国では合法であることがあるため、違法薬物の周知や薬物乱用の防止を目的として、IRで働く外国人に対して薬物乱用防止講習を実施する。

(2) 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

- ・ 善良の風俗及び清浄な風俗環境を害する行為を防止する観点から、和歌山マリーナシティ島内における性風俗関連特殊営業に関する新規営業を禁止するため、和歌山市による都市計画制度に基づく土地利用規制を実施する。

(3) 青少年の健全育成

a ギャンブル等依存症防止対策を踏まえた各種広報啓発活動の実施

- ・ 和歌山県警察が、県内の小学校・中学校に対して実施している「キッズサポートスクール」において、カジノは未成年者の入場が禁止されていることを周知するほか、将来に向けたギャンブル等依存症防止対策を踏まえた指導教養や、各種広報啓発活動を実施する。

b IR施設周辺における街頭補導活動の強化

- ・ 警察の通常のパトロール活動に加え、少年の健全育成のために活動している少年補導員や学生サポーター等の少年警察ボランティアを積極的に運用し、関係機関との連携による合同補導活動を実施する。イベント等開催時には、関係機関との連携を図りながら、集中的かつ大規模な街頭補導活動を実施する。

① IR施設の名称、所在地及びその概要

1 IR施設の名称

IR和歌山（仮称）

2 所在地及びその概要

和歌山マリーナシティ（和歌山県和歌山市毛見字馬瀬）

- ・ 1994（平成6）年に竣工した人工島であり、IR予定区域を構成する土地の面積は23.61ha
- ・ 全域整地造成済であるためすぐに着工でき、日本で最初のIRの開業が可能
- ・ 歴史ある風景が「絶景の宝庫」として日本遺産に認定された風光明媚な和歌浦湾に位置
- ・ オーシャンフロントの立地を生かしたセーリングのナショナルトレーニングセンターが設置されるなど、関西のマリンレジャーの基地として非常に人気の高い観光地

② 区域整備計画の意義及び目標

1 立地する地域において日本型IRを整備する意義

観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるという認識の下、政府の観光戦略においては、2030（令和12）年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円とすること等が目標として掲げられ、我が国を観光先進国に引き上げる起爆剤が求められているところである。

和歌山県は世界遺産「高野山・熊野」のみならず、神話の舞台となった重要な歴史資産や、日本三古湯「白浜温泉」をはじめとする温泉資源、日本三大火祭りの1つ「那智の扇祭り」などの伝統行事、さらには醤油・味噌・鯉節発祥地としての食文化など、都市部では味わうことのできない四季折々の魅力をもつ観光資源が息づいている。また、訪日外国人旅行者の玄関口である関西国際空港へのアクセスも充実しており、世界中から観光客を集められる新たな観光経済圏としてのポテンシャルを有する地である。

ただし従来型の大型施設を作るのみでは、当該地域への大規模な集客、及び観光経済圏としての持続的な成長を叶えることは難しい。グローバル化・オンライン化が進む中「世界が訪れたい日本」を実現するためには、現地ではできない「体験」を通じた「感動」を提供し、来訪者の心に強く動機付けをする質の高い環境の整備が必須であり、和歌山県において整備をめざすIRは、この地の有する魅力やポテンシャルを十分に発揮し、その解決策となるものである。

具体的には、日本初のIRとして、

- ① 従来とは一線を画す世界最先端のスマートMICEにてリゾート型IRならではのワークライフバランスに富んだ体験を提供し、我が国のMICE開催地としてのプレゼンス向上及び一般観光の促進に寄与すること、
- ② 多種多様な観光資源を存分に活かした体験を通じて地方部も含む真なる日本の魅力をより広く・深く発信し、認知度の高い三大都市圏以外にも世界中から観光客が集まる地域を新たに生み出すこと、
- ③ IRでの「体験」から、IR施設外での新たな「体験」への動機づけを行うことで、IR来訪者を日本各地に送り出し、これまで認知が遅れていた魅力あふれる地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成すること、

を実現するものであり、観光による地域経済の振興や地方創生をリードし、もって我が国がめざす観光戦略及び国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の早期実現をめざすことが、和歌山県において日本型IRを整備する意義である。

加えて、和歌山IRの成功には当該地域の持続的な成長が前提条件であることから、地域の将来の在り方を計画の核と捉えている。和歌山県元来の自主的な活性化に加えて、IRを基軸にこれまでにない規模のヒト・モノ・投資を呼び込むことで、地域経済の継続的な繁栄を加速させるとともに、和歌山県の魅力である美しい自然や環境と共生する安心・安全のまちづくりを推進し、住民にも観光客にも愛される、住んでよし訪れてよしの地域を創造する。

また、日本初の「地方型IRのロールモデル」としてIRによる地方創生のベストプラクティスを作り上げること、実証されたIRの効果了他地域へ展開可能とし、我が国全体の観光・経済成長へ導く地へと発展をめざすことを、和歌山県において日本型IRを整備する更なる意義とする。

2 立地する地域において日本型IRを整備することにより達成することをめざす目標

観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮するという国の目標を踏まえつつ、地域とIRが一体となった持続的な成長を実現するため、次に掲げる目標を達成することをめざす。

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

地方型MICEのベストプラクティスを作り上げ、将来を見据えてロールモデルとして日本各地域に横展開可能とすることで、我が国のMICE開催件数の増加、及び地方創生・地方都市の魅力向上に繋げる。

(2) 世界中から観光客を集めること

外国人旅行者数及び旅行消費額という「量」の点において貢献することはさることながら、1人1人の顧客満足度を高め、日本のファンを生み出すことで来訪の好循環を作り出し、真なる我が国の観光戦略に寄与する。

(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと

和歌山IRを起点に、関西圏のみならず、伊勢湾・紀伊半島・四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、各地とIRを結ぶ新たな観光街道を形成することで、IR整備の効果を広域的に波及させる。

3 立地する地域での日本型IR実現における前提条件

日本型・和歌山IRの意義・目標(前述【評価基準1②】参照)が十分に発揮されるためには、以下要素の遂行が前提条件となる。

(1) 立地する地域への公益還元

a 当該都道府県等(和歌山県)の財政改善への貢献

和歌山県の財政改善への貢献として、現状の自主財源の約1割超にあたる歳入増加(税込、入場料・納付金^{*})が見込まれ、和歌山県独自の新政策の展開により県民生活をより豊かにする好循環を創出する。

※認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金(以下「納付金等」という。)

b カジノ収益の公益還元

カジノ事業がIR区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、定期的な国や県等による適切なモニタリングのもと、IR事業内容の向上に資する大規模投資や都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力、及びその資金を確実に調達するための再投資積立やCSR積立を実施することで、透明性は当然担保されながら、カジノ事業の収益を確実に公益還元し、IR事業に求められる公益性を達成する。

(2) 連携協力による取組の充実

a 既存の観光資源との連携の在り方

IRによる経済効果が地域の発展に繋がるよう、産業競争力の源泉となる消費・人流などのビッグデータの提供や、カジノ収益・納付金等を活用した共同事業の実施により、IRが既存の観光資源と共存しともに発展する連携体制を構築するとともに、定期的なモニタリング・外部評価によりその実効性を担保する。

〈連携例〉

連携先	主な連携内容
(公社)和歌山県観光連盟	ビッグデータ収集・分析活用に係る支援、観光・MICE共同プロモーション
地域のDMO等	ビッグデータ連携、旅行商品の販売、観光地の受入環境整備支援
公共交通機関	広域周遊バスの構築、周遊バスネットワークの構築、チャーター便の運航
宿泊施設	プロモーション・商品販売による利用促進
地元企業	IR運営に必要な業務や資材の調達を県内企業から優先して行う仕組みの構築
高等教育機関	国際人材育成プログラムの提供

b 連携協力による有害な影響の排除の取組充実

IR事業者・県・関係機関等の包括的な連携協力体制を構築し、自助グループや研究機関とも連携した相談治療体制の強化や、定期的かつ継続的な効果検証など、地域の実情に即した依存症対策を講じる他、警備・連携体制の強化や啓発活動を通じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う犯罪防止、青少年の健全育成をはじめとする区域全体の治安維持、及び安全や健康・衛生の確保に取り組む。

c 連携時における公正性及び透明性の確保

IR事業者の連携時には接触ルールを遵守し収賄等の不正行為を防止するとともに、IR事業者の廉潔性を徹底的に担保することで、IRの整備に対する国民の信頼と理解を確保する。

③ IR区域全体のコンセプトと策定根拠

1 IR区域全体のコンセプト

「和歌山の自然資源」と「世界最先端のテクノロジー(スマートテクノロジー)」の融合をテーマに掲げ、区域整備計画の意義及び目標を踏まえて、和歌山IRの柱となる3つのコンセプトを策定する。

和歌山IRの3つのコンセプト

多種多様な観光資源を活用したスポーツ・ウェルネス(Sports & Wellness)を中心とする「体験」を提供し、知られざる日本(Undiscovered Japan)の魅力を個々の記憶に残る「感動」として刻み込みながら、最先端の技術・多様なデータ連携により、地域・人とともに持続的な成長(Sustainability)を実現するIR

＜コンセプト①＞ Sports & Wellness

滞在体験を通じて心身ともにエネルギーをチャージし、より自分が好きになるウェルビーイング観光を推進するIR

- ・ 立地を生かしたウォータースポーツや、eスポーツをはじめとするアーバンスポーツ、最先端技術を活用しありとあらゆる人々がボードレスに楽しめるスポーツ等、多種多様なスポーツ体験を通じ、魅力を体感
- ・ 日本古来の禅や気功、熊野古道をはじめとする歴史ある名所巡りなど「自分自身を見つめなおす」体験を通じて心を満たす、新しいIRでのウェルネスの形を提案

＜コンセプト②＞ Undiscovered Japan

世界にまだ知られていない日本の魅力を広めて新たな観光街道を創り、地方創生を推進するIR

- ・ 「日本通」も知らない日本の魅力を、「体験」を通じて発信し、心に深く刻まれ、人に話したくなるような「感動」を生み出すことで、現地でしか味わえない真なる日本の魅力を広める
- ・ IRでの体験から更なる季節や場所における新たな体験への動機づけを行うことで、伊勢湾、紀伊半島、四国をつなぐ観光街道をはじめとする日本各地へ来訪者を送り出し、「何度でも世界から訪れたい日本」を実現

＜コンセプト③＞ Sustainability

最先端の利便性と循環型社会への貢献の両立を叶え、地域・人とともに持続的な成長を続けるIR

- ・ 地域社会の文化や環境を守りつつ、地域が健やかに継続的な繁栄を続ける観光圏づくりを行い、和歌山県を中心とした地域の未来に寄りそうIRを実現
- ・ 益々増加する「サステナブル」ニーズを捉えたブランディングにより、将来にわたって人を惹きつける地域を創造

2 コンセプトの策定根拠

海洋リゾートの魅力を生分に発揮し、和歌山県の自然美や文化、精神性との共生を踏まえ、都市部では体験できない自然志向の楽しみと癒しを提供する観点からコンセプトを策定した。

参考となる海外IR事例として、シンガポールの「Resort World Sentosa(RWS)」が挙げられる。同IRは和歌山IRと同じ人工島に作られたマリンリゾート型IRであり、自然志向の魅力提供を通じ多くの集客に成功している事例である。

ただし、和歌山IRはシンガポールにおける成功事例の単なる模倣ではなく、RWSが実現できていない「精神性に訴えかける新たなウェルネス体験(Sports & Wellness)」「体験を通じた地方部の魅力発信、観光街道の形成・地方創生(Undiscovered Japan)」「地域の持続的な成長を謳うブランディング(Sustainability)」のコンセプトを核とした独自性を追求することで、これまでにない世界最高水準のIRをめざすものである。

近年開発が進むスマートシティ計画においても、データ活用面などにおける住民の理解を得ながら、経済面・環境面双方で「持続発展可能なエコシステム」を構成することが命題となっており、地域と一体となった持続的な成長を掲げるSustainabilityのコンセプトは、都市計画における潮流とも合致したものである。

また、最新のBooking.comによる観光調査^{*1}では「地域・環境に配慮した旅行を求めている」と回答する旅行者は53%と直近5年で倍近い割合に増加したことが判明している他、ラグジュアリー層を対象とした最高権威の旅行展示会ITMにおいても富裕層ミレニアル世代が注目する旅行テーマとして掲げられるなど^{*2}、一般層・富裕層ともに「サステナブル観光」へのニーズが高まっている。我が国においてもJNTOがサステナブル・ツーリズムを推進しているだけでなく、和歌山県が世界的旅行ガイドブックlonely planetにおいて「読者が選ぶサステナビリティに配慮した観光地」に選出され^{*3}国際的認知度が高まっていることを踏まえ、和歌山IRとしてSustainabilityのコンセプトを打ち出すことは、観光面の国際競争力を高め、政府観光戦略をリードするために有効な打ち手となると考えられる。

加えて、立地地域は魅力的な観光資源を豊富に有するにも拘らず、都市部と比較し世界からの認知や大型受入体制の整備が遅れ、ポテンシャルを十分に発揮できていないという課題を有している。Undiscovered Japanをコンセプトに掲げ、立地地域の魅力を、IRを基軸に発信することは、和歌山県はもちろん周辺広域における同様の課題を解決し、地方まで日本一丸となった「真の観光先進国」の実現に確実に資するものとなる。

なお、シンガポールにおいてはリゾート型IRであるRWSと近距離に位置する都市型IR「Marina Bay Sands(MBS)」とが相乗効果を発揮している。これは、大阪にIRが実現した場合にも、MBSのように都市型IRを掲げる大阪IRと、RWSのようにリゾート型IRを掲げる和歌山IRが共存し、シナジーを創出し得るということの証明であり、和歌山IRは都市部に無い観光資源や新たな魅力発信を掲げることにより、大阪IRのみでは達成し得ない効果を創出し、政府が掲げる観光先進国の実現、及び地方観光の推進に資するものである。

- *1 Booking.com「2021年版サステナブル・トラベルに関する調査」より
- *2 ILTM(International Luxury Travel Market)「Global Heatmap」より
- *3 lonely planet 「Best in Travel 2021」より

④ IR事業の概要（開業の時期等の工程の概要を含む）

1 IR施設の在り方

(1) IR施設の概要

IRを構成する各施設が各々の機能を果たすことは勿論、IR区域全体のコンセプトを反映させた一体的な運営により相乗効果を生み出し、これまでにないスケール・クオリティの複合施設を実現する。

施設	コンセプトを反映させた要素	
	ハード面	ソフト面
国際会議場施設・展示等施設 (1号、2号施設)	壁面ディスプレイ等を活用した質感高い内装によるデジタルとリアルが融合した世界観の表現、及び屋上の太陽光パネルによる持続可能なMICEを実現	和歌山の自然を活かし、「ワークライフバランス」を訴求するこれまでにないスマートMICEを実現することで、健やかなビジネスライフと開催地への愛着を醸成
観光の魅力の増進に資する施設 (3号施設)	賑わいある緑日空間や、静けさと趣がある茶室・日本庭園等により、多様な文化と風情に富んだ未知なる日本を体現	日本古来の食・歴史・伝統などについて、その精神性にまで迫る体験型コンテンツの充実により、日本通でも知らない未知なる日本の魅力を訴求
観光旅行の促進に資する施設 (4号施設)	各地の四季をも鮮やかに表現するVR・3D等の最先端設備、及び未知の体験へと来訪者を送り出すターミナルを整備	最先端技術により日本各地の魅力を紹介し、地方部を含む広域への送客をサポートすることで、日本の観光振興・地方の持続的成長を促進
宿泊施設 (5号施設)	現代の鳥居を体現する外観により未知なる日本への入り口を、ラグジュアリーな内装により非日常のウェルネス空間を表現	和歌山の自然と最先端技術を活かしたリゾート型IRならではのリラクゼーションスパサービス等を通じ、心身ともに満たされるウェルネス滞在を実現
来訪及び滞在の促進に寄与する施設 (6号施設)	多様なスポーツ設備やプールドーム、及び先端医療設備等を通じSports & Wellnessを、先進性と自然資源を融合させた屋上農園等を通じ地域とともに持続的な成長を続ける施設を体現	自然を生かしたウォータースポーツや、最先端技術を活用した人機一体スポーツ・eスポーツなど多彩なスポーツ体験に加え、ドーム型ビーチでの非日常体験や先端医療センターでのサービスなど、ボーダレスに心身ともに健やかになる体験を提供
カジノ施設	二層吹き抜けの開放感のある空間構成や、堅実な入場管理システム等を通じ、カジノ・IRとともに地域が健全かつ持続的に成長できる環境を整備	日本式の「おもてなし」を堪能できる新たなカジノ体験を提供するとともに、カジノによる徹底した有害影響対策を心掛けた、全ての人に安心・安全なカジノを実現

(2) 工期の概要

工事の発注及び着手	2024(令和6)年冬頃～
IR施設本体工事完了	2027(令和9)年春頃
IR開業時期	2027(令和9)年秋頃

- ※1 国土交通省による区域整備計画認定時期は2022(令和4)年内を見込んでいるが、区域整備計画認定時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。
- ※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。
- ※3 工程が最も早く進捗した場合の想定である。新型コロナウイルス感染症の収束状況、カジノ管理規制の整備状況、IR区域周辺区域における自然災害の発生状況、大幅な工事環境の変化の状況等によっては、IR事業の工程は変動する可能性がある。

2 IR区域の在り方

IR区域(和歌山マリーナシティ)を単一の区画として整備・設置し、建築基準法・港湾法・都市計画法等に基づく土地利用規制と適合するよう、適切な手続きに基づき当該区域が一体的に管理されるものとする。

3 IR事業の在り方

当該IR事業は民間事業者の活力と創意工夫を生かすというIR整備法の理念のもと、会社法に規定する会社である民間事業者により「民設民営」の構成にて遂行する。当該設置事業者は、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備の段階から反社会的勢力排除をはじめとするコンプライアンスの確保に取り組むことは至極当然ながら、更なる不正対策や着実な公益還元を講じることにより、IRの整備に対する国民の信頼と理解を加速させる。

また、カジノを起因とする依存症の「発症予防」、依存症の疑いのある方の「早期発見」、そのための「社内規範の確立」、「従業員教育の徹底」などの対策を講じる他、関係地方公共団体と密に連携の上で犯罪防止・治安維持・青少年の健全育成・依存防止などのカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の取組を適切に実施し、IR事業の効果を確実に還元する。

4 カジノ事業の収益のIR施設の整備等への活用の在り方

カジノ事業の収益を十分に活用してIR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していく他、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力を通じてIR事業に求められる公益性を達成する。

① IR区域内の建築物の外観、内装

1 IR区域内の建築物の外観、内装



(1) 外観

IR区域内に計画される建築物は、大きく本棟(宿泊施設・カジノ施設等)とMICE棟(国際会議場施設・展示等施設)及び立体駐車場棟から構成される。施設の中心となる本棟は25階建の二棟のウイングに分かれた高層階(主として宿泊施設)と、その基壇部となる低層階(主としてカジノ施設や魅力増進施設・来訪及び滞在促進施設等で構成)とに大きく区分けされる。一方、MICE棟は合計6層のフロアで構成され、下層より二層に分かれた展示等施設やアリーナ形式の大会議場、その上階に中小様々な会議室やボールルーム・グランドボールルーム等の国際会議場施設により構成される。さらに本棟の南側には来訪及び滞在促進施設の一つであるプールドームを配置する計画である。以上、大きく三棟構成となるこの建築物は、太平洋を望むロケーションに、新たな景観を形成するシンボリックな施設となる。

(2) 内装

本棟低層階の中心にメインエントランスを、メインエントランスの前にカジノ施設を配置する。3階から25階までは主として宿泊施設で構成され、各客室からは遠く太平洋や和歌山マリーナシティ周辺まで、360度方向それぞれに広がる素晴らしい眺望が楽しめる。MICE棟を構成するアリーナ形式の大会議場や中小様々な会議室、ボールルーム・グランドボールルーム、ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム、ホワイエ等はそれぞれの用途に応じて個性的なインテリアを施し、国際会議や展示会目的で訪れる方々に、和歌山IRの特徴・個性を強く印象付ける役割を担う。さらに本棟とMICE棟をつなぐ通路はデジタルストリートとして、このIR施設の中心動線を形成するとともに、この地を訪れる方々にここでしか味わえない印象的な空間体験を提供する。



2 評価基準1において記載した、IR区域全体のコンセプトの建築物の外観及び内装への反映

和歌山IRが示すコンセプトのうち、まずUndiscovered Japanに関しては、本棟の特徴的な意匠性についてその建築デザインコンセプトを(後述【評価基準2④4】参照)「和歌浦にそびえ立つ現代の鳥居」と捉え、この地に集う来訪者が、ここからいまだ世界に知られていない日本の魅力を感じ、新たな観光街道を巡る、いわばそのゲート性を表現する。

また、そのきらびやかな外観デザインや、あらゆる先進的なIoT技術等を活用した空間や内装、各種環境配慮型技術の導入は、その先進性でもって来訪者が享受する利便性と循環型社会への貢献の両立と、この和歌山IRが今後長くこの地に根付いていくことにより、地域・人とともに持続的な成長を続けるSustainabilityを表現する。

さらには、本棟海側に配置されるプールドームとその内部空間で行われる様々なアクティビティが、この地での滞在体験を通じて心身ともにエネルギーをチャージしうるウェルビーイング観光推進の核として、Sports&Wellnessを表現する。

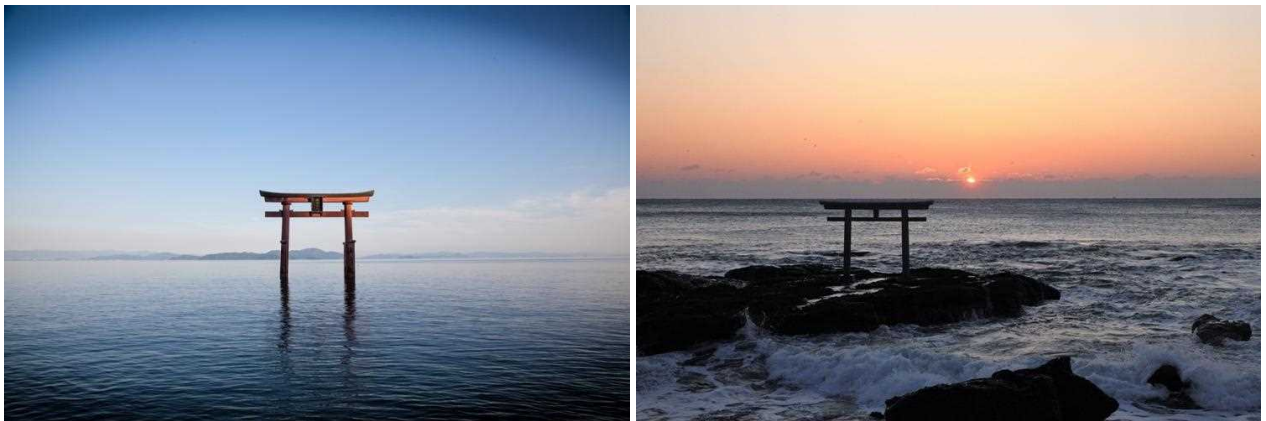
3 IR区域内の建築物の象徴性や先進性の高さ

この建築では、和歌山IRのテーマである『「和歌山の自然資源」と「世界最先端のテクノロジー」の融合』を体感できる舞台として、本棟やMICE棟の建築デザインをはじめ、施設内のあらゆる内装や設備に至るまでそのテーマを肌で感じられる仕様を施すことにより、この和歌山の地でしか実現し得ない独自性・先進性の高いIRを実現する。

さらには、この地を基点に関西圏のみならず、伊勢湾・紀伊半島・四国圏などに存在する日本古来の魅力的な観光資源をつなぐその玄関口として、「和歌浦にそびえ立つ現代の鳥居」を建築デザインとして施すことでその象徴性を高め、未だ見たことのない、混じりけのない日本発見の旅へと誘う建築をめざす。

4 立地する地域が有する文化や歴史的背景に対する申請者の認識や理解

和歌山が誇る日本古来からの自然美や文化、精神性等をさらに来訪者に強く感じてもらうために、和歌山IRの建築デザインにおいても、この地が有する文化や歴史的背景を踏まえてその建築デザインコンセプトを「和歌浦にそびえ立つ現代の鳥居」と設定する。



日本固有の祭祀施設である神社。その玄関口に配置される鳥居は、神社空間とその周辺との境界を示し、神社へ通じる門や神社のシンボルといった役割のほか、神社の中に不浄なものが入ることを防ぐ「結界」としての役割もあると言われている。

またIR区域の周囲に広がる和歌の浦は、和歌浦湾をとり巻く景勝地であり、南は熊野参詣道・藤白坂から西は紀伊水道に面した雑賀崎まで、緑豊かな山並みと大海原に抱かれた絶景の宝庫である。その潮の干満によって干潟が現れては消え、刻一刻と変化しながら、四季折々の多彩な風景を魅せていたことから、その情景は古くは万葉歌をはじめ様々な古典和歌集にて詠われ、和歌の聖地ともなっている。

さらには、日本の観光のはじまりが「巡礼」の旅であり、熊野詣が起源とも言われていることから、このような芸術や文化を育んだ歴史ある風景を背後にしたその立地や歴史を基に、この地を「Undiscovered Japan」への玄関口と捉え、この地から広がる、様々な日本古来の神聖な時間空間への旅の入口としての役割を「現代の鳥居」になぞらえて、来訪者や広く周辺地域にメッセージを発信する。

5 IR区域とその周囲との景観や環境との調和性(親和的な調和性、対比的な調和性等)

風光明媚な景勝地である和歌浦湾に対し、大きくウイングを広げる本棟の建築形態は、そのきらびやかな外観デザインや周辺の景色を映しこむガラスファサードも相まって、オーシャンフロントな周辺景観とは対比的かつシンボリックな景観を形成する。

また、基壇部は来訪者をお迎えする賑わいの演出により、IR区域周辺とは異なる非日常性を演出する。

さらに、北側道路側からの景観は、和歌浦湾や周辺の山並みをバックに特徴的な景観を形成し、IRの先進性やシンボル性をより強調するものとなる。また区域内の建物をはじめ駐車場や外構は、各所がライトアップされ、夜間においても一体的な特徴ある夜間景観を形成する。

② IR区域内の建築物の配置

1 IR区域内の建築物の配置

IR区域は、東・西・南方向の三面を海に囲まれた人工島であり、北側道路からのみのアクセスとなること、さらには東側が一部護岸により、西側が運河によって敷地が分割されていることから、敷地北側の道路周辺に駐車場(立体駐車場棟・平置駐車場)及び敷地南側に主要な建物を配置した。

さらに、東側にMICE棟(国際会議場施設・展示等施設等)、西側に本棟(宿泊施設・カジノ施設・魅力増進施設・来訪及び滞在促進施設等)を配置し、北側道路に面する形で立体駐車場を東側及び西側に二棟配置した。本棟とMICE棟は1階フロアで接続されるとともに、その中間に送客施設(バスターミナル等)を配置した。

また、本棟の南側には来訪及び滞在促進施設の一部を形成するプールドームを配置した。

本棟及びMICE棟にはそれぞれ専用の出入口を設け、ホテル・カジノ・MICE各施設への来訪者は直接各出入口から建物にアクセスすることができる。

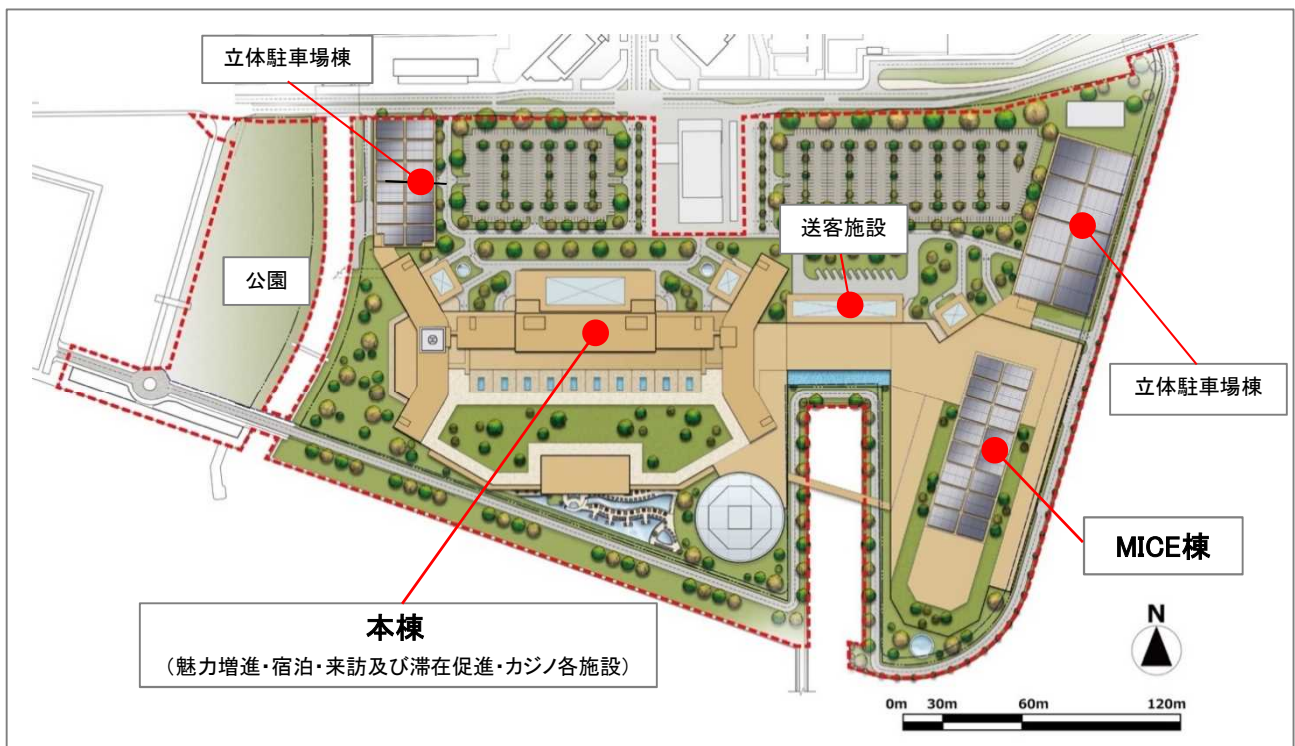


以上の配置方針により、市街地からサンブリッジを経て、北側道路より敷地に入るまでの一連のシーケンスの中で、シンボリックな鳥居形状の外観が、来訪者の和歌山IRへの期待感や高揚感を高めるランドマークとして機能するとともに、東西軸を長手に駐車場やMICE棟が末広がりにも構える構成が、来訪者を和歌山IRへ包み込むように迎え入れる形態を成し、パブリックな北側の表情と、プライベートな南側のエリアを切り分ける。

さらには平面的には敷地に入り込んだ運河や護岸により、東西で大きく機能別にゾーニングされ明確なエリア分けがなされている。コンパクトな敷地の中で目的の違う来訪者に対し、アクセシビリティの向上を図るとともに、東西を貫く主動線であるデジタルストリートによって、ビジネスエリアから様々な賑わいの来訪及び滞在促進施設、カジノ施設、魅力増進施設まで、静から動のグラデーションに変化しつつ、様々な表情で本施設の多様な魅力を表現し、個々の目的以外の時間や空間へと誘うきっかけを提供する。

さらに、宿泊施設においては、本棟のあらゆる方向へと配置された客室から、和歌浦湾をはじめとした東・西・南・北各方面の趣の異なる素晴らしい眺望を味わうことが可能となるなど周囲の景観や環境と調和した配置とすることで、あらゆる角度から多彩な魅力を感じられるような施設の実現をめざす。

〈敷地配置図〉



① IR区域の面積

1 IR区域全体の敷地面積

IR区域全体の敷地面積は、236,136.68㎡である。

② IR施設の床面積の合計及び内訳

1 各号施設の延床面積

IR施設を構成する各施設の計画床面積は下表のとおり。

IR整備法第2条の区分	施設名称	延床面積	延床面積 (暫定計画値)
国際会議場施設(1項1号)	国際会議場施設	62,500 ～ 74,500㎡	68,700㎡
展示等施設(1項2号)	展示等施設	61,500 ～ 73,500㎡	67,500㎡
魅力増進施設(1項3号)	日本の伝統文化に資する施設 日本の精神性を訴求する施設 温浴体験施設	9,900 ～ 10,900㎡	10,500㎡
送客施設(1項4号)	送客施設	1,650 ～ 1,950㎡	1,800㎡
宿泊施設(1項5号)	シーザーズ・パレス	275,000 ～ 335,000㎡	312,000㎡
来訪及び滞在促進施設 (1項6号)	プールドーム eスポーツセンター 先端医療センター など	175,000 ～ 205,000㎡	190,000㎡
カジノ施設(10項)	カジノ施設	45,000 ～ 50,000㎡	46,500㎡
合計		630,550 ～ 750,850㎡	697,000㎡

※特に注記がない限り、各施設の延床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に該当する建築物の床面積を示す。(以下、同様とする。)

※設計・施工段階の計画調整により、IR整備法など各種法令に適合する範囲内で変更する場合がある。

③ その他のスケールに関する事項

1 各施設の収容人員

各施設の計画収容人員は下表のとおり。

施設	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
国際会議場施設(1項1号)	24,500人	24,500人
展示等施設(1項2号)	12,230人	27,558人
魅力増進施設(1項3号)	1,750人	1,750人
送客施設(1項4号)	1,800人	1,800人
宿泊施設(1項5号)	12,250人	12,250人
来訪及び滞在促進施設(1項6号)	3,000人	3,000人
カジノ施設(10項)	9,680人	9,680人
合計	65,210人	80,538人

※利用シーン収容人員は、実際の利用シーンにおいて想定される収容人数を示す。従業員等は含まず、来訪者のみの人数を計上している。(以下、同様とする。)

※消防法収容人員は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第1条の3の規定に基づく収容人員を示す。(以下、同様とする。)

① ユニバーサルデザイン、多文化共生

1 全体方針

(1) ボーダレスの実現

- ・ ①環境のバリア(ハード面)、②心/意識のバリア(コミュニケーション)、③情報のバリア(平等な情報提供)をなくすことを主眼に、来訪する全ての人々にとって「年齢、障害、性別、人種、宗教、趣味嗜好」などを境界(ボーダー)としない空間を実現すべく、世界水準の施設設備、サービス、ダイバーシティ・マネジメントを通じて、誰もがストレスなく安全・安心で使いやすい快適な滞在・観光体験を提供する。
- ・ 海外からの来訪者を多く迎え入れることが想定されるIR施設においては、様々な文化圏の人々に対応した施設とすべく、多言語対応はもちろんのこと、宗教や食事にも配慮する。
- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下バリアフリー法)」や、「和歌山県福祉のまちづくり条例」のみならず、ユニバーサルデザイン7原則をはじめとする国際的な基準も取り入れ、ハード面・ソフト面に加え、組織体制も含め、先進的でボーダレスな(境界のない)ユニバーサルデザイン施設を実現する。

(2) スパイラルアップの環境整備

- ・ 施設設計段階から、多様な方々とIR事業者・設計者等とのユニバーサルデザインワークショップを定期的で開催し、参加者意見のデザインへの反映に努めるとともに、開業後の継続的な快適性の向上及び提供をめざし、全組織横断型のワーキンググループを組成する。

(3) SDGsの達成への寄与

- ・ IR事業者・組織として、全ての来訪者・従業員に対し、次世代に繋がる長期的な取り組みを行う。
- ・ 多種多様な人々が互いの考え方の違いや個性を受け入れながら、ダイバーシティが当たり前の環境を整える。
- ・ 働く環境として、全従業員がともに成長と共生を図る「インクルージョン」を推進するなどし、SDGs目標のうち特に「ジェンダー平等の実現」、「働きがい・経済成長」に貢献する。

2 来訪者への対応

(1) 全体的な取組

a 施設の整備

- ・ 情報のバリアフリー(平等な情報提供)を主眼に、施設を利用する多様な人々が利用しやすいよう、特にアクセシビリティ配慮を徹底の上、施設全体のサインやピクトグラム等は視認性を考慮したサインで統一する。
- ・ AIカメラ・AIスピーカーを搭載したデジタルサイネージ(施設内インフォメーション)により、ストレスのない目的地への案内や平等な情報提供を図る。

b サービス

- ・ 配慮を必要とする本人だけでなく、その同伴者もともに楽しめ、満足度を高められる環境を整備する。
- ・ 旅マエの段階(情報収集や予約など)から、様々な属性の人が各々に必要な情報を簡易かつ十分に取得できるよう、ホームページ等の環境を整備する。

c デジタル活用

- ・ 心のバリアフリー(コミュニケーション)を主眼に、区域内のあらゆる場所で、人的サービスに加え、24時間/365日、100ヶ国語を超える超多言語対応や、快適なボーダレス対応(視覚・聴覚障害への対応等)を実現すべく、ICTやAIなどのテクノロジー・ソフトウェアを積極的に活用する。
- ・ 身につけることができるウェアラブルデバイスを活用することにより、各施設間の移動やIRを起点とする各観光地・観光街道へのスムーズでストレスのない移動(車いす等を使用しての移動など)に係る情報の発信を行うなど、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに対応し、誰もが旅を楽しむことができるアクセシブル・ツーリズムを推進する。

(2) 個別の取組**<言語>****a 施設の整備**

- ・ 人的配備に加え、多言語対応のデジタルサイネージやパンフレットを配備するとともに、多言語対応とAI自動翻訳機を搭載したウェアラブルデバイス、デジタル・キオスク(自動翻訳デスク)等を配置することにより、様々な海外からの来訪者にも平等に情報提供を行い、ストレスなく、スムーズにIR施設を楽しむことができるよう対応する。
- ・ 多言語対応アナウンス設備を導入するなど、非常時に外国人旅行者が安全に避難できるような環境を整備する。

b サービス

- ・ 多言語対応可能な日本人スタッフに加え、文化圏の異なる多言語対応可能な人材を採用することで、外国人旅行者に対しても迅速な対応と顧客目線での「あたたかさ」を心掛けたサービスを提供する体制を整える。

c デジタル活用

- ・ AR等の活用で多言語に対応したインフォメーション等を設置し、来訪者の利便性を高める。
- ・ 自動翻訳機能を有するAIによる対応とともに、遠隔からの専属オペレーター(人)による対応を組み合わせ合わせたハイブリット型の自立走行型ロボットの導入を図り、多言語対応のみならず、平等で迅速かつきめ細やかなサービス体制を構築する。

<性>**a 施設の整備**

- ・ 性別を問わず利用可能な「多目的トイレ」や、状況に応じて使用調整が可能な「可変式トイレ」の設置を図る。

b サービス

- ・ 性別や宗教にとらわれないイベントやウェディングサービス等、同性婚や宗教様式など、多様なニーズに応じた境界のない柔軟な対応を図る。

<宗教>**a 施設の整備**

- ・ お祈り室・礼拝スペース(お清めのためのシャワー/洗浄場の設置など含む)等、宗教や文化習慣への十分な配慮と敬意をもった設備を配置する。

b サービス

- ・ ホテルの客室やレストランでは、コーシャーやハラール、ヴィーガン、ベジタリアン向けメニューや、ラマダンに対応した飲食サービスの拡充など、あらゆる宗教や食文化の人々が利用できるサービスを提供する。さらに食事に含まれる成分を外国語で表記し、アレルギーや宗教上食べられない食材を簡単に確認できるよう配慮する。

c デジタル活用

- ・ 来訪者が宗教上の理由やアレルギー情報、障害情報などを容易に事前登録可能なシステムを導入し、情報を事前に把握することにより、スムーズなサービスと設備を提供する。

<障害>**a 施設の整備**

- ・ 環境バリアフリーを主眼に、施設には様々な人に対応した機能別トイレを設置することにより、車いす、内部障害、子供連れ家族等に対応する。
- ・ 各施設内や施設間の移動のみならず、直近の交通機関も含めたバリアフリーな動線計画を実現するとともに、自動運転モビリティや自動運転車いす等を活用し、全ての利用者に負荷の小さいスムーズな移動を提供する。
- ・ 多言語対応の避難経路サインや非常放送に加え、障害特性に沿った避難設備(光警報や非常用エレベーター等)を拡充するほか、様々な避難者を想定した防災訓練を行うなどにより、非常時にも全ての人にスムーズな支援を行うことができる体制を整備する。

- ・点字の案内表示(点字ブロック)だけでなく、近年の技術である「可変式点字ブロック」や、音を体で感じる「ウェアラブルデバイス」の活用等、安全性が確認されている先端技術、製品の率先した導入を図る。
- ・視覚弱者、色覚弱者を含む誰にとっても視認しやすいデザインの案内表示の設置を行う。
- ・可変式の車いす用観覧スペース(MICEなど)や、安全と利便性を主眼とした障害者用駐車場、車いすやベビーカー置場等を確保する。
- ・補助犬に対する配慮スペース(補助犬用のトイレや待機スペースなどの設置)を整備する。
- ・ベビーカーや車いすを配備するほか、プールでの防水車いすや、セキュリティゲートをくぐる際の非金属(木製等)の車いすなど、状況に応じた設備を配備する。

b サービス

- ・和歌山IRのサイトは、WEBアクセシビリティ(JIS, WCAG 2.0)に対応し、施設全体のユニバーサルデザインに関する情報発信をリアルタイムで行うものとする。
- ・肢体障害者が使いやすい食器の提供、ビュッフェ時の視覚障害者への対応など、食事時の支援体制と提供マニュアルを策定する。

c デジタル活用

- ・各施設において、デジタル技術を活用し、多言語の同時通訳サービスや遠隔手話通訳サービス等を提供する。
- ・スマートフォンアプリを活用した目的地までの最適なルート(例:車いすの方や妊婦の方にとって通行しやすいルート情報)を提供し、現在地を起点として音声等でナビゲーションサービスを提供する。

<年齢(高齢者、乳幼児/子供連れ)・妊婦等>

a 施設の整備

- ・ビジネス客や家族連れ、さらには従業員の利用にも対応したマルチリンガル対応の託児所施設を整備する。
- ・授乳やおむつ交換など、子供のケアスペースを設置する。ただし、女性トイレのみなど、性別を区別しての設置は行わない。
- ・ベビーカーでも利用しやすい動線設計を行う。
- ・子供向けのエリアにおいては、ひらがなやふりがなの使用を含めた子供でも分かりやすく楽しめる案内サイン・備品を配備する。
- ・動線を勘案し、施設内各所に休憩スペースを設置する。

b サービス・デジタル活用

- ・子供向けに、保護者のスマートフォンと同期可能な腕時計型のウェアラブル端末を用意し、端末を通じて保護者が子供の居場所や健康状態などの確認が可能となるサービスを提供する。
- ・子供はウェアラブル端末を利用し、保護者の許可した施設への入場や買い物が可能になり、子供なりのIR滞在を楽しむことができる。
- ・保護者の許諾をもって、子供の位置、健康状態情報に運営側がアクセスできるようになることから、緊急時の救助サービス等を迅速に行うことが可能となる。

3 IR事業者・従業員等への対応

(1) 採用・教育

- ・従業員教育に際しては、多様な文化に対し「尊敬の念」をもつことを第一に、丁寧かつ適切な教育を行い、多文化共生のリテラシーが高いスタッフを育成、配置することで、様々な場面できめ細やかに対応できる体制を構築する。
- ・適切かつ安定したサービス提供を目的とし、多様な利用客を想定した接客マニュアルを策定する。
- ・全体方針である「ボーダレス」=「ダイバーシティ マネジメント」を主眼に、ダイバーシティ インクルージョンを推進するため、各部署より担当者を選出し、全組織横断型のワーキンググループを組成する。
- ・女性・外国人管理職の登用、障害者の積極雇用や、リタイア後人員の再雇用にも積極的に取り組む。

【目標値:人口割合に沿って目標値を算出】

- ・ 障害者の雇用率:7.4%以上をめざす
- ・ 経営層・従業員等の女性登用率:ともに50%以上をめざす

(2) 従業員向け施設・サービスの整備

- ・ 日に複数回の礼拝が必要な従業員に対応した職場づくりや、様々な文化圏や宗教に柔軟に対応できる服装規定を設ける。
- ・ 子育て中の従業員の就労をサポートするため、託児施設を設置する。
- ・ 外国人従業員の日本での生活対応支援を行う。
- ・ 円滑で健全な勤務体制を目的として、従業員向けの寮や、通勤バスなどの整備を行う。
- ・ 社員研修の一環として「ユニバーサル マナー」研修の導入を図る。

② 環境負荷低減

1 施設整備(建設)時における環境負荷低減に係る取組

(1) 基本方針

国際社会がめざす2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現と持続可能な施設形成を図るとともに、本開発によって発生する周辺地域への環境負荷を可能な限り低減する施設整備を行うことで、SDGs(特に気候変動への対処、海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用等)への寄与を図るなど、環境負荷低減に努める。

- ・ 建設資材の再利用や再資源化しやすい建設資材の積極的な利用による廃棄物排出の抑制
- ・ 工事車両及び施設関連車両への低公害車の活用、排出ガス対策建設機械の採用 等

2 施設運営時における環境負荷低減に係る取組

(1) 基本方針

施設整備段階と同様、カーボンニュートラルの実現と施設運営による周辺地域への環境負荷を可能な限り軽減することを目的に、施設運営に係る省エネルギー・創エネルギー化及び廃棄・排出物管理等の取組を行うとともに、それらの取組により海洋を含む自然への影響を最小限に抑える。

a ハード対応

以下の取組を導入することにより、CASBEE・BELS等国内の環境認証やLEED等海外の環境認証の取得をめざす。(詳細は施設計画にて順次検討)

〈省エネルギー関連設備の導入や調達に関する取組例〉

- ・ 高効率機器(ターボ冷凍機、ターボHP、給湯HPなど)の利用
- ・ 高効率トランス(トッランナー高効率変圧器)の利用
- ・ 熱源水ネットワーク(敷地内の熱源をループ化して建物ごとの必要エネルギーの共有化し・有効利用)の構築
- ・ 太陽光発電による創エネルギー化(敷地内各所や施設屋上への太陽光発電設備の設置運用)
- ・ 生ゴミのバイオガス化発電装置や水素活用によるメタネーション技術等、今後の技術革新により導入が期待できる各種先進技術の積極的な導入検討

b ソフト対応

当該施設の根幹である『情報プラットフォーム』を活用の上、CO2の排出量管理を主眼としたエネルギー管理システム、ならびに廃棄・排出物管理システムを導入することにより、現況の「見える化」を図るなど、環境負荷低減へ寄与するIRの整備を実現する。

- ・ 情報プラットフォームを活用した来訪者データの集積及び各部門での傾向等の分析による適切量の物品・食料品の調達、飲食部門での調理量調節などのフードロスの最小限化
- ・ IRでの排出廃棄物の廃棄・処分ルールの厳格化及び排出量・ルート等の一括管理による再資源化の促進
- ・ 非化石化証書を活用した燃料の調達(電力、都市ガス)
- ・ 環境負荷の少ないエネルギー資源及び製品の活用
- ・ グリーンスローモビリティ(EV・自動運転等)の活用

③ フェアトレード

1 各種原材料の調達について、フェアトレードの取組の方針

- ・取引先に対して、フェアトレードに関する方針を明確に提示するとともに、透明性・廉潔性を根幹としてコンプライアンスを厳守した業者選定と入札体制の構築を図る。
- ・エシカル消費理念に準じて『環境(環境負荷低減寄与製品)』『社会(フェアトレード商品)』『地域(地産地消)』に配慮し、SDGsにおける『使う責任』の遂行を実践する。
- ・地域大企業のみならず、中小企業との持続的な連携と取引を根幹に据え、環境負荷低減等SDGsへの取組を積極的に推進する企業から優先的に各種原材料や製品の調達を図るなど、自社の利益のみを追求するのではなく、地域社会や日本社会の長期的で健全な発展を見据えた持続可能性の高い企業との取引を優先する。
- ・内部監査部門によるチェック体制や、専門知識を有する調査会社との事前調査体制を整備することにより、定期的な内部監査を実施する。

① 国際会議場施設の規模の考え方

1 IR区域内の国際会議施設の規模

～ 和歌山の豊かな観光資源を背景に、高度な施設機能と規模を有した

日本を代表する「リゾート型MICE」施設が誕生 ～

和歌山IRで実現するMICE施設((仮称)和歌山テックセンター)は、和歌浦湾を臨む自然景観を生かしたロケーションでの会合や快適なビジネス環境を提供するとともに、MICE前後では送客施設等を通じた雄大な和歌山の自然観光資源が楽しめる「リゾート型MICE」を体験できる場所として、国内外のMICE来訪者に対して、新たな価値を提供する。

世界最先端クラスのテクノロジーを導入した革新性と創造性ある様々な仕組み、リラクゼーションからアドベンチャーまであらゆる自然体験を楽しめる和歌山というエリアの魅力、それらをミックスして提供する高度なホスピタリティにより、短期滞在から長期滞在まで多様なニーズの来訪者を取り込み、ここにしかない新しいMICE体験を創出していく。

(1) 世界トップクラスのMICEに対応した規模

国際会議場(最大収容6,000人以上収容の大会議場と、合計6,000人以上収容の小・中会議室)は、政府や国際団体が主催する国際会議から各業界・協会が主催する大型カンファレンスまで、世界トップクラスの会合について余裕をもって開催可能な国内随一の施設となる。

また、フラットなデザインの建物には、あらゆる規模のMICEイベントを取り込むことができる大小様々な施設が最適に配置されているため、国際的な大型案件から地元主催者による小規模案件まで幅広いニーズを満たすことができる。

(2) 会議場と展示場を一体利用できる国内初となるエクステンション型アリーナ

(仮称)和歌山テックセンターは、6,000人以上を収容するアリーナ部分のステージが取り外し可能な機能を有し、展示場とアリーナのフロアを直接つなげて使用できる「エクステンション型アリーナ」として設計する。このような縦長の会議場は、従来の施設にはない新しい仕様で、今後開業予定であるマカオのGalaxy Lot 3(2022(令和4)年開業)にも類似の機能が取り入れられている。

2 設置する国際会議場施設の規模が、国内外の競争環境なども踏まえ、高い競争力を有する十分なものと言える根拠

国内では、一部の大都市圏を除く地方都市においては中規模(最大会議室で3,000席前後か3,000席以下)の施設が中心であり、大型の国際会議等の誘致が難しい状況にある。

和歌山IRの国際会議場施設は、規模においては国内トップクラスに位置づけられ、アジア・太平洋地域(以下「APAC」という。)の主要都市と比較した場合にも劣らない水準であり、高い競争力を有している。

また、政府や国際団体等が主催する主要な国際会議の参加者数をみても余裕をもって対応できる規模である。

〈国内の主な会議施設規模※〉

施設名	座席数
東京国際フォーラム	5,012
パシフィコ横浜	5,002
シーガイア(宮崎)	3,300
名古屋国際会議場	3,012
福岡国際会議場	3,000
大阪府立国際会議場	2,754
出島メッセ(長崎)	2,628
大宮ソニックシティ	2,505
国立京都国際会館	2,500

※いずれも最大規模の会議室の座席数

〈過去の主要な国際会議の一例〉

会議名	開催国	施設名	参加者数
世界パーキンソン病学会	京都	国立京都国際会館	約5,000
国際義肢装具協会世界大会	兵庫	神戸国際会議場	約5,000
International Conference on Dialysis	米国	Caesars Palace	約5,000
INTERPOLE World	シンガポール	Marina Bay Sands	約4,000
World Gas Conference	マレーシア	Kuala Lumpur Convention Centre	約3,000

＜APACの主な会議施設規模＊＞

施設名	都市名	座席数	施設名	都市名	座席数
Marina Bay Sands	シンガポール	8,000	中国博覧会会館総合体	北京	3,000
COEX	ソウル	7,000	上海国際会議中心	上海	3,000
Centara Grand & Bangkok Convention Center	バンコク	7,000	Hong Kong Convention and Exhibition Centre	香港	3,800
International Convention Centre Sydney	シドニー	8,000	Taipei International Convention Center	台北	3,000
Melbourne Convention and Exhibition Centre	メルボルン	5,564	Kuala Lumpur Convention Centre	クアラルンプール	3,000

※いずれも最大規模の会議室の座席数

② 国際会議場施設の収容人員及び床面積

1 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積

国際会議場施設は、政府や国際団体による大型国際会議の開催に十分な中小の会議室を、適切な分割方式によって確保する。

(1) 床面積

No.	種類	会議室名称	室数 ①	1室あたり		①×②
				床面積	床面積② (暫定計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	大会議室	ボールルーム・グランドボールルーム(最大会議室)	1室	約9,500 ～ 11,600㎡	10,515㎡	10,515㎡
2		大会議場/アリーナ	1室	約4,800 ～ 5,900㎡	5,320㎡	5,320㎡
3	中会議室	ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム	1室	約3,500 ～ 4,300㎡	3,869㎡	3,869㎡
4	小・中会議室	多目的室(ラージ)	2室程度	約490 ～ 600㎡	543㎡	1,086㎡
5		多目的室(ミディアム)	3室程度	約370 ～ 450㎡	406㎡	1,218㎡
6		多目的室(スモール)	4室程度	約80 ～ 100㎡	94㎡	376㎡
7		エグゼクティブ・ボールルーム	4室程度	約90 ～ 110㎡	97㎡	388㎡
8		VIP会議室	4室程度	約80 ～ 100㎡	94㎡	376㎡
合計			20室			23,148㎡

(2) 収容人員

No.	種類	会議室名称	利用シーン収容人員				消防法 収容人員
			スクール 形式	シアター 形式	レセプション形式		
					立席形式	着席形式	
1	大会議室	ボールルーム・グランドボールルーム(最大会議室)	5,842人	11,065人	7,511人	5,684人	11,065人
2		大会議場/アリーナ		6,134人			6,134人
3	中会議室	ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム	2,149人	3,675人	2,764人	2,091人	3,675人
4	小・中会議室	多目的室(ラージ)	603人	1,145人	776人	587人	1,145人
5		多目的室(ミディアム)	677人	1,281人	870人	658人	1,281人
6		多目的室(スモール)	208人	396人	269人		396人
7		エグゼクティブ・ボールルーム	216人	408人	276人		408人
8		VIP会議室	208人	396人	269人		396人
合計			9,903人	24,500人	12,735人	9,020人	24,500人

(3) 附帯するその他施設の床面積(展示等施設に附帯するその他施設を含む)

No.	種類	床面積	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ(中廊下)等 ※展示等施設と共通	約 81,110 ～ 95,510㎡	88,592㎡
2	厨房・倉庫等 ※展示等施設と共通		
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ等 ※展示等施設と共通		

③ 展示等施設の規模の考え方

1 IR区域内の展示等施設の規模

～ 地域のマーケットに最適な規模と多様なニーズへの対応により新たなMICEの機会を創出 ～

MICE施設のなかでも展示場は、BtoBである見本市や商談会から、BtoCである地域の文化イベントまで、多種多様な形態のMICEを取り込むために、非常に重要な役割を担っている。(仮称)和歌山テックセンターでは、柔軟な利用を追求することによる稼働率の最大化をめざした展示場20,000㎡を計画している。

この施設は隣接する会議場と一体利用が可能な「エクステンション型アリーナ」の機能を備えているため、両施設を拡張することによって、通常の展示会に加えて、アリーナのステージ演出機能を活用した大型のコンサートやエンターテインメントイベント、さらに華やかさを求める企業の商品プロモーションなど、多様なMICEイベントが開催可能となっている。これらの大型イベントの一部は、シーザーズ・エンターテインメントの北米での業界ネットワークを活用して誘致される計画である。

都心部の施設とは異なるリゾートエリアのロケーションの中で、多種多様なイベントを開催することができる施設として、幅広いニーズに対応していく。

(1) 複数案件の同時開催に対応したレイアウト

展示等施設は、複数のMICEの同時開催に対応できるよう2つのフロア(1階12,270㎡、2階12,190㎡)に分けて配置している。和歌山という地域のマーケット特性を考慮した場合、中規模案件を中心に運営することになるため、複数の案件を同時開催できることは稼働率向上のためにも必要な要素である。

主催者や参加者が異なる展示会を同時に開催する際に、それぞれを異なった動線に分けて運営できるため、人員管理やセキュリティ対策を軽減し安心安全に運営することが可能である。

(2) MICEの枠を超えた多目的な活用が可能な空間設計

展示場では、通常の展示会に加えて、施設稼働を向上させるために、コンサートやミュージカルをはじめとする様々なエンターテインメント、また室内スポーツや一般向けのイベントでの使用も想定している。

そのため、大小の会場に分割できるような可動間仕切りや、音響に配慮した防音性能、飛び跳ねての使用などにも耐えうる床耐荷重など、バリエーション豊富な使いやすさを提供する。

2 設置する展示等施設の規模が、国内外の競争環境なども踏まえ、高い競争力を有する十分なものと言える根拠

～ ボリュームゾーンを捉えた適切な規模の選定 ～

展示会のマーケットにおいては大規模施設が話題になりがちだが、国内に立地する展示場面積は、3大都市圏を除くと10,000㎡台が中心である。また、国内で開催される展示会の使用面積については20,000㎡以下が約8割と大半を占めている(日本展示会協会 2019年展示会実績調査より)。

また、リゾート型MICEと都市型MICEでは、次の図のとおりポジショニングが異なるため、和歌山の地域特性と施設の高い機能性を生かした独自のユニークセリングポイントにより、高い競争力でMICE誘致・創出に取り組んでいくことが可能である。

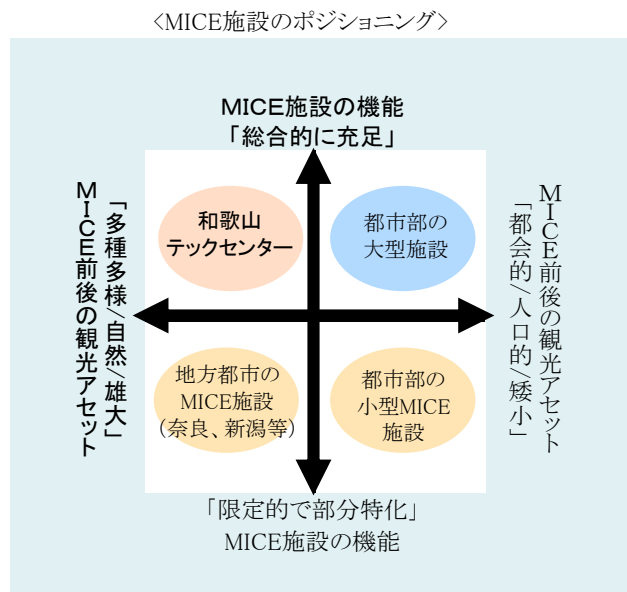
加えて、展示会業界関係者との協議も踏まえると、展示会は当該地域のビジネスと密接に関係があるため、国や地域を越えて開催地を変えて移動するタイプの案件は僅少である。むしろ地域の企業や業界団体等と連携しながら「創出型」で企画し、小さい規模から徐々に拡大させていく視点が重要であるため、当該地域の実情を踏まえた適切な規模を選定している。

海外においては、ホノルル・コンベンションセンター(ハワイ州ホノルル)や、セシヤ・スパイス(マレーシアペナン)などの展示等施設が、和歌山IRに類する規模・ポジションにあり、自然環境や地域特性などを生か

して多様な形態での展示会やイベントを開催することでリゾート型MICEとして成功していることから、高い競争力を有している。

〈国内の主な展示場の規模(単位: m²)〉

施設名称	面積
①東京ビッグサイト	115,420
②幕張メッセ	72,000
③インテックス大阪	70,000
④Aichi sky Expo	60,000
⑤ポートメッセ名古屋	33,946
⑥パシフィコ横浜	20,000
⑦石川県立産業展示館	17,700
⑧西日本国際展示場	15,000
⑨神戸国際展示場	13,600
⑩マリンメッセ福岡	13,000



④ 展示等施設の収容人員及び床面積

1 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積

展示等施設の床面積及び収容人員は下表のとおり。

(1) 床面積

No.	種類	床面積	床面積 (暫定計画値)
1	展示室A	約 11,000 ～ 13,500m ²	12,270m ²
2	展示室B	約 11,000 ～ 13,400m ²	12,190m ²
合計		約 22,000 ～ 26,900m ²	24,460m ²

(2) 収容人員

No.	種類	利用シーン収容人員				消防法 収容人員
		一般的な BtoB展示会	一般的な BtoC展示会	スポーツイベント	その他エンター テイメントイベント	
1	展示室A	12,000人程度	12,000人程度	12,000人程度	12,000人程度	27,558人
2	展示室B					
合計		—	—	—	—	27,558人

① 国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 国際会議場施設の種類

No.	種類	会議室名称	室数	1室あたり		タイプ	分割対応
				床面積	床面積 (暫定計画値)		
1	大会議室	ボールルーム・グランドボールルーム(最大会議室)	1室	約9,500 ~ 11,600㎡	10,515㎡	平土間	分割可
2		大会議場/アリーナ	1室	約4,800 ~ 5,900㎡	5,320㎡	アリーナ	—
3	中会議室	ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム	1室	約3,500 ~ 4,300㎡	3,869㎡	平土間	分割可
4	小・中会議室	多目的室(ラージ)	2室程度	約490 ~ 600㎡	543㎡		一体利用可 (一体利用時床面積: 3,445㎡)
5		多目的室(ミディアム)	3室程度	約370 ~ 450㎡	406㎡		
6		多目的室(スモール)	4室程度	約80 ~ 100㎡	94㎡		
7		エグゼクティブ・ボールルーム	4室程度	約90 ~ 110㎡	97㎡		
8		VIP会議室	4室程度	約80 ~ 100㎡	94㎡		
合計			20室				

〈国内初のエクステンション型MICE施設によりあらゆるタイプの会議が開催可能〉

MICE棟の1階から5階に配置される国際会議場施設は、アリーナ機能をもちつつ併設の展示場と一体的な活用が可能な大会議場と、フレキシブルな区割が可能な小・中会議室、ボールルーム・グランドボールルーム、ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルームで構成する。

(1) 大会議場/アリーナ

可動式座席を設置可能な1階フロアと、それを取り囲む固定式座席が配置された上層階で構成され、1階フロアは展示場に併設しているため、両施設を一体的に活用した大規模イベントの開催が可能

(2) 小・中会議室

MICE棟の3階フロアに配置され、移動式間仕切りにより大小様々な会議開催が可能

(3) ボールルーム・グランドボールルーム

MICE棟の5階に配置され、大規模会議はもとより、その可変的なレイアウト対応により大規模イベントや宴会等の開催が可能

(4) ハイブリッドデジタルスタジオミーティングルーム

MICE棟の3階に配置され、各種通信設備や放送・撮影設備を備え、VR技術等を活用してリアル・オンラインのハイブリッド型会議やイベントの開催が可能

2 国際会議場施設の機能

トップクラスの国際会議に必要とされる高度な機能と、日常的な会議需要にも対応した利便性を両立し、さらにはポストコロナを意識したハイブリッド型コンベンションに対応した未来志向のインフラを整備することにより、多種多様なニーズに対応可能な施設とする。

(1) 高度な需要への対応に必要な機能

多言語の同時通訳設備など政府系会議やトップレベルの国際会議等で求められる機能を主要な諸室に整備し、特に6,000人収容の大会議場では大型の曲面对応映像ディスプレイを壁面に配することで、世界各国を結んだハイブリッド時代の国際会議などを標準仕様で運営することができる。

(2) 使い勝手・デザイン**a フレキシビリティ(世界的な会議から地域の利用まで幅広く対応できる分割方式+動線の設計)**

最大規模の大会議室に加えて、小・中会議室(94㎡~3,445㎡)が最大で17室確保可能な分割方式に設計されている。多くの会議室を使用するトップレベルの国際会議への対応から、小規模での利用が多い地域の企業や団体に対しても使い勝手のよい施設となることをめざす。

b セキュリティ(世界的VIPの来訪を想定した国内最高水準の機能)

国賓級のVIPが来訪する国際会議においては高度なセキュリティが確保された諸室配置と動線設計が欠かせない。

施設の設計にあたっては、政府系国際会議を多く手掛けるPCOと警備会社等をアドバイザーとして様々な観点から対策を講じられる施設計画とするとともに、IR区域外から会場へ、会場からIR区域内のあらゆる施設への移動を考慮した内容で計画する。

c ユニバーサル(誰もが快適に過ごすことをめざしたデザイン)

多種多様な人々、各界のオピニオンリーダーが来訪するMICEにおいては、世界水準でのユニバーサルデザインの視点が不可欠であることから、レストルームをはじめとする諸室の設計、視認性・判読性・可読性等に配慮されたフォントの採用、スタッフへの教育(ユニバーサルマナー検定の全員履修を予定)などハードとソフトの両面から全ての人を受け入れることを実現する施設とする。これらの推進にあたっては、豊富な実績を有する専門企業による監修を予定している。

(3) 飲食サービス**a IR区域内ホテルと連携した、VIP向け飲食サービスの提供**

国際会議における飲食サービスはMICE体験に付加価値を与える重要な要素であることから、開催時のバンケット機能については、MICE棟内に専用のキッチンを設けるとともに、区域内のホテルレストランと連携し、ハイクオリティな飲食サービスを提供する。

また食材の宝庫である和歌山の食を堪能して頂けるよう地産地消の方針で地元の良さを打ち出したメニュー開発に取り組む。

3 国際会議場施設の外観及び内装の特徴**(1) 世界トップクラスの国際会議が開催可能な規模と持続可能なIRを象徴するデザイン**

国際会議場施設のあるMICE棟は、世界トップクラスの各種会議を開催できる規模をもち、さらには、Sustainabilityとしてコンセプトにも掲げているように、その屋上に配置された大規模な太陽光発電パネルにより、和歌山IRがめざす持続可能なIRを象徴するデザインとなっている。

(2) デジタルとリアルの世界が融合したハイブリッドな世界感を表現

各施設ともに、壁面に設置される大規模な映像ディスプレイと、諸室毎に異なるテーマでデザインされた質感高い内装により、デジタルとリアルが融合したハイブリッドな世界観を、訪れる人々に感じて頂けるインテリア・デザインとする。

4 国際会議場施設の設置及び運営方針**(1) 全体方針**

世界水準のMICE施設により、これまでにないMICEを誘致・開催することで日本のMICE業界の成長に貢献していく

IRにおけるMICE施設であることを生かし、あらゆる点において高水準の施設及びサービスを提供することにより、M・I・C・Eの各分野において、これまでにない案件を誘致・開催する。

ターゲットについては【評価基準7】にて示した対象を中心に施設のメリットを最大限に生かして積極的に誘致活動を実施する。

(2) その他方針**a 動線計画**

一般来場者については、MICE棟専用のエントランスより入場し、ホワイエを経由して各階の各会議室に来場する。大規模イベント開催時においても、来場者の円滑な通行が可能なホワイエ空間を確保する。

さらにVIP来場者については、MICE棟にVIP専用の車寄せを整備するとともに直接各階に移動できる専用エレベーターを設け、一般来場者とVIPとの動線を分離する。

さらに搬出入やサービス動線については、MICE棟専用の搬入口にて荷卸しを行い、各会議室へは来場者とは異なるバックヤード側からの搬出入動線を利用して、準備・片付けを行い動線分離を図る。

b 最新の開催形態に即したテクノロジーの導入

ポストコロナの変化に対応した設備やテクノロジーを導入し、マーケットの変化に適応する。情報通信インフラについては、5Gはもとより開業時におけるテクノロジートレンドを先読みした6Gやその先の通信インフラに対応するべく設備導入を推進する。

また、配信スタジオ機能付きのホールとしても活用できるよう、放送局水準のAV機器導入にも先行して取り組む。

c 最先端施設としてのポジションを維持するための継続投資

常に最新のMICE開催に対応していけるよう、設備の陳腐化を回避するために、テクノロジーインフラについて、開業時だけでなく継続投資を積極的に行う。

② 展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 展示等施設の種類

No.	種類	床面積	床面積 (暫定計画値)	仕様			
				展示室内 間仕切り	アンカー ボルト	床耐荷重 (ピット部分除く)	高さ (梁下)
1	展示室A	約 11,000 ～ 13,500㎡	12,270㎡	可動式	打設可能	1.5～2 t/㎡	8m以上
2	展示室B	約 11,000 ～ 13,400㎡	12,190㎡				6m以上
合計		約 22,000 ～ 26,900㎡	24,460㎡				

<利便性の高い複層型の施設により、マーケットに即した多様な展示会を開催>

(1) 展示室A(1階)

隣接するアリーナ型の大会議場と一体的な活用が可能なエクステンション型展示施設

(2) 展示室B(2階)

区割した活用も可能な展示施設

2 展示等施設の機能

多様な利用形態に対応し、利便性の優れた施設として、展示会の開催を支援する。

さらには本施設の特徴である最新鋭の通信・配信設備等を活用し、主催者支援や参加者の利便性向上に寄与する。

仕様	詳細
可動間仕切り	展示室内に可動間仕切りを設置し、約2,000～3,000㎡ごとに分割可能
床下ピット	給排水、電源配備のため床下ピットを設置
アンカーボルト打設	ピット部分を除き、アンカーボルトの打設に対応
天井吊物機構	吊物機構を格子状に設置し、300～500kg/カ所程度の吊り荷重に対応
展示会主催者用事務スペース※	展示室ごとに専用の事務スペースを設置

※ 展示会主催者用事務スペースは展示室の床面積には含まれない。

3 展示等施設の外観及び内装の特徴

(1) 世界トップクラスの展示会が開催可能な規模と持続可能なIRを象徴するデザイン

展示等施設のあるMICE棟は、世界トップクラスのMICEイベントが開催可能な規模をもち、さらにはSustainabilityとしてコンセプトにも掲げているように、その屋上に配置された大規模な太陽光発電パネルにより、和歌山IRがめざす持続可能なIRを象徴するデザインとなっている。

(2) デジタルとリアルの世界が融合したハイブリッドな世界感を表現

国際会議場施設と同様、壁面に設置される大規模な映像ディスプレイと、諸室毎に異なるテーマでデザインされた質感高い内装により、デジタルとリアルが融合したハイブリッドな世界観を、訪れる人々に感じて頂けるインテリアデザインとする。

4 展示等施設の設置及び運営の方針

<全体方針>

海外からの来訪から地元の来訪までを対象とした多様な展示会を開催することで産業界の成長にも寄与しつつ日本のMICE業界の成長に貢献していく

展示会の開催は、産業界との結びつきが強く、事業成長や新規ビジネス創出に重要な役割をもっていることから、高水準かつ利便性を高めた施設及びサービスを提供することで地元産業界の成長を支援する。ターゲットについては【評価基準7】にて示した対象を中心に施設のメリットを最大限に生かして積極的に誘致活動を実施するとともに、BtoBの展示会のみならずBtoCの各種イベントの開催に対応することにより、様々な日本のMICE業界の成長に貢献していく。またリゾート型MICEの強みを生かした運営に努めるとともに、エクステンション型アリーナや、ポストコロナの変化に対応した設備やテクノロジーの導入等の特徴を生かし、マーケットの変化に適応する。

<その他方針>

(1) 動線計画

一般来場者については、MICE棟専用のエントランスより入場し、ホワイエを經由して各階の各展示等施設に来場する。大規模なイベント開催時においても、来場者の円滑な通行が可能なホワイエ空間を確保する。さらにVIP来場者については、MICE棟にVIP専用の車寄せを整備するとともに直接各階に移動できる専用エレベーターを設け、一般来場者とVIPとの動線を分離する。さらに搬出入やサービス動線については、MICE棟専用の搬入口にて荷卸しを行い、各展示等施設へは来場者とは異なるバックヤード側からの搬出入動線を利用して準備・片付けを行い動線分離を図る。

(2) あらゆるタイプの展示会に対応した高水準のスペックと最新の開催形態に即したテクノロジーの導入

ポストコロナの時代を見据え、リアル・オンラインのハイブリッド型展示会にも対応できるよう、高水準なスペックと最新の通信・配信設備を活用した運営に取り組む。

① 国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針

1 M・I・C・E別のターゲット

MICE誘致におけるターゲットの方針は、IRというこれまでの日本にない多種多様な楽しみを提供できるエリアの魅力、そして和歌山及び関西エリアのもつ自然・文化・歴史・都市などの地域の魅力、さらには海外との誘致競争を視野に日本がもつ魅力を踏まえ注力分野を設定する。

日本におけるIR事業は、和歌山だけでなく国内MICEやインバウンドビジネスの未来へ向けた試金石であることも鑑み、これまでの日本の地方都市では実現が困難であったMICEについても、我々のもつあらゆるリソースを投入し「進取の気性」をもって取り組んでいく。

(1) 注力分野と来訪者規模

区分	注力分野	1案件あたりの来訪者規模※
Meeting & Incentive Tour	金融、保険、医療、製薬、医療機器、サービス、自動車、住宅/建設	主たる対象は10～300名のボリュームゾーン(300～3,000名規模についても波及効果が高いため中長期視点で誘致活動を実施)
	解説: 国内は関西圏/関東圏を中心、国外はアジア圏を中心として、M/Iの開催機会が多いとされる上記にあげた業種業態をターゲットとする。特にインセンティブツアーに関しては、対象は和歌山県内よりも県外が中心となるため、県内にはない業種も含まれたターゲットとなる。	
	<p><既存の国内施設では難しい案件への取組></p> <p>既存の国内施設にはない高品質・多機能・エンターテインメント性が一体となった施設と和歌山のもつ自然豊かなリゾートエリアの魅力によって、これまで国内への獲得ができなかった大規模案件はもとより、ワークライフバランスを重視するいまの時代のニーズに即した案件の誘致に取り組む。</p>	
Convention	観光、農業/食品、環境、海洋、防災、宇宙科学/ロケット、医療/医学、製薬、統計、歴史/文化/教育	主たる対象となるのは件数の多い参加者50～300名の案件(中長期視点で300～10,000人以上の案件や、政府系国際会議、国際連合主催の会議も同時並行で誘致活動を実施)
	解説: 県の地域特性を生かした各分野について、誘致の案件開発からキーマンコネクション開発、ホストチーム組成、海外ロビー活動まで、誘致活動の全行程に関して取り組んでいく。分野を広範囲に捉えて種まきを行い、長期視点で仕掛けていく。	
	<p><既存の国内施設では難しい案件への取組></p> <p>これまで地方リゾート都市では資金等の支援が不足しているために誘致が困難であった大型案件や、開発できなかった希少な案件などを、産学官連携によるオール和歌山での万全な誘致体制及び潤沢な支援体制によって呼び込んでいく。</p>	
Exhibition & Event	【Exhibition】観光、農業/食品、防災、宇宙科学/ロケット、医療/医学、製薬、医療機器、サービス/流通小売、住宅/建設、自動車、スポーツ	展示会領域については、創出・育成型の案件が多くなるため、件数のボリュームゾーンとしては来場者が100～1,000名が中心
	【Event】自転車、マラソン、トライアスロン、エクストリームスポーツ等の和歌山の自然を生かせる領域、Eスポーツ、ドローンレース、音楽、障害者スポーツイベント、エンタメ全般	一般の来場者が中心のイベント分野についてはコンテンツや開催期間によるため、100～10万名まで幅広く想定
	解説: 展示会については産業連携の視点でスタートアップ育成や企業誘致などの県政策とも連動して誘致と創出の両面から仕掛けていく。イベントに関しては地域資源や旬なトレンドを最大限活用し、関西、全国、そしてアジアからの集客につながるイベントの開催をめざす。	
	<p><既存の国内施設では難しい案件への取組></p> <p>Exhibition&Eventの領域は、単なるイベント開催に留まらない仕掛けによって、ビジネスインキュベーションの創出やeスポーツなどの新事業の活性化など、これまでに国内では例のない展示会を通じた産業育成というエコシステム創出による成長を図る。</p>	

※設定根拠の説明や、開催件数推移の見込については【評価基準 17】を参照

② 国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法

1 M・I・C・E別の誘致・開催の取組方針及び誘致体制

(1) 取組方針

a Meeting/Incentive Tour

国内に関しては、リゾートMICEとしての優位性を活用し、金融・医療等のボリューム層はもとより、働き方としてDXを推進している企業などを対象とする。誘致営業については外部提携予定先である国内主要旅行エージェントと連携した案件誘致に取り組む。

海外に関しては、シーザーズ・エンターテインメントにおけるVIPリスト及び営業・企画ノウハウの活用、国内最大手PCO(提携予定)による営業網、さらに前述の旅行エージェント、これらと連携した案件誘致に取り組んでいく。

なお、海外でのインセンティブツアー専門の商談会等を通じた営業に関しては、和歌山県が取り組んできている実績があるため、これまで培ってきた海外エージェントとの繋がり等を活用した誘致活動を展開していく。

b Convention

Conventionに関しては、委託予定先である国内トップクラスのコンベンション開発・誘致実績をもつ国内最大手PCO(提携予定)の案件開発メソッド(観光庁のコンベンションビューロー支援事業等で実績あり)を基に、和歌山の地域特性と地元産業/学術・研究/文化/歴史等を活用し、実践的にターゲットを開発していく。

また、Conventionは、MICEのなかでも誘致期間が最も長く、海外の場合には開催5年以上前には誘致活動を開始する必要があるため、MICE運営組織内に誘致専門の体制を構築し、中長期視点で活動を推進していく。

c Exhibition

Exhibition/展示会分野のうち、主にBtoBが中心の場合、産業との結びつきが重要であるため、和歌山及び関西広域で捉えて案件ターゲットを定める。展示会業界の特性上、国際会議のように複数地域を移動する案件が僅少であるため、誘致と合わせて「新規創出」にも注力する。

Exhibition案件の創出のためには、施設として主催事業を手掛ける必要がある。そのためMICE施設の運営組織内に「自主開発チーム」を設置して推進していく。またConventionとExhibitionに関しては連動開催も多いため、両案件を視野に入れた領域横断的な活動を行っていく。

また、Exhibition開催は、スタートアップ育成やビジネスマッチング等の支援活動と親和性が高いため、これらのイノベーション開発事業についても並行して手掛けることで相乗効果を図っていく。

d Event

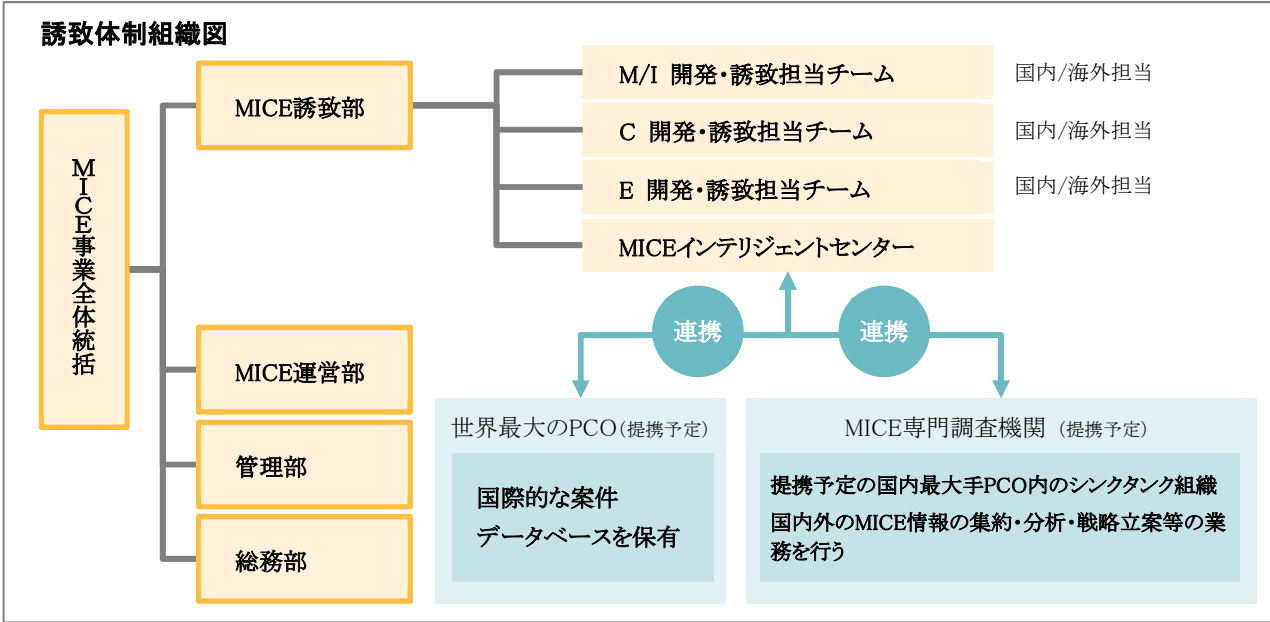
音楽コンサートや演劇やダンス等の様々なショー、障害者を含めあらゆる人々が参加する各種スポーツイベント、さらにはeスポーツやドローンレースといった主に一般市民向けイベントに関しては、関西広域はもとより、広く全国から集客することを視野に、各興行の権利保有者や主催者との提携により有力コンテンツを誘致することで、誘客効果を最大化する。

特に、シーザーズ・エンターテインメントの保有する業界ネットワークを活用した、北米をはじめとする海外からの大型の音楽やエンターテインメントイベントの誘致も手掛けていく。

(2) 誘致体制

誘致体制の構築にあたっては、国内のMICE施設やコンベンションビューロー支援での豊富な運営実績をもつ国内最大手PCO(提携予定)の知見のもと、M/I・C・Eそれぞれの分野ごとに特化したチームを組成する。

また、国内外のMICE情報を集約・分析・戦略立案を行う「MICEインテリジェントセンター」を設け、中長期でのMICE誘致活動をPDCAを回しながら計画的に取り組む体制を構築するとともに、和歌山県が実施する誘致活動と連携を図りながら、誘致効果の最大化に努める。



※誘致体制における地域連携については【評価基準 16】を参照

2 参画企業とその実績(委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。)

MICE施設の所有及び経営はIR事業者が行い、MICE施設の運営や、MICE案件の誘致・創出にあたっては、実績豊富な専門会社をはじめとするMICE運営コンソーシアムへ委託する方式により、高水準のMICE経営をめざす。



MICE運営コンソーシアムへの委託予定の業務内容

①	MICE施設の運営・管理の統括業務
②	MICEの誘致、創出、各種マーケティング業務
③	MICEに関する地域との連携に関する業務
④	MICE施設の維持・管理・保守・清掃業務
⑤	MICE施設の警備業務
⑥	MICE施設のAV・照明等の管理・運営サポート業務
⑦	協同事業体のバックオフィス業務

※個別の業務は MICE 運営コンソーシアムの中の構成企業が担当
 ※代表企業以外の個別の企業に関しては、各分野において実績豊富な専門会社へ委託予定

〈参画企業の主な実績〉

区分	会議等の概要	主な主催者
M	製薬企業による企業ミーティング(年間100~200本)	日本製薬工業協会上位20社程度
M/I	国際的な大型スポーツ大会におけるホスピタリティ	スポーツ大会の公式サプライヤー
C	G20関係閣僚会合(2019年)	外務省、他各省庁
C	国際連合(関連組織含む)主催 国際会議(~2021年)	国際連合内の各組織
C	医学分野における国際会議/世界大会(~2021年)	各国際本部、国内ホスト
E	国内省庁の外郭団体によるビジネス展示会	国内関係省庁

3 施設供用事業が行われる場合の、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

4 近隣にMICE施設がある場合の、当該施設との役割分担及び連携

(1) 和歌山県内施設との連携によるMICE開催時の地域連携の促進

従来では和歌山県で受けることができなかった大規模案件などは、IR内MICE施設が中心となって誘致し、和歌山県内全体への波及効果を促進するために、県内既存施設への紹介及びIR内のMICE施設との共同利用を推進する。

〈連携する施設の一例〉

施設名	合計収容人数	最大会議場	面積(m ²)
和歌山ビッグホエール	5,300	アリーナ	3,280
和歌山城ホール	2,279	大ホール	1,479
和歌山県民文化会館	3,054	大ホール	799
国立大学法人 和歌山大学	5,405	講義室 G-101	516

県内施設との連携を行うケース

- ① 案件規模が大きくキャパシティ不足の場合
- ② 関連会合など周辺に多くの施設が必要な場合
- ③ 県内エリアのユニークベニュー活用の場合
- ④ 予算的な過不足で調整が必要な場合
- ⑤ 既に予約で会場の空きがない場合
- ⑥ 県内全体での開催がふさわしい案件の場合
- ⑦ 協同で誘致活動を行った場合
- ⑧ 複数ターゲットの会場を分けたい案件の場合

5 誘致活動(主催者への開催支援を含む。)にかかる資金とその調達方法

(1) IR事業者と和歌山県の共同施策

IR事業者と和歌山県が共同で、以下に示す誘致・各種支援活動を実施する予定である。

【費用の見込み:開業後約2.3億円/年(約1.1億円/年)】※()はIR事業者負担額

施策			実施時期	施策概要	IR事業者負担
誘致 プロモーション	MICE誘致活動	拡充	区域 認定～	・開催地決定に影響力のあるキーパーソンの招請などM・I・C・E各種別毎の誘致活動を展開 ・特にCの誘致については、ロビー活動(誘致目標年の約5年前から実施)や、関係省庁への働きかけなどを実施	有※
	商談会・見本市等への出展	拡充	区域 認定～	・IMEX等主要なMICE専門の商談会、見本市等に出展し新規市場を開拓(年6回程度)	有※
	和歌山MICEアンバサダーの設置	新規	区域 認定～	・国際会議等の開催地としての和歌山のプレゼンス向上のため、学識者や専門分野において影響力のある人物を和歌山に特化したMICEアンバサダーとして任命	—
開催支援	国際会議等開催支援	拡充	開業～	・MICEイベントに応じた関連プログラム(プレ・ポストMICE等)などの企画提案及び開催助成、関係機関等との調整や各種手配のサポート、観光情報の提供等を実施	有※
企画開催	共催企画展示会の開催	新規	開業～	・和歌山県や関西圏、観光街道圏の強みである分野の展示会を毎年企画開催	有※

※IR事業者の負担内容詳細は、【評価基準 24】参照

(2) IR事業者による施策

上記とは別に、IR事業者として、国内外のMICEマーケットにおける支援状況を鑑み、十分に競争優位性をもつことが可能となる水準として、カテゴリー毎に次の一覧に示す活動を実施する予定である。

活動予算としては開業後で年間合計3億円程度を想定している。

カテゴリ	項目	時期
M/I	主に誘致のエージェントに対してのインセンティブ設定及びその他マーケティング活動	開業～
C	国際会議 招聘元団体への誘致活動・費用支援	区域認定～
	開催時の宿泊数に合わせた支援及びその他マーケティング活動	開業～
	国内会議 主催団体への開催活動・費用支援	区域認定～
	開催時の来訪数に合わせた費用支援及びその他マーケティング活動	開業～
E	誘致系:規模に応じた主催者に対してのインセンティブ設定及びその他マーケティング活動	区域認定～
	創出系:創出活動・費用支援	開業～

(3) 資金の調達方法

開業までの誘致活動にかかる資金は資本金・借入金から調達し、開業後の誘致活動にかかる資金はIR全体の収益から毎年一定額を積み立てて実現性の担保を行う。

6 従業員の確保・育成

(1) 全施設共通の従業員の確保・育成方針

a 従業員の確保

IR施設の従業員については、原則的に以下の順序に従った優先順位に基づき、募集等を行う。

項目	内容
1.U/Iターンからの募集	人々を惹きつける魅力的な事業環境及び職場環境を整備することで、UターンやIターン人材を和歌山の地に積極的に受け入れる。
2.和歌山県民からの募集	和歌山県の既存事業者には十分配慮しつつ、地元雇用を優先的且つ積極的に行うことで、和歌山県が抱える生産年齢人口減少という課題解決にも貢献する。
3.国内外からの募集	日本初の和歌山IRで働きたいと希望する人材を日本中、世界中から募集する。

なお、従業員の確保にあたっては、以下の方策を講じる。

- ・ 人材関連企業との連携(海外からの人材を一括採用するサービス等も含む)
- ・ 国内外からの人材受入に対する支援の実施(渡航費用や転居費用の負担など)
- ・ 高齢者・障害者の積極的な受け入れ
- ・ 未就業者に対する教育を通じた採用関連活動の実施
- ・ 各種大学等と連携した次世代人材の育成

b 従業員の育成

和歌山IRでは、「1. IRアカデミー研修制度」、「2.個人のスキルに応じた公平な昇給昇格制度」を基本方針として、社内ですべての従業員育成を行う。

項目	内容
1. IRアカデミー研修制度	米国を中心とした業界屈指の世界的カジノオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメントや、世界複数カ国でのIR開発・運営実績を有するクエアレストのノウハウを生かし、専門性の高いIR研修制度を確立し、全従業員が受講する。
2.個人のスキルに応じた公平な昇給昇格制度	社内資格制度や国家資格の取得状況などに応じて昇給の機会を提供し、階級に応じた昇給のインセンティブを提供することで、従業員のモチベーション向上を図る。各人に平等に昇給の機会を与えるべく、IR事業者として、社内研修制度を充実させ、従業員が平等に学習できる機会を提供する。

(2) MICE施設:従業員確保・育成方針

M/I・C・E各分野の専門人材を、MICE運営コンソーシアム構成企業からの派遣人材及び新規育成で調達する。

a 従業員の確保

MICE施設の運営や誘致活動に関わる人材については、専門知識が必須のビジネス領域であるため、原則的には経験者による調達を想定しており、主に以下3つの手法を進めていく。

- (a) 運営委託先のMICE運営コンソーシアム構成企業からの派遣人材
- (b) 業界内企業からの採用
- (c) 観光系学生や地元関係業界からの育成視点での採用

b 従業員の育成

上記(c)に関連し、将来的に地域への雇用効果や人材が還流することによるMICE業界の形成などに貢献するため、【評価基準16】にて記載の和歌山県が実施する人材育成事業の取組等とも連携しながら、国立大学法人和歌山大学(以下「和歌山大学」という。)での寄付講座やインターンシップの実施など多様なプログラムによって取り組んでいく。

① 魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 魅力増進施設の種類

当施設では、「自然との共生」、「人との共生」、「歴史・伝統との共生」をテーマとする。人・歴史・伝統の礎である自然の恵みを起点に、美しい、楽しい、美味しい、健やかな、学びのあるモノ、コト、トキを提供し、感動体験を生み出す。

日本を再発見するためのショーケースとなる時間と空間を創出・演出し、日本を「見せる」のではなく「魅せる」ことで、和歌山県・日本への更なる理解を深めることにより『真の日本ファン』を生み出し『リピーター』の創出を図る。

本テーマに基づく当施設の種類は以下のとおり。(名称は今後の検討過程で変更の可能性あり)

(1) 日本の伝統文化に資する施設:

演芸場、レストラン、その他の施設(伝統文化等の体験施設、調理体験施設)

主に以下の区画によって構成される集合施設

- ・ 外国人旅行者にとっては非日常、未体験の日本文化の根源の1つである祭事(縁日)を模した区画(伝統文化等の体験施設、演芸場)
- ・ 食を味わうことを通して和歌山、そして日本の伝統を体験してもらう区画(レストラン)
- ・ 食を味わうだけでなく、和食に欠かせない食材や調味料などを来場者自らが作ることでできる体験区画(調理体験施設)

(2) 日本の精神性を訴求する施設:その他の施設(精神文化等の体験施設)

高野山や熊野古道とも関連する、日本の精神性を凝縮した形で体験できる施設

(3) 温浴体験施設:その他の施設(伝統文化等の体験施設)

多様な文化背景をもつ外国人旅行者にとっても最高の和の温浴体験ができる施設

2 魅力増進施設の機能

「自然との共生」、「人との共生」、「歴史・伝統との共生」を体現する各魅力増進施設の主な機能・設備は以下のとおり。

(1) 日本の伝統文化に資する施設の主な機能

- ・ 縁日を模した空間での伝統演芸や、日本の大衆演芸などの鑑賞体験の提供
- ・ 縁日にちなんだ伝統的建物での参拝による文化体験の提供
- ・ 日本各地のお祭りフード文化体験の提供
- ・ 「ものを選ぶ楽しさ」や「細部へのこだわりの深さ」など、日本独特の文化体験の提供
- ・ 調理風景などの視覚的楽しみや、香りなどの嗅覚的楽しみを含めて、五感で楽しんで頂ける和歌山の郷土料理、和食体験の提供
- ・ 和歌山県を中心に国内各所で生産・製作された農産品・工芸品等の販売
- ・ 和食文化のより深い理解を目的とした世界初の総合的な和食のDIY体験を提供(地元の中小生産者等とともに食材の調理方法、発酵・熟成、食器・茶器などの研究・開発機能(フードラボ)、それらの食材・酒類等の保管機能(フードバンク))
- ・ 日本が誇る大衆文化であるアニメ・漫画などのデジタルアートの展示、NFTアートとしての販売
- ・ 日本が誇るものづくり文化・技術によるMICE来訪者やウェディング利用者等の個別ニーズに応じたオーダーメイドの印刷物の販売(一冊単位で印刷・製本・販売可能な最新鋭のブック・オン・デマンド機器の活用)

(2) 日本の精神性を訴求する施設の主な機能

- ・ 防音の工夫を凝らした日本庭園の中で、若者も気軽に立ち寄れる雰囲気演出した日本の精神性や四季を楽しめる体験の提供
- ・ お香などを焚いた日本の茶室空間で、ほうじ茶などの高品質な茶葉を使用したお茶入れや味わい

を楽しむ文化体験の提供

- ・ 雑念をなくし、心と身体を整える座禅等の精神体験の提供

(3) 温浴体験施設の主な機能

- ・ 外国人旅行者の多様な価値観に配慮(水着の着用など)した上で、日本の伝統文化としての魅力と、賑わいを創出するモダンさも演出した温浴体験の提供
- ・ 浴室内外の休憩スペースにおける、和の安らぎ体験の提供

3 魅力増進施設の規模

施設の規模は以下のとおり。

施設名	床面積	床面積 (暫定計画値)	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
日本の伝統文化に資する施設	4,000～4,500㎡	4,300㎡	717人	717人
日本の精神性を訴求する施設	2,500～3,000㎡	2,800㎡	467人	467人
温浴体験施設	3,400㎡	3,400㎡	566人	566人
合計	9,900～10,900㎡	10,500㎡	1,750人	1,750人

4 魅力増進施設の外観及び内装の特徴

各施設の外観及び内装の特徴については、それぞれUndiscovered Japanのコンセプトのもと、以下のとおりとする。

(1) 日本の伝統文化に資する施設

自然との共生や日本の伝統文化と先進技術の融合が体感でき、日本の伝統文化への精神的・物理的な没入を促す外観・内装

(2) 日本の精神性を訴求する施設

日本が古来から自然とともに育んできた精神文化や、万物に心を見出す精神性を新しい形で魅せる外観・内装

(3) 温浴体験施設

日本人に長く愛される温浴施設の和の風情が楽しめるのはさることながら、各国から来る多様な文化背景をもつ若者からシニアまで誰もが親しみを感じられるような、進化した日本文化を改めて表現した外観・内装

5 魅力増進施設の設置及び運営の方針

「自然との共生」、「人との共生」、「歴史・伝統との共生」を体現する各施設の運営方針は以下のとおり。

(1) 動線(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等)

以下の工夫を行い、来場訪者にとって利便性の高い快適な滞在環境を整備する。

a 来訪者動線

当施設を通して日本文化への興味が高まった来訪者がスムーズに送客施設へ遷移できる動線とする。

b 搬出入動線

来訪者との交錯を避けるよう配慮した搬出入動線とする。

c サービス動線

従業員用通路の設置などにより、来訪者との交錯を避ける。

(2) 提供コンテンツの内容・発信

a コンテンツの内容

「凝縮された日本文化」を体現するコンテンツとする。

(a) 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 縁日屋台による日本の祭りコンテンツ(食、遊び)による日本の伝統・文化

- ・ 舞台設備や映像機器などによる日本の伝統芸能・大衆文化(音楽、演芸、映像)
- ・ お社やお稲荷さんなどの社殿での参拝文化
- ・ 選りすぐりの和歌山郷土料理・日本食文化
- ・ 長寿国日本が誇る健康食文化
- ・ 無農薬・無添加を主眼に、例として、梅干し・味噌・豆腐・餅作り、うどん・そば打ちなどの調理を通じた日本食文化
- ・ 麴や味噌・醤油などの発酵食品についての研究・開発過程や、食器・茶器など工芸品について学ぶ機会を通じた日本の食・工芸文化

(b) 日本の精神性を訴求する施設

- ・ 防音の工夫を凝らした空間の中で、日本の四季の移ろいや日本で古来から語り継がれてきた二十四節気七十二候等の精神性が体験できる日本庭園の伝統・文化
- ・ お香などを含めた日本の伝統的の茶室とお茶入れ文化
- ・ 座禅などの日本の精神文化

(c) 温浴体験施設

- ・ 賑わいもあり高品質な和の入浴文化(水着着用)
- ・ 浴室内外の休憩スペースでの和の安らぎの文化

b ターゲットとする客層

外国人旅行者全般をターゲットとする。(詳細は以下のとおり。)

日本の食文化の五感に訴える魅力や健康面での魅力、広く認知される禅(Zen)を代表とする日本文化の精神性は、欧米・アジアから来る多くの外国人旅行者にとって高い興味関心を示す日本文化と考え、当施設では、そのような興味関心をもつ幅広い年代・地域から来る外国人旅行者をターゲットの客層と想定している。

さらに近年では、世界的に衛生環境意識の高まりと健康に対する投資が盛んになっている背景を踏まえても、当施設が発信するウェルネス・ヘルスツーリズムとの相性が良いものとする。とりわけ、東アジア、東南アジア、米国・欧州諸国・豪州におけるウェルネス・ヘルスツーリズム需要の高まりは顕著なものであり、こうした観点から同エリアからの集客に力を入れて行く。

なお、この場合、移動に要する時間(6時間以内)からプライマリーターゲットを東アジア、東南アジア諸国とする。

〈外国人旅行者におけるターゲットとする客層〉

施設別	レジャー			ビジネス
	若年層	ファミリー層	シニア層	
日本の伝統文化に資する施設	◎	◎	◎	○
日本の精神性を訴求する施設	○	◎	◎	◎
温浴体験施設	◎	◎	◎	◎

〈国内旅行者におけるターゲットとする客層〉

施設別	レジャー			ビジネス
	若年層	ファミリー層	シニア層	
日本の伝統文化に資する施設	○	○	○	
日本の精神性を訴求する施設				
温浴体験施設	○	○	○	○

c 発信方法の詳細

「凝縮された日本文化」を、ダイナミズムをもった体験として提供する。

(a) 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 日本各地の縁日屋台での日本の祭りコンテンツ(食、遊び) や、舞台での演芸公演、お社やお稲荷さん等の社殿への参拝などを通じた祭りを中心とする日本の伝統・文化の体験
- ・ 選りすぐりの和歌山郷土料理・日本食による日本の食文化を五感を以て体感してもらうことによ

【様式:評価基準8】魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	通し番号	4/6
---	------	-----

- ・ 一元的感覚だけではない全感覚型の体験
- ・ 梅干し・味噌・豆腐・餅作り、うどん・そば打ちなどの複数の日本食作り文化の体験

(b) 日本の精神性を訴求する施設

日本庭園の回遊や、茶室でのお茶入れ、座禅などを自然とともに五感で体感することによる、高いマインドフルネス&ウェルネスの効果とともに日本の精神文化(禅)の体験

(c) 温浴体験施設

賑わいもあり高品質な和の入浴、浴室内外の休憩スペースでの和の安らぎを通じた日本の温浴文化の体験

d 訴求力の高さに関する客観的説明

(a) 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 観光庁が発表している「訪日外国人の消費動向調査2019」によれば、訪日旅行中、96.6%の人が日本の「食」に触れ、満足度は93%以上となっており、さらに「訪日前に期待していたこと」で最も多いのも日本食を食べること(69.7%)、次回以降も57.6%の人が日本の「食」を楽しみたいと回答しており、「食」への期待値は高いことが分かる。一方で、寿司・ラーメン等といった、これまでの日本食のイメージに留まっていることも考えられるため、食を一つの起点として新しい視点を伴う日本文化を発信していくことで、新たな顧客及びリピーターに対して、旅行ニーズの更なる拡大が図れるものとする。
- ・ 同様に観光庁が発表している「訪日外国人の消費動向2019」によれば、訪日外国人が「今回したこと」において、「日本の歴史・伝統文化体験」は、23.3%(2014年)から28.7%(2019年)へ増加しており、本施設は日本の代表的な伝統文化の祭事(縁日)を体験できる機会を提供することで、こうしたニーズに応えることが期待できる。

(b) 日本の精神性を訴求する施設

- ・ 近年、欧米をはじめとしたOECD加盟国またはG7諸国などでは、クリーンな環境を志向する人が増えており、日本の「自然を愛でる」という精神文化や行為は、クリーンな環境を志向する人に対して、本質的な満足感を与えるものと思われる。
- ・ 内閣府が発表している「クールジャパンの再生産のための外国人意識調査2018」によれば、訪日外国人が感じる日本の際立った魅力として「礼儀正しさ」、「緻密さ/きめ細やかさ」、「道を究める姿勢」、「シンプルに凝縮する」、「日本独自の精神性(禅・武士道・わびさび等)」などの日本の精神文化に関する項目が比較的高く評価されていることから、当施設は外国人旅行者へ高い訴求力を有すると想定される。

(c) 温浴体験施設

- ・ 日本に点在する有名な既存温浴施設は、様々な価値観を有する外国人旅行者に合わせた設計に必ずしもなっておらず、多くの外国人旅行者に日本の温浴文化の魅力を知ってもらう機会を失っている。外国人旅行者の抵抗感を最小限にする工夫を凝らし、和の安らぎと賑わいの演出に工夫を凝らした当施設は、外国人旅行者に幅広く高い訴求力があると考えられる。
- ・ 観光庁が発表している「訪日外国人の消費動向2019」によれば、訪日外国人が「次回したいこと」として、「温泉入浴」は49.2%と「日本食を食べること」に次いで2番目に高く、温浴施設の外国人旅行者からのニーズが比較的高いことが伺える。

e リピートを促す誘客効果の維持向上のための取組

(a) 各施設共通

- ・ 当施設を一度来訪した顧客が、友人などを連れて再訪してくれるような工夫を行っていく。例えば、再来訪時に同伴の友人への特典提供などが考えられる。
- ・ 日本の四季にともなう日本庭園の景観の変化(例えば、冬には春に桜が咲き乱れる景観、春には夏の蝉時雨や木々を揺らす微風)や、旬の食材の変化の魅力を活用し、「来るたびに新しい」と感じられるような工夫を行う。
- ・ 日本のもつブランドエクイティである「安全」と「優れた公衆衛生性」を最大限に活かし、これを本施設のサービスポリシーとすることで、「安心できる場所に行きたい」という心理的欲求を満たす。

(b) 日本の伝統文化に資する施設

日本の食づくり体験においては、DIYした梅干しや味噌などが熟成したタイミングで、事前に登録したメールアドレスなどに連絡し、再来訪を促す(郵送も可能であるが、食品の海外輸送は時間もコストもかかるため、再来訪の経済合理性も訴求が可能と思慮)。

f 我が国の魅力の幅広い又はより深い発信

(a) 各施設共通

全施設に一貫して、一方的な日本文化の鑑賞ではなく、双方向性のある体験へと昇華することにより、より深く日本の魅力が発信できる。

また、自社が保有する海外ネットワークの他、日本の総合エンターテインメント企業と連携を図り、出版、映像、ゲーム、Webサービス、教育、MD、インバウンド関連などの幅広い事業ドメインを駆使したグローバル・メディアミックスを展開する。

(b) 日本の伝統文化に資する施設

日本各地から選りすぐりの縁日屋台を集積することで、幅広く地方の魅力を知ってもらうとともに、参拝体験などを通して祭りの歴史や由来など、背景にある精神性を含めた体験により日本の伝統・文化の深さを発信する。

また、日本の食づくり体験施設については、和食を作るノウハウが自国に帰ってから再現されることにより、幅広く認知を得ることができる。

(c) 日本の精神性を訴求する施設

海外でも幅広く認知されている禅(Zen)文化であるが、より深い本物の魅力をエッセンスとして体験することにより、禅などの日本文化の魅力への理解が深まる。

また、自国にて深い理解を広げてもらうことにより、幅広く深い魅力が伝わる。

(d) 温浴体験施設

温浴体験施設を通しては、伝統的な和の温浴施設の良さを演出しつつも、外国人旅行者や若年層の価値観に沿った設計にすることで、SNSなどでのバイラル効果が生み出せ、より幅広い認知が得られる。

② 魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法

1 魅力増進施設の運営体制、参画企業とその実績(委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。)

一貫して自社で施設運営を行うが、以下のとおり一部施設を専門的知見と経験を有する企業と連携を図り、業務委託・運営委託にて運営する方向も検討している。

各施設の運営においては、周辺地域の事業者及び国内選りすぐりの事業者と相互連携を行い、日本の魅力を最大限に引き出せる実施体制を構築する。

施設	運営主体	実績
日本の伝統文化に資する施設	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> 当施設に関わる運営実績を豊富に有する日本のエンターテインメント企業へ一部もしくは全般的な運営委託を予定 デジタルアートに紐づくNFTに関しては、ブロックチェーン業界に深い知見を有するメンバーで構成されるScalably株式会社が技術面及び運営の面で協力予定 施設のプロデュースには、数々のハイエンド向け空間設計を手掛けてきた株式会社エグゼクインターナショナルも協力
日本の精神性を訴求する施設	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> 当施設に関わる運営実績を豊富に有する日本のエンターテインメント企業へ一部もしくは全般的な運営委託を予定 施設ならびに、運営プロデュースは、数々のハイエンド向け空間設計・デザインを手掛けてきた株式会社エグゼクインターナショナルが参加
温浴体験施設	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> シーザーズ・エンターテインメントが運営するシーザーズ・パレスに併設される温浴設備も完備するスパ(QUA BATHS&SPA)は、過去に全米スパTOP100に選出されるなど米国を中心に高い評価を獲得してきた実績を有する

2 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業は、現時点で想定していない。

3 従業員の確保・育成

(1) 従業員の確保

魅力増進施設の従業員については、【評価基準7②6】に記載の優先順位及び従業員確保の方策に基づき、募集等を行う。

なお、魅力増進施設の従業員の確保にあたっては、複数のコンテンツ・施設を提供するため、本事業メンバーである米国シーザーズ・エンターテインメントからの人材をはじめ、国内外のエンターテインメント業界、IT業界、日本文化に深い理解を有する組織などの既存事業者から中途採用を行うことを予定している。

その他、協力企業として参画予定の事業者と良好な関係を構築することで、日本文化への理解が深く、専門性の高いエンターテインメント人材を出向者としてIR事業者を受け入れるなどの方策も予定している。

(2) 従業員の育成

【評価基準7】に記載の従業員育成のほか、OJT等により長期的に従業員を育成する。

4 提供コンテンツの調達方法、関係者との役割分担及びそれらの主体の実績

(1) 日本の伝統文化に資する施設

- ・ 当施設は、原則自社にて施設運営を行うが、一部施設を周辺地域や国内各所の日本食、演芸興行、祭事の運営などに専門性を有する事業者と連携を図り、業務委託/運営委託にて運営する方向も検討している
- ・ 施設の企画プロデュースや各種イベントの開催にあたっては、数々のハイエンド向け空間設計を手掛けてきた株式会社エグゼクインターナショナルと連携を図る予定
- ・ デジタルアート等の展示に関してはNFTとしての販売を予定していることから、Scalably株式会社から技術協力を得て開発・運営を行う予定

(2) 日本の精神性を訴求する施設

- ・ 当施設は、原則自社にて施設運営を行うが、一部施設を周辺地域や国内各所の日本食、演芸興行、祭事の運営などに専門性を有する事業者と連携を図り、業務委託/運営委託にて運営する方向も検討している
- ・ 施設の企画プロデュースや各種イベントの開催にあたっては、数々のハイエンド向け空間設計を手掛けてきた株式会社エグゼクインターナショナルと連携を図る予定

(3) 温浴体験施設

当施設はIR事業者が包括的に運営を担い、周辺地域や国内各所の温浴施設に専門性を有する事業者と相互連携を図りながら推進する

① 送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 送客施設の種類

IR施設が、地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイとしての役割を果たし、IR施設外の観光地への送客を促進するための、エキシビジョンギャラリー、ツアーデスク、バスターミナルを設置する。

種類	該当政令項目	各施設
エキシビジョンギャラリー	IR整備法施行令第4条2号イ	主に非対面の手段で、最先端テクノロジーを活用し、主にショーケース機能を提供する施設
ツアーデスク	IR整備法施行令第4条2号ロ	対面及び非対面の形で、主に、以下のコンシェルジュ機能を提供する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・目的地に係る観光情報や経路及び交通手段などの情報提供サービス ・利用者のニーズに応じたツアー計画などの提案及び販売サービス ・手荷物運送を含む各種サービスの手配を一元的に実施するサービス
	IR整備法施行令第4条2号ハ	
	IR整備法施行令第4条2号ニ	
バスターミナル	-	IR施設の交通の拠点となるバスターミナル

2 送客施設の機能

機能	該当政令項目	施設概要	主要設備
ショーケース機能 (多言語対応)	IR整備法施行令第4条2号イ	VR 技術、3D 技術などの最先端テクノロジーを活用し、スクリーン形式によって、観光地の魅力及び関連情報を臨場感ある形で発信する機能	大型スクリーンなど
		VR 技術、3D 技術のみならず、ICT 技術などの最先端テクノロジーを活用し、タブレットなどのデバイスを利用した、オンデマンドでの観光地の魅力及び関連情報を発信する機能	専用タブレット端末など
コンシェルジュ機能 (多言語対応)	IR整備法施行令第4条2号ロ	目的地までの経路及び交通手段や目的地に係る観光情報などの情報を、ICT 技術などの最先端テクノロジーを活用し、提供するサービス	総合観光案内デスク、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備
	IR整備法施行令第4条2号ハ	利用者の関心及びニーズに応じ、オーダーメイドでの計画も含めた、ツアー(旅行の目的地、日程及びサービス内容を含む。)の計画などの提案及び販売するサービス	
	IR整備法施行令第4条2号ニ	利用者のニーズに応じ、移動手段・手荷物運送・目的地における観光資源等の予約及び料金支払を含む、各種サービス手配を一元的かつシームレスに実施するサービス	
交通機能	-	IR 施設と交通拠点間の効率的なアクセスを可能とするルートを整備するためのバスターミナル	待合いの用に供する設備(バス待合のための集合スペース)、バスターミナルなど

※各設備の規模については、【評価基準 9①3】を参照

3 送客施設の規模

送客施設を構成する各施設については、想定される来訪者の特性及び需要並びに来場者数を踏まえ、以下の規模を確保する。

機能	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員	規模 (床面積)	対面による情報 提供及びサービ スの手配のため の設備	待合いの用 に供する設備
ショーケース機能	450人	450人	450㎡	—	—
コンシェルジュ機能	300人	300人	300㎡	300㎡	—
交通機能	1,050人	1,050人	1,050㎡	—	1,050㎡
合計	1,800人	1,800人	1,800㎡	300㎡	1,050㎡

4 送客施設の外観並びに内装の特徴

(1) 外観の特徴

Undiscovered Japanとしてコンセプトにも掲げているように、世界にまだ知られていない日本の魅力を広め、観光街道をはじめとする日本各地の観光地に人々を送客すべく、IR施設への来訪者のアクセスの拠点として認知されやすいようなデザインを意識し、日本の四季や伝統文化などを色彩鮮やかに表現する。

(2) 内装の特徴

最先端の体感施設であるショーケース機能により、日本及び和歌山の魅力を発信し、来訪者の特性に応じた興味喚起を行い、コンシェルジュ機能により、その来訪者に対して旅行に必要なサービスをワンストップで提供できるよう、送客施設として一体的に運営が可能となるような内装とする。

5 送客施設の設置及び運営の方針

(1) 送客施設の運営に係る基本方針

- ・ 最先端技術を活用し、日本各地の観光地の魅力及び情報を臨場感あふれる形で発信(ショーケース機能)するとともに、旅行に必要なサービスをワンストップで提供(コンシェルジュ機能)し、来訪者を各地へ送り出すことを送客施設として一体的に運営することで、地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイを形成する。
- ・ 和歌山IRに近接する、美しく希少な自然環境及び奥深い歴史・文化を有する観光街道については、地域社会や環境を守りつつ、経済的にも持続可能な観光地づくりが重要であることから、各観光地における自然環境や地域の方々の暮らしを守るための配慮も加味し、観光公害やオーバーツーリズムの発生を防ぎ、真の観光立国としての付加価値の高い観光モデルケースを構築する。
- ・ また、MICE施設をはじめとする各IR施設の来訪者を各地の観光地へ送り出すために、送客施設がIR施設全体の交通のハブとなるような機能を担う。
- ・ 上記の基本方針を実現するために、観光情報のプラットフォームを構築するとともに、来訪者はデジタルデバイスを通してアプリなどを活用し、最新の情報を適宜取得できるだけでなく、予約、決済等もできるようにする。

(2) 送客範囲の考え方

- ・ 送客範囲は、関西圏のみならず日本全国を対象とし、地方部へも積極的に送客を行うことで、政府が掲げる目標の達成にも貢献する。
- ・ 特に、歴史的な繋がりが深い伊勢湾、紀伊半島、四国圏の観光資源を巡礼や食文化などストーリー性のあるテーマでつなぎ、新たな観光街道を形成する。

(3) ショーケース機能及びコンシェルジュ機能として実施する具体的内容

a ショーケース機能

ショーケース機能としては、以下の内容を実施することを想定している。

項目	内容(機能)
最先端の体感施設で日本及び和歌山の魅力を発信	現実空間にアニメ・ホログラム・ホロポーテーションによる日本の大自然や原風景を投影すると同時に、映像(視覚)に限らず聴覚・嗅覚に訴えるコンテンツを制作することにより、実際に日本及び和歌山、観光街道に赴く疑似体験を実体験に昇華 具体的には、熊野古道から熊野三山や伊勢神宮、そして出雲大社など古くから受け継がれる日本の魅力や、その他全国の神事や祭りなどを臨場感あふれる映像・音声や音楽、匂いを通じて現実空間に投影することで、それらの魅力を疑似体験するバーチャルトリップ効果により、本施設に留まらない日本全国への興味、関心と旅行ニーズを喚起
来場者の特性に応じた興味喚起	タブレットなどのデバイスを利用した観光地発信機能においては、来場者個人が単独でそれぞれのニーズに応じた情報検索が可能な仕様とし、後述のコンシェルジュ機能による具体的な観光案内に展開
デジタルと人を繋ぎ全ての人に満足	全ての来訪者に、最先端のデジタル観光コンテンツを楽しんでもらえるよう、ITリテラシー、語学、日本の観光地の知見を有するハイレベルな観光案内専門家がサポートし、「誰も置き去りにしない、誰にも優しいデジタルエンターテインメント」を実現

b コンシェルジュ機能

コンシェルジュ機能としては、以下の内容を実施することを想定している。

項目	内容(機能)
来場者の困りごとの把握	<ul style="list-style-type: none"> 送客施設内を巡回し、声掛けを行うことで来場者の関心を把握し、必要な情報の提供やコンシェルジュによる対面サポートへの案内などで、下欄の各種サービスを提供 各種デジタルデバイス等で観光情報を得たい方に、コンシェルジュが操作方法を案内し利用のサポートを実施
来場者ニーズの把握・蓄積	<ul style="list-style-type: none"> 対面でのアドバイスや提案を希望される来場者に対してヒアリングを実施し、その顕在的なニーズのみならず、潜在的なニーズも把握し対応 タブレット等のデバイスを活用して関連する情報提供やアドバイスなどを実施 観光データプラットフォームを活用して予約、交通混雑状況等を分析することで、適切な提案を行い、オーバーツーリズムにも対応
観光商品の販売	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに則した観光商品の提案、空き照会、予約、決済をワンストップで実施 販売後のお客様には、ツアー等への参加方法、集合場所や時刻、交通確認、観光中の万一の場合の連絡先の伝達、関連資料の提供、注意事項の案内等を丁寧に行うなど、安心して観光に出かけてもらえる取組を実施
オーダーメイド旅行提案	<ul style="list-style-type: none"> オーダーメイド旅行を希望する来場者には、特に観光情報に精通し、旅行企画・手配実績の豊富なコンシェルジュが対応 VIPには落ち着いた相談ができるプライベート空間で対応

c 交通機能

交通機能については、来訪者がストレスフリーで周遊できる交通環境の構築に向け、和歌山IRを起点に県内の主要な観光地を定期運行で結ぶバスネットワークを整備するため、交通事業者等と協議を開始しているところである。また、バスターミナルやバス等の待合のための集合スペースを整備する。

(4) 送客先の観光地・国内外の事業者との連携方針

送客効果を最大化するため、「IR事業者(送客部門)」「観光関連事業者」「地域、DMO等」の三位一体連携体制を構築し、次に示す各ステークホルダーの強みを生かしながら連携することにより、各観光地への継続的な質の高い送客につなげていく。

また、和歌山IRは、運営当初は中国をはじめとした東アジア諸国を中心とした来訪者が中心となることが想定されるものの、特定国への顧客依存リスクを低減する観点から、和歌山県の観光資源と親和性の高い欧米豪や新興国も含む世界各国の顧客獲得のための努力を行う。

そのため、国外の事業者とも提携し、和歌山IRへの来訪希望者に対し、日本国内の観光地の情報を主にオンラインの手段で提供するなどして、来訪前からの送客機能の発揮に努める。

連携機関	各機関の強み
IR事業者(送客部門)	地域魅力発信、圧倒的な集客力、シームレスな送客機能
観光関連事業者	観光ルート開発、周遊観光パッケージ開発、送客先との連携支援
地域、DMO等	観光客受入環境整備、送客先との連携支援

(5) 業務の実施に当たっての多言語対応の方針(使用する言語等)

ショーケース機能及びコンシェルジュ機能について、英語のみならず多言語での情報提供を行う。

具体的には、開業当初より、外国人旅行者の言語バリアフリーを実現するため、多言語対応の施設内インフォメーションやパンフレットを設置するとともに、テクノロジー事業者とも協業し、来場者の使用頻度が高いと想定される英語、中国語、韓国語を含む最大100ヶ国語以上の多言語対応を行う。

また、来訪者向けのアプリ(スマートコンシェルジュ(仮称))においても多言語対応とAI自動翻訳機を導入する。

さらに、視覚・聴覚障害者には音声や手話、文字対応をするなどして、多様な属性の来訪者がサービスを不自由なく受けられるようにするため、ICTやAIなどのテクノロジー・ソフトウェアを積極的に活用する。

② 送客施設の業務の実施体制及び実施方法

1 業務内容別の運営体制

(1) 送客施設の事業運営体制

送客施設の業務運営はIR事業者が運営主体となり、一部業務は旅行会社等の外部事業者と連携することにより実施する。業務運営にあたっては、送客に関連する事業を統括する事業統括部を置き、その下に旅行企画開発、運営、営業、総務を担当する部署を置く体制を構築する予定である。

送客施設の運営にあたっては、各観光地との連携・関係性の構築を行い、最新の観光情報の供給を受けられるようにするなど、送客機能を果たすための適切な体制を備えることとし、また、各観光地や既存観光事業者とのネットワークを多く有する者を採用することで、広域連携を含む計画の実現性を担保する。

2 施設供用事業が行われる場合の、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

3 従業員の確保・育成

(1) 従業員の確保

送客施設の従業員については、【評価基準7②6】に記載の優先順位及び従業員確保の方策に基づき、募集等を行う。

また、送客施設の従業員の確保にあたっては、以下の方策を講じる。

【様式:評価基準9】送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	通し番号	5/5
---	------	-----

- ・ 人材関連企業との連携(海外からの人材を一括採用するサービス等も含む)
- ・ 国内外からの人材受入に対する支援の実施(渡航費用や転居費用の負担など)
- ・ 高齢者・障害者の積極的な受け入れ
- ・ 未就業者に対する教育を通じた採用関連活動の実施
- ・ 各種大学等と連携した次世代人材の育成

さらに、送客施設の従業員は、特に「ホスピタリティマインド」及び「日本の観光地に関する知識」が重要になるため、それらに関する高度な知見及び専門性を有する従業員の確保を予定しており、以下の方策を検討している。

- ・ 各観光地や既存観光事業者とのネットワークを多く有する者の中途採用
- ・ 「ホスピタリティマインド」を有する従業員の確保のため、旅行業界や航空業界など接客業に従事した経歴のある人材の中途採用
- ・ 「日本の観光地に関する知識」を有する従業員の確保のため、観光業の国家資格である「総合(国内)旅行業務取扱管理者」や「全国通訳案内士」の資格保持者の採用
- ・ その他、協力企業として参画予定の事業者と良好な関係を構築することで、専門性の高い観光人材を出向などの形態でIR事業者を受け入れる

(2) 従業員の育成

【評価基準7②6】に記載の従業員育成のほか、以下の施策を実施することで、即戦力となる人材育成に努める。

- ・ 多様な来訪者に対して質の高いサービスが提供ができるよう、外部の人材育成機関とも連携し、IR開業までの数カ月間十分な育成を実施

① 宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 宿泊施設の種類

宿泊施設の種類は全てホテル形式とし、ホテル東棟とホテル西棟の二棟及びブリッジ部分から構成される。客室は、「Typical Room」や「Players Suite」、「VIP Suite」など複数タイプで構成され、来訪目的に応じた受入環境を適切に整備する。

当施設は、海外において大規模宿泊施設の運営実績を有する、シーザーズ・エンターテインメントの「シーザーズ・パレス」ブランドで運営を行う。

2 宿泊施設の外観及び内装の特徴

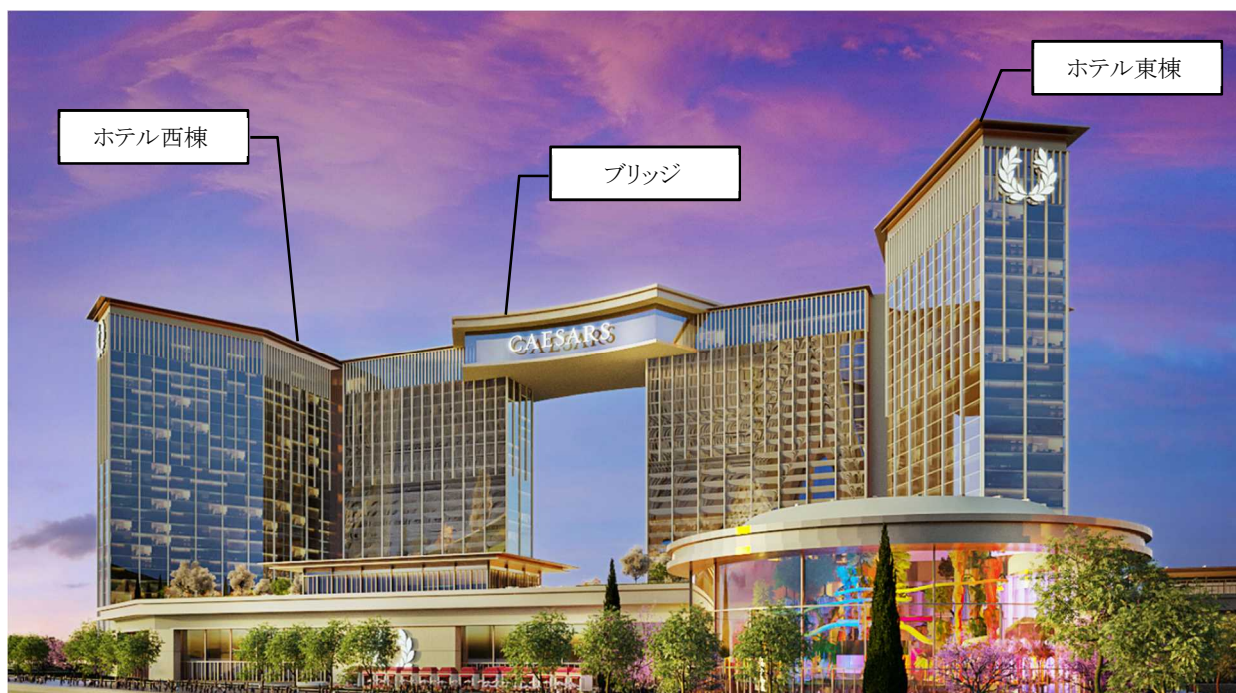
(1) 外観の特徴

現代の鳥居をモチーフとした当施設は、ウイング型に広がる東西二つの棟で構成されるとともに、上層階にはラグジュアリールーム等を備え、ブリッジにより東西ホテル棟が連結される。日本の伝統的なシンボルをモチーフとしながら、ラスベガスやシンガポールの一流IR施設と比較しても見劣りしない、来訪者の記憶に強く残る、華やかでユニークな外観を特徴とする。

日本のツーリズムにおける代表的なアイコンとして海外の多くの人々が想起する建造物となるとともに、一度は訪れたい旅の目的地として認知されることをめざしている。

和歌浦湾にそびえ立つ当施設は、日中はそのガラスファサードが空や海の青を映し込み、夕方は夕日に染まることで風光明媚な周囲の景観に溶け込む。さらに、夜はライトアップにより煌びやかで幻想的な世界観を演出するなど様々な顔を持ちあわせる。(コンセプトの反映に関する詳細は、【評価基準2①】を参照。)

〈ホテル施設外観〉



(2) 内装の特徴

IR施設全体及び当施設の外観デザインとの統一感や親和性をもつ、非日常かつラグジュアリーを基調とした内装デザインとする。

3 宿泊施設の設置及び運営方針

(1) 全体方針

- ・ 米国を中心に80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設運営実績を有し、全米屈指のホテルオペレーターでもあるシーザーズ・エンターテインメントがこれまでに長年培ったホテル運営サービスをベースに、世界中からの来訪者に長期間滞在していただけるよう、幅広いニーズに対応した宿泊施設を設置する。

【様式:評価基準10】宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	通し番号	2/4
--	------	-----

- MICE施設(例えば、MICE参加者の客室の事前確保やMICE施設で実施される宴会における料理の提供など)や、魅力増進施設及び来訪及び滞在促進施設(例えば、ホテルコンシェルジュによる魅力増進施設の紹介やクーポンの提供など)、送客施設(例えば、ホテルコンシェルジュによる周遊観光パッケージプランの紹介や利用特典の提供など)とも適切かつ機能的に連携し、IR施設全体で相乗効果を生み出す。
- VIP顧客に向けた専用の対応を行うことで、多様なVIP顧客のニーズに適切に対応し、「また来たい」と思わせる工夫を行う。特に、日本においては5つ星クラスの最高級ホテルが諸外国に比べて不足しているため、和歌山IRにおいて「Villa Suite」や「VIP Suite」などの最高級の客室を提供することで、これまで日本では十分に対応できなかった国内外の富裕層のニーズに対応し、新たな宿泊需要を生み出すことができる。
- 雄大な自然や温暖な気候などが魅力である和歌山の特性を生かした、ゆったりとした滞在時間を演出するリラクゼーションスパサービスなど、宿泊施設内においても和歌山IR全体コンセプトの一つであるウェルネスを体現する。
- また、時代のニーズに応じ、最先端ITテクノロジーやIoTの積極的な導入などにより直観的かつスマートなサービスを提供する。

(2) 施設のスペック

a 動線

以下の工夫を行い、来訪者にとって利便性の高い快適な滞在環境を整備する。

(a) 来訪者動線

IR施設内までの動線として、バスによる来訪者はホテル棟前まで送迎するとともに、自動車による来訪者はIR施設内に駐車場を設置しているため、スムーズな来訪が可能である。

また、搬出入動線及びサービス動線と交錯しないよう適切な動線を設定する。

(b) 搬出入動線

IR施設の東端と西端にメインの搬入施設を設け、資材が専門通路を經由してIR施設中央部に位置するホテル棟へ受け渡される動線を計画することで、来訪者動線との交錯を避ける。

(c) サービス動線

コンシェルジュ、VIP対応のバトラー、清掃員などが利用する従業員用エレベーターの設置などにより、来訪者動線との交錯を避ける。

b 客室面積比率

宿泊施設全体で約312,000㎡の床面積を有しており、うち客室面積は約146,000㎡、客室面積比率は約47%である。

(3) ターゲットとする客層(国・地域等別)

近隣の中国や韓国などのアジア諸国の顧客層のみならず、和歌山県への宿泊割合が高い欧米豪の顧客についても北米を中心に事業展開を行っているシーザーズ・エンターテインメントの協力を得て、主要なターゲットとなることを見込んでいる。

② 宿泊施設の機能

1 宿泊施設の機能

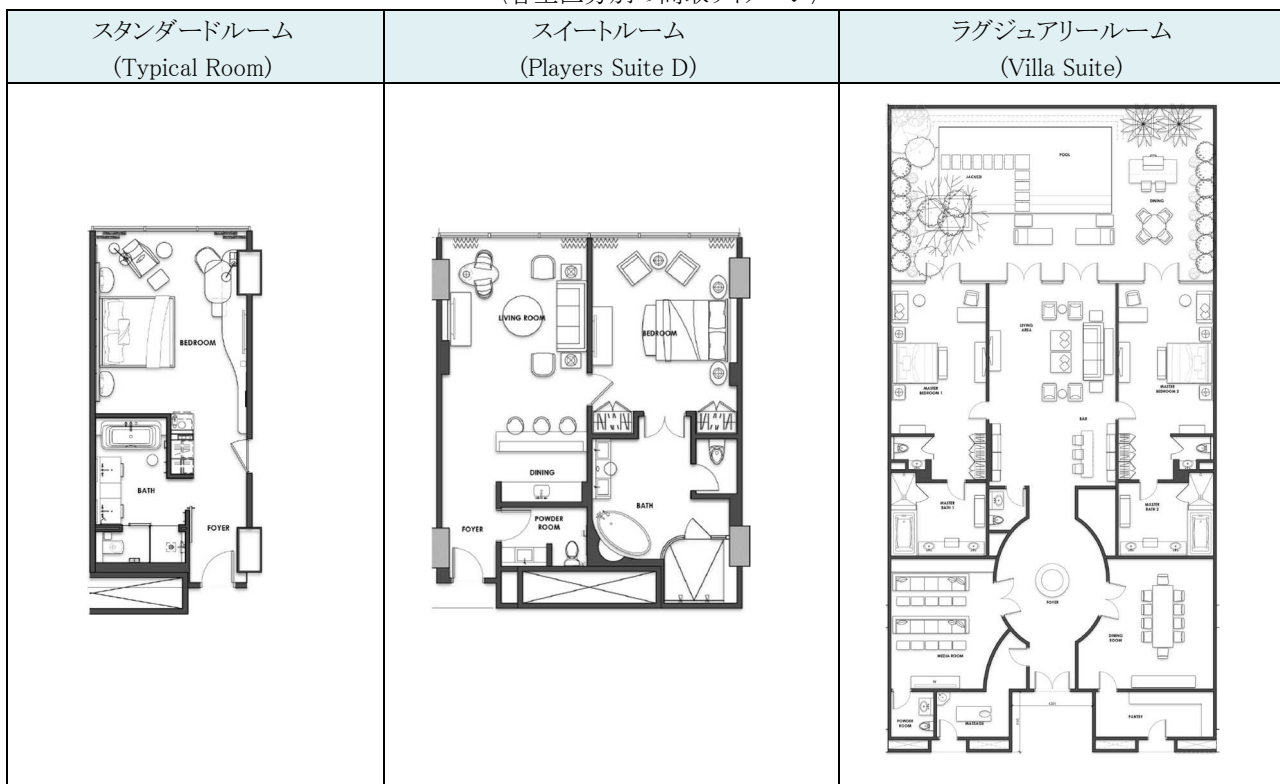
(1) 客室ごとの機能

複数の客室区分を設けることで、ビジネスからファミリーまで多様な来訪者層を想定した客室構成としている。

加えて、オーシャンフロントの特性を生かした客室配置を行い、特に、上層階にラグジュアリールームやスイートルームを多く配置することで富裕層のニーズを充足し、和歌山IR全体のブランド価値向上にも貢献する。

また、各客室にシャワールームや高品質の各種アメニティサービス、ルームサービスといった機能を提供するのみならず、客室内でのリラクゼーションスパ提供サービスなど、宿泊施設滞在者の顧客満足度を向上させる機能を備える。

〈客室区分別の間取りイメージ〉



(2) 宿泊施設の施設構成・客室構成やその考え方

- ・ 大小複数タイプの客室カテゴリを設け、多様な顧客層に対応できるとともに、クラブラウンジやバー、スパ、フィットネスクラブ、プールなどを適切に整備することで、宿泊施設全体として滞在者の多様なニーズに対応できる国際競争力の高い施設構成とする。
- ・ 総客室数は2,546室であり、諸外国のIRの宿泊施設の平均客室数2,495室(※1)を上回るとともに、スイートルームの割合も約24%と諸外国のIRの宿泊施設の平均19.2%(※1)を上回っており、国際的なIR施設との比較の観点でも高いスペックを誇る客室構成とする。
- ・ なお、IR施設周辺エリアの既存宿泊施設は、旅館やビジネスホテルが多数を占めており、IR施設内の宿泊施設とはグレードや機能面も含め差別化を図ることができると考える。これにより、旅館への宿泊を望む来訪者や、より低予算での宿泊を望む来訪者は和歌山IR近隣の宿泊施設に滞在していたくなど、IR施設を含む周辺地域が一体となり多様な宿泊需要に適切に対応できると考える。

※ IR推進会議 取りまとめ ～主な政令事項に係る基本的な考え方

(3) フロント等の客室以外の機能

レストランなどの飲食サービスやその他附帯サービスのラインナップやクオリティについては、世界的認知度の高いブランドを積極的に取り込むことで、国際競争力が高く、優れたサービスを提供する。

〈客室以外の主な機能〉

項目	内容
フロント	お客様との連絡窓口となるホテルフロントサービス
クラブラウンジ	朝食、アフタヌーンティー、ミーティングラウンジサービス
バー	アルコール類の提供サービス
スパ	エステなどリラクゼーションサービス
フィットネスクラブ	室内運動サービス
プール	宿泊者専用プールサービス
バンケットルーム	宴会サービス、ウェディングサービス
高級レストラン	飲食サービス
ルームサービス	ホテル客室への飲食物の提供サービス
ビジネス・センター	MICE、ビジネス客が必要とする印刷、IT機器の貸し出し等の提供サービス

(4) 設置するホテルのブランド等の国際競争力を示す客観的な根拠

- ・シーザーズ・エンターテインメントは、シーザーズ・パレス(約4,000室)、パリス(約2,900室)、プラネット・ハリウッド(約2,500室)などを米国で運営しており、和歌山IRにおける宿泊施設規模と同等以上の大規模宿泊施設の運営実績を有している。
- ・なかでも、和歌山IRにおける運営ブランドであるシーザーズ・パレスは、ラスベガスを代表する名門ホテルであり、かつ米国ラスベガス地区でも最大級のIR施設の1つである。約4,000室の宿泊施設の運営実績を有し、U.S News and World Reportにおいて4.5つ星の評価を得ている他、World Travel AwardsによりUnited States' Leading Casino Resort 2021にも選ばれるなど、過去に様々な賞を獲得している。

③ 宿泊施設の規模

1 宿泊施設の規模及び客室ごとの収容人員

国内外の宿泊施設における客室の実情や来訪者の需要の高度化・多様性を踏まえ、図表1のとおり、大小様々な客室で構成することで、合計で2,546室(床面積合計:約146,000㎡)を備える施設とする。

特に、日本で不足すると言われる最高級の客室を多く整備することで、これまで日本では十分に対応できなかった国内外の富裕層のニーズに適切に対応し、高単価の顧客層を十分に取り込むことができると考える。

〈客室種類別のスペック(図表1)〉

客室区分	種類	客室数	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員	スイート
スタンダードルーム	Typical Room	1,932	4	4	×
スイートルーム	Players Suite(1)	614	4	4	○
	Players Suite(A-D)		4	4	○
ラグジュアリールーム	Luxury Suite		10	10	○
	Villa Suite		10	10	○
	VIP Suite		10	10	○
合計			2,546	12,250	12,250

① 宿泊施設の飲食サービス

1 設置予定のレストラン等の概要(想定する規模、ターゲット、予算水準、ジャンル)

下表のとおり、多様な飲食サービスを国内外の様々な客層に提供することで、客室機能のみならず飲食を通じた楽しみを来訪者に提供し、顧客満足度を高める。(ターゲット、予算水準、概算規模は、今後の検討過程において変更の可能性はある)

ジャンル	ターゲット	予算水準	概算規模 (店舗数/合計床面積/収容人員)
バーラウンジ	MICE参加者、宿泊者、 カジノ来訪者	2,000円前後	6店舗/約1,500㎡/約650人
高級レストラン	国内外IR来訪者全般 (主に富裕層向け)	20,000円前後	5店舗/約4,400㎡/約2,100人
カジュアルレストラン/ ビュッフェ/カフェ	国内外IR来訪者全般	6,000円前後	9店舗/約6,700㎡/約3,450人

2 レストラン等の国際競争力の高さ

- ・ 国内・海外の有名レストランや業界団体と連携し、高付加価値の食体験を提供することで、富裕層を含む来訪者を「食」で魅了する、世界レベルの高級ホテルに相応しい飲食施設を展開する。
- ・ 「ミシュランガイド京都・大阪+和歌山 2022」において、和歌山県内の飲食店が初めて掲載されるなど和歌山県の豊かな風土が育む豊富な食材や豊かな食文化が注目される中、地域に根差した食材や料理を国内外に発信する観点から、和歌山県内の飲食事業者の出店や店舗プロデュース等の連携を図る。
- ・ 飲食施設の全体プロデュースは、飲食施設を含め数々のハイエンド向け施設の企画を手掛けてきた株式会社エグゼクティブインターナショナルが行い、以下のミシュラン受賞歴のある店舗や有力業界団体との連携を行う予定である。

(出店検討中のレストラン・国内包括連携パートナー候補)

かどわき	WASA	西玉	JFDA (Japan Fine Dining Association)
ミシュランガイド東京2022 (三つ星) 店 舗: 東京 麻布十番 カテゴリー: 日本食(割烹)	ミシュランガイド東京2022 (一つ星) 店 舗: 東京 恵比寿 カテゴリー: 中華	ミシュランガイド東京2022 (ビブグルマン) 店 舗: 東京・白金、マカオ、 マレーシア、香港 カテゴリー: 日本食(焼き鳥)	「日本を世界一の美食の国に」 をミッションに活動する業界団 体であり、今後の詳細なコンセ プト設計や出店レストラン選出 などの支援を受ける予定

(海外包括連携パートナー候補)

- ・ 香港を拠点にグループとして北京、上海、マカオ、ロンドンなど世界各国で19ブランド27店舗を運営し、10のミシュラン星(三つ星:1店舗、二つ星:1店舗、一つ星:5店舗)を現状獲得している「Lai Sun Dining」からグローバルパートナーとして今後詳細な出店戦略などの支援を受ける予定である。
- ・ ミシュラン二つ星を獲得したSaint PierreやShoukouwaなどシンガポールを中心に数々の著名レストランを自社経営するとともに、コンサルティングサービスとしてアジア全土で高級ダイニングからケータリングサービスまでプロデュースしてきた実績を有する「ピエールエフィ株式会社 (Emmanuel Stroobant Group)」とグローバルパートナーとして提携し、今後詳細なコンセプトの設計や出店するレストランの選出などの支援を受ける予定である。また、同社のJapan ManagerであるMike Chanは、マカオの五つ星高級ホテルであるWynn Palaceの泓 (Mizumi) など数々のIR施設内の飲食施設、並びにマンダリンオリエンタル東京の三つ星を獲得している寿司店のプロデュースなど海外のIR施設や国内においてレストランのプロデュース経験と知見を有する。

3 MICE参加者の利用者ニーズへの対応の考え方

- ・ 様々な規模のMICEイベントの需要に対応できる飲食施設を整備するだけでなく、ホテルの予約を含めた各種予約サポートも円滑に実施できるよう、十分な人員を配置する。
- ・ ボールルーム等MICE施設内での食事の提供については、グループの規模や目的等によって、メニューを柔軟に変更できるようにする。例えば、数百名規模のフルコース(着席)の料理提供から、千人以上の規模の立食パーティや、中小規模人数の会議のケータリングまで幅広いニーズに対応する。

- ・ MICEイベントに特化したハードウェア(相応の大きさのMICE専用キッチンとその設備、椅子・テーブルやテーブルウェア等)、ソフトウェア(調理スタッフ、給仕スタッフ、それらを統率するマネージャーの配置や作業マニュアルの準備等)を用意し、多人数の来訪者に同じタイミングで同じ料理を提供できるようなバンケットサービス体制を整える。
- ・ また、MICE施設外のレストランやナイトクラブ、プールドームにおいて、ビジネス利用者向けの貸し切り等にも対応することで、飲食施設とMICE施設との相乗効果を図る。

4 ルームサービス等のレストラン以外での飲食サービスの提供方針

- ・ ルームサービスは、セントラルキッチンで調理され、通常メニューに加え、スイートルームに滞在するVIP顧客向けの特別メニューを設けるとともに、顧客からのカスタムオーダーにも個別に定める。24時間営業するカジノを含むIR施設であるという特性上、ルームサービスも基本24時間365日営業とし、深夜や早朝のオーダーも受け付ける。また、外国人宿泊者の母国の食事、ベジタリアン向け料理、ハラル食など来訪者の文化的背景等に配慮したルームサービス等の飲食サービスも提供する。
- ・ 各客室にはミニバーを設置し、飲み物に加え、簡単なスナックや軽食を提供する。顧客の食の好き嫌いについてデータベースで管理し、過去の利用に基づきリピート客ごとにミニバーに置く商品に変化を加える等、細かいおもてなしに配慮する。
- ・ その他、高級レストランでの食事が難しい場合(年齢の低い子供連れ家族など)に備え、飲食サービスのバリエーションを広げるとともに、施設内レストランや飲食店におけるテイクアウトや客室からオーダー可能なサービスを提供する。

② 宿泊施設のその他附帯サービス

1 その他附帯サービス

- ・ 【評価基準10②】に記載している客室機能や【評価基準11①】に記載している飲食サービスを適切に整備するのみならず、宿泊者の快適な滞在や長期滞在を促すために、スパ、ジム等の附帯サービスを提供することで、和歌山IRのコンセプトの一つであるSports & Wellnessを体現する。
- ・ また、宿泊施設単体で機能するのではなく、和歌山IR施設内の魅力増進施設や、Sports & Wellness等を体現した来訪及び滞在促進施設の様々なコンテンツと連携することで、より一層満足度を高める。

附帯サービス	運営方針	サービスの質の高さに関する客観的根拠
各種送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルのVIPやウェディング利用者等の一部顧客に対してはリムジンでの送迎を含め、個別のニーズに応じた送迎サービスを提供する。 ・ 一般顧客については近隣駅からホテル前までのシャトルバスを利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の滞在データ(チェックイン、チェックアウト時間等)を加味し、最適なリムジン等の配置を行う。 ・ 顧客のセグメント、身体障害の有無、文化的背景などに最大限配慮し、柔軟に対応できるコンシェルジュサービスを提供することで、あらゆる来訪者にとって快適な長期滞在を可能にすることをめざす。 ・ 世界各国の顧客から高い満足度を得ているシーザーズ・エンターテインメントが運営する海外施設のノウハウを活用する。
IR施設案内窓口・コンシェルジュサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客のご要望のお伺い、IR施設内各種コンテンツ・サービスのご案内、予約手配などIR各施設とシームレスに連携し、コンシェルジュサービスを行う。 	
高級リテール	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここにしかない日本の粋を集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シーザーズ・エンターテインメントがラスベガスで開発及び運営している高級ショッピングモールの水準に遜色ない施設を整備する。 ・ ここにしかない日本の粋が提供できるテナントを多数誘致する。
リテール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県の土産物等を取り扱うとともに、滞在者の多様なニーズに対応した日用品等も販売する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな発見となるような土産物の数々から、便利な日用品までを用意する。

ビジネス・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスに必要なオフィススペースの提供や、印刷機やIT機器の貸し出し等のサービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国からのMICE参加者や、長期滞在者、ワーケーションやブレジャーでの来訪者など多様なビジネスパーソンが快適に過ごせる空間を設計するとともに、先端IT設備も整備する。
スパ	<ul style="list-style-type: none"> ・高級スパを設置し、非日常空間で心と体を清めて整える究極のリトリート体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スパでも米国を中心に高い評価を獲得してきたシーザーズ・エンターテインメントの実績(「QUA BATHS & SPA」は、過去に全米スパTOP100に選出)を活かし、嗜好や需要に合わせた高品質なウェルネス体験を提供する。 ・施設のプロデュースには、数々のハイエンド向け空間設計を手掛けてきた株式会社エグゼクイターナショナルも協力する。
フィットネス・プール	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在中のウェルネスを促進する上質なエクササイズ設備を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リトリートを求める来訪者や、運動が習慣として欠かせない来訪者、長期滞在者などのニーズを踏まえて、ラグジュアリーホテルに相応しい非日常的なエクササイズ空間を整備する。
バンケットルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・各種宴会やウェディングでの利用の他、オークションなどの国際的イベントも開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香港、ニューヨーク、ロンドンをはじめ世界9か所にてオークションを催している世界最古のグローバルオークション会社であるサザビーズと連携し、世界最高レベルの美術品やコレクター品などのオークションを定期的実施する。

① 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法

1 設置ホテル別・提供サービス別の運営体制、参画企業とその実績

(1) 宿泊施設の運営体制

宿泊施設の所有及び経営はIR事業者が行い、宿泊施設全体の運営については世界的なホテルオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメントが行う予定。

レストランなどホテル運営に付随する各種提供サービスや機能については、IR事業者又はシーザーズ・エンターテインメントが中心となり運営を行い、必要に応じて他の事業者に委託することを想定している。

また、IR事業者内においては、宿泊部門を統括する責任者を配置した上で、宿泊施設の経営をIR事業者として適切に管理できる組織体制を構築し宿泊施設全体を一体的に統括・管理することで、宿泊施設に関連する業務や顧客へのサービスの最適化が図られる体制を構築する。

(2) 参画企業の運営実績(宿泊施設)

シーザーズ・エンターテインメントが宿泊施設全体の運営を行う予定。同社の過去の主な実績は以下のとおりである。

施設	地域	客室数	説明
Caesars Palace Las Vegas	ネバダ州 ラスベガス	3,970室	<ul style="list-style-type: none"> 著名レストランブランド多数、ショッピングモール(The Forum Shops at Caesars Palace)、高級スパ(QUA BATHS&SPA)、人気ナイトクラブ(Omnia)、7つのプールなどの様々な施設を併設 ショッピングモール(The Forum Shops at Caesars Palace)は6万㎡以上の売り場面積を誇り、古代ローマの街路を模した内装に160ものショップを有する 高級スパ(QUA BATHS&SPA)はCondé Nast Travelerにより全米スパTOP100に選出 U.S News and World Reportにおいて4.5つ星の評価を得ているほか、World Travel AwardsによりUnited States' Leading Casino Resort 2021にも選ばれるなど、現在まで様々な賞を獲得
Paris Las Vegas	ネバダ州 ラスベガス	2,920室	<ul style="list-style-type: none"> フランスのパリをテーマにしており、エッフェル塔や凱旋門などのアイコン的な建造物が象徴的な建物 U.S News and World Reportにおいて4つ星の評価を獲得
Harrah's Atlantic City	ニュージャージー州 アトランティックシティ	2,590室	<ul style="list-style-type: none"> アトランティックシティのマリーナ地区に立地し、ショッピングモール(Waterfront Shops)や、昼はトロピカルプール、夜はナイトクラブへと転換するガラス張りの屋内プールを併設 U.S News and World Reportにおいて4つ星の評価を獲得
Planet Hollywood Resort & Casino	ネバダ州 ラスベガス	2,500室	<ul style="list-style-type: none"> ハリウッドをテーマにしており、7,000人以上を収容するシアターや、ショッピングモール(Miracle Mile)を併設 U.S News and World Reportにおいて4つ星の評価を得ているほか、Corporate & Incentive Travel magazineによりAward of Excellenceを獲得
The LINQ Hotel & Casino	ネバダ州 ラスベガス	2,240室	<ul style="list-style-type: none"> 併設されるアウトドア型総合娯楽施設(The LINQ Promenade)にはショップ、ダイニング、カフェ、バーなどの30以上の店舗のほか、ラスベガスのランドマークの一つである巨大観覧車(High Roller)やジップラインなどのアトラクションが楽しめる U.S News and World Reportにおいて4つ星の評価を獲得
その他	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ゲーミング、エンターテインメント分野において世界最大の運営企業の一つであり、その他米国を中心に50以上のカジノ・ホテルを経営

(3) 提供サービス別の運営体制

ホテル内レストラン、ラウンジ、バー、スパ、フィットネスクラブ、プール、バンケットサービスなどホテル運営に付随する各種提供サービスや機能は、IR事業者又はシーザーズ・エンターテインメントが中心となり提供することを想定しているが、必要に応じ、外部の専門業者への運営委託、テナント入居(附带施設の賃貸)等の方策により、それぞれ提供するサービス内容に応じた最適な方法により運営する予定である。

(4) 参画企業の運営実績(提供サービス別)

シーザーズ・エンターテインメントの過去の類似事業運営実績は、【評価基準12①1(2)】に記載している。

2 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

3 従業員の確保・育成

(1) 従業員の確保

宿泊施設の従業員については、【評価基準7②6】に記載している優先順位及び従業員確保の方策に基づき募集等を行う。

なお、宿泊施設の従業員は、特に「語学力」及び「ホスピタリティマインド」などが重要になるため、それらに関する高度な知見及び専門性を有する従業員の確保を予定している。そのため、以下の方策を検討している。

- ・ 「語学力」を有する従業員の確保のため、英語や中国語などを話すことができる語学力に長けた人材を、大学や専門学校より新卒採用する(外国人留学生含む)。
- ・ 「ホスピタリティマインド」を有する従業員の確保のため、旅行業界や航空業界など接客業に従事した経歴のある人材の中途採用を行う。
- ・ 地域におけるサステナブルな人材確保・人材育成を主眼に、和歌山大学等高等教育機関等と連携を図り「語学力」及び「ホスピタリティマインド」などを中心としたリカレント教育を展開する。

また、IR事業に特有のVIP対応の観点から、特に「料理人」及び「バトラー」の確保のため、以下の方策を検討している。

- ・ 「料理人」については、メインターゲットとなる国又は地域のVIP顧客層にとって、海外においても本場の料理を本場の味で食したいというニーズが高いため、中華料理などは特に本場の一流料理人をリクルートし、招聘する。
- ・ 「バトラー」については、VIP顧客の滞在中のお世話をを行い、高度な要望に対して秘書的な役回りで応えていく必要がある。IR施設で経験を積んだバトラーは特に日本人では限られるため、海外IR施設や超高級ホテルからリクルートするなどの手法で招聘する。

(2) 従業員の育成

【評価基準7②6】に記載している従業員育成のほか、次の施策を実施することで、即戦力となる人材育成に努める。

- ・ IR施設内に設置する宿泊施設のように質の高い関西圏の近隣ホテルと連携し、IR開業までの数カ月間、当該近隣ホテルでのOJTを行う。
- ・ また、意欲が高く一定以上の能力を有する社員については、シーザーズ・エンターテインメント社が運営する米国のIR施設で実地研修を行うなど、文化面及び語学面における成長の機会をIR事業者として提供し、積極的にグローバル人材の育成を図る。
- ・ 宿泊施設は、和歌山IR内のその他の施設との連携が特に必要となることから、定期的に他施設(部門)との人事交流を実施し、施設・部門間の連携の強化や個人としてのノウハウの高度化を図る。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	1/7
---	------	-----

① その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 施設の種類

ありとあらゆる人々が境目なく楽しめる「ボーダレスな娯楽空間」をテーマとした9つの施設を設置する。それぞれの施設の種類は次のとおり。(名称は今後の検討過程で変更の可能性がある)

名称	種類	概要
プールドーム	ドーム型人工ビーチ	ドーム型で全天候営業が可能な人工ビーチを含むプール施設
eスポーツセンター	競技場	eスポーツプレイヤーにとってのトレーニング施設兼用のゲーミング施設
超人競技センター	競技場	身体機能の拡張を行った上でのスポーツ(超人競技)のゲーミング施設
ナイトクラブ	バー	アフターMICE利用や、若者のナイトエンターテインメントとしての利用を目的としたナイトラウンジ・クラブ施設
スポーツ施設	フィットネスなど施設	フィットネスを含むスポーツ設備及び器具のレンタル、及び各種スポーツアクティビティが行える施設
先端医療センター	医療施設	先端再生医療技術による未病、予防、美容をテーマに、健康寿命を伸ばすことに主眼をおいた医療施設
屋上農園	農園	施設の屋上に位置し、近代的手法も活用して、全ての季節を通して収穫できるようその時々々の旬の野菜・果実等を栽培する農園施設
キッズ広場	エデュテインメント施設	世界各国の子供たちが一緒になって参画する知育プログラムを展開する施設
保育所	保育施設	来訪者はもとより、IRで働く従業員が利用する24時間営業の保育施設

※その他関連施設として駐車場などを予定している。

2 施設の機能(主な設備を含む。)

「ボーダレスな娯楽空間」を体現する各施設の主な機能・設備は次のとおりである。

名称	主な機能・設備
プールドーム	<ul style="list-style-type: none"> ・全天候で楽しめる、南国の非日常的な雰囲気を演出するビーチリゾート空間を提供する ・昼はビーチやプールで遊ぶファミリー層を中心に、夜はナイトクラブのような演出で若者を中心として楽しめる空間を提供する。
eスポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外eスポーツ団体の合宿に最適なゲーミング機器や、通信環境、主要なゲームコンテンツを用意することで、eスポーツプレイヤーがトレーニングをするとともに、来訪者がeスポーツを楽しむことができる遊戯空間を提供する。
超人競技センター	<ul style="list-style-type: none"> ・テクノロジーを活用して身体機能の拡張を行う人機一体の新たなスポーツ(超人競技)を楽しめるとともに、参加者が新たな競技の創作も行えるような設備や空間を提供し、競技イベントも開催する。
ナイトクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターMICEの社交スペースとして、飲食や音楽を楽しめる空間を提供する。 ・若者のナイトエンターテインメントとして、踊りや音楽、飲食を楽しめる空間を提供する。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・カーディオやウェイトトレーニングの器具を設置したフィットネスセンターを整備する。 ・ジョギングや、サイクリングなど様々なスポーツアクティビティに必要な器具のレンタルや、更衣室などを整備する。 ・ジョギングやサイクリングを行うためのトラックを整備する。 ・マリンスポーツ(例:ジェットスキー、SUP、ウェイクボードなど)を行うために必要な器具のレンタルや更衣室をはじめマリンスポーツを楽しむための環境を整備する。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	2/7
---	------	-----

先端医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・検診や再生医療を診療内容とした健康寿命を延伸するための先端医療サービスを提供する。 ・パンデミックや不測の事故などが発生した際に応急処置・一般的な薬処方を24時間体制で提供するとともに、近隣の病院と連携し、区域内クリニックとしての機能を提供する。
屋上農園	<ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとに複数の旬の野菜・果実等を栽培・収穫し、IR施設内の飲食施設や、フルーツ狩りなどのアクティビティを通して来訪者へ提供する。 ・当農園で収穫した野菜・果実等や、周辺地域で収穫された農作物を販売するファーマーズ・マーケットを定期的に開催する。
キッズ広場	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外から来訪する子供たちが数時間から数日間にわたって一緒に参加できる知育プログラムを提供する。 ・知育プログラムの一環として、ドローンや先端ロボティクスを用いた競技イベントや講習会を開催するほか、IR施設のスマートシティインフラも活かし、ドローンや先端ロボティクスの遠隔操作・自動制御による農業やその他事業活動への転用について啓発する機会を提供する。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者はもとより、IR施設で働く従業員の子供も保育するサービスを提供する。

3 施設の規模

各施設の規模は次のとおりである。

種類	床面積	床面積 (暫定計画値)	利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
プールドーム	4,000～4,500㎡	4,500㎡	750人	750人
eスポーツセンター	1,500～2,000㎡	2,000㎡	340人	340人
超人競技センター	1,000～1,500㎡	1,500㎡	250人	250人
ナイトクラブ	2,000～2,500㎡	2,500㎡	420人	420人
スポーツ施設	2,000～2,500㎡	2,500㎡	420人	420人
先端医療センター	800～1,000㎡	1,000㎡	170人	170人
屋上農園	2,000㎡	2,000㎡	340人	340人
キッズ広場	1,000㎡	1,000㎡	170人	170人
保育所	850㎡	850㎡	140人	140人
合計*	15,150～17,850㎡	17,850㎡	3,000人	3,000人

※上記以外にその他関連施設として、駐車場等(床面積159,850～187,150㎡、暫定計画値172,150㎡)を予定している。

※各施設の床面積は、今後の検討過程において変更の可能性がある。

4 外観及び内装の特徴

Sports & Wellnessのコンセプトのもと、各施設の外観及び内装の特徴は次のとおりである。

名称	外観及び内装
プールドーム	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いに位置し、水と緑に囲まれた周囲に溶け込むガラス張りのドーム型の外観 ・南国のリゾートビーチを演出したデザインを施した内装
eスポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・快適にプレイできる先端設備を適切にレイアウトするとともに、観覧する人にも高揚感を与える内装

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	3/7
---	------	-----

超人競技センター	・身体的ハンディキャップのない平等な条件で競技が楽しめる空間であり、全ての人を飽きさせない工夫を凝らした内装
ナイトクラブ	・ラウンジ空間ではMICEイベントでの硬い雰囲気から打ち解け、交友を生み出すような工夫を施すとともに、ダンスフロアでは熱狂を感じられるよう、ナイトエンターテインメントに適したデザインの内装
スポーツ施設	・若者からシニアまで様々なスポーツアクティビティを通してウェルネスの向上に没入できる空間デザインを施した内装
先端医療センター	・先端医療サービスをスムーズに体験できるようレイアウトされるとともに、国内外の富裕層にとっても快適でラグジュアリーなウェルネス体験となるようインテリア等を施した内装
屋上農園	・Sports&Wellnessに加え、Sustainabilityのコンセプトのもと、周囲の風景に溶け込む農園でありながら、IR施設の近代的な建物や設備とも調和する、自然と先進性がミックスされた外観
キッズ広場	・多様な背景をもつ子供たちが、一同に好奇心をもって様々なアクティビティに没入できるよう、ワクワクさせるデザインを施した外観・内装
保育所	・子供が安心して過ごすことができる工夫を凝らした内装

5 設置及び運営の方針

「ボーダレスな娯楽空間」を体現する各施設の設置及び運営方針(各施設のターゲットとなる客層等を含む。)は次のとおりである。

(1) プールドーム

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外若年層 国内外ファミリー層	<ul style="list-style-type: none"> 『子育て世代の夏レジャーに関する調査』(JTB)によると、子供連れで楽しみたいレジャーとしてプール・海水浴は祭りに続いて2番目に人気であることから、ファミリー層からの高いニーズが見込まれる。 株式会社東京サマーランドによる『“20代未婚男女に聞く”「真夏の恋とプールデートに関する調査 2019」』において、20代男女が「目一杯遊びたい気分のときに行きたいレジャー施設」としてレジャープールと答えた人の割合はテーマパークに次いで2番目に高いことから、若年層からの高いニーズも想定される。 アジアの主要IR施設においても大規模なプール施設は多く存在するが、ドーム型で通年利用が可能な類似施設はフィリピンのOkada Manila内に設置されるCove Manilaを除いては存在しない。また、同施設は世界中から数々の著名ゲストが訪れ、若者を中心に高い人気を誇ることから、海外からも高い来訪・滞在促進効果が見込まれる。

(2) eスポーツセンター

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外若年層	<ul style="list-style-type: none"> 読売新聞による『「eスポーツ」認知と関心』調査による年代別eスポーツ関心度アンケートにおいて、最も関心度が高い年代は20代以下であり、若年層からの高いニーズが見込まれる。 アジアの主要IRにおいて当施設と類似する施設は見受けられず、ユニークなエンターテインメント施設として海外からも高い来訪・滞在促進効果が見込まれる。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	4/7
---	------	-----

(3) 超人競技センター

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外若年層 国内外ファミリー層	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモ モバイル社会研究所が2021年2月に実施した調査によると、「AR・VR・アバターを用いた体験型アミューズメント」の利用意向が最も高い年代は男女問わず20代以下であり、若年層からの高いニーズが見込まれる。また、特に10代の利用意向が高いことから、ファミリー層からのニーズも期待される。 ・また、内閣府が実施する『障害者に関する世論調査』によると、障害者とふれあう行事や催しへの参加意向がもっとも高いのは20代以下であり、若年層は当施設のコンセプトとの親和性も高いものと想定される。 ・アジアの主要IRにおいても当施設に類する施設はマカオのStudio City内にあるLegend Heroes Parkを除いては存在しないため、ユニークなエンターテインメント施設として海外からも高い来訪・滞在促進効果が期待される。

(4) ナイトクラブ

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外ビジネス層 国内外若年層	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターMICEでの利用に関してはビジネス層からのニーズが中心と見込まれる。 ・また、ナイトエンターテインメントにおいては中心的な利用者を若年層ととらえて設計する。

(5) スポーツ施設

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外若年層 国内外ファミリー層 国内外シニア層	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省による『産業活動分析』による国内フィットネス施設会員の年齢別構成比は、概ね人口動態に準ずることから、若年層からシニア層まで幅広いニーズが見込まれる。 ・また、スポーツ庁による『スポーツツーリズムに関する国内マーケティング調査分析資料』によると、マリンスポーツやジョギング、サイクリングなどは全年代から比較的高い実施意向があり、若年層からシニア層まで幅広いニーズが期待される。

(6) 先端医療センター

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外シニア層	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に先端医療サービスの主な利用者がシニア層であり、また日本の先端医療技術は特にアジアでの需要が高いことが分かっている。 ・当施設においては、最先端の再生医療技術(真皮線維芽細胞療法、幹細胞移植療法、PRP療法など)を活用するだけでなく、検診からワンストップで受診できることから、世界的にも競争力が高く、海外からの来訪・滞在促進効果が期待される。 ・また、当施設の運営企業は東京医科大学をはじめとした多くの研究機関と連携しているため、常に最新で安全性の高い医療技術を導入できる点から、海外からも高い来訪・滞在促進効果が期待される。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	5/7
---	------	-----

(7) 屋上農園

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外若年層 国内外ファミリー層 国内外シニア層	<ul style="list-style-type: none"> 観光庁『「体験型観光コンテンツ市場の概観」世界のコト消費と海外旅行者の意識・実態の調査結果』(平成31年3月)によると、17%の外国人が日本を旅行する際に、「フルーツ狩り」を体験してみたいと回答しているとともに、『「体験型旅行」に関するアンケート調査』(JTJ)において「果物狩り」など収穫体験は、観光列車への乗車、工場見学に次いで旅行先で体験したいと答えられており、国内外の旅行者からの高いニーズが見込まれる。 また、フルーツ狩りなどのアクティビティは年齢や出身地を問わず、幅広い客層にニーズがあると想定される。 日本の野菜・果物等は世界でも高い評価を受けているのに加え、和歌山は国内有数の果物等の産地であることから、海外からも高い来訪・滞在促進効果が期待される。

(8) キッズ広場

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外ファミリー層	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社エバーセンス「知育に関するアンケート」によると、96.7%が知育に興味があると回答されており、子育て世代にとって関心の高いコンテンツとなることが想定される。 知育プログラムはファミリーで訪れる子供を主な対象とする。

(9) 保育所

主なターゲット客層	考え方(根拠)
国内外ファミリー層	・保育サービスは子供を対象とする。

〈ターゲットとなる客層〉

施設別	レジャー			ビジネス
	若年層	ファミリー層	シニア層	
プールドーム	◎	◎	○	○
eスポーツセンター	◎	○		
超人競技センター	◎	◎		
ナイトクラブ	◎			◎
スポーツ施設	◎	◎	◎	○
先端医療センター			◎	
屋上農園	◎	◎	◎	
キッズ広場		◎		
保育所		◎		

② その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法

1 施設の運営体制、参画企業とその実績(委託する場合は予定する委託先・委託内容を含む。)

基本的にIR事業者が施設運営を行うが、以下のとおり一部の施設においては、専門的知見と経験を有する企業と連携を図り、業務委託又は運営委託により運営することも検討している。

また、各施設の運営にあたっては、周辺地域の事業者や国内の選りすぐりの事業者と相互連携を行い、来訪・滞在を最大限に促進できる実施体制を構築する。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	6/7
---	------	-----

施設	運営主体	実績
プールドーム	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・シーザーズ・エンターテインメントが運営するラスベガスのシーザーズ・パレスには7つのプール、45のカバナ、65のデイベッドが備えられており、2万㎡以上の大きさを誇る。 ・シーザーズ・パレスの他、シーザーズ・エンターテインメントが運営するホテルにおいて、多くのプールの運営実績を有する。
eスポーツセンター	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・当IR事業者の役員であり、当施設の運営に関して全面的に指揮を執る予定の何猷君は、世界屈指のeスポーツチームの一つであるESV5 Esports GroupのCEOとして豊富な経験や人脈を有する。 ・ESV5はeスポーツチームとして2つの中国最大規模のリーグ(KPL、LPL)に参加し、高い成績を収めてきたほか、Multi-Channel Networkとして10,000人以上の動画配信者を抱えている。さらに主力事業の一つとして、これまで様々な大規模eスポーツイベントを、行政機関やグローバル企業群とともに開催してきた実績を有する。 ・当施設の監修を含めて連携を予定する超人スポーツ協会は、得意不得意、年齢、障害、資格の有無を問わず、誰もが楽しくスポーツをする未来を創りたいとの考えのもと2015年に設立された協会であり、これまで数々の超人スポーツイベントの開催や専用施設の開設実績がある。
超人競技センター	IR事業者	
ナイトクラブ	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・シーザーズ・エンターテインメントはラスベガスなど米国で運営する多数の施設内において、豊富なナイトクラブやラウンジの運営実績を有する。 ・当施設の運営を一部委託する予定のケントスグループは、40年以上のライブハウスの運営実績を有しており、現在も国内で複数のライブハウス店舗を運営している。
スポーツ施設	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・シーザーズ・エンターテインメントはラスベガスなど米国で運営する多数の施設内において、豊富なフィットネス等のスポーツ施設の運営実績を有する。
先端医療センター	医療法人社団宗仁会	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委託先の医療法人社団宗仁会のグループ企業であるJSMG(J*Shangri La Medical Group)は、シンガポールの研究機関であるTemasek Polytechnicや、東京医科大学をはじめとした世界5カ国の研究機関と連携して臨床研究や技術検証、技術応用などを行っており、医療法人社団宗仁会と協同で様々な先端医療技術を応用した製品やサービスを提供してきた実績を有する。
屋上農園	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な植物・果物園等の運営実績を有する企業との連携や管理業務の委託を予定する。 ・和歌山県は果実を中心に様々な農作物において国内有数の生産量を誇っており、地域の農家などと密接に連携を図り、運営する予定である。
キッズ広場	株式会社 フライトパイロット	<ul style="list-style-type: none"> ・運営を委託する予定のフライトパイロットは、国土交通省認定の無人航空機パイロットスクールを運営しており、全国トップクラスの卒業生を輩出している。また、認定農業法人としてスマート農業をはじめ、直播・施肥・農薬散布のドローンによる運用や、ドローン制御技術を活かしたスマートトラクターの運用などドローンの社会活動への転用において高い専門性、豊富な実績を有する。
保育所	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・運営を委託する予定の社会福祉法人は、国内で多数の保育園、こども園、プリスクール、児童クラブの運営実績を有する。

【様式:評価基準13】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、実務の実施体制及び実施方法	通し番号	7/7
---	------	-----

2 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

3 従業員の確保・育成

(1) 従業員の確保

来訪及び滞在促進施設の従業員については、【評価基準7②6】に記載の優先順位及び従業員確保の方策に基づき、募集等を行う。

なお、来訪及び滞在促進施設の従業員の確保にあたっては、各施設で様々なコンテンツを提供するため、国内外のエンターテインメント業界やテクノロジー会社などから中途採用を予定している。

また、協力企業として参画を予定しているeスポーツや超人スポーツなどの各事業者と良好な関係を構築することで、専門性の高いエンターテインメント人材を出向者としてIR事業者を受け入れるなどの方策も予定している。

(2) 従業員の育成

【評価基準7②6】に記載の従業員育成のほか、OJT等により長期的に従業員を育成する。

① カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針

1 施設の種類

施設の種類は、カジノ施設である。

2 カジノ施設の機能

(1)ゲーミング関連サービスを提供するための機能

機能	詳細
ゲームの提供 (カジノ行為業務)	専らカジノ行為の用に供される部分に、テーブルゲーム約450台及び電子ゲーム約2,500台を配置し、カジノ行為を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ管理委員会規則で許可されている21種類のゲームから顧客の需要に応じた台数を配置 ・ マス・ゲーミング・エリア(少額の掛け金の一般顧客向けのエリア)とプレミアム・ゲーミング・エリア(比較的高額な掛け金のハイリミット・エリア)、VIPゲーミング・エリア(高額掛け金のVIP顧客向けのエリア)の3種類に大別 ・ ピットを配置し、ゲーミングテーブルでのカジノ行為を管理・監督
会員登録など	メンバーシップ・カウンターにおいて、会員登録や会員特典に関する情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプション・デスクを設置し、顧客の会員登録や退会手続き、カジノ施設に関する総合案内を実施 ・ 会員登録や会員ポイント及びメンバーシップ特典の獲得状況を、顧客が確認できるよう、スタッフが対応するカウンターデスクだけでなく、カジノ施設内にキオスク端末を設置
換金、金融サービス	ケージにおいて、チップと現金の交換やIRカードへの現金チャージ、バウチャーの払戻し等に加え、両替を含む特定金融業務の窓口業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが常駐するケージ・エリア以外でもバウチャーの換金ができるよう、カジノ施設内にバウチャー払戻機を設置 ・ カジノ施設内には、自動両替機やキオスク(IRカードの現金チャージや会員ポイントの確認等の機能を提供)も設置 ・ ケージは、資格審査を通過した顧客に対する特定金融業務(特定資金移動や特定資金受入)の顧客窓口として機能(但し、特定資金貸付に関する業務については、クレジット・ルームにて行う)
飲食の提供 (カジノ行為区画内 関連業務)	カジノ行為区画内にレストラン、ラウンジ、バーを設置し、顧客に飲食物を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マスゲーミング・エリアでは簡易なカジュアルフードを中心に、VIPゲーミング・エリアでは顧客の要望に応じて様々な料理を提供 ・ ノンアルコール飲料に加え酒類を提供(但し、過度なアルコール摂取により正常なカジノ行為ができないおそれがあると判断される顧客に対しては、酒類の提供及びカジノ行為を制限)
その他 (カジノ行為区画内 関連業務)	その他、カジノ行為区画内関連業務として以下を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バー等での興行、エンターテインメント・ショー(歌謡やダンス等)の実施 ・ 物品(菓子、飲料、酒類、雑貨等)の給付

(2) 健全なカジノ施設とするための機能

機能	詳細
入退場管理	<p>顧客の入退場管理・本人確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認区画は、予測されるピーク時の入場者数の手続きを処理できる面積を確保し、適切な数のスタッフ、端末、入退場ゲートを配置 ・ 本人確認区画では、マイナンバーカードやパスポート等による来場者の本人確認、本人特定事項の記録、入場可否確認、入場料徴収を実施し、入退場ゲートを通じて、入退場時間を確認・記録 ・ カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者の該当性照会による過去の入場回数の確認に加え、暴力団員等や20歳未満の者、依存症等の理由により自己排除プログラム登録者等、入場禁止対象者を適切に特定し、入場の可否を決定 ・ 入場料の再賦課基準時までの間に、反復して入場する顧客に関しても、必要な本人・資格確認をする一方で、滞りなくスムーズな入場ができる動線・仕組みを用意
監視及び警備	<p>監視・警備室を設置し、カジノエリアを安全に運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールに即して健全なカジノ行為が行われるか、全テーブルゲーム、電子ゲームで死角ができないよう監視カメラを設置 ・ 本人確認区画、ケージ等にも適切に監視カメラを設置 ・ 監視室は、24時間・365日監視スタッフが常駐し、複数のモニターを介してリアルタイムでカジノ行為を監視(映像は録画しておき、事後に再生できる設備を配備) ・ 警備員がカジノ施設内の各所に常駐し、安全なカジノ行為やチップ及び現金の管理、本人確認業務等ができていないかを確認
依存症に関する相談	<p>依存防止規定に則って、依存症相談のための相談室・相談窓口を設置し、相談対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①カジノ行為区画内及び②IR区域内かつカジノ行為区画外に、24時間・365日対応の相談窓口を2か所設置(バックヤードから双方にアクセス可能な設計とし、相談員が迅速に対応できる体制を確保) ・ 専門教育を受けた従業員を配置し、依存症対策専門員としてのゲーミング・スペシャリスト(アンバサダー)を交えて相談しやすい環境を整備
苦情処理に係る業務	<p>顧客等からの苦情を受け付ける部屋を設置し、担当者を配置の上、対応するとともに、適切な是正を関係部署の責任者に進言し、苦情の内容とその対応結果を管理・記録・報告する。</p>
その他(カジノ管理委員会専用室)	<p>カジノ管理委員会から派遣されたスタッフが検査・監査等の業務を行うためにカジノ施設内に専用室を設置し、適切な国の監視及び管理の実現に貢献する。</p>

(3) その他の機能

機能	詳細
その他の顧客向け機能・設備	<p>その他、顧客向けに提供される機能・設備として以下を予定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種トーナメントやイベントの実施 ・ 物品(タバコ等)の販売 ・ 喫煙室の設置 等
その他のバックオフィス機能・設備	<p>その他、バックオフィスエリアとして以下を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チップ及び現金のカウント・ルームや保管庫 ・ カジノ関連機器等保管庫 ・ カード(トランプ)のシャッフル・ルーム ・ 従業員及び関係者向けのカジノ施設への出入口、通路 ・ 従業員の休憩室、オフィス

3 カジノ施設の配置

カジノ施設は、本棟1階のメインエントランスからロビーの正面、本棟の中心部分を構成するメイン・カジノと、1階メザニンのVIPカジノ、さらに24階・25階のスカイカジノの4階層で構成される。

専用のエレベーターやエスカレーターで各階のカジノフロアは相互に接続されており、一体的な運営がなされることで、一つのカジノ施設となる構造とする。当然のことながら、専用エレベーターやエスカレーターへの移動の途中でカジノ施設外へアクセスできない構造とする。

カジノ施設内は、以下の3つのエリアにより構成される。

(1) マスゲーミング・エリア

1階のメインカジノは、マスマーケット向けであり、掛け金が少額の顧客をターゲットとした、アミューズメント志向の強いゲーム構成とする。中央部は吹抜のある大空間となり、興行やトーナメントの実施や提供されるサービスによって、カジュアルで活気のある雰囲気をもたらす。

(2) プレミアム・ゲーミング・エリア

1階のメインカジノのカジノ行為区画の東西隅に設けられた2か所ハイリミットエリアは、比較的掛け金の高い顧客層を対象とし、より充実したサービスにより、マスゲーミング・エリアとの差別化を図る。

(3) VIPゲーミング・エリア

1階メザニンのVIPカジノ、さらに24階・25階のVIPスカイカジノでは、顧客単価の高い層をターゲットとする。半個室又は個室に区画されたサロンを想定しており、内装やゲームの種類だけでなく、飲食物や接客サービスの点でもVIPのあらゆる要望に応えられるようにする。

4 カジノ施設の外観及び内装の特徴

外観については、本棟ロビーのデザインに調和するものとする一方で、外部からはカジノ施設内部が見えないようにし、カジノ施設が訪問目的でない顧客に配慮し、過度な装飾、デザイン、サイネージを避ける。

内装については、二層吹き抜けの開放感のある空間構成が、来場者に和歌山IRを印象深く記憶させる役割を果たす。海外からの顧客に対しては日本の「おもてなし」を堪能できる空間として、さらに国内からの顧客に対しては、これまで日本には存在しなかったカジノという新たな娯楽体験を身近に、そして心地よく体感してもらう空間として、和歌山IRがめざす「世界にまだ知られていない日本の魅力」を発信する。また、シーザーズ・エンターテインメントのこれまでのカジノ施設のブランド・アイデンティティを基本にしなが、日本の文化や風習を踏まえた創意工夫や機能的デザインを融合させることをめざす。

5 カジノ施設の設置及び運営の方針

(1) カジノ施設の設置方針

- ・シーザーズ・エンターテインメントの過去のカジノ施設開発・運営で得た経験を基に、顧客体験の向上と効率的な管理・警備を主眼におきながら、各設備や機能をカジノ施設内に適切に配置する。
- ・近隣諸国のカジノ市場を参考にしながら、日本固有の法規制や市場特性、周辺環境を鑑み、カジノ施設への来場者数を顧客セグメントや国籍ごとに算出した上で、テーブル及びカジノ関連機器の種類と台数・席数を配分し、カジノ施設のレイアウトを決定する。また、ピーク時の来場者数を十分に処理できるよう、入退場ゲートのキャパシティを設計する。
- ・カジノ施設周辺の動線については、カジノ利用がIR訪問目的でない顧客や未成年者に十分配慮する。カジノ施設へは、本棟メインエントランスとメインロビーを通過するのが最もアクセスしやすいが、ホテルやMICE施設、送客施設等はそれぞれ専用のエントランスやロビーが整備されており、他の中核施設へのアクセスにカジノ施設の入場口付近を通過する必要がないよう、顧客動線を工夫する。また、カジノ施設のメインフロアは、本棟の1階に配置されており、他の中核施設からアクセスが容易である一方で、カジノ行為区画は隔離されており、本人確認を要する入退場ゲート以外からは入場できなく、内部の様子がうかがい知れないようにする。加えて、カジノ施設の外観や入口は、過度な装飾、デザイン、サイネージを避ける。
- ・上記に加え、カジノ施設の設置に際しては、関係法令を遵守し、地域の公序良俗や治安の維持に最大限に配慮する。依存症対策の観点から、カジノ施設内においては、ATMは設置しない。

(2) カジノ施設の運営方針

- ・ ボーダーレスというコンセプトのもと、VIPからマスまで顧客ターゲット層に対して、世界最高水準のゲーミング体験を提供することをめざす。
- ・ 一方で、国の観光戦略の目標達成に寄与することを最重要視するため、外国人、特に一人あたりの消費額がより高いVIP及びプレミアム・マス層の獲得及びリピートに注力を置く。VIP及びハイリミット・ゲーミングエリアでは、ゲームの種類・構成、接客、食の提供、複数言語対応等をこれらの顧客層に最適化する。
- ・ 国際マーケティングも、東アジア、ASEAN地域、欧米の富裕層を中心的ターゲットとし、これらの顧客層に精通したマーケティング・スタッフやVIPホストを採用し体制を整備する。
- ・ ホテル、レストラン、MICE施設、魅力増進施設、送客施設など他の施設とは、単にコンプやポイントなどのシステムチックなサービス連携に留まらずに、カジノ施設外においても、高品質で一貫した体験が一人ひとりの顧客に対して提供できるよう、社員教育を施し、顧客目線でのシームレスな施設間連携を実現する。顧客が安心して安全に過ごせる長期滞在リゾート型IRのカジノにふさわしい、親しみやすくリラックスさせるようなおもてなしを提供する。
- ・ その他、来訪者及び従業員の安全の確保と、各種法制度や社内規則に対するコンプライアンスを、施設運営上の最重要事項とする。また、入退場手続きからカジノ施設内の警備・監視まで、包括的かつ一貫したセキュリティ確保を行う。加えて、責任あるゲーミングプログラムを策定し、カスタマー・プロテクション(来場者保護)に関する行動規範の理解と実践を従業員に対して徹底する。

② カジノ施設の数、規模**1 カジノ施設の数**

1施設とする。

2 カジノ施設の規模

施設全体の床面積(建築基準法施行令上の壁芯面積)は、約697,000㎡であり、専らカジノ行為の用に供される部分が占める割合は約2.8%となる。

床面積		利用シーン 収容人員	消防法 収容人員
カジノ施設	専らカジノ行為の用に供される部分		
45,000㎡ ～50,000㎡ (暫定計画値 46,500㎡)	19,857㎡	9,680人	9,680人

※設計・施工段階の計画調整により、面積の変動が想定されるが、専らカジノ行為の用に供される部分(ゲーミング区域)の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する場合がある。

① 国際アクセス

1 国際アクセス性

- 和歌山IRの近隣には、国際アクセスの拠点として、関西国際空港(鉄道、道路ネットワークで60分圏内)、大阪港国際フェリーターミナル(同90分圏内)がある。
- 関西国際空港は、2019(令和元)年の統計データで国際線の乗降客数が成田国際空港に次ぐ2位となるなど日本の代表的な空のゲートウェイとして、世界42都市から年間2,800万人以上の航空旅客を受け入れている。特に、和歌山IRの外国人旅行者の上位を占めると想定する中国を中心とした東アジア諸国や米国などからの十分なアクセス基盤を有しており、国際アクセスの観点で高い優位性を備えている。
- 大阪港国際フェリーターミナルと中国(上海 2便/週)、韓国(釜山 3便/週)を結ぶ定期航路を有している。
- 更なる国際アクセスの強化のため、南紀白浜空港では、国際チャーター便をスムーズに受入できるように、国際線ターミナルビルの整備を進めており、2022(令和4)年度オープンをめざしているところである。

〈関西国際空港 国際線(主要都市20路線)〉

地域	国	都市	所要時間	便数/週
アジア	中国	上海	2時間30分～3時間	119
		大連	2時間～2時間30分	27.5
		天津	3時間～3時間30分	26.5
		北京	3時間	35
	韓国	ソウル	2時間	220
		釜山	1時間30分	81
		香港	4時間～4時間30分	111
台湾	台北	3時間～3時間30分	104	
北米	米国	グアム	3時間30分	20
		サンフランシスコ	10時間	7
		シアトル	10時間	5
		ホノルル	7時間～7時間30分	29
		ロサンゼルス	10時間	7
オセアニア	オーストラリア	ケアンズ	7時間	4
		シドニー	9時間	4
ヨーロッパ	イギリス	ロンドン	12時間30分	4
	オランダ	アムステルダム	12時間	7
	ドイツ	ミュンヘン	12時間	6
	フィンランド	ヘルシンキ	10時間	10
	フランス	パリ	13時間	7

関西国際空港

(国土交通省 国際線就航状況2019年夏ダイヤより作成)

② 国内アクセス

1 国内アクセス性

(1) 航空アクセス

和歌山IR周辺の交通拠点として、関西国際空港、南紀白浜空港、大阪国際空港、神戸空港があり、国内主要都市との航空ネットワークを有する。なかでも、関西国際空港は国内15都市から年間約650万人(2018(平成30)年実績)の旅客を受入れており、和歌山IRまで道路、鉄道ネットワークを利用し、60分以内のアクセスが可能である。

(2) 鉄道アクセス

和歌山までの鉄道アクセスの拠点となる新大阪は、国内主要都市と東海道・山陽新幹線や特急列車により結ばれるなど鉄道ネットワークが充実しており、首都圏はじめ九州、中国、東海方面などから高いアクセス性を誇る。和歌山IRまでは、鉄道、道路ネットワークを利用し、90分以内のアクセスが可能である。

(3) 船舶アクセス

観光街道を形成する四国からは、徳島小松島港と和歌山下津港を約2時間で結ぶフェリーが定期運航しており、和歌山IRまでは、道路ネットワークを利用し、30分以内のアクセスが可能である。

〈国内主要都市から域内拠点までのアクセス性〉

経路	所要時間	頻度 (1日あたり)
東京 ▶ (東海道新幹線)	約2時間30分	223本
名古屋 ▶ (東海道新幹線)	約1時間	239本
京都 ▶ (東海道新幹線・JR京都線)	約20分	239本/173本
新神戸 ▶ (山陽新幹線)	約15分	140本
広島 ▶ (山陽新幹線)	約1時間30分	123本
博多 ▶ (山陽新幹線)	約3時間	95本
奈良 ▶ (JR大和路快速・JR、OsakaMetro御堂筋線) ▶ 新大阪	約1時間	77本
三重 ▶ (近鉄特急ひのとり、アーバンライナー・OsakaMetro御堂筋線)	約2時間	32本
徳島 ▶ (JR特急うずしお・山陽新幹線)	約3時間	2本
香川 ▶ (JR快速マリンライナー・山陽新幹線)	約2時間	35本
高知 ▶ (JR特急南風・山陽新幹線)	約4時間	14本
愛媛 ▶ (JR特急しおかぜ・山陽新幹線)	約4時間	14本
札幌 ▶ (飛行機)	約2時間30分	14便
仙台 ▶ (飛行機)	約1時間30分	3便
福岡 ▶ (飛行機) ▶ 関西国際空港	約1時間30分	3便
東京 ▶ (飛行機) ▶ 南紀白浜空港	約1時間30分	21便(羽田・成田)
香川 ▶ (JR特急うずしお)	約1時間30分	3便
高知 ▶ (JR特急南風・JR特急剣山) ▶ 徳島港 ▶ 和歌山港	約4～5時間	17本/8便
愛媛 ▶ (JR特急いしづち、しおかぜ・JR特急うずしお) ▶ 徳島港	約6～7時間	16本/5本/8便
	約7～8時間	17本/8便

(JTB時刻表(1月発行)、Yahoo乗り換え案内(2022年1月6日時点)より作成)

④ 道路(高速)アクセス

国内の主要都市、特に京阪神圏や中部圏からは、高速道路をはじめとする充実した道路ネットワークを有しており、和歌山IRまでは、大阪、神戸から90分圏内、京都・奈良・大津といった関西主要都市から120分圏内、津からも160分、また名古屋からも約200分でのアクセスが可能である。

今後、更なるアクセス向上のため、以下の広域道路ネットワークの拡充を予定している。

- ・ 近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周高速道路整備及び4車線化
- ・ 京奈和自動車道の整備

新広域道路交通計画	状況
高速格道路	供用中・事業中 (赤線)
	調査中 (赤丸)
一般広域道路	供用中・事業中 (緑線)
	構想路線 (緑丸)
その他	幹線道路網・府県間道路 (青線)



※近畿7府県新広域道路交通計画 (R3.7策定)

③ 域内アクセス

1 域内アクセス性

域内には、新大阪駅や関西国際空港などを含め、複数の大型交通拠点を有しており、和歌山IRまでは鉄道・道路ネットワークにより、2時間以内でのアクセスが可能である。

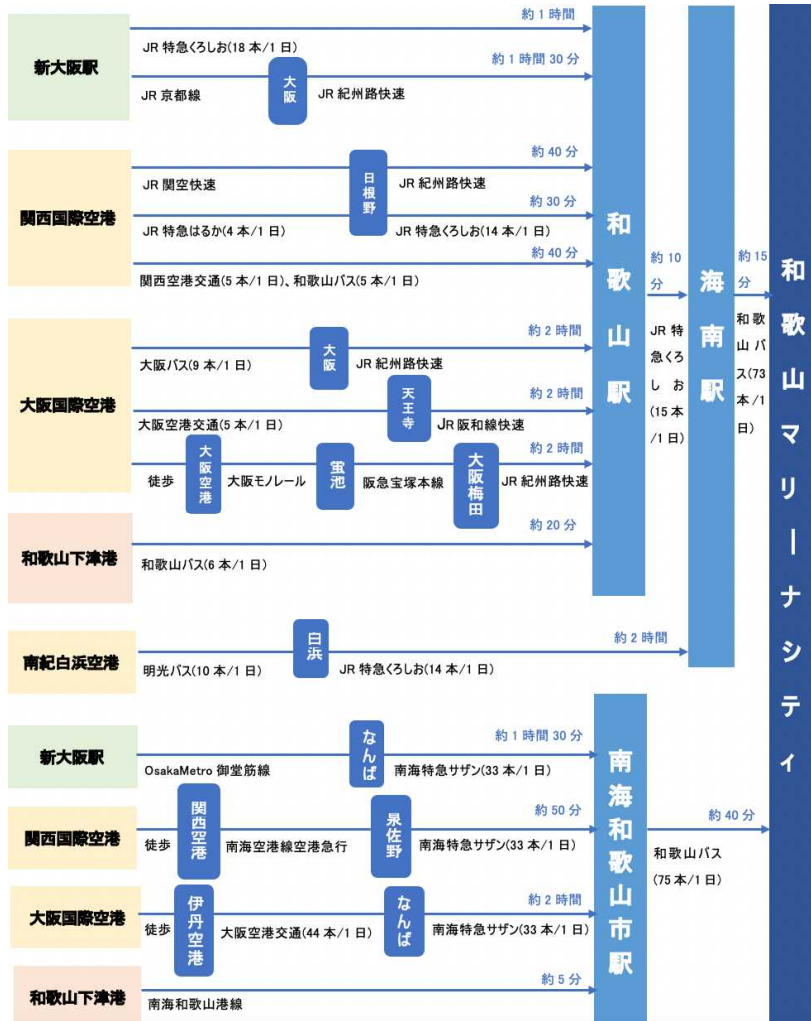
(1) 鉄道・バスなどのネットワーク

- ・ 鉄道アクセスの中心地は、JR海南駅、南海和歌山市駅などとなることが想定されるため、それぞれの駅からシャトルバスなどを運行することで渋滞緩和を実現し、交通の質を高める工夫を行う予定である。

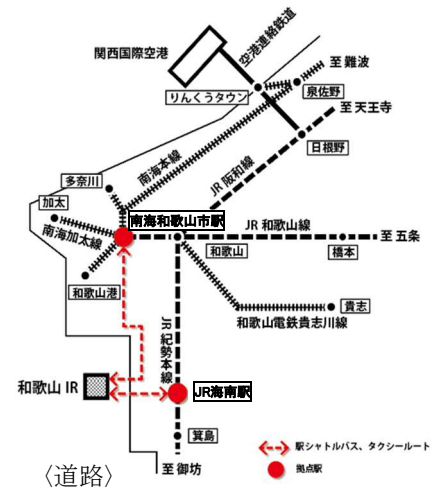
(2) 道路ネットワーク

- ・ 和歌山IRへの道路アクセスは、和歌山市内方面からはサンブリッジ、海南市内方面からはムーンブリッジを通る2ルートが整備されている。
- ・ 大阪方面からは阪和自動車道を利用して、和歌山南スマートインターチェンジからは約10km(約30分)、海南東インターチェンジからは約6km(約15分)でアクセス可能である。
- ・ 紀南方面からも同じく阪和自動車道を利用して、最寄りの海南インターチェンジから約5km(約10分)でアクセス可能である。

〈域内アクセス拠点から和歌山IRまでのアクセス性〉



〈鉄道・バスなど〉



〈道路〉



(JTB時刻表(1月発行)、Yahoo乗り換え案内(2022年1月6日時点)より作成)

2 交通分析の概要及び結果

(1) 分析の概要

- 和歌山IRまでの道路アクセスは、高速道路ネットワークが充実していることから高いアクセス性を有しているものの、自家用車での来場者の増加によるIR周辺地域での交通渋滞が想定されるため、以下のとおり交通分析を実施した。
- 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(国土交通省)」に基づき、和歌山IRの開業に伴う道路交通影響予測評価を、自動車の主要動線となる「主要幹線道路」、交通結節点となる「駅前広場」、IR区域内の「駐車場」などについて実施した。公共交通機関については、鉄道、バスに関して交通分析を実施した。
- (和歌山IRへの来訪手段は、施設用途・規模から試算し、自動車40～50%、鉄道40%程度、バス10～20%と設定)

(2) 分析結果

- 道路に関しては、開業後の交通量増加に伴い「マリーナ入口」「琴の浦」交差点などにおいて、ピーク時には交通渋滞が想定される。
- 公共交通機関に関しては、混雑分析を行った結果、ピーク時において鉄道の増便を行うほどの混雑影響は少ないと予測しているが、拠点駅から和歌山IRまでは交通アクセスの強化が必要と考えられる。

3 改善策・効果・協議状況など

(1) 道路の改善策など

道路管理者、交通管理者等の関係機関と連携し以下の対策を実施することで、交通渋滞による周辺住民などへの影響を最小化する。

＜想定される対策例＞

- ① IR区域内に必要な台数の駐車場を確保し、配置・規模・入口を工夫することで、入口渋滞等を抑制する
- ② 信号の現示調整や交差点改良等の施策を実施する
- ③ 車両動線ルートの誘導や公共交通機関への転換等の交通需要マネジメントを実施する など

※ 年数回開催予定の最大規模のMICEを想定したハード対応は行わず、交通量抑制施策などのソフト対策（臨時駐車場からのパークアンドバスライドなど）で対応予定

(2) 交通事業者等との連携・協議

和歌山IRまでのアクセス手段の充実のため、拠点空港及び拠点駅からのシャトルバスの運行について交通事業者等と協議を開始しているところである。

(3) 効果

- ・ 交通渋滞発生が抑えられ、スムーズな来場が可能となる。
- ・ 域内の交通拠点からの公共交通の充実により、スムーズな来場が可能となる。

〈和歌山IRまでのアクセス改善ポイント〉



※今後の検討に伴い変更する可能性があります

〈交通の課題と対策例(図表1)〉

交通の課題		想定される対応策の一覧	
分類	課題	対応策の方向性	対応策
道路・交差点	国道42号等の混雑悪化が懸念される	アクセス道路の渋滞抑制	交差点改良
	マリーナ入口交差点、琴の浦交差点などにおいて、交通を処理しきれない時間帯の発生が懸念される		駐車場への「付ミッドアライニング」の導入 信号現示の調整 和歌山南SICへの乗用車の誘導 ピーク時を避けた従業員用バスの運行
駐車場	大型のMICE開催時に駐車場の不足が懸念される	駐車場の容量強化	IR区域内に駐車場の整備 島外における駐車場の確保
公共交通	海南駅への来訪者の集中による路線バスでの輸送力不足が懸念される	公共交通への転換による自家用車の削減	公共交通利用促進のPR
	VIP客等への対応に必要な速達性が十分でない可能性がある	シャトルバス等の運行	シャトルバス乗降場等の整備 (和歌山市駅、海南駅など) 次世代交通の導入を検討
航路・VIP		新たなアクセス手段の確保	ヘリコプターの運行 海上交通の導入を検討

(4) 区域認定後の取組

- ・ 現在、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(国土交通省)」に基づき、影響範囲が限定された検討を実施し、交通量等を推計しているが、区域整備計画の認定後、影響範囲が大きいことも踏まえ、4段階推定法等の手法を用い交通計画を改めて検討する。その上で、道路管理者、交通管理者などと詳細な協議・調整を行い、適切な「道路整備」「公共交通整備」の実現に向け連携して取り組む。
- ・ 上記＜想定される対策例＞①～③のみならず、交通の課題を踏まえて対策(図表1)を実施し、周辺住民などへの影響の最小化及びIR来場者の利便性向上に積極的に取り組む予定であり、海上輸送やMaaS導入についても検討を行っていく。

① IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)

1 周辺地域の開発及び整備(インフラ整備)

(1) 上位計画との整合性

【費用の見込み：整備費 約43億円】

a 都市計画区域マスタープランへの位置づけ・用途地域の指定

和歌山マリーナシティは、和歌山市都市計画マスタープランにおいて、観光レクリエーション機能ゾーンに位置づけられており、都市計画法に基づく諸制度を大きく変更することなく、すぐにでもIRの開発が可能なエリアである。

島内の用途地域は、商業地域、準工業地域、第一種住居地域に分かれており、それぞれ、観光施設、ヨットハーバーやセーリングのナショナルトレーニングセンター、リゾートマンション等が立地している。

区域認定後、地権者の意見を聞きながら、リゾート地としての島内全体の利活用について検討する。

b 港湾法に基づく一体的な開発及び整備の推進

和歌山マリーナシティは、港湾法に基づく臨港地区に指定されているが、IR区域の自由な活用を図るため、区域認定後、IR区域内を指定外に変更する。

(2) 具体施策及び実施体制

和歌山マリーナシティは竣工から30年近く経過しており、周辺の港湾施設や橋梁等の老朽化が課題となっているため、それらを全面的にリニューアルすることにより、IR区域の周辺を含めて一体的な開発を推進する。電気・ガス・上下水道等のインフラについては、IR事業者と施設管理者との協議の上、必要に応じた整備を実施する。

施策		実施年度	施策概要
和歌山マリーナシティ周辺 インフラ全面リニューアル	拡充	区域認定 ～開業まで	臨港道路など周辺の港湾施設のリニューアル 島内へのアクセス道路橋梁の老朽化・耐震化対策 等

a 実施体制

IR事業者、県、施設管理者が、各々の役割分担を明確にし、緊密な連携を確保して実施する。

2 交通環境の改善

(1) 具体施策及び実施体制

【費用の見込み:整備費約52億円(約20億円)】 ※()はIR事業者負担額

a 道路整備

開業後の交通量増加に対応するため、道路管理者との協議のうえ、ハード対策(交差点改良など)を行うとともに、交通管理者と連携し、ソフト対策(信号現示の調整など)を行う。

区域認定後は、改善対策について、道路管理者、交通管理者と詳細な協議・調整を行い、対策の実現に向け連携して取り組む。

施策		実施年度	施策概要
道路アクセスの改善	拡充	区域認定 ～開業まで	臨港道路など周辺道路の交差点改良(右折滞留長の 延長、立体化など)など

b 公共交通の整備

空港・鉄道利用者の和歌山IRまでのアクセス手段の充実のため、関西国際空港、JR海南駅、南海和歌山市駅等からのシャトルバスの運行・実施に向け、交通事業者等と協議を開始しているところである。区域認定後は、関係機関と調整の上、駅前広場もしくは駅近郊にシャトルバスの乗降車バース、バスプールの整備を行うとともに、次世代交通の導入についても検討する。

c 交通安全施設の整備

和歌山県警察において、最新の交通管制システムを構築するとともに、IR区域周辺及び観光地周辺において必要となる交通安全システム(公共車両優先システム、信号情報活用運転支援システム、安全運転支援システム等)を整備することで、IR開業で生じる交通流の急激な変化等に適切に対応し、安全で円滑な交通流の確保を図る。

d 駐車場の整備

IR区域内に必要な台数の駐車場を整備する。(詳細は【評価基準15】参照)

e 実施体制

IR事業者、和歌山県、道路管理者、交通管理者などが、各々の役割分担を明確にし、緊密な連携を確保して実施する。

② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)

【費用の見込み: 整備費約97億円(約0.5億円)、開業後約42.2億円/年(約2.2億円/年)】 ※()はIR事業者負担額

1 MICE誘致のための施策及び措置

MICE推進体制については、これまで和歌山商工会議所と和歌山県の主導により設立した「和歌山IR/MICE推進協議会(2020(令和2)年3月設立)」を中心に、IR誘致を見据えた機運醸成や関係機関との連携構築に取り組んできた。

区域認定後は、最先端テクノロジーを活用したIRによるこれまでにない体験に加え、古くから受け継がれてきた和歌山の自然や伝統・文化の実体験のいずれも存分に楽しめるMICE環境を整備するとともに、関西をはじめとする近隣府県等との協力体制を強化し、幅広い産業分野におけるMICE開催を可能とすることにより、和歌山MICEならではの価値を創出し、直接的な経済効果はもちろんのこと、日本の産業力の強化及びプレゼンス向上に大きく寄与していく。(プロモーション等MICE誘致に係る施策は【評価基準7】参照)

(1) 実施する主な施策、その費用の見込み及びIR事業者の負担の有無

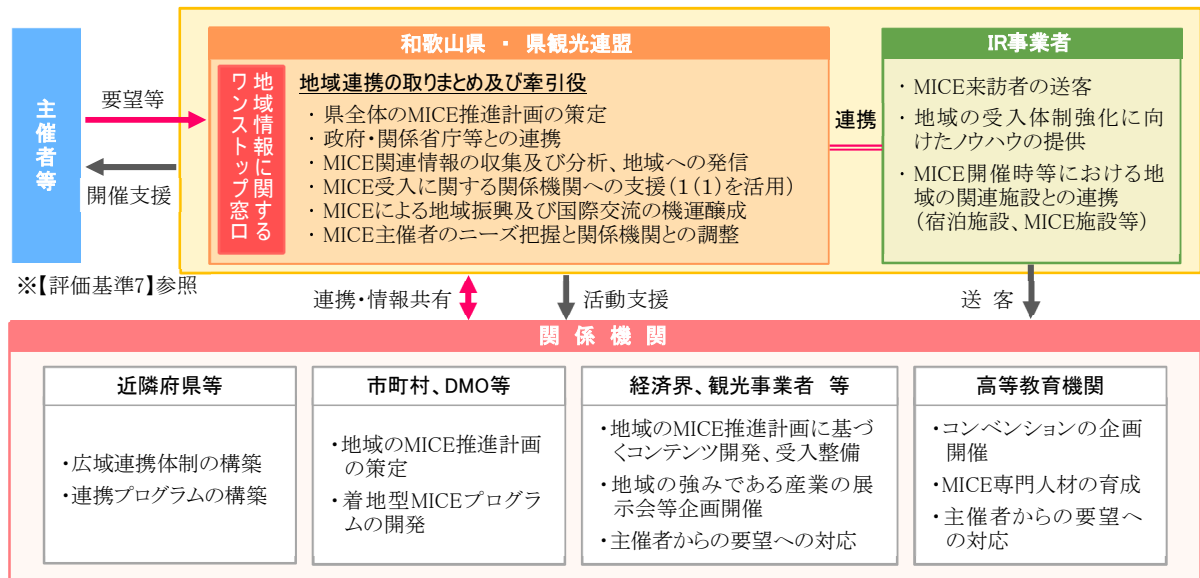
施策		実施時期	施策概要	費用見込
地域資源を活用したMICE関連プログラムの充実	新規	区域認定 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニークバニユーの開発支援(歴史的建造物、神社仏閣、ビーチの活用など) ・プレ・ポストMICEなど来訪者の周遊・滞在をサポートするプログラムの開発支援(ワーケーション施設との連携、産業・文化など体験できるテクニカルビジット、エクスカージョンなど) ・広域的な協力体制及び連携プログラムの構築 	2(1) 受入環境整備「観光基盤整備補助金」及び「観光街道内受入環境整備補助金」にて対応
ポストコロナ時代への対応(県内MICE施設対象)	新規	区域認定 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議設備機能の整備支援 ・国際的な衛生認証制度(SAFEGUARD、GBAC STARなど)の取得支援 	
MICE専門人材の育成・地域の機運醸成	新規	区域認定 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山大学等高等教育機関などと連携したリカレント教育・セミナーの開催支援 ・地域住民の理解を醸成するシンポジウム等開催支援 	2(1) 人材育成「国際観光人材育成」にて対応

(2) 関係者との役割分担・協力体制

MICE開催地としての魅力を高めるためには、【評価基準7】で示す誘致活動に加え、観光施策と連動した取組を展開する必要がある。これまで、和歌山県は、発信力・機動性を有する(公社)和歌山県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)と一体となり、観光業界を支えるステークホルダーとの強い協力・連携体制を築きながら、リーダーシップをもって時勢に応じた観光振興策を講じてきた。

MICE誘致においても、この和歌山県独自の観光振興体制を核に、IRとの連携事業や上記施策を戦略的に展開し、県及び県観光連盟、IR事業者、関係機関等が一体となったオール和歌山での万全な誘致・受入体制を実現するとともに、近隣府県等と協力し、多種多様なMICEの受入を可能とする広域連携体制の構築を推進する。

※各機関の役割の詳細は次ページの図のとおり



2 観光振興などのための施策及び措置

レジャーからビジネスまで様々な目的でIR区域を訪れる多くの旅行者に、和歌山県及び観光街道を中心とした日本の魅力を体験し満喫していただけるよう、また、IR区域の整備による誘客効果を最大限地域経済の振興に繋げるため、下表のとおり区域認定後からIR開業(2027(令和9)年)までの期間、和歌山及び観光街道内の受入体制の整備や魅力発信を集中的に実施する。

開業後は、旅行者の動態や消費行動等を収集・分析できる和歌山版DMPの運営を開始し、分析結果を施策の改善等に活用するPDCAサイクルを確立することで、IR整備の効果を最大化させる。

さらに、IR事業者及び観光街道、全国各地の自治体等と連携を図り、魅力的な広域観光ルートを構築するなど効果的な施策を展開することで、その効果を全国に波及させ、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する。

(1) 実施する主な施策

施策			実施時期	施策概要	IR事業者負担
受入環境整備	和歌浦湾周辺の一体的な整備	新規	区域認定～開業まで	和歌山マリーナシティに隣接する和歌浦湾周辺をリゾート空間として一体的に整備	—
	大型旅客船ターミナル整備	新規	区域認定～開業まで	和歌山下津港本港区に、CIQ対応が可能なターミナルを整備し、インバウンドの誘客を促進	—
	和歌山市の主要観光地整備	拡充	区域認定～	和歌山城公園の魅力向上に係る整備、加太、和歌浦、雑賀崎への周遊施設の整備により周辺観光を促進(和歌山市実施)	—
	観光基盤整備補助金	拡充	区域認定～開業まで集中的に実施(開業後も継続実施)	県内市町村、観光協会、DMO等とともに、和歌山県内全域で魅力ある観光地づくりやインバウンド対応、MICE受入環境整備等を推進	—
	観光街道内受入環境整備補助金	新規	区域認定～開業まで集中的に実施(開業後も継続実施)	関係自治体等と連携し、交通体制の構築や多言語表記の統一的な整備、MICE受入整備等観光街道の形成に必要な受入環境を整備	有*
	文化施設の大規模改修・展示強化	拡充	開業～	近代美術館・博物館の大規模改修、展示物や博覧会の充実及びMICE施設との連携強化	—
	世界遺産や指定文化財の保全・活用	拡充	開業～	日本の自然や伝統文化の魅力を伝えるため、世界遺産や指定文化財の保全・活用に係る支援を強化	—

周遊促進	紀伊半島周遊MaaSの構築	拡充	区域認定～開業まで	地域交通や宿泊事業者と連携し交通等予約・決済・利用システムを構築、周遊円滑化・消費拡大を推進	—
	県内周遊バスネットワーク構築・運営支援	新規	【構築】区域認定～開業まで	和歌山IRを起点に和歌山県内観光地をストレスフリーで周遊できるバスネットワークの構築・運営を支援	有*
		新規	【運営】開業～		
	サイクリングロード利用環境向上	新規	開業～	郊外部の交通量の多い区間の路肩拡幅、暗いトンネルの安全対策などサイクリングロードの利用・周遊環境向上に資する整備を推進	—
人材育成	国際観光人材育成	新規	区域認定～	IR施設内インターンシップ制度や観光産業従事者のリカレント教育プログラムの充実など和歌山大学等高等教育機関と連携した人材育成(広域展開の仕組みも構築)	有*
富裕層対策	ビジネスジェット基盤整備	新規	区域認定～開業まで	南紀白浜空港に、ビジネスジェット機の誘導路、駐機場、格納庫を整備し、富裕層の誘客を促進	—
	富裕層特化型受入環境整備補助金	新規	区域認定～	ヘリポートやチャーターヨットの環境整備、ラグジュアリーホテル誘致など富裕層に特化した取組を支援	—
観光客誘致活動	商談会、見本市等への出展	拡充	開業2年前より集中的に実施(開業後も継続実施)	国内及び県がターゲットとする国・地域(2021年現在26カ国)で開催される商談会等への大規模出展を実現(広域連携事業も含む)	有*
	メディア対策	拡充	開業2年前より集中的に実施(開業後も継続実施)	個人観光客にダイレクトに訴求するため、宣伝効果の高い有力メディア媒体を通じた継続的な情報発信を実施	有*
データ収集・分析	DMPの構築・運営	新規	【構築】区域認定～開業まで	IR事業者とのデータ連携を含め、MICE参加者を含む旅行者の人流や旅行消費、航空機及び宿泊予約解析データ等ビッグデータの収集・分析基盤を整備し、県内事業者を中心に分析結果を還元	有*
			【運営】開業～		有*
推進体制	県観光連盟の強化	新規	区域認定～	地域連携の牽引役として、IR事業者との連携や上記施策の活用などの取組を推進	有*

※カジノ事業の収益を活用したIR事業者の負担の詳細については、【評価基準24】参照

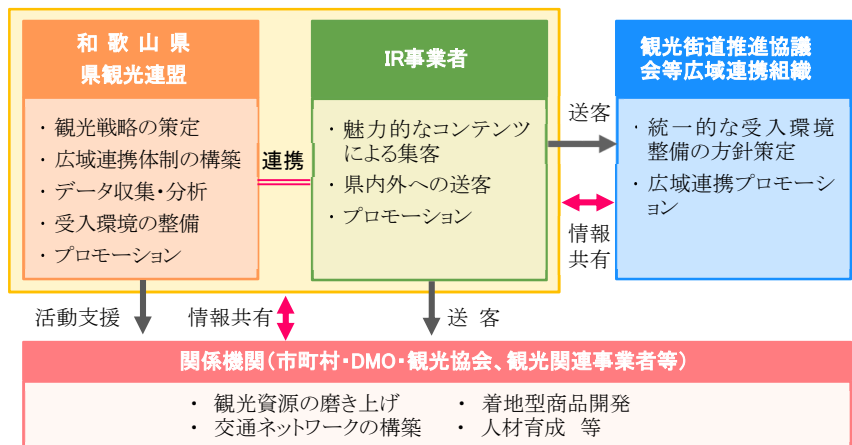
(2) 関係者との役割分担・協力体制

区域認定後は、和歌山県独自の観光振興体制(【評価基準16①1(2)】参照)が推進役となり、上記施策(IRとの共同事業含む)を展開するとともに、近隣府県等との広域連携体制を積極的に構築していく。

特に、Undiscovered Japanとしてコンセプトにも掲げている観光街道については、「観光街道推進協議会」を設立し、伊勢湾、紀伊半島、四国の自治体等に対して参画を図り、統一的な受入環境整備や広域連携プロモーション等を実施することで、IR事業者が行う積極的な送客との相乗効果により、誘客・経済効果の最大化をめざす。

さらに開業後は、和歌山県とIR事業者が連携し実施する、旅行者に係るビッグデータの分析結果の活用や、マリンレジャーの聖地である和歌山マリーナシティの特性を生かした、ヨットでの広域周遊観光など、より戦略的に広域連携事業を展開する。

※各機関の役割の詳細は右図のとおり



① MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。)

1 催事種別・規模別のMICE開催件数の見込み

(1) 推計結果:IR施設内の催事種別・規模別のMICE開催件数

MICEの各分野の件数見込みに関して、施設規模及びマーケットの状況を考慮し、以下のとおり試算した。

(単位:件)

カテゴリ		M		I		C				E	
						ICCA基準		JNTO基準		ISO基準	
規模区分 (参加者規模、 又は利用面積) ^{※1}		三百名未満	三百名以上	三百名未満	三百名以上	三百名未満	三百名以上	三百名未満	三百名以上	一万㎡未満	一万㎡以上
2027	実施件数	24	6	12	3	2	1	5	1	2	1
2028	実施件数	49	12	25	6	3	1	11	2	4	1
	増加数	25	6	13	3	2	1	6	1	2	1
2029	実施件数	51	13	26	7	4	1	13	3	4	1
	増加数	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0
2030	実施件数	52	13	28	7	4	1	16	3	5	1
	増加数	2	0	1	0	0	0	3	1	0	0
2031	実施件数	54	14	29	7	4	1	19	4	5	1
	増加数	2	0	1	0	0	0	3	1	0	0
2032	実施件数	56	14	31	8	5	2	22	5	5	1
	増加数	2	0	1	0	0	0	4	1	0	0
伸び率 ^{※2}		3%	3%	5%	5%	10%	10%	20%	20%	5%	5%

※1 規模区分は、以下の観点で設定

- ・ M、I:観光庁の国際 MICE 統計の基準等を参考に、10 名以上の規模のイベントを集計
 - ・ C:ICCA 基準及び JNTO 基準の定義に沿って、50 名以上の規模を集計
 - ・ E: 日本展示会協会が公表している開催規模情報等を参考に、500 ㎡以上の規模のイベントを集計
- また、M・I・C については、一般的に 300 名未満のイベント件数が多く、E については和歌山 IR の展示等施設の施設構成(約 1 万㎡×2フロア)という性質に鑑み、カテゴリ区分を実施

※2 每期一定の伸び率として設定

(2) 後背圏の考え方

以下の観点を考慮し、MICEの後背圏を「和歌山県」として設定する。

a 和歌山県が実施するMICE施策

和歌山県は、MICE開催地としての魅力を高めるため、県観光連盟、IR事業者、県内関係機関と連携し、誘致プロモーション、IR事業者との共催企画展示会の開催、MICEに係る受入環境整備等の施策を展開するなど、MICE誘致の効果を県全体に波及させる取組を実施する。

b 和歌山IR内のMICE施設におけるConventionやExhibitionの開催効果

ConventionやExhibitionにおいては、ビジネスでの来訪者が多く、参加者が属する業界での会合が行われることがあり、サテライト会場での小会議の開催などが見込まれる。また、政府や国際団体(国際連合等)による会議が開催される場合にも、本会議場周辺で関連業界の会合が行われることも見込まれる。このような観点から、和歌山IRにおけるMICE開催においても、和歌山市内の新設の和歌山城ホール、和歌山ビッグアイなどの中規模会議施設や、和歌山市外の世界遺産エリアにある中規模会議施設等への誘客を実施することにより、Meetingの件数増加等が見込まれる。

(3) 後背圏における現状値

設定した後背圏(和歌山県)における、MICE開催件数の現状値は以下のとおりである。

Meeting/Incentive Tour

M及びIについては、企業の独自内部情報であり、例えばC(ICCA基準、JNTO基準)のように1件1件積み上げたデータは存在しない。よって、IR事業においても重視される「国際MICE」誘致に注力する観

点から、観光庁が実施している「MICE総消費額等調査事業 報告書」の推計結果を参考として全国におけるM及びIの件数を推計し、一定の前提を置いて和歌山県での件数試算を行った。結果、和歌山県内で2019(令和元)年において一定規模以上の、海外からの参加者を含むM及び海外発日本着のIの会合は94件であると推計した。

Convention (単位:件)

カテゴリ		2015	2016	2017	2018	2019	平均 件数	平均増 加件数	伸び 率	
ICCA 基準	後背圏	和歌山県 ^{※1}	0	0	1	1	0	0.4	0	-
	参考	近畿圏主要 MICE都市 ^{※2}	95	119	80	108	137	108	11	9.6%
		全国	401	431	414	492	527	453	32	7.1%
JNTO 基準	後背圏	和歌山県 ^{※1}	1	0	2	3	5	2	1	49.5%
	参考	近畿圏主要 MICE都市 ^{※3}	610	852	1,000	1,033	1,153	930	136	17.3%
		全国	2,847	3,112	3,313	3,433	3,621	3,265	194	6.2%

出典:ICCA、日本政府観光局(JNTO)等の発表データを元に作成

※1 ICCA 都市別ランキング(JNTO 都市別ランキング)に記載のある和歌山県の合計

※2 ICCA 都市別ランキングを参考に、関西圏の MICE 先進都市である大阪市、京都市、神戸市、奈良市の合計

※3 JNTO 都市別ランキングを参考に、関西圏の MICE 先進都市である大阪市+千里地区、京都市+宇治、神戸市、奈良市の合計

Exhibition (単位:件)

カテゴリ		2015	2016	2017	2018	2019	平均 件数	平均増 加件数	伸び 率	
展示会	後背圏	和歌山県	0	0	0	0	0	0	-	
	参考	近畿圏 ^{※4}	75	110	120	119	120	109	11	12.5%
		全国	714	681	745	763	764	733	13	1.7%

出典:ピーオーピー社データ、日本交通公社データ、及び業界関係者(PEO)へのヒアリング等を元に推計

※4:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の合計

(4) 推計結果:後背圏における将来値

Meeting/Incentive Tour (単位:件)

カテゴリ	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
和歌山IR	0	45	93	97	100	104	108
和歌山県(上記除く)	94	97	100	103	106	109	113
計	94	142	193	200	206	213	220
増加件数	-	48	51	7	7	7	7
伸び率	-	51%	36%	3%	3%	3%	3%

Convention (単位:件)

カテゴリ		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
ICCA 基準	和歌山IR	0	2	4	5	5	6	6
	和歌山県(上記除く)	0	0	1	1	2	2	3
	計	0	2	5	6	7	8	9
	増加件数	-	2	3	1	1	1	1
	伸び率	-	-	118%	18%	16%	15%	15%
JNTO 基準	和歌山IR	0	6	13	16	19	23	27
	和歌山県(上記除く)	5	7	9	12	15	18	22
	計	5	12	22	27	34	41	50
	増加件数	-	7	10	5	6	7	9
	伸び率	-	147%	80%	23%	22%	22%	21%

Exhibition		(単位:件)						
カテゴリ		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
展示会	和歌山IR	0	3	5	6	6	6	6
	和歌山県(上記除く)	0	1	1	1	1	2	2
	計	0	4	6	7	7	8	8
	増加件数	-	4	3	0	0	0	1
	伸び率	-	-	82%	6%	6%	6%	7%

② 国内外からのIR区域への来訪者数(その増加件数・伸び率を含む)

1 国内外からのIR区域への来訪者数の見込み

(1) 推計結果:国内外からのIR区域への来訪者数

国内外からのIR区域への来訪者数を以下のとおり推計した。

(単位:万人)

カテゴリ		2027	2028	2029	2030	2031	2032	伸び率
国内旅行者	来訪者数	247	508	522	538	553	570	2.9%
	増加人数	-	261	15	15	16	16	
訪日外国人旅行者	来訪者数	53	110	113	116	120	123	
	増加人数	-	57	3	3	3	4	
上記合計	来訪者数	300	618	636	654	673	693	
	増加人数	-	318	18	19	19	20	

(2) 後背圏の考え方

「Undiscovered Japan(世界にまだ知られていない日本の魅力を広めて新たな観光街道を創り、地方創生を推進するIR)」をコンセプトの一つと掲げ、観光事業推進を行う。事業にあたっては、日本古来の食・歴史・伝統などについて、その精神性にまで迫る体験型コンテンツの充実により、日本通でも知らない未知なる日本の魅力を魅力増進施設を通じて発信するとともに、実感した体験の価値・感動を基に、送客施設を活用して周遊観光の動機づけを行うことで、送客効果の最大化をめざす。

そこで、関西圏のみならず、特に、伊勢湾・紀伊半島・四国などに存在する観光資源をつなぎ、新たな観光街道を形成することで、IR整備の効果を広域的に波及させることをめざす。

以上を踏まえ、IR区域への来訪者の後背圏を「観光街道(和歌山県、三重県、奈良県、四国四県)」と定義する。

(3) 後背圏における来訪者数の現状値

設定した後背圏における、来訪者数の現状値は以下のとおりである。

(単位:万人)

カテゴリ		2015	2016	2017	2018	2019	伸び率
国内旅行者	和歌山県	3,297	3,437	3,328	3,405	3,482	1.4%
	その他6県	9,247	9,739	9,709	9,689	9,665	1.3%
	計	12,544	13,176	13,037	13,094	13,146	1.3%
訪日外国人旅行者	和歌山県	43	50	48	57	62	9.6%
	その他6県	169	252	323	408	542	33.7%
	計	211	302	370	464	604	29.3%
上記合計	和歌山県	3,340	3,487	3,376	3,462	3,543	1.5%
	その他6県	9,415	9,991	10,032	10,097	10,207	2.0%
	計	12,755	13,478	13,407	13,558	13,750	1.9%

出典:「和歌山県観光客動態調査報告書(和歌山県)」等を元に作成

(4) 推計結果: IR区域の後背圏における来訪者数

設定した後背圏における、来訪者数を以下のとおり推計した。

a IR開業前(2019(令和元)年~2026(令和8)年)

(単位: 万人)

カテゴリ		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	伸び率	
観光 街道	国内旅行者	和歌山県	3,482	2,473	2,722	3,020	3,291	3,480	3,522	3,573	0.4%
		その他6県	9,665	6,151	7,599	10,166	10,328	10,041	10,216	10,396	1.0%
		計	13,147	8,623	10,321	13,186	13,619	13,520	13,738	13,969	0.9%
	訪日外国人 旅行者	和歌山県	62	6	12	31	49	54	59	66	1.0%
		その他6県	542	70	5	10	34	510	527	543	0.0%
		計	604	76	17	41	83	564	586	609	0.1%
上記合計	和歌山県	3,543	2,478	2,735	3,051	3,341	3,534	3,581	3,639	0.4%	
	その他6県	10,207	6,221	7,604	10,176	10,362	10,551	10,743	10,939	1.0%	
	計	13,750	8,699	10,339	13,227	13,703	14,085	14,325	14,578	0.8%	

b IR開業後(2027(令和9)年~2032(令和14)年)

(単位: 万人)

カテゴリ		2027	2028	2029	2030	2031	2032	伸び率	
観光 街道	国内旅行者	和歌山県	3,939	4,252	4,327	4,378	4,434	4,502	2.7%
		その他6県	10,123	10,289	10,457	10,626	10,798	10,972	1.6%
		計	14,062	14,541	14,783	15,004	15,233	15,474	1.9%
		増加人数	93	479	243	221	229	242	-
	訪日外国人 旅行者	和歌山県	151	214	232	256	280	297	14.6%
		その他6県	597	627	659	692	726	762	5.0%
		計	748	841	890	948	1,006	1,060	7.2%
		増加人数	139	93	50	57	58	54	-
	上記合計	和歌山県	4,089	4,465	4,559	4,634	4,714	4,799	3.3%
		その他6県	10,721	10,916	11,115	11,318	11,524	11,735	1.8%
計		14,810	15,382	15,674	15,951	16,239	16,534	2.2%	
増加人数		232	571	292	278	287	295	-	

③ 送客施設の機能による他地域への観光客数

1 送客施設の機能による他地域への旅行者数の見込み

(1) 推計結果: 送客施設の機能による他地域への旅行者数

コンシェルジュ機能及びショーケース機能の充実により観光街道を中心とした送客機能を高め、2030(令和12)年度においては、送客施設を利用した観光客の送客効果を約12万人/年と見込む。

④ 各事項に関する推計方法

1 MICEの開催件数

(1) IR施設内MICE件数

Meeting

<p>基本的な考え方とポイント</p>	<p>主な主催者は企業が中心であるため、マーケットの成長は民間企業の事業に左右され、開催件数は概ねGDP成長率(約1%)に相関すると考えられる。ただし和歌山県では、これまでIRのような民間の資金を十分に活用した企業会議のために使い勝手の良い施設が十分には整備されていなかったことから、社内向け/社外向けいずれのミーティングにおいても県外へ流出、もしくは多く実施されていなかったものと考えられるため、今後の施設開業と誘致活動の強化によって、市場成長以上の伸びが期待できるものと推察される。なお、Mの件数については公式統計データが存在していないことや企業内機密情報として公開されていないため、推計にあたっては業界関係者(PCO及び旅行会社)情報等及び他都市の公開情報、和歌山県のセンサス情報等を基に推計を行った。</p>
---------------------	--

計算過程の概要	「①和歌山市内企業の主に社内向け」、「②和歌山県内及び関西圏を中心に社内向け＋社外向け」での利用を主に想定し、一定の前提を置き試算した結果、目標値を初年度30件(6カ月ベース)と設定。2027年度以降の成長率は、開業後10年間は年3%程度の成長率と設定。規模は、一般的には9割が300名未満の会合であることが多いものの、和歌山IRでは比較的大規模の会合を誘致するという観点から、約8割が300名未満と想定。
設定した見込みを達成するための具体的な取組	国内: エージェント及び企業への直接的な活動。 海外: 海外見本市/商談会へのプロモーション、欧米/中国/台湾/韓国/その他アジア等の海外エージェントへのアプローチ。

Incentive Tour

基本的な考え方とポイント	主な主催者は企業が中心であるため、マーケットの成長は民間企業の事業に左右され、開催件数は概ねGDP成長率(約1%)に相関する。ただし和歌山県では、これまでIRのような民間の資金を十分に活用した華やかなインセンティブ向きの施設が十分に存在していなかったことや、和歌山県のMICE誘致の組織体制についても、MICE専門の誘致組織がなかったことなどから、関西圏の他主要都市と比べて案件数に成長余力を残しており、今後の施設開業と誘致活動の強化によって、市場成長以上の伸びが期待できるものと推察される。なお、Iの件数については公式統計データが存在していないことや企業内機密情報として公開されていないため、推計にあたっては業界関係者(PCO及び旅行会社旅行会社)情報及び他都市の公開情報等を基に推計を行った。
計算過程の概要	和歌山IRがリゾートMICEとしての強みがある点を考慮し、業界関係者(PCO及び旅行会社)へのヒアリングを踏まえ、努力目標的な加算も含めて、誘致活動の目標値を初年度15件(6カ月ベース)と設定し、開業後10年間は年5%の成長率と設定(Mよりも競争優位性が活かせるものと考え、Mに比べて高い目標値を設定)。規模は、一般的には9割が300名未満の会合であることが多いものの、和歌山IRでは比較的大規模の会合を誘致するという観点から、約8割が300名未満と想定。
設定した見込みを達成するための具体的な取組	国内: エージェント及び企業への直接的な活動。 海外: 海外見本市/商談会へのプロモーション、欧米/中国/台湾/韓国/その他アジア等の海外エージェントへのアプローチ。

Convention

基本的な考え方とポイント	国際的に信頼性の高いICCA統計及び国内で標準のJNTO統計を基準として推計。和歌山県においては、これまでコンベンション誘致への取り組みは限られたリソースの範囲での活動であったが、IR開業後は潤沢な資金を活用した国際会議の誘致/創出を行うことと、開業効果による高い話題性も発生する。それらを踏まえて国内他地域よりも高い水準で成長するものとして推測した。
計算過程の概要	成長率/年をICCA基準10%、JNTO基準20%で設定。今後、潤沢な活動資金や充実した誘致体制を用意するとともに、開業前より誘致活動を含めたPR活動を開始するなどの影響を考慮し、国内他地域の成長率よりも高めの数値を設定するとともに、開業初年度の数値から誘致件数を計上した。
設定した見込みを達成するための具体的な取組	データベースの構築(IR事業者としてPCO等とも連携しつつターゲット案件に関する詳細な情報データを蓄積)によるマーケティングの高度化、国内キーパーソンやホスト団体との関係構築、海外本部へのアプローチ、海外見本市/商談会へのプロモーション、地域との誘致体制の構築、JNTO/観光庁との連携。

Exhibition

基本的な考え方とポイント	展示会の規模は出展/参加する企業の経営に影響されると考えられるため、マーケットの成長率に関しては概ねGDP(約1%)に相関するものと考えられる。業界関係者(PEO)によると、地方では都心部と異なり、地域産業と連動した創出への取り組みが不可欠ということで、創出視点も考慮した。なお、展示会に関して国内では公式統計データが存在していないため各種の数値に関しては民間発表の数値に加えて業界関係者(PEO)へのヒアリング等を行った上で推計を行った。
--------------	--

計算過程の概要	誘致+創出する案件も含めて、開業効果の影響を加味して開業時に3件(6カ月ベース)と設定。開業後10年間は他都市以上の積極的な取り組みなどの上振れを想定して年5%の成長率を設定した。規模については日本展示会協会発表データ及び業界関係者(PEO)ヒアリング等を基に2万㎡以下を8割と推計。
設定した見込みを達成するための具体的な取組	地域産業業界と連携した創出活動、既存PEOや各業界団体への誘致活動、スタートアップ支援やビジネスマッチング等の関連する施策への取り組み、BtoC案件とセットでの創出取り組み。

(2) 後背圏における将来値

基本的な考え方とポイント	これまで後背圏で実施されたMICE件数(開催件数や増加件数)をベースとし、IR開業による相乗効果(IR施設に行われる大型MICEイベントにおける分科会の実施などで、和歌山県内の既存MICE施設への相乗効果が見込まれる)を加味して計算を実施。なお、業界関係者(PCO、PEO、旅行会社)と協議を重ね、2026年頃にコロナ前と同程度の水準の件数が開催される前提を置いた。	
計算過程の概要 (IR施設分を除く計算)	Meeting/ Incentive Tour	2026年時点は、2019年の現状値94件をベースとし、2027年以降は、和歌山IRにおける大型会合の分科会の実施などによる和歌山IRにおける同程度の相乗効果(3%)を見込んで計算を行った。
	Convention	<p><ICCA基準> 2026年時点は、2019年の現状値0件をベースとし、2027年以降は、過去成長件数0.4件及び近畿圏主要MICE都市程度の水準の成長率/相乗効果(9.6%)を加味して計算を行った。</p> <p><JNTO基準> 2026年時点は、2019年の現状値5件をベースとし、2027年以降は、過去成長件数1件及び近畿圏主要MICE都市程度の水準の成長率/相乗効果(17.3%)を加味して計算を行った。</p>
	Exhibition	2026年時点は、2019年の現状値0件をベースとしつつ2027年に1件の誘致を行うものとした。2027年以降は近畿圏における水準の成長率/相乗効果(12.5%)を加味して計算を行った。

2 国内外からIR区域への来訪者数

(1) 基本的な考え方

IR施設への来場者については、IR施設の構成を踏まえて施設ごとに来場者の積み上げ計算を行うことで推計した。また、後背圏の推計にあたっては、既存の観光街道への来訪者数をベースとしつつ、コロナ禍における回復状況やIR施設が新規に設置される効果を考慮した。

(2) 計算のポイント

a IR施設への純来場者数の推計

各施設における来場者を積み上げた上で、施設間の重複数を一定のシナリオに基づき設定し、純来場者数の推計を行った。

b 後背圏の将来値の推計

IR開業前後を区分した形で計算を実施した。2026(令和8)年までは、コロナの影響も考慮し、IR施設設置がない前提で年間観光客数を過去の年平均増加率を基に推計した。2027(令和9)年IR施設開業以降は、新規にIR施設が設置される送客効果なども加味し計算を行った。

(3) 計算過程の概要

a IR施設への純来場者数の推計

(a) 各施設における来場者の積み上げ

IR施設の構成を踏まえて施設ごとに来場者の積み上げ計算を行い、各施設への総来場者数は2030(令和12)年度時点で約1,300万人を想定している。

(b) 重複数の考慮

同一人物の顧客が、一回の来訪で複数の施設を利用するという重複を、一定の仮説を踏まえて設定し、重複数を検討した。

b 後背圏の将来値の推計

(a) 2019(令和元)年～2026(令和8)年(IR開業前)までの将来予測成長率

コロナの影響も考慮し、IR施設設置がない前提で年間観光客数を過去の各県公表資料等における年平均増加率を基に推計した。

(b) 2027(令和9)年以降(IR開業以降)の将来予測成長率

国内旅行者

国内旅行者は2027(令和9)年のIR開業時には送客施設の送客効果はあるものの、IRの集客効果がより強いと想定され、和歌山県を除き観光街道の各県で前年より減少すると想定。ただし、その後は、一時的な集客効果の緩和や送客効果の高まりに応じて、成長を描くと想定する。

訪日外国人旅行者

訪日外国人旅行者については、2027(令和9)年のIR開業時には送客施設からの送客による増加効果を見込んでいる。その後は、送客効果の高まりに応じて、成長を描くと想定する。

(4) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

推計方法の実現性を高めるため、主に以下の方策を講じることを予定している。

〈全体的な取組例〉

カテゴリ		取組内容
広告活動	IR事業者内におけるマーケティングチーム組成	国内外のマーケティング(営業)活動の専門家を採用し、IR事業者内にマーケティング専門チームを組成することで、マーケティング戦略の策定及び実行を通じて、戦略的に実効性の高いPR活動を実施。
	国内外のメディア媒体での和歌山IRのPR	国内メディアのみならず、宣伝効果の高い世界的なメディア媒体を通じた継続的な情報発信をIR事業者単独かつ和歌山県と共同でも実施。
	国内外の商談会・見本市への出展	国内外における各種見本市等で、IR事業者単独かつ和歌山県と共同でも出展PRを実施。
顧客データベース構築	IR観光アプリの活用	IR観光アプリを導入し、入手した顧客データ解析等を踏まえ、最適なOne to Oneマーケティングを実施。
	IR・ホテルオペレーターとの連携	世界的なIRオペレーター及びホテルオペレーターであるシーザーズ®・エンターテインメントと連携し、国内外の高所得者層を中心としたマーケティング活動を実施し、和歌山IRへの誘客の連携を図る。
社内人材充実	国際人材採用	和歌山IRには、日本人のみならず多くの国の来場者が想定されるため、英語や中国語など、多様な言語スキルを有する人材の確保を実施。
	人材育成	社内教育制度を充実させ、高いホスピタリティスキルを有する人材育成を実施。
	教育連携	和歌山大学等高等教育機関との連携を行い、IR施設内でのインターンシップやリカレント教育活動を実施するなど、質の高い人材創出活動を継続的に実施。

〈施設ごとの取組例〉

カテゴリ		取組内容
MICE施設 (1号2号施設)	多様なイベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なターゲット層を想定したイベントの企画・開催 ・小規模イベントも受け入れることによる稼働率の向上 ・BtoC展示会など、多くの来場者が見込まれるイベントの誘致 ・eスポーツなど時代のニーズに応じた新たなイベントの開催 など

魅力増進施設 (3号施設)	コンテンツの開発・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益等も活用した魅力増進施設自体の定期的なアップデート(来場者の特性や時代のニーズ等を踏まえたコンテンツ開発など施設自体の魅力向上の観点を含む) など
送客施設 (4号施設)	顧客単価及び来場者増(富裕者リピーターへの事前旅行アレンジ、滞在期間の長期化)	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある旅行商品の継続的な開発 ・他施設(MICE施設、魅力増進施設、宿泊施設など)との適切な連携(適切な動線設計含む) など
宿泊施設 (5号施設)	他施設との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客満足度を最大化するため、施設間の適切な動線設計や部門間相互連携 など
来訪及び滞在を促進する施設 (6号施設)	コンテンツの開発・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益等も活用した来訪及び滞在を促進する施設自体の定期的なアップデート(来場者の特性や時代のニーズ等を踏まえたコンテンツ開発など施設自体の魅力向上の観点を含む) など
カジノ施設	IRカード/ロイヤリティプログラムの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・IRカードやロイヤリティプログラムを導入し、入手した顧客データの解析等を踏まえ、コンプの提供などの顧客誘客の実施 など

3 送客施設の機能による他地域への観光客数

(1) 基本的な考え方

送客施設利用率や成約率を推計することで、送客施設の機能による他地域への送客数を試算した。また、IR整備の効果を広域的に波及させるため、送客先の対象市場は全国としつつも、特に、観光街道(伊勢湾、紀伊半島、四国圏)を中心に送客効果を高める施策を行うこととする。

(2) 計算のポイント

送客施設は日本初の施設であり過去の実績値が存在しないため、公開データに基づく推計のみならず、旅行会社の観光関連データを活用した。

(3) 計算過程の概要

基本的に、「送客施設を利用した送客数=送客施設利用者数×コンシェルジュ機能利用率×コンシェルジュ機能成約率」の計算式に基づき推計を行った。それぞれの変数値については、公開データ及び旅行会社の観光関連データを活用した。

(4) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

推計方法の実現性を高めるため、以下の方策を講じることを予定している。

- ・「IR事業者(送客部門)」「観光関連事業者」「地域、DMO等」の三位一体連携体制を強固なものとする。
- ・国内外のテクノロジー企業や観光関連会社の知見を結集した、ユーザビリティの高いIR観光アプリを導入すること。
- ・「ホスピタリティマインド」及び「日本の観光地に関する知識」などの高度な知見及び専門性を有する従業員を自社育成やリクルートなどの手段で十分に確保すること。
- ・協力企業と連携し、魅力的なパッケージツアーのアップデートに努めること。
- ・多言語対応を適切に実施し、国外のお客様の言語面のハンディキャップを最小化すること。 など

① IR施設に対する投資の金額の見込み

1 IR施設を構成する各施設に対する投資の金額及びその合計の金額の見込み

IR施設を構成する各施設に対して約4,000億円、その他、家具・設備やITシステム等への投資を約700億円と見込んでおり、合計で初期投資額を約4,700億円と想定する。また、開業後の各施設への追加投資額(IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)、IR施設への定期的な設備投資(資本的支出))については、【評価基準21①1,2】参照。

2 IR施設への投資による経済波及効果

事業計画書の数値をベースに、平成27年の産業連関表(37部門)を使用して推計を行った。結果、総投資額約4,700億円から土地の取得費を差し引いた金額約4,600億円を基に、経済波及効果は、全国で約9,600億円(波及効果倍率:約2.1倍)、和歌山県で約7,100億円(波及効果倍率:約1.5倍)と推計した。

建設投資に伴う新規雇用誘発効果については、全国や和歌山県の平成27年の産業連関表(37部門)の雇用表を基に計算を行った。その結果、IR建設に伴い、全国で約4.7万人、和歌山県において約3.5万人の新規雇用創出が見込まれる。

なお、分析対象エリアは、地域創生の視点で県内調達などを優先するという観点から「和歌山県」エリアを設定し、また、日本国が推進する大規模プロジェクトであり、資材調達や来訪客の送客など和歌山県以外の全国レベルでの経済波及効果が期待できるという観点から「全国」エリアの検証も実施した(IR運営時効果も同様)。

② IR区域への来訪者による旅行消費額(その増加額・伸び率を含む。)

1 IR区域への来訪者が当該IR区域に滞在している間に支出する金額の見込み

(1) 推計結果:IR区域内旅行消費額

(単位:億円)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032	伸び率
IR区域内旅行消費額	1,083	2,191	2,246	2,302	2,366	2,422	2.3%
増加額	-	1,108	55	57	64	56	

(2) 後背圏の考え方

IR区域への来訪者の後背圏を「観光街道(和歌山県、三重県、奈良県、四国)」と定義する。詳細は、【評価様式17②1(2)】参照。

(3) 後背圏における現状値

設定した後背圏における、旅行消費額の現状値は以下のとおりである。

「和歌山県観光統計調査」等の観光消費額を引用し、集計を実施した。

(単位:億円)

カテゴリ	2015	2016	2017	2018	2019	伸び率	
観光街道	和歌山県	2,793	2,861	2,776	2,856	2,920	1.1%
	その他6県	11,571	11,977	12,261	11,865	13,347	3.6%
	合計	14,364	14,838	15,037	14,721	16,267	3.2%

(4) 推計結果:後背圏における将来値

設定した後背圏における、旅行消費額の増加金額・伸び率は以下のとおりである。

a IR開業前(2019(令和元)年~2026(令和8)年)

(単位:億円)

カテゴリ	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	伸び率	
観光街道	和歌山県	2,920	1,994	2,241	2,499	2,734	2,888	2,921	2,976	0.3%
	その他6県	13,347	6,843	9,746	13,044	13,487	13,947	14,424	14,918	1.6%
	合計	16,267	8,837	11,987	15,543	16,222	16,835	17,345	17,894	1.4%

b IR開業後(2027(令和9)年～2032(令和14)年)

(単位:億円)

カテゴリ		2027	2028	2029	2030	2031	2032
観光街道	和歌山県	4,877	6,160	6,349	6,544	6,745	6,952
	その他6県	18,352	18,703	19,061	19,426	19,798	20,177
	合計	23,228	24,863	25,410	25,970	26,543	27,130
	増加額	5,334	1,634	547	560	573	586
	伸び率	30%	7%	2%	2%	2%	2%

2 IR施設運営による経済波及効果

IR施設運営に関する経済効果の計測にあたり、来場者の1人当たり消費単価額を過去の観光庁(旅行・観光消費動向調査)や和歌山県(和歌山県観光統計調査)のデータから引用し、その値に予測来場者数を乗じて観光消費額を算出した。その結果に和歌山県や日本全国の平成27年産業連関表(37部門)を通じて経済波及効果(生産誘発額)を推計している。

2030(令和12)年度においては、IR施設運営に伴う観光消費額として約2,300億円を見込んでおり、同時に経済波及効果は、全国で約4,800億円(効果倍率:約2.1倍)、和歌山県においては約3,100億円(効果倍率:約1.35倍)と推計される。

新規雇用誘発効果については、産業連関表における雇用表を基に計算を行った。その結果、IR開業に伴い、全国で4.1万人、和歌山県において約3.5万人の新規雇用創出が見込まれる。

新規税収効果については、直接税(個人、法人)、間接税に分けて、税率係数を計算し推計した。その上で、当該税収額に、カジノ施設入場料及びカジノ納付金を加味して計算を行った。その結果、2030(令和12)年度においては、国税で約430億円、県税で約360億円の税収増加を見込んでいる。

③ IR施設において雇用する従業員の数の見込み

1 IR施設において雇用する従業員の数の見込み

開業後の従業員数は6,285人を見込む(当該数値は、IR事業者として直接雇用する従業員数を示しており、施設運営委託等の外注による雇用効果は含まない数値である)。

④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

1 ①～③以外に見込まれる効果がある場合の経済的社会的効果

上記の効果の他、定量化可能な効果として、以下の経済的社会的効果を見込む。

カテゴリ	効果
雇用	女性就労率向上効果 和歌山IRにおいては、人口比率に応じた平等な採用を行うことで、「ボーダレス」な取組を推進する。これにより、2032(令和14)年度時点で女性雇用率50%を目指し、女性の社会進出などを積極的に推進する。内容は、【評価基準4①】参照。
	女性役員比率向上効果 和歌山IRにおいては、男女問わず優秀な人材を積極的に役員に登用する。これにより、2032(令和14)年度時点で女性役員比率50%を目指し、女性の社会進出におけるロールモデルの一つとなる人材を多く起用する。内容は、【評価基準4①】参照。
	障害者雇用率向上効果 和歌山IRにおいては、人口比率に応じた平等な採用を行うことで、「ボーダレス」な取組を推進する。これにより、2032(令和14)年度時点で、障害者雇用率7.4%(日本における現状の障害者割合)を目指し、障害者の社会進出などを積極的に推進する。内容は、【評価基準4①】参照。

⑤ 各事項に関する推計方針

1 IR施設に対する投資の金額の見込み

<1-1:IR施設を構成する各施設に対する投資の金額及びその合計の金額の見込み>

a 基本的な考え方

建設費は設計図書に基づき、各施設毎(一部諸室毎)に類似の建物から仕様を設定し、関西圏での実勢単価にて金額見積を行った。施設建設以外では、域内のインフラ整備や外構、地盤嵩上げなどの土木工事、解体工事費用等を見込んでいる。また、家具・設備、カジノ機器、ITシステム等への投資については、国内外の類似施設の投資額、実勢価格等に基づいて算定した。なお、土地については、和歌山県とIR事業者で合意した金額となる。

b ポイント

IR施設を構成する各施設の建設費は約4,000億円、各施設以外の建設費用として約700億円を見込んでおり、合計で約4,700億円の初期投資額を見込んでいる。

c 計算過程の概要

建設費のうち杭・躯体工事は近傍の地盤データと各棟毎の類似規模物件の構造歩掛により数量を算出した。内外装・設備は各施設毎(内装・設備は諸室毎)に必要な仕様を想定し、数量を算出して金額見積を行った。インフラ設備(電気、衛生、空調)については同等規模の施設計画を参考に設備容量等を類推し、工事費を算定した。外構については設計図書より整備範囲及び仕様を想定し、工事費を算定した。

d 設定した見込みを達成するための具体的な取組

国内外での複数の大型不動産開発に関与した経験のある大手建設・設計会社による建設関連コストの試算を行い、その蓋然性を担保しているが、見積が極力下振れ等しないように、今後の基本設計、実施設計の各段階において、更にその精度を高める。また、IR施設建設時においても、IR事業者において建設コストの予実分析を実施し、区域整備計画において提案した建設コストが大きく変動することないよう、適切にコストコントロールを行う。

<1-2:IR建設フェーズにおける経済波及効果>

a 基本的な考え方

和歌山県における既存施設においては、MICEなど大型イベントに対応可能な大規模な建物やインフラなどが不足しているため、その多くが新規開発となる。そのため、新規開発に伴い、IR施設内の高額な投資額と同様に、IR区域外における高い効果も期待できる。経済波及効果の計算結果においても、和歌山県では約1.5倍の効果倍率をもたらすことが分かった。このように、IR投資が建設部門だけでなく、幅広い産業部門の生産に波及する効果を有することがわかる。

b ポイント

IR施設への投資において、建設などの第2次産業だけでなく、商業や対事業所サービスなどの第3次産業への波及効果が存在する。このような第3次産業への経済波及効果への大きさは、IR運営時の経済波及効果の土台作りに貢献するものである。

c 計算過程の概要

全国及び和歌山県の平成27年産業連関表(37部門)を使用して推計を行った。総投資額約4,700億円から土地の取得費を差し引いた金額を、建設部門に投入し計算を行った。

d 設定した見込みを達成するための具体的な取組

経済波及効果を最大化するため、以下の施策を実施する予定である。

大型不動産開発実績を多数有する日本の大手建設企業のみならず、和歌山県内の建設会社もIR建設工事に関与することで、地域の経済波及効果最大化をめざす(実際は、競争入札において建設請負会社を選定する予定である)。

原材料は可能な限り国内(県内)産の調達をめざすことで、地域や国内の経済波及効果最大化をめざす。

2 IR区域への来訪者による旅行消費額

<2-1: IR区域への来訪者が当該IR区域に滞在している間に支出する金額の見込み>

a 基本的な考え方

以下(b)ポイントに記載の方法により各施設における消費額を積み上げることで、IR区域全体の旅行消費額の計算を行った。

b ポイント

収益を生み出す各施設ごとに消費額を定義した。多くの施設においては、IR事業者の売上＝消費額であるが、IR事業者が直接消費者から対価を受け取らない一部の施設については、テナント料等から消費額を推計した。

c 計算過程の概要

算定された金額は、以下の合算である。

IR事業者が運営者として直接来訪者から売上を得ている直営モデルの施設(カジノ、ホテルなどの施設が該当)においては、施設売上＝来訪者の支出額とした。

一方で、IR事業者の第三者に運営委託されているものや、テナントに対してエリアの賃貸を行うビジネスモデルの施設においては、設定されたテナント料等から、来訪者から獲得する売上(＝来訪者の支出額)を推定した。

d 設定した見込みを達成するための具体的な取組

IR内外での経済波及効果を最大化するために、以下3点の施策を実施する。

(a) IR施設内の“滞在時間の最大化”と“消費単価向上”の実現

IR施設内に魅力増進施設や来訪及び滞在促進施設を中心としたエンターテインメント機能を充実させるとともに、家族で楽しめるショー、花火などのナイトエンターテインメントの充実を図ること。

(b) IR外への経済波及効果最大化を目指しての“観光ハブ機能”の実現

魅力増進施設や送客施設におけるショーケース機能等を通じて日本の観光地の素晴らしさを疑似体験して頂き、観光予約・日本各地へ送客するという一連の顧客行動をシームレスに誘発すること。

(c) ビジネス×レジャーの融合

アフターMICEにおけるバラエティー富んだ観光資源がすぐそばにあるという利点を活かし、MICE利用客のレジャー利用を促進すること。

<2-2: IR運営フェーズにおける経済波及効果>

a 基本的な考え方

需要サイドである観光客の消費動向から経済波及効果を計測した。

b ポイント

観光客1人当たり消費額として、日帰り客、宿泊客それぞれ区分した上で、宿泊費、飲食費、娯楽費等のカテゴリに分類し、消費単価を計算した。

c 計算過程の概要

上記の単価額に予想来場者数を掛け合わせて、観光消費額を算定した上で、和歌山県や全国の平成27年の産業連関表(37部門)を通じ、経済波及効果(生産誘発額)を計測した。

d 設定した見込みを達成するための具体的な取組

施設運営においては、例えば、食事であれば地元のメニューを提供することで、地産地消の拡大を図るなど地域の原材料・製品を活用することで域内調達率を上げる努力を行う。このような取組を積み重ねることで、地域への経済波及効果を高めると同時に、類似施設などとの差別化を図ることも可能となる。

〈2-3: 後背圏の将来値の推計〉

a 基本的な考え方

IR開業前後を区分した形で計算を実施した。2026(令和8)年までは、コロナの影響も考慮し、IR施設設置がない前提で年間観光客数を過去の年平均増加率を基に推計した。2027(令和9)年IR施設開業以降は、新規にIR施設が設置される送客効果なども加味し計算を行った。

b ポイント

基本的には、各都道府県、地方運輸局、観光庁の入込客数データに、推定単価を乗じることで年間観光消費額を算出した。その際、各エリアのコロナ禍以前の増加率を基に、一定の調整を行った上で、推計を行った。

c 計算過程の概要

IR開業前までは、コロナによる観光消費額減少を踏まえつつ、各都道府県や観光庁等が公表するデータを基としたコロナ以前の増加率を参考に推計を行った。

また、IR開業後は、推定旅行単価を基にした宿泊・日帰り単価に対して、2027(令和9)年以降の日帰り客数及び宿泊客数を乗じることで推計した。

d 設定した見込みを達成するための具体的な取組

和歌山IRのポイントの一つは魅力的な送客施設の存在であり、送客施設を通じて観光街道(和歌山県、三重県、奈良県、四国4県)及び日本全国の観光の魅力を来訪者にアピールすることができる。また、実際の旅行予約等の申し込みについても、リアルとデジタルを融合させることで、シームレスな購買体験を実現し、予約転換率を高める工夫を凝らす。

これらの各地への送客効果を高めるために、各地域の観光事業者、DMOと連携することで魅力的なプロモーションを定期的実施するのみならず、送客施設と連携した周遊観光時まで旅のあらゆるシーンで役に立つIR観光アプリを提供する。デジタルを活用した取組を通じては、季節によってお勧めするエリアを変えることや、旬なイベント、食情報をピンポイントでターゲット層に訴求し、IR事業者として狙ったエリアへの送客をめざすことで、観光公害の削減や効果的な地域活性化も実現することができる。

以上のように、送客施設を効果的に活用することで、IR事業者がターゲットとするエリアへの送客効果を最大化し、多方面への経済波及効果の最大化をめざす。

3 IR施設において雇用する従業員の数の見込み

(1) 基本的な考え方

IR事業は日本で初めての産業であり、類似産業が存在しない。よって、シーザーズ・エンターテインメントの既存のIR施設、及び類似のアジアのIR事業者の従業員数、組織図、職階、業務等を分析し、ベンチマークとした上で、日本のIR施設の特長や本件IR事業の運営方針に照らし合わせ、各施設・部門ごとに各職階の従業員数を推定した。

(2) ポイント

施設別ごとにベンチマーク指標等を参考に、従業員の試算を行った。特に、カジノ施設及び宿泊施設(飲食施設を含む)はコンプライアンスやサービス品質維持の観点から正社員を多く雇う必要があり、従業員数が多くなると想定する。

(3) 計算過程の概要

和歌山IRにおける施設構成を考慮した上で、海外のIR施設の部門別の人員数データ等を踏まえ、部門ごとの従業員数を試算した。

(4) 設定した見込みを達成するための具体的な取組

計画された従業員数を確保するための採用方針は、各施設の様式で記載した通りである。ここでは主に従業員採用後の施策を記載する。採用後の従業員の定着率の向上のために、従業員満足度やエンゲージメントを企業としての経営指標の一つとし、それらを高める企業文化の形成、競争力のある給与水準の設定、福利厚生の実施、公平な評価制度や表彰制度等の導入を行う。

特に、和歌山県内に極力従業員が居住することが、域内の所得税収や消費増加の観点から重要であることから、必要に応じて従業員のリモートワークなど多様な働き方を認めつつ、和歌山県内に居住しやすくなる環境を整備していく。また、従業員宿舎を設置することで、従業員の住環境の向上に努める。

4 その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

その他の区域整備計画の実施により見込まれる社会的経済的効果及びそれを最大化するための具体的な取組は以下の通りである。

カテゴリ	(1)基本的な考え方 (2)ポイント	(3) 計算過程の概要	(4)設定した見込みを達成するための具体的な取組	
雇用	女性就労率 向上効果	【評価基準4①】 参照	<p><目標値:50%> 総務省統計局「人口推計(2019年10月1日現在)」を参照</p> <p><現状実績値:45.3%> 厚生労働省「令和2年版働く女性の実情」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の導入、時短労働の導入、育児休暇制度の導入、介護休暇制度の導入、ベビーシッター補助制度、社内保育園の設置 など
	女性役員比率 向上効果	【評価基準4①】 参照	<p><目標値:50%></p> <p><現状実績値:7.5%> 内閣府 男女共同参画局公表データを参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> IR開業前後の女性従業員の育成(社内におけるボーダレスな組織文化の醸成、マネジメント登用研修など研修制度の充実 など) 国内外における優秀な女性人材のリクルート など
	障害者雇用率 向上効果	【評価基準4①】 参照	<p><目標値:7.4%> 厚生労働省公表資料を参照</p> <p><現状の法定雇用比率:2.3%> 厚生労働省公表資料を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の導入、職場のユニバーサルデザイン化、遠隔手話通訳サービス等のデジタル技術の活用 など

① IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数

1 推計結果

和歌山IRを訪問する訪日外国人旅行者数を以下の通り想定している。結果、2030(令和12)年における訪日外国人旅行者6,000万人の政府目標の約1.9%の貢献が見込まれる。

(単位:万人)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032
訪日外国人旅行者数	51	104	107	111	114	117

2 旅行消費額を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組

【評価基準17④2(4)】参照。

② IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額

1 推計結果

和歌山IRを来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を以下の通り想定している。結果、2030(令和12)年における訪日外国人旅行消費額15兆円の政府目標の約1.9%の貢献が見込まれる。

(単位:億円)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032
訪日外国人旅行消費額	1,283	2,607	2,681	2,782	2,860	2,933

(2) 旅行消費額を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組

【評価基準18⑤2】参照。

③ 各項目に関する推計方法

1 IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数

(1) 基本的な考え方

2019(令和元)年の訪日外国人旅行者数は3,188万人となり、これまで以下に記載の通り着実にその数を増加させてきた。そして、観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるという認識の下、政府の観光戦略においては、2030(令和12)年に訪日外国人旅行者数を6,000万人が目標として掲げられ、我が国を観光先進国に引き上げる起爆剤が求められている。このような背景を踏まえ、2030(令和12)年の目標年に向けて、IRはまさしく我が国の観光産業の飛躍のための重要な手段であり、和歌山IRにおいても政府目標に貢献すべく、多くの訪日外国人旅行者の誘客をめざす。

(単位:万人)

カテゴリ	2015	2016	2017	2018	2019
訪日外国人旅行者数	1,974	2,404	2,869	3,119	3,188

出典:JNTO「国籍/月別 訪日外客数」

(2) ポイント

【評価基準17②1(1)】において算定したIR区域を来訪する訪日外国人旅行者数については、日本での1回の滞在において2回以上和歌山IRを訪問する訪日外国人旅行者が実際には存在し重複数が反映されているため、訪日外国人旅行者の行動傾向を踏まえつつ、一定の調整を行った。

(3) 計算過程の概要

(単位:万人)

カテゴリ	2027	2028	2029	2030	2031	2032
訪日外国人旅行者数/重複考慮前 ^{*1}	53	110	113	116	120	123
訪日外国人旅行者数/重複考慮後 ^{*2}	51	104	107	111	114	117

※1:計算概要は、【評価基準 17②1(1)、④2】参照

※2:「訪日外国人旅行者数/重複考慮前」に対して、一定の調整を実施

2 IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額

(1) 基本的な考え方

観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱であるという認識の下、政府の観光戦略においては、2030(令和12)年に訪日外国人旅行消費額を15兆円とすること等が目標として掲げられ、我が国を観光先進国に引き上げる起爆剤が求められている。前述の訪日外国人旅行者数は2019(令和元)年まで増加の一途をたどるものの、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)によると、一人当たり旅行支出は、以下に記載の通り、ここ数年伸び悩みを見せている。

和歌山IRは、IR区域内における質の高いサービス提供を行うのみならず、観光街道全体の整備も含めた周遊観光に資する環境を提供することで滞在型観光を実現するとともに、旅行消費単価の高い地域からの来訪者の誘客にも注力することで、一人あたり旅行消費額の向上をめざす。

(単位:円)

カテゴリ	2015	2016	2017	2018	2019
訪日外国人旅行者 一人あたり消費額	176,167	155,896	153,921	153,029	158,531

出典:観光庁「訪日外国人消費動向調査」

(2) ポイント

「訪日外国人旅行者数」×「訪日外国人旅行者一人あたり旅行消費額」の計算式で計算を実施。

「訪日外国人旅行者一人あたり旅行消費額」算出に際しては、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)における1人あたり旅行支出158,531円/人(2019(令和元)年)をベンチマークとし、「1. カジノ収益の効果」及び「2. カジノ収益以外の効果(国別来訪者構成)」を加味して計算を実施した。

(3) 計算過程の概要

以下の2つの要素を考慮して、「訪日外国人旅行者一人あたり旅行消費額」の計算を行った。

a カジノ収益の効果

カジノ収益は、セグメント別の客単価と来場者数を乗じて合算した。セグメントは、VIP、MASS層等に区分して計算し、客単価は、近隣諸国のカジノを参考に算出した。また、来場者数は、日本への成人訪日外国人旅行者数予測からカジノに対する性向率等を考慮して算出した。

b カジノ収益以外の効果(国別来訪者構成)

訪日外国人消費動向調査(ベンチマーク)や和歌山県観光統計データを参考としつつ、IR施設への来訪者割合を算定した。

① 整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制

1 実施体制

(1) 構成員一覧

中核株主は、クエアベストニームベンチャーズ株式会社、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメントを予定。その他、大手日系企業を含む複数社の出資参画を予定している。

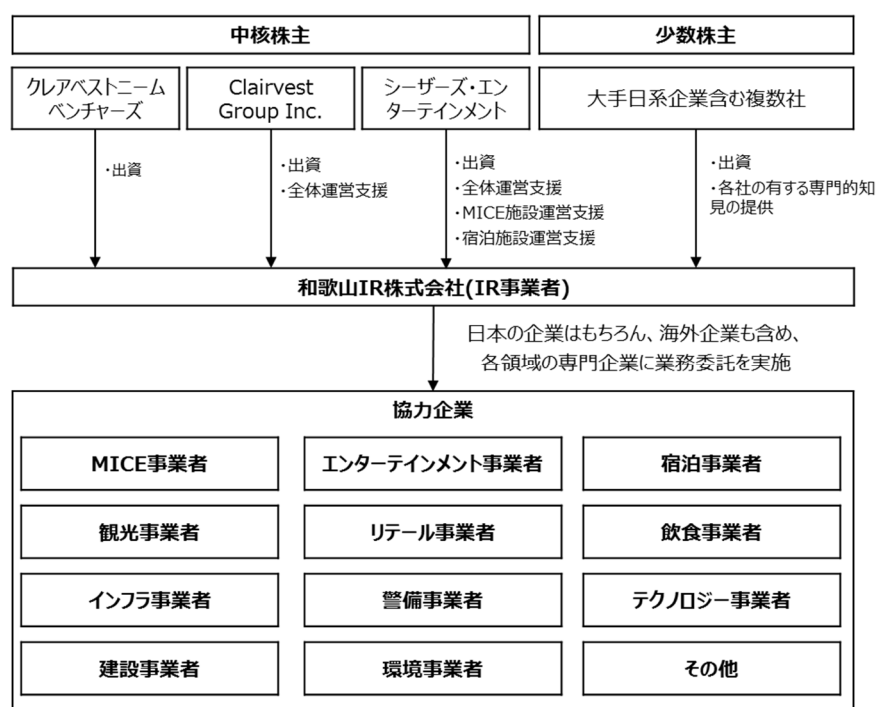
※1: 少数株主に関しては、各社と協議中のため、最終調整の上決定する

※2: Clairvest Group Inc.及びシーザーズ・エンターテインメントについては、これらの子会社を介した出資となる可能性がある。また、各社と出資条件等を協議中のため、最終調整の上、決定する。

カテゴリ	構成員	議決権割合
中核株主	クエアベストニームベンチャーズ株式会社	約55%
	Clairvest Group Inc.	
	シーザーズ・エンターテインメント	
少数株主	大手日系企業含む複数社を予定	約40%

(2) IR事業の実施体制

IR事業者は、設置運営事業者として全てのIR事業を実施する。IR事業の実施にあたっては、日本の企業はもちろん、海外企業も含め、それぞれの業界を代表する企業とIR事業において適切に協業・連携を行うことで、IR事業の整備・運営・維持管理を適切に実施できる体制を構築する。



2 IR事業者の名称等

カテゴリ	名称・氏名/住所	
IR事業者	名称	和歌山IR株式会社(設立準備中)
	住所	和歌山県和歌山市
代表者	氏名	胡耀東
	住所	【個人情報の観点で非公開】
役員	氏名	何猷君
	住所	【個人情報の観点で非公開】

3 施設供用事業が行われる場合の、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設供用事業の実施は、現時点で想定していない。

4 IR事業者が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況

区域認定後より、以下の施策を通じ、IR施設建設及び運営ノウハウを有する従業員を確保する予定である。

- ・世界的なカジノオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメントより、本件IR事業に係る知見及び経験を有する従業員をIR施設建設時及び運営時にIR事業者へ派遣すること。
- ・IR事業者及びシーザーズ・エンターテインメントが有するこれまでのネットワークや、国内外の専門人材紹介会社経由で国内外のIR事業経験者を採用すること。
- ・シーザーズ・エンターテインメントのノウハウを活かして社内で専門性の高いIR研修制度を確立し従業員を育成することや、産学官連携を含む外部連携を通じて専門人材を育成すること。
- ・本件IR事業全体の包括的な開業スケジュール管理と並行し雇用計画を策定。各部門別における各種目標設定を行うとともに教育プログラムを策定し、業務に際して必要な事前教育の徹底を余裕をもって実施することにより、更なる人員体制の強化・構築を図ること。

5 主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者について

(1) 議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所

会社名	役員氏名	住所
クレアベストニームベンチャーズ株式会社	-	東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40MTビル7階
	胡耀東	【個人情報の観点で非公開】
	何猷君	【個人情報の観点で非公開】
パシフィックリゾーツグループ株式会社 ^{※1}	-	東京都渋谷区神宮前六丁目28番9号6F
	胡耀東	【個人情報の観点で非公開】
Clairvest Group Inc.	-	22 St. Clair Avenue East, Suite 1700, Toronto, Ontario, Canada
	G. John Krediet	【個人情報の観点で非公開】
	John Barnett	【個人情報の観点で非公開】
	Michael Bregman	【個人情報の観点で非公開】
	Anne Mette De Place Filippini	【個人情報の観点で非公開】
	Joseph E. Fluet, III	【個人情報の観点で非公開】
	Joe Heffernan	【個人情報の観点で非公開】
	Jeff Parr	【個人情報の観点で非公開】
	Ken Rotman	【個人情報の観点で非公開】
	Lionel H. Schipper C.M., Q.C.	【個人情報の観点で非公開】
	Isadore Sharp O.C.	【個人情報の観点で非公開】
	Michael Wagman	【個人情報の観点で非公開】
シーザーズ・エンターテインメント	-	1 Caesars Palace Dr, Las Vegas, NV 89109, United States
	Thomas R. Reeg	【個人情報の観点で非公開】
	Anthony L. Carano	【個人情報の観点で非公開】
	Bret Yunker	【個人情報の観点で非公開】
	Stephanie D. Lepori	【個人情報の観点で非公開】
	David Grolman	【個人情報の観点で非公開】
	Jan Jones Blackhurst	【個人情報の観点で非公開】
	Josh Jones	【個人情報の観点で非公開】
	Brian Matthew Agnew	【個人情報の観点で非公開】
	Edmund L. Quatmann	【個人情報の観点で非公開】
	Kate Whiteley	【個人情報の観点で非公開】
	Gary L. Carano	【個人情報の観点で非公開】
	Bonnie S. Biumi	【個人情報の観点で非公開】
	Frank J. Fahrenkopf	【個人情報の観点で非公開】
	Donald Robert Kornstein	【個人情報の観点で非公開】
Courtney R. Mather	【個人情報の観点で非公開】	
Michael E. Pegram	【個人情報の観点で非公開】	

※1: パシフィックリゾーツグループ株式会社は、クレアベストニームベンチャーズ株式会社の100%持株会社。

【様式: 評価基準20】IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携	通し番号	3/4
---	------	-----

(2) 役割分担及び連携について

会社名	役割
クレアベストニームベンチャーズ株式会社	・IR施設設計及び運営全般管理 など
パシフィックリゾーツグループ株式会社	・クレアベストニームベンチャーズ株式会社の100%持株会社
Clairvest Group Inc.	・IR施設設計及び運営全般管理 など
シーザーズ・エンターテインメント	・IR施設設計及び運営全般管理 ・MICE施設の運営 ・宿泊施設の運営 など

IR建設時及び運営時においては、クレアベストニームベンチャーズの従業員はIR事業者へ移行するとともに、シーザーズ・エンターテインメントが海外IR運営で培ったベストプラクティスを提供する。

(3) 議決権等の保有者ごとの株主又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

中核株主は、クレアベストニームベンチャーズ株式会社、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメントを予定している。出資割合は、中核株主で60%程度、大手日系企業含む複数の少数株主で40%程度を想定している。

※各社と出資条件等を協議中のため、最終調整の上、具体的な株式数や出資割合等を決定する。

(4) 現に行っている事業や過去の類似事業その他のIR事業の実績の概要

会社名	現に行っている事業	過去の類似事業その他のIR事業の実績
クレアベストニームベンチャーズ株式会社	区域整備計画の策定業務	なし
シーザーズ・エンターテインメント	海外におけるIR施設運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・米国を中心に80年以上に渡り50施設以上のリゾート運営実績を誇るゲーミング及びリゾート産業で最も有名なブランドの一つであり、シーザーズ・パレス、フラミンゴ・ラスベガス、パリーズ、パリスなど、米国で50か所に及ぶIRやカジノを運営しており、これらの世界トップクラスの統合型リゾートへの滞在客は年間1億人以上を誇る。 ・MICE業界のリーダーとしても知られており、2,000人を越える専任スタッフが、年間2万件の会議等の支援を実施。 ・ラスベガスを代表する名門ホテルとして米国ラスベガス地区でも最大級のIR施設の1つであり、約4,000室の宿泊施設の運営実績(シーザーズ・パレス)を有する。
パシフィックリゾーツグループ株式会社	持株事業	なし
Clairvest Group Inc.	投資事業 カジノ施設開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ・トロントに本社を置くプライベート・エクイティ・マネジメント会社であり、主に北米を中心に、ゲーミング業界を含む幅広い業界への投資を行っている。 ・IR分野では北米を中心にカジノ業界へ投資を行っており、カナダ、アメリカ、チリ、インド、イギリス等の20か所以上のカジノ施設開発事業等に関与している。

(5) 財務の状況

(単位: 億円)

会社名	財務の状況		
	総資産	総負債	純資産
クレアベストニームベンチャーズ株式会社 ^{※1}	0	1	-1
パシフィックリゾーツグループ株式会社 ^{※2}	10	4	6
シーザーズ・エンターテインメント ^{※3}	43,606	38,063	5,543
Clairvest Group Inc.(^{※4})	1,091	141	950

※1: 2020年12月31日(第4期)の財務諸表より抜粋。

※2: 設立第一期のため、2021年12月31日時点の月次決算書より抜粋。

※3: 2021年9月期の四半期財務諸表より抜粋。1ドル=111.92円で換算(三菱UFJリサーチ&コンサルティング/2021年9月末TTMレート)。

※4: 2021年3月期の財務諸表より抜粋。1ドル=110.71円で換算(三菱UFJリサーチ&コンサルティング/2021年3月末TTMレート)。

② IR事業の工程

現時点で、IR事業の工程を以下のとおり想定している。

時期	区域整備計画上の事業年度	工程(想定)
2022(令和4)年秋頃	1年度	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続・調査・設計の開始 ^{※2}
2024(令和6)年冬頃	3年度	工事の発注及び着手 ^{※3}
2027(令和9)年春頃	6年度	工事の完了 ^{※3}
2027(令和9)年秋頃	6年度	IR施設の開業 ^{※3}
～2032(令和14)年	～10年度	設置運営事業の実施 (以降、計画更新により事業継続予定)

※1:国土交通省による区域整備計画認定時期は2022(令和4)年内を見込んでいるが、区域整備計画認定時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。

※2:区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3:工程が最も早く進捗した場合の想定である。新型コロナウイルス感染症の収束状況、カジノ管理規制の整備状況、IR区域周辺区域における自然災害の発生状況、大幅な工事環境の変化の状況等によっては、IR事業の工程は変動する可能性がある。

① IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額

1 IR施設への定期的な維持管理費用

施設の保守・メンテナンス等の修繕維持管理に要する費用は、2030(令和12)年度において合計で約28億円の支出を想定している。具体的な内容は、以下のとおりである。

施設	内容
国際会議場施設(1号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
展示等施設(2号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
魅力増進施設(3号施設)	以下の共通項目に加え、舞台設備、音響設備のメンテナンス
送客施設(4号施設)	以下の共通項目に加え、ショーケース設備のメンテナンス
宿泊施設(5号施設)	以下の共通項目に加え、客室家具什器のメンテナンス
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	以下の共通項目に加え、室内アトラクションのメンテナンス
カジノ施設	以下の共通項目に加え、電子ゲーミング機器、ゲーミングテーブル等のメンテナンス
その他	以下共通項目のメンテナンス

各施設に共通の維持管理の内容は以下のとおりである。

カテゴリ	内容
建物全体	建物や内装の美観や機能に関する点検、亀裂やダメージの発見、補修 など
電気・機械設備	電気設備、非常用発電機、監視・警備設備、照明設備、空調設備、雨水処理装置、非常通報装置、消防装置、エレベーター・エスカレーター・自動ドア、IT機器やITシステム、キオスク端末・POS・サイネージなどの点検、メンテナンス、修理 など
衛生管理	飲料水水質検査、受水槽清掃、害虫ねずみ駆除、プール浴槽水質検査、キッチン・食材衛生検査などの実施 など
清掃等	建物及び敷地内の清掃、植栽剪定 など

2 IR施設への定期的な資本支出

各施設の価値向上の投資に要する費用は、2030(令和12)年度において合計で約32億円の支出を想定している。具体的な内容は、以下のとおりである。

施設	内容
国際会議場施設(1号施設)	以下共通項目に加え、舞台設備、プロジェクター、モニターなどの購入
展示等施設(2号施設)	以下共通項目に加え、プロジェクター、モニターなどの購入
魅力増進施設(3号施設)	以下共通項目に加え、舞台設備などの購入
送客施設(4号施設)	以下共通項目に加え、ショーケース設備などの購入
宿泊施設(5号施設)	以下共通項目に加え、客室の家具、什器、備品、装飾品、キッチン設備・テーブルウェア、ランドリー、スパ、プール関連の設備・備品の購入
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	以下共通項目に加え、プロジェクター、モニターなどの購入
カジノ施設	以下共通項目に加え、ゲーミング機器、ゲーミングテーブルの購入
その他	その他上記に該当しない部分で、施設の価値を向上させるために買い替えが必要となる設備や資材の購入

各施設に共通の資本支出の内容は以下のとおりである。

カテゴリ	内容
建物	施設の改善、改装、模様替えなど、機能付加として費用ではなく資本支出として計上すべきもの
電気・機械設備	電気設備、非常用発電機、監視・警備設備、照明設備、音響設備、空調設備、雨水処理装置、非常通報装置、消防装置、IT機器やITシステム、キオスク端末・POS・サイネージなどの購入
その他	壁紙、床材・絨毯、テーブル、ソファ、椅子、従業員ユニフォームなどの購入

② 収支計画及び資金計画(IR事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)

1 収支計画(「予定貸借対照表」・「予定損益計算書」・「予定キャッシュフロー計算書」のポイント)

「予定貸借対照表」のポイント

貸借対照表については、バランス良く自己資本、他人資本を調達し、負債及び純資産を構成する。総資産は最大時(2027(令和9)年度)4,700億円を超え、建物及び構築物が大半を占める。開業前・開業後ともに安全性を重視し、財務管理を行うために、現金及び現金同等物は、運転資金相当額以上を常に維持し、高い流動性を確保する。

「予定損益計算書」のポイント

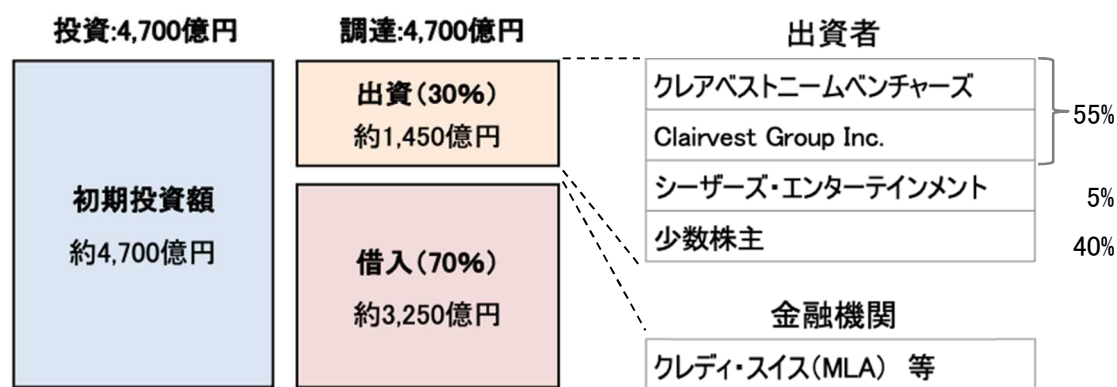
年間を通じて営業稼働する開業2年目(2028(令和10)年度)において、IR施設全体の総営業収益は約2,200億円となり、営業利益及び税引後当期純利益はプラスに転じ、以降の年度も収益・利益ともに安定的に成長していくことを見込む。2028(令和10)年度から2032(令和14)年度までの平均成長率は、営業収益で3%、EBITDAで5%、当期純利益で9%を予定している。

「予定キャッシュ・フロー計算書」のポイント

キャッシュフロー(CF)計算書については、SPC設立当初から開業(2027(令和9)年度)まで、投資活動(建設工事)によりCFはマイナスが続くが、その資金繰りは株主及び金融機関から調達した資金でまかなう。開業2年目(2028(令和10)年度)より、営業活動CFは施設運営によりプラスに転じる一方で、建物の完成により投資活動のキャッシュアウトは減少し、フリーCFはこの年以降からプラスに転じる。この施設運営によって生み出されるキャッシュは、借入金返済だけでなく、施設の改善を目的とした継続的な再投資にも活用する計画である。全期間を通じて潤沢なキャッシュを維持し、安定的な財務管理に努める。

2 資金計画について

開業までの資金調達の総額は、現時点で4,700億円を想定する。自己資本(資本金)の主な提供者は、クレアベストニームベンチャーズ株式会社(代表企業)、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメント、日系大手企業複数社等を予定する。また、他人資本については、Mandated Lead Arranger(主幹事行)となるクレディ・スイスをはじめとした金融機関からの借入れや社債発行をバランス良く組み入れ調達することを検討している。



* Clairvest Group Inc.及びシーザーズ・エンターテインメントについては、これらの子会社を介した出資となる可能性もある。

* 今後、計画最終調整に向けて、数値や比率等が変動する可能性がある。

③ 財務の状況が悪化した場合の措置

1 財務状況を悪化させる想定リスク及び対処方針

財務状況を悪化させる想定リスク及び対処方針は以下のとおりである。収益を低迷させるリスク、コストを増加させるリスク、事業運営を中断させるリスクの3つの影響範囲に大別し、さらに細かなリスク項目を9つに分類し、それらに対応する対処方針(関係者による役割分担を含む)を記載した。

影響範囲	リスク項目	対処方針
収益の低迷	①経済状況の変化 <ul style="list-style-type: none"> 不況による来場者の消費減 近隣地域での競合施設の出現 など 	<IR事業者の役割> <ul style="list-style-type: none"> 中長期の経営計画作成時に、不況等が発生した場合の保守的な計画も立てておき、そのような場合でも、安定的な利益が確保されるようにコスト管理プラン(固定費の中でどの項目を削減可能かの特定と削減プロセスに関する計画)を立てておく。 施設・収益セグメントの中で、不況の影響を受けやすいものと、影響を受けにくいものを特定、分類し、前者に過度に依存しない収益ポートフォリオを構築する。 競合に関しては、単なる再投資による施設の改善だけでなく、施設コンセプトや顧客ターゲットの棲み分け、差別化を行うことで、同商圏の顧客を奪い合うのではなく、むしろ商圏に複数の類似施設が集積することによる相乗効果を狙った施策をうつ。 <自治体(和歌山県・和歌山市)の役割> <ul style="list-style-type: none"> 納付金や入場料を財源とし、インフラの改善や周辺地域の魅力向上に繋がる投資活動を継続し、地域全体の競争力向上に努める。
	②社会状況の変化 <ul style="list-style-type: none"> 特定国との外交関係悪化による訪日外国人旅行者の減少 マイナンバーカードの普及率の低迷 周辺地域の治安悪化による魅力の減少 など 	<IR事業者の役割> <ul style="list-style-type: none"> 特定国からの来訪者に過度に依存しない顧客ポートフォリオとする。具体的には、カジノにおいては、東アジアの特定国だけでなく、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークにより北米地域からの顧客を獲得するようなマーケティング施策をうつ。 <自治体の役割> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード普及に関する施策を継続する。 <IR事業者と自治体の共通の役割> <ul style="list-style-type: none"> 治安維持に関しては、計画に基づく、有害な影響排除の各種施策・措置を実施するとともに密な連携体制の確立し、各施策に対するPDCAサイクルの運用を徹底する。(【評価基準25】を参照)
	③技術の進化 <ul style="list-style-type: none"> オンラインMICEやオンラインエンターテインメントの普及による顧客離れ サイバーテロやハッキングへの対処の遅れ など 	<IR事業者の役割> <ul style="list-style-type: none"> オンラインMICEに関しては、従来型の施設型MICEとの相乗効果が出るように、むしろ積極的に取り組んでいく。 当施設がワーケーションやビジネスインキュベーションの拠点となることで、バーチャルミーティング技術の進化を脅威でなく機会と捉え、デジタルTVスタジオをはじめとしたMICE施設の最先端IT及びネットワーク環境を整備するための投資を継続する。 オンラインエンターテインメントでは代替しようがない、現地に行って初めて体験できるコンテンツ(食やコト消費、周辺への旅行)を充実させ、それらの改善に投資しつづける。(【評価基準8, 13】を参照) <IR事業者と自治体の共通の役割> <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティに関しては、計画に基づく、各種施策・措置を実施するとともに、県警を含む密な連携体制を確立し、各施策に対するPDCAサイクルの運用を徹底する。(【評価基準22】を参照)

		<p>④法制度・規制の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインベッティングの合法化など ・IR運営規制のさらなる厳格化 など <p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツベッティングとカジノは賭け事としてのポジションが異なり、一つの市場を奪い合うという関係にはないというのは米国の実態を見れば明らかである。合法化された場合は、カジノ施設内にスポーツブックング・バーなどを設置するなどして顧客のニーズに応えていく。 <p><IR事業者と自治体の共通の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者で規制が及ぼす市場への影響を分析した上で、重要規制を特定し、自治体との協業の下、国や関連機関への、運営上適度な規制の程度を説明する。
コストの増加	<p>⑤開発コストの増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材の高騰 ・建設スケジュールの遅延など 	<p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のサプライヤーによる入札によって調達管理を行う。 ・建設時のプロジェクト管理や監査を徹底する。計画とおりに進捗させ、遅延を未然に防ぐために、建設コンサルタント、ゼネコンとの協業、連携関係に透明性を保つ。
	<p>⑥運営コストの増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費の高騰 ・業務の複雑化、非効率化 ・機器の故障 など 	<p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員育成のための投資を継続し、従業員一人あたりの品質とパフォーマンス向上を徹底する。 ・最先端テクノロジーの導入、デジタル化により、業務を効率化する。 ・定期的に機器・備品などの資産を棚卸するとともに、耐用年数を確認し、計画的なメンテナンスや買い替えを行う。そのための予算を、収益に対して一定額を用意することで確保する。(【評価基準24】を参照) ・ITシステムに関しては、二重化やクラウド運用等によって、システムダウンによる運営の停止、機会損失がゼロに近づくような設計、運用を採用する。 ・その他、外部の業者との契約を定期的に見直し、不要な契約、使われてないサービスがないか評価を行う。
	<p>⑦予期せぬ偶発コストの発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態による出費(貸倒、訴訟、損害賠償、罰金) など 	<p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒リスクに関しては、一部のカジノ顧客からの債権回収において存在する。KYC(本人確認)や与信審査の際には、国内外の信用情報管理機関等と連携し、過度な与信が行われないように内部ポリシーを設ける。また、取引先との売掛金や未収入金に関しても、与信管理や期日管理などを講じて未収リスクを軽減する。 ・訴訟、損害賠償リスクに関しては、株主、取引先企業、従業員、顧客、近隣住民等のステークホルダーとの関係において存在するものである。リスクが顕在化しないように、単なる法令遵守に留まらず、従業員の教育、内部ポリシーの作成、契約や規約・規則の管理・改善や、関係各者との良好な関係維持を行っていく。
事業運営の中断	<p>⑧不可抗力イベントの発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災、パンデミックの発生など 	<p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波、大型台風などの自然災害やパンデミックに対応しうる施設設計とした上で、防災、減災、防疫等のためのBCPや各種対応マニュアル作成、それに準じた訓練を実施する。(【評価基準22】を参照) ・不可抗力イベントの種類を特定し、そのリスクを評価した上で、それらに見合った各種損害保険の付与(【評価基準22】を参照)、緊急時融資枠の設定、親会社からの追加調達、内部留保等の財務的対策を行う。 <p><自治体の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画や感染症予防計画に基づいてIR事業者と連携する。(【評価基準22】を参照)

<p>⑨区域認定・ カジノライセンスの停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス違反 ・住民反対運動の激化による更新申請の取り下げなど 	<p><IR事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員、役員、株主におけるコンプライアンスの徹底を図る。区域認定時やカジノライセンス発行、更新時の背面調査だけに留まらず、全ての期間を通じて、関係法令や規則を遵守するような、組織体制、社内ポリシー、教育・研修、内部監査を徹底させる。 <p><IR事業者と自治体の共通の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域認定の更新申請が滞りなく行われるためには、地域社会との良好な関係が必須である。IRの存在によって、地域社会への恩恵が最大化され、悪影響が発生するリスクが最小化されるような対策を連携して講じる。(【評価基準25】を参照)
---	---

① 想定されるリスク事象の種類及び程度

1 自然災害

(1) 地震・津波

a 南海トラフ地震

IR区域は、周囲を海に面した人工島であり、自然災害として、南海トラフによる地震及び津波が主なものとして想定される。南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)では、これまでも約90年から150年周期で繰り返し津波を伴う地震(南海トラフ地震)が発生しており、和歌山県においても地震、津波により大きな被害を受けている。今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が70～80%の確率で発生すると予測されている。(出典:2022年1月13日地震調査研究推進本部公表)

(a) 東海・東南海・南海3連動地震

南海トラフ沿いの3つの地震(東海・東南海・南海)が同時に起こることをいい、特に大きな被害が想定される(IR区域の最大震度は6弱、1cm津波到達時間は約44分、浸水深は0.3～4.1m)

(b) 南海トラフ巨大地震

3連動地震より広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震をいう。

実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低く、仮に発生すれば極めて甚大な被害が想定される(IR区域の最大震度は7、1cm津波到達時間は約46分、浸水深は2.0～5.7m)。(出典:震度(平成26年和歌山県地震被害想定調査)、津波到達時間、浸水深(平成25年和歌山県津波浸水予測調査))

b 中央構造線断層帯を起震断層とする地震

中央構造線断層帯(近畿地方の金剛山地の東縁から由布院に達する長大な断層帯)が和泉山脈に沿って横断しており、今後30年以内に、根来区間(和歌山市～紀の川市)においてはマグニチュード7.2程度の地震が予測され、その発生確率は0.008～0.3%とやや高い「Aランク」に、五条谷区間(紀の川市～五條市)においてはマグニチュード7.3程度の地震が予測され、その発生確率は不明である「Xランク」に分類されている。(出典:2022年1月13日地震調査研究推進本部公表)

IR区域の最大震度は震度6強。(出典:平成18年和歌山県地震被害想定調査)

(2) 豪雨

台風が、和歌山市を中心とした300kmの円内に入ると、日降水量が200mmを超える大雨となることが想定される。台風が和歌山県の西側から近畿地方の近くを通過する場合には、大雨に加え、南よりの強風に伴う吹き寄せ効果による高潮の恐れもあり、満潮時刻が重なる場合には注意が必要である。(出典:和歌山県地域防災計画)

(3) その他の気候変動などにより激甚化する災害

異常気象(豪雪・竜巻・落雷)や水害(洪水・高潮・高波・異常潮位)その他の自然災害等に加え、IR区域が埋立地であることを踏まえると、地盤沈下や地震時の液状化等も想定される。

2 非自然災害

(1) 感染症対策

2020(令和2)年以降流行している新型コロナウイルス感染症などの入院勧告や就業制限を行わなければならない感染症に加え、季節性インフルエンザや感染性胃腸炎など毎年発生する一般的な感染症の流行が想定される。

(2) サイバーセキュリティの確保

外部要因としては、サイバー攻撃・インターネットバンキングの不正送金被害等が想定されるとともに、内部要因としては人的ミスによる個人情報漏洩、情報保護システムの脆弱化などが想定される。

(3) テロ対策

国際会議や大規模な見本市が開催されるなど海外から多数の要人、観光客の来訪が想定されるIRの特殊性、地理的条件(太平洋に面した県、東京からの離隔度など)、現状の国際情勢などに加え、和歌山市国民保護計画(令和3年6月)による武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定から、和歌山IRには、以下に掲げる事態が想定される。

- ・ 爆発物や小型無人機等使用によるIR利用者や要人を狙ったテロ

(4) その他の緊急事態

外部要因としては航空機墜落等、また内部要因としては暴動行為やストライキ等が想定される。

② 整備・運営における防災・減災対策など

大規模災害やテロなどの様々なリスクに対して、和歌山県及び和歌山市の地域防災計画、国民保護計画などに基づき、IR事業者、行政、ライフライン事業者などが連携して事前の対策(ソフト面・ハード面)を講じるとともに、危機発生後も連携して対応する。

役割分担

- IR事業者：自主的な防災・減災対策の実施及び行政との連携及び協力
 行政(和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会、和歌山県警察など)
 : IR事業者と連携した防災・減災対策の実施、IR事業者への助言など

1 自然災害

(1) 地震・津波・豪雨・その他の気候変動などにより激甚化する災害

a IR事業者の取組

《ハード対策》

(a) IR施設の耐震性能・耐津波性能の確保

- ・ MICE施設については、来訪者や周辺住民の避難所、医療救護所、支援物資の輸送拠点などとなりえるよう、耐震安全率1.5(I類)を確保(宿泊施設などの超高層建築物は、時刻歴応答解析により同等の安全性を確保)し、その他の施設についても耐震安全率1.25(II類)を確保する。
- ・ 展示場などの大空間は屋根下地に吸音材を直貼りし、天井落下を防止するとともに、設備や吊り下げ型装置の防振や落下防止措置を実施する。
- ・ 津波波力に対しては、「津波避難ビル等の構造上の要件の解説(国土交通省 国土技術政策総合研究所)」に準拠した構造とする。
- ・ 本棟及びMICE棟は、地盤レベルを既存レベルより2mあげて計画する。最下階の床レベルを2m上げることで、3連動地震によるL1津波(TP+6.0m)に対しても、施設が浸水せず、継続使用できるように計画する。
- ・ 南海トラフの巨大地震によるL2津波(TP+8.0m)に対しては、1階駐車場エリアの一部浸水が想定されるが、TP+8.0mレベル以上に向けて在館者を安全に階上に避難できる動線を確保する計画とする。さらに、外構エリアからも安全に建物内に誘導できる避難動線を計画し、日常の避難訓練とあわせ、人命の安全を確保、死者ゼロをめざす。
- ・ 地震による液状化リスクについては、詳細な地質調査を行い危険性の有無を判定し、必要に応じて建物基礎部及び外構の地盤改良等を適宜実施する。
- ・ 地震・津波対策の一環として、2018(平成30)年から2019(令和元)年にかけて地震該当率94%を有する『地震予測システム』を導入配備することで、迅速且つ、適切な施設内管理体制ならびに、円滑な情報伝達、在館者の混乱の無い避難・誘導體制を形成し、地震・津波による災害に備える。

(b) 避難への配慮

- ・ 3連動地震によるL1津波(TP+6.0m)に対して、GL1階レベルをTP+6.0m以上に設定し、主要施設全体が機能できるようにし安全に避難誘導する。
- ・ 近隣住民の避難に配慮し、IR区域周辺から安全な建物内部に誘導する避難動線を確保する。

(c) 避難生活への配慮

- ・ 道路インフラ途絶による帰宅困難者を想定し、各施設に防災備蓄倉庫、非常用発電機を設置する。
- ・ ホテル上部にヘリポートを設置し、上空からの避難及び支援物資の搬送ルートなどを確保する。
- ・ 下水インフラ途絶に備え、トイレ利用を想定した専用の非常用汚水槽を適宜設置する。
- ・ 淡水化設備を設置し、災害時のトイレ機能などを維持する。
- ・ 外構の緑地帯及び公園の一部に下水直結の「災害トイレ」を適宜設置する。
- ・ 「モジュール型の空冷ヒートポンプ」を設置し、災害対策室(防災センター)や一部の避難施設の空

調使用を維持する。

- ・ 太陽光発電及び蓄電池を設置し、非常用発電機を補い、重要施設への電力供給を維持する。
- ・ 非常用発電機による電力供給は3日間(72時間)の運転時間を目標とし、燃料のオフサイト保管による長期稼働などを検討するとともに、燃料・インフラ途絶時の電源車による電力供給を想定した施設を計画する。
- ・ 外構の緑地帯に通常時はベンチとして利用できる「かまどベンチ」を設置する。

《ソフト対策》

来訪者の安全を確保するため、想定されるリスク事象に対応した災害時行動計画を策定する。計画には、平常時の危機管理体制や、発災時の対応を定め、あわせて、計画の実効性を高めるため、教育・訓練の計画を立てて取り組む。

(a) 災害時行動計画

- ・ 対象者は来場者数約70,000人(1日あたりのピーク時想定)、施設内のスタッフ約6,000人とし、災害、大規模事故、感染症、事件・事故など様々なリスクへの初動対応をまとめた計画とする。
- ・ 避難時の負傷者への対応として、各施設の避難場所には救護所を設置し、施設内に勤務する看護スタッフなどを配置する。
- ・ あわせて、従業員には定期的な教育・訓練を行うとともに計画の改善を行い、危機管理専門委員会に諮りながら対応力の向上を図る。

(b) 事業継続計画(BCP)

- ・ 各リスクが発生した直後は、来場者及び従業員などの安全を確保するため、災害時行動計画に基づき対応した後に、BCPに定められたリスク毎の運営業務を実行する。BCPには、災害などで被災した状況を想定し、通常とは異なる状況下での事業実施体制、事業実施方法を定め、事業を継続する。
- ・ 大規模地震や風水害による被害から早期の復旧・復興が可能となるよう、和歌山県・和歌山市とも連携した事業継続体制を定める。

(c) 避難計画

- ・ テロや災害などにより、IR施設外へ避難する場合は、避難計画に定めた多言語による情報伝達(Lアラート、Jアラートとの連携、放送設備、IRアプリ、デジタルサイネージなど)、避難誘導を実施する。
- ・ 平時は、複数の避難ケースを検討し、安全な避難経路を確保して、誘導灯、誘導者の配置を定める。

(d) 帰宅困難者対応計画

- ・ 和歌山IRとして想定している来場者及び従業員に加え、周辺を訪れている観光客などの避難先としてIR施設を活用する計画とする。
- ・ 宿泊施設やMICE施設の利用しやすい場所を避難場所に設定し、区域内オープンスペースと合わせて活用するとともに、リスク毎にシナリオを作成・分析し、避難経路や避難場所をそれぞれ設定する。避難場所では、避難者を要配慮者(障害者、高齢者、外国人など)、体調不良者、負傷者などに区分して、各部屋で間仕切りなどを設置し対応する。
- ・ 防災備蓄倉庫には、帰宅困難者、従業員のための7日分の水、食料、ブランケット、簡易トイレを備蓄するとともに、災害発生時には帰宅困難者等の状況に合わせ、アレルギーや宗教等の事情に応じた適切な食料提供、年齢・性別に応じた衛生用品の提供等を行う。
- ・ 負傷者を治療などするための救護所として、先端医療センターを活用する。
- ・ あわせて、被害、復旧情報について、和歌山県・和歌山市と連携しながらデジタルサイネージ、IRアプリなどを用いて多言語で情報発信を行う。

b 和歌山県、和歌山市及び和歌山県警察など関係機関の取組

和歌山県地域防災計画及び和歌山市地域防災計画などに基づき、和歌山県、和歌山市などは自然災害に対し、IR事業者と連携して対応するものとする。

(平時の備え)

- ・和歌山市は、IRを含む和歌山マリーナシティ内の観光客などの帰宅困難者の避難に対応するため、IR施設を津波からの一時的な避難場所(指定緊急避難場所)や津波避難ビルに指定するとともに、支援物資輸送拠点に指定する。
- ・和歌山県と和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結している「災害時における避難者の受入れに関する基本協定」に基づき、IR施設内ホテルの避難所活用を想定した受け入れ体制を整える。
- ・開業前年からは、IR事業者が実施する防災訓練に対し、和歌山市(危機管理局、消防局)、和歌山県警察が支援し、訓練で得られた課題などを整理・検証の上、防災対応力の向上を図る。
- ・IR開業に伴う国内外からの多数の来県者に備え、以下のとおり和歌山県警察、和歌山市消防の資機材などを強化する。

<和歌山県警察>

災害警備支援システム、災害活動拠点車の導入

【費用の見込み:整備費約1.5億円、開業後約0.1億円/年】

<和歌山市消防局>

地震・津波用資機材(潜水器具、高機能救命ボート、搬送用車両など)の追加配備

【費用の見込み:整備費約0.5億円】

(発災時の対応)

- ・和歌山市は、IR事業者と連携して、来訪者などに対し、正確な情報(災害・支援・ライフライン復旧情報)を伝達するとともに、被害情報の把握を行う。
- ・多数の傷病者が発生した場合には、和歌山市保健医療調整本部(保健所)の判断により、IR事業者と連携し先端医療センターもしくはMICE施設の一部に医療救護所を設置する。
- ・和歌山市消防局は、大規模災害により消防力が劣勢になる場合には、「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づく応援要請、緊急消防援助隊要請などにより対応する。
- ・和歌山県は、和歌山市などの指定避難所が収容超過した場合には、和歌山市などの要請を受け、「災害時における避難者の受入れに関する基本協定」に基づきホテルの空き部屋を避難所として活用する。

2 非自然災害**(1) 感染症対策****a IR事業者の取組**

現在、世界各国のIRで取り組まれている「コンタクトレス(モバイルチェックイン/オンライン注文・決済/QRコード活用/リモート環境での施設体験)」「モニタリング(動線監視・分析/リアルタイム混雑状況の把握と可視化)」「情報共有(陽性者情報の共有/リアルタイム施設情報の案内/来訪者やスタッフのワクチン接種・検査実施体制・健康情報一元管理)」等の感染症対策や、感染症の発生状況に応じて定められる、IR各種施設における感染防止ガイドラインを踏まえ、ハード・ソフト両面で対策を行う。

《ハード対策》**(a) 計画・運用段階における感染リスク評価に基づく施設設計**

- ・建築計画段階とその運用段階において、(A)接触、(B)飛沫、(C)空気、(D)マイクロ飛沫の4つの感染経路ごとに、感染リスクを評価した上で、感染リスク低減グレードを設定し、その目標レベル到達のために必要な具体的対策(換気方法や気流制御、非接触化等)を計画し、施設設計に盛り込む。

(b) 間接接触の防止対策

- ・非接触型の開閉機構などを整備する。(例:EVボタン、自動ドアなど(カードタッチ式/バンド識別))
- ・各施設の出入口やホワイエ、ホテル客室階ロビーなどの入口付近に自動アルコール消毒機を設置する。

(c) 換気システムによる対策

- ・ 室内機械換気の処理能力を向上させる。
- ・ 低層部の開口部は開閉可能とし、自然換気に配慮し、高層部は自然換気装置を組み込んだガラスカーテンウォール等により自然換気可能な設えとする。

(d) 施設内各所への抗菌処理対策

- ・ 抗菌素材の活用や薬品による定期的な抗菌処理など、最先端の抗菌処理策を実施する。

(e) 先端医療センターの設置

- ・ 施設内に先端医療センターを設置し、PCR検査や抗体検査の受検体制を整える。
- ・ ワークーションスペースの随所に血圧などセルフヘルスチェックができるスペースを併設する。

(f) 緊急時の仮設医療スペースの確保

- ・ 緊急時は、MICE施設の多層化した平土間構造を活かし、仮設の医療スペースとして使用する。
- ・ 必要に応じ、組立式の簡易間仕切りを使用し密接を避ける。

(g) 感染症対策処置(抗菌・抗ウイルス加工)

- ・ 感染症対策処置として、コロナウイルスに関する効果も実証済みの国内外で多くの実績を有するシングルサイズ光触媒ナノコート剤を、医療施設をはじめ、MICE施設等『密』及び『接触』が予測される室内エリア・機器等に使用し、パンデミック発生に備える。

《ソフト対策》

IR事業者は、和歌山県及び和歌山市等の関係者と連携し、その方針に準じ、感染症対策マニュアルを作成の上、以下の取組を実施する。

- ・ マニュアルに基づく入場制限(入場抑制、IR施設閉鎖、再開場)や感染防止対策を実施する。
- ・ 各施設における来場者対応、医療連携システム、業務プロセス等を踏まえ、各種対策・対応マニュアルを作成する。
- ・ 様々な感染状況を想定した準備(体温測定、マスク、消毒剤の常備保持の確認等)や訓練を実施する。

(施設外での感染状況の悪化した場合の対応)

- ・ ホームページ、SNS等を使用し、多言語による情報発信及び注意喚起を行う。

(施設内での感染状況の悪化した場合の対応)

- ・ 総合セキュリティセンター内に対策本部を設置する。
- ・ 来場者への多言語による情報発信及び注意喚起を行う。
- ・ ホームページ、SNS等を使用し、多言語による情報発信及び注意喚起を行う。
- ・ IR施設内外の医療機関と迅速に連携し、検査体制等を確保する。
- ・ 来場者の帰国、帰宅等への移動を考慮し、送客施設と連携した緊急移動体制を構築する。
- ・ 移動における密を避けるため、サイネージなどを利用し、混雑状況を見える化する。
- ・ 感染者との接触を避けるため、医療機関への移動までの間、IR施設内に隔離スペースを確保する。

b 和歌山県・和歌山市の取組

(平時の備え)

- ・ 和歌山県及び和歌山市は、和歌山県感染症予防計画に基づき感染拡大を防止するため、IR事業者に対し、感染状況や発生段階に応じて、取るべき体制や実施すべき対策を整理し実践するよう要請する。

(発災時の対応)

- ・ 和歌山県及び和歌山市など関係機関とIR事業者は、対策等の実施について協議を行い、感染レベル(未発生期・国内発生早期・国内発生期・IR来訪者からの感染確認(来場前・来場時・帰宅後発覚))と患者数に応じた感染対策を行うとともに、営業時間の短縮や入場者の制限などIR事業への影響を抑える対策についても、実施を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の現在の対応も参考に対策を検討する。

(2) サイバーセキュリティの確保

a IR事業者の取組

オリンピックの運営に使用されたATOS社等の情報プラットフォームを基幹システムとし、施設運営一体型のスマートIRプラットフォームを基盤とした、以下6階層での多面的なセキュリティ対策を実施する。

《ハード対策》

- ・ AIを活用したマネージド検出
- ・ 応答や強力な認証を備えたID及びアクセス管理
- ・ プラットフォームセキュリティの確保
- ・ ITコンポーネントのみならず各種IoTデバイスへの脆弱性対応
- ・ 情報の暗号化
- ・ セキュリティガバナンスとダッシュボードの活用

《ソフト対策》

- ・ 協力企業であるATOS社等並びに、外部専門企業と連携を図り、『サイバーセキュリティ対策・対応マニュアル』を作成するとともに、対サイバーセキュリティ対策チームの組成を図る。
- ・ 対サイバーセキュリティ対策チームを軸に内部統制部門と連携を図り、継続的な管理・監視体制を構築する。
- ・ 対サイバーセキュリティ対策チームによる定期的なシステムチェックを図るとともに、定期的に従業員教育を推進し、内部強化をも図る。

b 和歌山県警察の取組

和歌山県警察では、サイバーテロ対策の連携の場として「サイバーテロ対策連絡協議会」を設置しており、IR事業者も協議会に参画し、サイバーテロ対策に積極的に取り組む。

あわせて、IR事業者と捜査上必要な資料の提供依頼への対応等に関する協力協定を締結し、各種警察活動のほか捜査が迅速・的確に行われるよう、事業運営上保有する記録・資料などの提供を受けることで、テロ及びサイバー攻撃の未然防止、又は事案発生時の被害を最小限に食い止める。

(3) テロ対策

a IR事業者の取組

IR事業者は、テロ抑止を考慮した建物構造及びレイアウト設計を図るとともに、警察等の関係機関と連携し、以下のテロ対策に取り組む。

《ハード対策》

- ・ IR区域内には、特に①人の動線、②滞留が起きやすい場所、③空調や動力管理設備付近に、防犯カメラを重点的に設置し、機械と人員による警備を効率的に組み合わせ、24時間365日の安定的な警備体制を確保する。
- ・ 防犯カメラによる映像とともに、①空調・動力などの館内設備の稼働状況など各施設の機器類やライフラインの稼働状況、②防災情報の取得と管理を、24時間365日総合セキュリティセンターにて、監視を進めるとともに、状況の把握に努める。
- ・ MICE施設内に警察指揮所として活用できるスペース確保し、テロへの警戒と警備の強化を図る。
- ・ 車両によるテロを防止するため、来場者用駐車場以外については、IR区域内に入場できる車両は事前に連絡のあった車両等に限定し、IR施設への入退場ゲートで厳密に車輛管理を実施する。

《ソフト対策》

- ・ シーザーズ・エンターテインメントや協力企業である各警備会社と連携を図り、『テロ対策・対応マニュアル』を作成するとともに、対テロ対策チームの組成を図る。
- ・ 和歌山県警察等関係機関と緊密な情報交換等を行うとともに、情報についてはリスト化の上、各部署で共有し、情報対象者の早期発見に努める。
- ・ 和歌山県警察からの情報対象者を発見した場合においては、即時に和歌山県警察に通報するとともに、監視カメラによる監視を継続し、和歌山県警察への引継ぎを行う。

- ・ テロ対策パートナーシップ和歌山への積極参加と支援を行い、近隣及び、施設の安全を図るとともに、常に最新の情報の取得に努める。

b 和歌山県、和歌山市及び和歌山県警察など関係機関の取組

和歌山県国民保護計画、和歌山市国民保護計画などに基づき、和歌山県、和歌山県警察、和歌山市、和歌山下津港港湾保安委員会^{※1}などは、テロに対してIR事業者と連携して対応する。

※1 和歌山マリーナシティを含む和歌山下津港における保安の向上と出入管理の強化を図ることを目的に和歌山県、和歌山県警察、海上保安庁、入国管理局、税関などで構成

(平時の備え)

- ・ 和歌山県警察と賛同団体及び事業者で構成する「テロ対策パートナーシップ和歌山」にIR事業者も加盟し、テロ未然防止のための協力関係の構築、情報共有などに努める。加えて、和歌山下津港港湾保安委員会において、IR事業者の参画を図り出入管理及び水際対策の訓練を連携して実施する。
- ・ ピーク時の来場者数(約70,000人)を想定し、現状の国民保護における避難施設では不足するため、紀三井寺公園、和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエールなどの一時避難施設への追加を検討する。
- ・ 和歌山市国民保護避難マニュアルにおける避難実施要領に基づき、IR区域に対するテロからの避難を想定した新たなマニュアルを作成し、テロに備える。
- ・ 各機関の連携体制を保持するとともに、開業前年からは、武力攻撃事態及び緊急対処事態を想定した訓練(図上訓練、実働訓練)を実施し、適宜体制などの見直しを行う。

(発災時の対応)

- ・ IR区域が攻撃対象とされた場合には、和歌山県・和歌山市などとIR事業者が連携し、IR施設への来訪者、従業員に加え、和歌山マリーナシティ住民についても和歌山マリーナシティ外の避難施設(和歌山市、海南市)へ避難誘導するとともに、必要な情報(事態の状況、避難、行政の対応)をタイムリーに届ける。
- ・ 和歌山市消防局は、和歌山県警察などと連携し、武力攻撃事態などにおける消防活動指針、NBC災害時に対する消防活動指針に基づき活動する。
- ・ 和歌山市消防局は、大規模な事案で、消防力が劣勢になる場合は、緊急消防援助隊などの特殊部隊を要請し対応する。
- ・ 和歌山県警察、和歌山市消防局は、IR施設規模などを踏まえ、以下のとおり体制などを増強する。

<和歌山県警察>

- ・ 国内外の要人の来場に備え、経空テロ未然防止のためのドローン検知・識別キットなど必要な装備の警察本部、管轄警察署など(和歌山西警察署、海南警察署)への配備
- ・ 警護警備や沿岸警備を徹底及びテロ未然防止のための防弾防爆仕様車両(複数台)、水上バイク、騒音取締り実施用測定器の配備

【費用の見込み: 整備費約0.7億円】

<和歌山市消防局>

- ・ 規定資機材及びNBC^{※2}災害対応資機材の追加配備
(各種検知器、防護服、大型除染テント、応急救護所用テント、資機材搬送用車両、人員搬送車など)

※2 NBC:核兵器等又は生物剤若しくは化学剤による特殊災害

- ・ IR区域外への避難誘導支援及び避難所運営支援を行うための整備
(地元消防分団の活動拠点施設の整備、車両の更新、無線機の更新など)

【費用の見込み: 整備費約2.6億円】

3 様々なリスク事象に対応するための行政施策

＜和歌山市消防局＞

- ・ 消防出張所などの整備の検討
- ・ 薬剤や水難救助用資機材などの備蓄をするための災害拠点の整備
- ・ 職員の増員
- ・ 119番通報対応の強化(指令装置、配置車両などへのAVM^{※3}積載などの整備)

※3 AVM: 車両運用端末装置(車両の位置を把握し、迅速な現場到着、現場活動を支援する装置)

【費用の見込み: 整備費約2.7億円、開業後2.4億円/年】

4 IR事業者による費用の見込み

IR事業者において見込む防災・減災対策等の費用は以下のとおり。

【費用の見込み: 建設時: 約50億円 運営時: 約2億円/年】

③ 予定する保険の詳細

上記の各種リスクの特定と対応策を鑑み、和歌山IRにおいて、付与する保険は以下を予定している。国内大手保険会社の協力を得て、様々なリスクに対して包括的な保険で対処する。

損害の分類	主な保険商品	主な保険の対象
所有財産の損害(建物・設備・商品など)	企業総合補償保険(財産の補償)	・火災、落雷、風災、破裂・爆発等による損害を補償
		・水災による損害を補償
	地震保険	・地震・噴火・津波による損害を補償
	テロ保険	・テロによる損害を補償
売上・利益の減少による損害	企業総合補償保険(費用・利益の補償)	・財産の補償でお支払いできる対象物が損害を受け、休業または一部営業停止した場合などに生じた、損失や営業を継続するために必要な追加費用を補償 ・保健所の指示などによる感染症の消毒費用を補償
	BCP地震補償保険	・地震により営業が休止・阻害された場合の収益減少や営業を継続するために臨時に発生する費用を補償
	テロ保険	・テロにより営業が休止・阻害された場合の収益減少や営業を継続するために臨時に発生する費用を補償
賠償責任による損害	企業総合賠償保険	・事業活動における対人・対物賠償リスクを補償 ・身体や財物の損害のうち、「他人に生じた損害」に対する賠償責任を補償
	サイバー保険	・サイバーリスクに起因する事故によって生じる賠償責任・事故対応費用・自社の利益損失を包括して補償。保険による損失のリスクヘッジのほか、付帯サービスを通じて緊急時における総合的なサポートも提供
	会社役員賠償責任保険	・会社経営に関する「会社と役員との賠償責任リスク」を補償 ・経営の結果責任によって生じる賠償責任リスクと付随する費用損失リスクを補償
役員・従業員の死亡・ケガの補償	労働災害総合保険	・労働災害について支払う補償金または賠償金を補償 ・被用者が業務上の災害により被った身体障害(負傷、疾病、後遺障害または死亡)を補償
自動車事故による損害	自動車保険	・所有する自動車の運行に起因する事故を補償
貨紙幣・有価証券の損害	運送保険	・業務にかかわる現金・小切手・手形などの貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における輸送中や事務所などでの保管中の損害を補償(貨紙幣の偽造、変造損害を補償)

① 地域との合意形成の手続き・十分な合意形成

1 IR整備法に基づく合意形成の手続き

地域との合意形成を図るため、IR整備法に基づく合意形成の手続きを、以下のとおり実施方針の策定段階から丁寧に実施した。

条項	実施日	手続き
IR整備法 第6条第4項の協議 及び同第5項の同意 実施方針を定めよう とするとき	2020(令和2)年 2月2日	和歌山市、和歌山県公安委員会に対して、実施方針の策定に関する協議を実施
	2020(令和2)年 3月12日	和歌山県公安委員会から回答 (回答内容)実施方針案について、これに同意します。
	2020(令和2)年 3月23日	和歌山市から回答 (回答内容)今後、区域整備計画案について、貴県と連携し、合意形成に努めていくにあたり、特に次の事項について、ご配慮をお願いします。 1 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除すること 2 本市の経済発展と地方創生に寄与すること 3 完全で円滑な交通アクセスのネットワークを形成すること
	2020(令和2)年 10月22日	和歌山市、和歌山県公安委員会に対して、実施方針の策定に関する協議を実施 (実施方針の修正に伴う再協議)
	2020(令和2)年 11月5日	和歌山県公安委員会から回答 (回答内容)実施方針案について、これに同意します。
	2020(令和2)年 11月10日	和歌山市から回答 (回答内容)今後、区域整備計画案について、貴県と連携し、合意形成に努めていくにあたり、特に次の事項について、ご配慮をお願いします。 1 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除すること 2 本市の経済発展と地方創生に寄与すること 3 完全で円滑な交通アクセスのネットワークを形成すること 4 和歌山の観光資源を活用したリゾート型IRとして、長期滞在につながるスポーツ&ウェルネス、魅力増進施設などの整備を充実させること 5 感染症対策を適切に講じること
	2020(令和2)年 12月18日	和歌山市、和歌山県公安委員会に対して、実施方針の策定に関する協議を実施 (基本方針に公表に伴う再協議)
2020(令和2)年 12月25日	和歌山県公安委員会から回答 (回答内容)実施方針案について、これに同意します。 和歌山市から回答 (回答内容) ※2020年11月10日回答と同様	
IR整備法 第8条第2項の協議 民間事業者の選定 をしようとするとき	2021(令和3)年 6月2日	和歌山市、和歌山県公安委員会に対して、民間事業者の選定に関する協議を実施
	2021(令和3)年 6月18日	公安委員会から回答 (回答内容)特に意見はありません。なお、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業に関し、今後、新たに追加されるコンソーシアム構成員、協力企業、委託事業者等に対し、カジノ事業の免許基準を踏まえ、必要に応じて、和歌山県警に照会を行うなど、事業者の適格性について厳正な調査を行うようにしてください。
	2021(令和3)年 6月23日	和歌山市から回答 (回答内容)クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びClairvest Group Inc. のコンソーシアム(以下、クリアベストという。)が、優先権者として選定された後、貴県とクリアベストが共同で区域整備計画案を作成するにあたっては、以下の内容に配慮した計画となるよう、本市と連携して取り組んでいただきたい。 1 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除すること 2 本市の経済発展と地方創生に寄与すること

		<ul style="list-style-type: none"> 3 完全で円滑な交通アクセスのネットワークを形成すること 4 和歌山の観光資源を活用したリゾート型IRとして、長期滞在につながるスポーツ&ウェルネス、魅力増進施設などの整備を充実させること 5 感染症対策を適切に講じること
IR整備法 第9条第5項の協議 区域整備計画を作成しようとするとき		
IR整備法 第9条第6項の同意 区域整備計画に公安委員会、立地市町村等が実施する施策及び措置を定めるとき		
IR整備法 第9条第7項 の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置 区域整備計画を作成しようとするとき		
IR整備法 第9条第9項の同意 申請をしようとするとき		

IR整備法
第9条第8項の議決
申請をしようと
するとき

IR整備法第12条第1項に規定する協議会については、以下の理由により設置していない。

- ・ 実施方針の策定や区域整備計画の作成に関して、幅広い分野からの専門的知見に基づく助言又は意見をを得ることを目的に設置した「IR誘致に関する有識者会議」において、その内容を諮っている。
- ・ 民間事業者の選定に関して、「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業事業者選定委員会」を設置し、選定を行っている。

(注)今後実施予定の手続きは、実施後に内容を追記する

2 住民の意見を反映させるために実施した取組

(1) 「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)」に係る公聴会の開催

(2) 「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)」に係る県民意見募集の実施

(注)今後実施予定の手続きは、実施後に内容を追記する

3 地域の関係者との合意形成の促進、良好な関係の構築

2016(平成28)年12月、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が公布・施行され、国による様々な制度整備が進められた。和歌山県では、2017(平成29)年9月に和歌山県IR推進協議会を設立するとともに、広報ツールの活用、シンポジウムや説明会の実施などにより、早い段階から官民連携して地域の合意形成を促進するための取組を進めてきた。

<和歌山県IR推進協議会>

目的：IRの誘致を推進するとともに、その有用性を発信することを通じて県民理解を深める

設立日：2017(平成29)年9月29日

会員：和歌山県、和歌山市、和歌山商工会議所、民間企業、学識経験者

(1) 広報ツールの活用

2018(平成30)年5月の「和歌山IR基本構想」策定後、リーフレット・VR動画の作成や説明会の開催、和歌山県広報誌「県民の友」での特集記事を通じた広報などにより地域理解の促進を図るとともに、ポスターや卓上旗を作成し、地域の機運醸成を図った。

(2) シンポジウムの実施

実施年度	開催数	参加人数
2017(平成29)年度	1回	約300名
2018(平成30)年度	2回	約650名
2019(令和元)年度	1回	約450名

※2020(令和2)年度については、新型コロナウイルスの影響で開催を自粛

(3) 説明会の実施

<「出前講座」など> ※各種団体・企業向けに実施

実施年度	開催数	参加人数
2017(平成29)年度	7回	約480人
2018(平成30)年度	35回	約1,150人
2019(令和元)年度	31回	約1,120人
2020(令和2)年度	11回	約250人

<和歌山県統合型リゾート(IR)説明会> ※広く県民、市民向けに実施

実施年度	開催数	参加人数
2018(平成30)年度～ 2019(令和元)年度	和歌山県内 (和歌山市以外) 7回	約600人
	和歌山市内 6回	約230人

(注)2021(令和3)年度の実施分は、現在作成中であるため、今後追記予定

4 長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組

(1) オール和歌山の体制づくり

和歌山IRが、地域に受け入れられ、地域とともに発展するためには、和歌山県内の事業者が広くIR事業に参画できる環境が重要である。そのため、IR事業者、和歌山県内の団体や企業、和歌山県の3者が協力して「オール和歌山の体制づくり」を進め、主に以下の2点に取り組む。また、地元調達などの取組が実効的に進められるよう、和歌山県は、IR事業に対するモニタリング体制を構築する。

<地域からの出資の促進>

- ・ 地域の意見がIRの運営方針に反映されるよう、IR事業者に出資意向がある県内事業者を、IR事業者側の受け入れ条件のもと公平・公正に幅広く受け入れる。

<地域での調達、協業の推進>

- ・ IRから生まれる様々な需要により、地域経済が持続的に発展するよう、清掃・警備・修繕工事・食材や物品などIR施設内の調達、IR事業における協業の分野において、公平・公正に幅広く県内事業者を活用する。

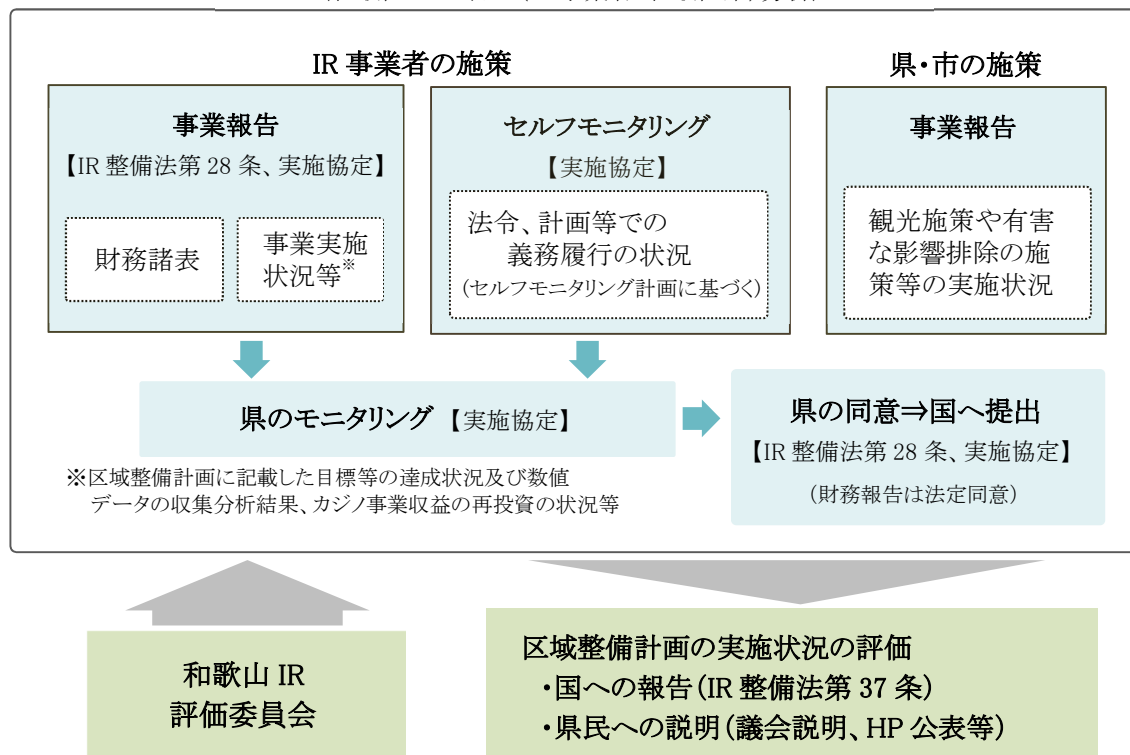
(2) IR事業に対するモニタリング体制の構築

長期にわたり安定的で継続的な事業運営を確保するため、IR整備法で求められている事業報告等に加え、区域認定後に和歌山県とIR事業者で締結する実施協定(以下、実施協定。)に基づき効果的なモニタリング体制を構築する。

モニタリングの指標としては、地元調達・人材育成・環境対策・防災対策・ギャンブル等依存症対策・治安対策など、地域の関心が高い項目を用い、そのモニタリング結果については、各分野の有識者で構成する「和歌山IR評価委員会」において、客観的・専門的な立場から評価・答申・助言等をいただき、それを踏まえた対策を講じる。

さらに、区域整備計画の実施状況は、ホームページでの公表や議会への報告を通じて積極的に発信することで、地域と共存し、ともに発展するIRをめざす。

〈和歌山 IR の自己 (IR 事業者・和歌山県) 分析〉



① カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上

1 基本的な考え方

カジノ事業の収益等の活用には大きく以下の2つの目標があると考えます。

1. 観光事業における国際競争力の向上の観点から、世界中の観光客を集客すること。
2. IR事業の核となる公益性の考え方の観点から、IR区域外への再投資も含む投資を行い、地域全体の持続的な発展に寄与すること。

上記の目標達成のためには、継続的かつ安定的な再投資及び将来に向けた大型追加投資の両方が必要と考えます。このような観点を踏まえつつ、以下の具体的取組を実施する。

2 IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上のための具体的取組

原則、以下「(1)～(5)」の項目に対して、カジノ事業の収益等を活用し、毎期一定額のIR事業への再投資を予定している。

(1) IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)

- ・ 毎期一定程度発生する、施設の保守メンテナンス等の修繕に要する費用。
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約28億円の支出を想定している。
- ・ 具体的な投資内容は、【評価基準21①1】参照。

(2) IR施設への定期的な設備投資(資本的支出)

- ・ 毎期一定程度発生する、各施設の価値を高めるための設備投資に要する費用。
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約32億円の支出を想定している。
- ・ 具体的な投資内容は、【評価基準21①2】参照。

(3) IR施設への定期的なコンテンツ更新・追加等投資

- ・ 毎期一定程度発生する、各施設の価値を高めるための投資(コンテンツ充実等)に要する費用。
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約24億円の支出を想定している。

カテゴリ	投資内容
国際会議場施設(1号施設)	・ 誘致体制の強化、誘致プロモーションの強化、宿泊施設や送客施設など他施設と連携しつつMICEパッケージの開発、旅行代理店・PCO・PEO等の協力会社との連携 など
展示等施設(2号施設)	
魅力増進施設(3号施設)	・ 新たな日本食飲食店の開発、和食づくり体験イベント開発、有名ゲストを招待した期間限定イベントの実施 など
送客施設(4号施設)	・ ショーケース機能における観光発信内容の更新、パッケージツアーの継続的開発、送客先施設等との継続的なネットワーク開発 など
宿泊施設(5号施設)	・ 周年イベント(クリスマス、年末年始など)の実施、ホテルレストランメニューの開発、アメニティの開発 など
来訪及び滞在促進施設(6号施設)	・ eスポーツ等における新たなイベントコンテンツの開発 など
カジノ施設	・ 施設内イベントの実施(IR関連法令等で認められる範囲内での実施)、ロイヤリティプログラムの更新 など
その他	・ IR施設全体の広告宣伝、国内外の見本市等への出展、追加人材雇用、IR施設内イベント、地域連携イベント など

(4) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う投資

- ・ 主にIR区域内を対象とした、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う対策のための費用。
- ・ 2030(令和12)年度において、合計で約47億円の支出を想定している。

カテゴリ		投資内容
ギャンブル等依存症対策費用		・依存症に関する相談体制の構築、教育システムの整備、社内研修カリキュラムの更新、入退場管理システムの運用・維持・更新、IRカードの運用・維持・更新 など
犯罪の発生の 予防のための 施策及び措置	警備費	・カジノ施設及びIR区域内の自主警備体制構築費用(国内有数の実績のある警備会社への委託費用、ウェアラブル端末やGPS端末の活用費用) など
	監視費	・カジノ施設及びIR区域内における複数の防犯カメラの設置費用 ・監視・警備措置の記録・分析・監査費用(AI等を活用した画像自動検知・犯罪予測システムの導入など含む) など
	犯罪の発生対策費	・金属探知機利用料、警備ロボット利用料 など
善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置に関する費用		・騒音対策、ゴミ収集、交通渋滞防止のための場内の交通整理対策費用 など
青少年の健全育成のための施策及び措置に係る費用		・青少年の健全育成のためのリーフレットの作成、IRに関する説明会の実施費用 など

(5) 和歌山県が実施する施策への協力のための投資

- ・和歌山県が実施する区域整備計画に関する施策に対して、IR事業者が積極的に支援し、持続的な地域発展に寄与することを目的とした投資に要する費用。
- ・2030(令和12)年度において、合計で約3億円の支出を想定している。
- ・具体的な投資内容については、以下、【評価基準24②】を参照。

3 長期的かつ継続的にIR施設の魅力を向上していくための取り組み

長期的かつ継続的にIR施設の魅力を向上するため、以下「(1)～(4)」の取組を実施することを想定している。

(1) 大規模追加投資

コンテンツ向上による長期的なIR事業の発展のため、将来的に、IR施設全体/各施設への大幅な増改築/新設等の投資を想定している。当該大規模投資に関しては、将来の取締役会等の意思決定を踏まえて検討することとなる。

(2) 和歌山県と連携した事業評価

継続的なIR事業の発展のためには、安定的な収益の確保及び支出の実現性を定量的に評価し、必要な対策を適切に実施することが重要と考える。IR整備法第37条第1項の規定に基づき、毎年度、国土交通省からの実施状況評価を受けるため、当該評価及びその反映を円滑に進め、継続的なIR事業の発展を担保すべく、以下の点に留意し、各種施策、措置を実施する。

- ・報告書提出の際は、IR事業者の投資余力や財政基盤を十分に分析し、それに相応する再投資が実施されているかどうかの観点から評価する。
- ・取組状況や目標達成状況を測るための指標(KPI)とそれに関連する財務実績を継続的にモニタリングし、KPIと現状値との差異分析を行う。
- ・改善が必要な事象を適時に把握し、IR事業者と和歌山県が定期的にミーティングを実施するなど緊密に連携しつつ改善策を適切に講じることで、予定している収支計画の実行性を高める。
- ・国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての評価結果を受け、事業計画に適時に反映させる。

(3) 資金積立による再投資の実現性担保

新型コロナウイルス感染症の影響で、諸外国のIR施設は、2020(令和2)年に大打撃を受けた。このような予測が難しい事象によりIR事業が不調に陥り、十分な再投資額を捻出できない可能性が考えられる。

よって、每期必要な再投資額の支出可能性を補う観点から、以下の項目に対して一定金額を再投資積立金として積立てることで、将来の再投資支出の実現性を担保する。

- ・ IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)
- ・ IR施設への定期的な設備投資(資本的支出)
- ・ IR施設への定期的なコンテンツ更新・追加等投資
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う投資
- ・ 和歌山県が実施する施策への協力のための投資

(4) CSR活動投資の実施

地域貢献の観点から、IR事業者としてCSR活動を積極的に推進したいと考えている。具体的には、IR事業者として支出の公平性や透明性が担保される前提の上で、公共性の高い施策や災害関連復興支援などへの投資を実施する。そのための資金として、一定の積立てを行い、必要性に応じて支出を行う。

4 支出の優先順位等、再投資の方針

(1) 再投資の方針: 支払い優先順位

和歌山県が実施する区域整備計画に関する施策への積極的協力により県民理解の醸成やIR施設周辺の治安を守ることを前提としつつ、前述の目標達成に向けて、IR区域内の施設や環境を最新・安全の状態に保つとともに、当該施策を通じて、まずは開業後数年間の収益を安定させることが、最優先課題であると考えます。

よって、以下の優先順位をもって再投資を実施する方針とする。

<優先順位1>

以下の5項目については、全て同列で優先順位の高い再投資項目と考える。

- ・ IR施設への定期的な維持管理投資(収益的支出)
- ・ IR施設への定期的な設備投資(資本的支出)
- ・ IR施設への定期的なコンテンツ更新・追加等投資
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に伴う投資
- ・ 和歌山県が実施する施策への協力のための投資

<優先順位2>

開業後数年の利益水準達成を行うことで経営を軌道に乗せることが最優先課題であるとの考えにおいて、上述の「優先順位1」に記載した項目に比べて優先順位は下がると判断するものの、以下の項目は、長期的なIR事業の発展の観点からは必要不可欠な投資であると考えます。

- ・ 将来の大規模投資
- ・ CSR活動投資

(2) 事業者の配当・利益配分

IR事業で獲得した利益を主に内部留保として確保し、IR事業の更なる成長・発展のための投資に活用する見込みである。配当金額は、会社計算規則に則り適切に計算した上で分配可能額の範囲内で実施することとするが、実際は、内部留保に十分に配慮した上で、将来の取締役会等の意思決定により決定する。

② 都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

1 MICE誘致施策

IR事業者として、2030(令和12)年度において、約1.1億円/年の支出を想定している。

施策	協力内容
MICE誘致活動	・和歌山県が誘致をめざす国際会議等のロビー活動を共同で実施
商談会・見本市等への出展	・MICE専門の商談会、見本市等に和歌山県とともに出展
共催企画展示会の開催	・和歌山、関西及び観光街道エリアに親和性のある展示会等を和歌山県と企画実施
国際会議等開催支援	・MICE開催イベントに応じた費用の一部負担

※施策詳細については、【評価基準7②5(1)】参照。

2 観光振興施策

IR事業者として、2030(令和12)年度において、約2.2億円/年の支出を想定している。

施策	協力内容
国際観光人材育成	・国際観光人材のボトムアップに繋がられるよう人材育成の取組支援 など
商談会、見本市等への出展	・国内外で開催される商談会、見本市等に和歌山県とともに出展 など
メディア対策	・有力メディアを活用した情報発信事業への協力 など
DMPの構築・運営	・IR区域への来訪者情報のデータ分析基盤と和歌山版DMPとの連携 ・和歌山版DMPの構築・運営の支援 など
県内周遊バスネットワーク構築・運営支援	・和歌山IRを起点に県内観光地をストレスフリーで周遊できるバスネットワークの構築・運営支援(今後、必要に応じて別途費用計上を見込んでいる)
観光街道受入環境整備	・観光街道内の関係自治体等と連携しながら、交通体制の構築や多言語表記の統一的な整備など観光街道の形成に必要な受入環境を整備 (今後、必要に応じて別途費用計上を見込んでいる)
県観光連盟の強化	・地域連携の牽引役として、観光施策等を実施する県観光連盟の取組支援

※施策詳細については、【評価基準 16②2(1)】参照。

3 ギャンブル等依存症対策

IR開業後、IR事業者として、2030(令和12)年度において、約0.1億円/年の支出を想定している。

施策	協力内容
和歌山県立医科大学及び附属病院との連携による依存症対策研究事業	・研究に必要なデータ等(IRカードの蓄積データ)の提供、世界の最新事例の収集、依存症対策にかかる共同研究、研究費支援 など
実態調査(認定以降毎年実施)	・調査費支援、IR利用者を対象とした調査の実施協力 など

※施策詳細については、【評価基準 25④2(7)(8)】参照。

③ 収支計画及び資金計画との整合性

1 上記①(カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上)及び②(都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力)の各種施策の実施に充てる額や割合

2030(令和12)年度においては合計で、年間約130億円(年間カジノ収益の約7%程度に相当)の再投資を見込んでおり、内容面及び金額面でも十分な投資内容であると判断している。

2 収支計画及び資金計画との整合性

カジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、適切に収支計画(損益計算書、貸借対照表など)や資金計画へ反映している。

① カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法

1 カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)

(1) 設備上の特徴

- ・ カジノ行為区画は、ゲーミング区域にテーブルゲームを約450台(マス向け約230台、VIP向け約220台)、電子ゲームを約2,500台設置することを予定している。カジノ管理委員会規則で許可されている21種類のゲームから各台数を決定・配置し、開業後も顧客の需要に応じ、種類毎の台数や配置を最適化する。
- ・ 本人確認区画では、【評価基準25④1(3)】記載の厳格な入場制限を、PINコード及びICTを活用し、複数の段階認証を経て厳格に行い入退場管理するほか、カジノ行為区画には【評価基準25④1(4)】記載の滞在時間・使用金額等の管理に資するIRカードに対応可能な設備を設置する。
- ・ その他、健全なカジノ施設運営を行うための設備として、【評価基準14①2】記載の機能をもつ監視警備室、依存症に関する相談窓口(相談室)、苦情対応に関する窓口、カジノ管理委員会専用室等を設置する。

(2) 構造上の特徴

- ・ カジノ施設は、カジノ施設の訪問目的でない顧客に配慮し、過度な装飾、デザイン等を避ける。
- ・ 本人確認区画は、1階のメインカジノへのエントランス3か所及びVIP向けエントランス1か所の計4か所に配置する。また、メインカジノの本人確認区画は、混雑時は多数の入場者を受け入れることが想定されるため、十分なスペースを確保する。
- ・ カジノ行為区画は、1階のマスマーケット向けメインカジノと1階メザニンのVIPカジノ、さらに24階・25階のVIPスカイカジノの4階層で構成される。専用のエレベーターやエスカレーターで各階のカジノフロアは相互に接続されており、一体的な運営がなされることで、一つのカジノ施設となる構造とする。
- ・ カジノ施設には、死角がないよう監視カメラを配置し、ルールに即して健全なカジノ行為が行われることを担保する。
- ・ 正確な時計又は時刻を表示する設備をカジノ施設内の顧客が明確に視認できる場所に複数設置する。
- ・ カジノ施設内における窓について、セキュリティの確保及びカジノにおける不正防止の観点から、カジノ行為区画に面している箇所においては、特別な仕様の窓ガラス(瞬間調光ガラス等)を用い、外部から内部、内部から外部を視認できないよう厳格に管理する。

(3) サービス上の特徴

- ・ カジノ行為区画内における飲食物、酒類の提供については、カジノ管理委員会への申請内容に従って行う。過度なアルコール摂取により正常なカジノ行為ができないおそれがあると判断される顧客に対しては、酒類の提供及びカジノ行為を制限する。
- ・ メンバーシップ・プログラムを設け、様々なメンバーシップ特典を提供する。シーザーズ・エンターテインメントのノウハウを活かし、特典の提供や告知が過度に射幸心を煽ることがないよう配慮する。
- ・ IR整備法令等を遵守の上、一部の顧客に対しては、特定金融業務(特定資金移動、特定資金受入、特定資金貸付及び金銭の両替を行う業務)を通じて顧客の利便性を高める。
- ・ その他、依存症の相談や、苦情に対応するための窓口サービスを設置し、このようなサービスの存在を顧客が認知できるようカジノ施設内で告知する。

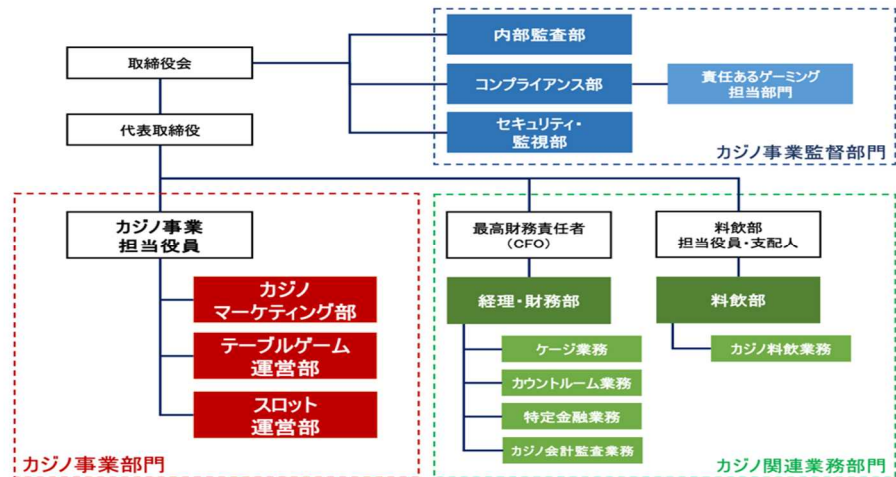
2 業務の実施体制及び実施方法

(1) 施設の運営体制

- ・ カジノ施設の運営は、IR事業者内のカジノ事業部門、カジノ関連業務部門及びカジノ事業監督部門が一体となり行う。
- ・ カジノマーケティング部は、カジノの顧客開拓、イベント企画、会員管理、施設内の飲食、VIP向けサービス等を担当する。カジノ行為の運営に関しては、ゲーム分類毎に担当部門(テーブルゲーム運営部とスロット運営部)を設置する。
- ・ カジノ施設内には、シフトマネージャー、技術マネージャー及びフロアパーソンを置き、ディーラー及

- び顧客のカジノ行為の管理・監督を行う。また、顧客に対する接客サービスを行うコンシェルジュ、カジノホストをカジノフロアに配置する。
- ・ 財務部(ケージ、カウント、特定金融業務、カジノ会計監査)や料飲部(カジノ施設内の飲食の提供)が、カジノの関連業務を支援する。
 - ・ 内部監査部、コンプライアンス部(責任あるゲーミングに関する担当部門を含む)、セキュリティ・監視部は、カジノ事業部門とは独立して設置され、ルールに即した安全なカジノ施設運営がなされるように、第三者的な立場で管理・監督を行う。

(カジノ施設の運営体制)



- ・ 依存症対策専門員を配置し、カジノ施設内の巡回を行うとともに、【評価基準25④1(7)】記載の依存症の相談を行うための相談窓口(相談室)を設置する。
- ・ IR事業者(SPC)構成員の一員であり、米国最大級のカジノリゾート運営会社であるシーザーズ・エンターテインメントがIR事業者に対してカジノ施設の運営ノウハウを提供し、海外のベストプラクティスを施設の運営体制に反映させる。

(2) 従業員の確保・育成(高度な専門性を有する従業員の確保を含む)

a 従業員の確保

- ・ カジノ事業部で合計約2,800人の確保が必要となり、テーブルゲーム約450台、スロットマシン約2,500台に対し、適正な人員を採用する予定である。また、カジノ事業部以外の部門(経理・財務部、料飲部、内部監査部、コンプライアンス部、セキュリティ・監視部)においても、カジノを支援する業務を担当する専属のスタッフを採用する。
- ・ 上記のうち、高度な専門性や十分な経験を有する従業員は、カジノ施設内の巡回及び相談窓口(相談室)での相談にあたる依存症対策専門員やディーラーを育成するトレーニングマネージャーのほか、ケージ・マネージャー、監視マネージャー、電子ゲームの技術マネージャー等の各運営部門の管理職となる。
- ・ これらの専門性の高いスタッフの中心は、当初シーザーズ・エンターテインメントからのスタッフによって担われるが、社内教育プログラムであるIRアカデミー研修制度(※次項目b)による人材の育成を図るとともに、その職種によっては、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークを活用し、既にカジノ施設が存在する近隣諸国からの経験者の採用による人員確保も想定する。
- ・ その他、従業員の確保の施策として当初は、シーザーズ・エンターテインメントの人材活用と国内外で有するネットワークを活用し、幹部職を中心に雇用計画を策定するとともに、IR開業前での現場スタッフ採用に際しては、企業紹介セミナーなどを実施する。いずれも、国内外の人材紹介会社と連携する。また、和歌山県の地元からの採用、Uターン採用、Iターン採用を優先するが、近隣の特定の類似企業及び産業からの採用に偏らないよう十分に配慮する。

b 従業員の育成

社内研修である「IRアカデミー研修制度」として、以下の3つの観点を中心に研修内容を構築し、開業前から従業員の研修を開始する。

なお、各研修においては、長年にわたり数々の実績を有しているシーザーズ・エンターテインメントのノウハウに加え、各分野における著名な研究者との協働や、日本の文化、既存のギャンブル環境等を踏まえた高い実効性のあるトレーニングカリキュラムを策定・実施する。

(a) ギャンブル等依存症研修

- ・ 就業に伴い最初実施する研修で、カジノ事業部を中心に、IR施設特有の「ギャンブル等依存症対策」、「責任あるゲーミング」、「カスタマープロテクション」への徹底理解を促す研修

(b) 接客研修

- ・ 全ての顧客に高品質なサービスと安心・安全・満足を提供するため、和歌山IRに勤務する全ての従業員に対し「接遇・マナー」や「コミュニケーション」などの徹底理解を促す研修

(c) コンプライアンス研修

- ・ カジノ事業に係る根幹、大原則の1つとなる「コンプライアンス意識」の徹底・浸透を全従業員に図る研修

3 施設供用事業が行われる場合の、設置運営事業者と施設供用事業者との間の具体的な役割・責任分担及び相互の連携

施設共用事業の実施は、現時点で想定していない。

② IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針

1 ギャンブル等依存症対策における役割分担及び連携協力の方針

(1) ギャンブル等依存症対策に係る役割分担

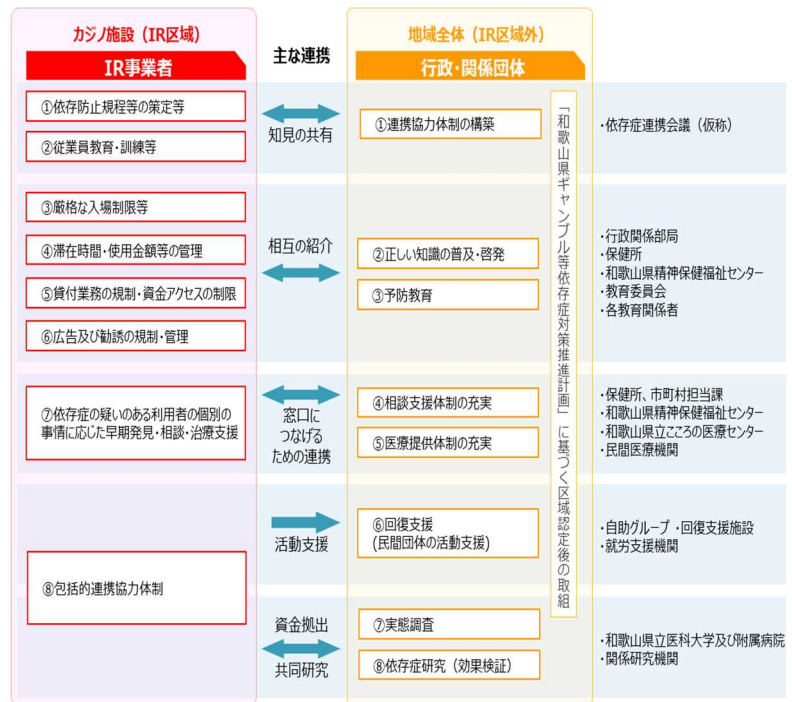
a IR事業者の主な役割

シーザーズ・エンターテインメントの海外での長年に渡るベストプラクティスに基づきカジノ施設及びIR区域内の対策を中心に、下図記載の各対策を実施する。(詳細は【評価基準25④1】参照)

b 和歌山県・関係機関の主な役割

- ・ 県を中心に、IR事業者、県、市町村、関係機関等の包括的な連携協力体制を構築し、地域の実情に即した相談治療体制の強化、自助グループの活動支援等の支援体制整備を行う。
- ・ 各関係機関は、IR事業者が包括的に対応できない専門的な進行防止・治療・回復支援を担うとともに、教育課程における「予防教育」や、若年層を中心とした「啓発」など、依存問題やギャンブル等の利用に関する正しい知識の情報発信を行う。
- ・ 県は、IR事業者の対策に対し協力・指導・助言を行い、和歌山IR評価委員会による定期的なモニタリングを通じて国の規制の遵守状況等について継続的に確認を行う。

〈依存症対策に係る役割分担表〉



- ・ カジノ施設の設置運営に伴う地域への社会的影響の調査や、地域全体の依存リスクを低減するための研究を実施し、対策の効果検証結果や調査研究成果をIR事業者とともに広く公表する。

(2) ギャンブル等依存症対策に係る連携協力の方針

a 緊密な連携体制の構築による包括的な支援の提供

IR事業者と県・市町村・関係機関(教育機関、地域コミュニティ、相談・医療機関、自助グループ、依存症研究機関及びその他依存症に関連する問題対応機関等)が連携ネットワークを確立し、ギャンブル等依存症の発症を予防する啓発を連携して行うとともに、カジノ施設内でギャンブル等依存症が疑われる者を発見した場合は、適切な専門機関に着実につなげられる連携体制を構築する。

b 対策の効果検証・改善の徹底並びに依存症問題全体への貢献

IR事業者と県・市町村・関係機関等との連携により、IR区域内外の各対策の有効性を科学技術の進捗や社会情勢の変化等に応じ、多方面から科学的に検証・分析し、不断の見直し・改善を行う。
 また、IRにおける優良対策をカジノ以外のギャンブル等の対策に活用する研究のほか、アルコール・薬物・ゲーム等の他の依存問題や多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の社会問題との関連性に関する研究など、関係機関が連携して依存症問題全体に貢献する調査・研究を共同で実施する。

c 上記を着実に実施するための人材育成に係る連携

ギャンブル等依存症に悩む方が適切な支援を受けられるよう、IR事業者の海外知見と、ギャンブル等依存症専門相談機関・医療機関等における専門的な知見を相互に共有するための情報交換、研修、職場交流等の機会を設け、人材育成に係る協力を連携して行う。

2 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策等における役割分担及び連携協力の方針

(1) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策等における役割分担

a IR事業者の主な役割

IR事業者は、IR区域内における自主的な犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策等を実施するとともに、和歌山県、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が実施する施策への協力や情報共有を実施する。(詳細は【評価基準25⑤及び⑥1】参照)

b 和歌山県の主な役割

和歌山県は、IR事業者の対策に対し、協力・指導・助言を行い、和歌山IR評価委員会による定期的なモニタリングを通じて国の規制の遵守状況等について継続的に確認を行う。

c 和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関の主な役割

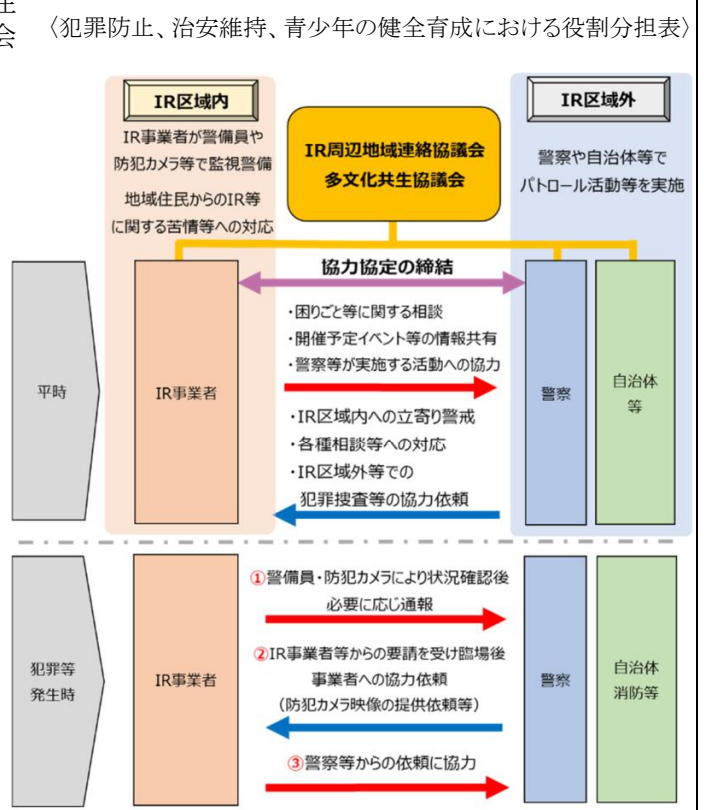
和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関は、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策等を実施し、IR事業者が実施する対策への助言・指導を行う。(詳細は【評価基準25⑥2】参照)

(2) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策に係る連携協力の方針

IR事業者と和歌山県、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関との連携協力の方針については、以下のとおりである。(詳細な取組内容については【評価基準25⑤⑥】参照)

a 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成対策の連携協力の方針

- IR事業者、和歌山県警察、自治体、地域住民等を構成員とする「IR周辺地域連絡協議会 (仮称)」を設立し、定期的に地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の意見要望を把握するための総会を開催するほか、様々なリスクに備えた防犯訓練を実施する等により、犯罪を起こさせない安全で安心なまちづくりを推進する。
- IR開業にあたり、外国人従業者も多く集住することから、IR事業者、和歌山県警察、自治体等を構成員とする「多文化共生協議会 (仮称)」を設立し、外国人従業者に対する犯罪、事故抑止対策を推進する。
- また、和歌山県警察とIR事業者との間で犯罪発生時における連携方法等に関する協力協定^{*}を締結し、IR区域内外における平時及び犯罪等発生時それぞれの連携内容や役割分担を明確化しておくことで、IR区域内及び周辺地域における犯罪抑止と犯罪発生後の早期事件解決につなげる。
^{*}協力協定の内容にあつては【評価基準25⑥2(2)】参照
- 大規模イベント実施時は、関係機関との連携のもと、各イベントの特殊性を踏まえた



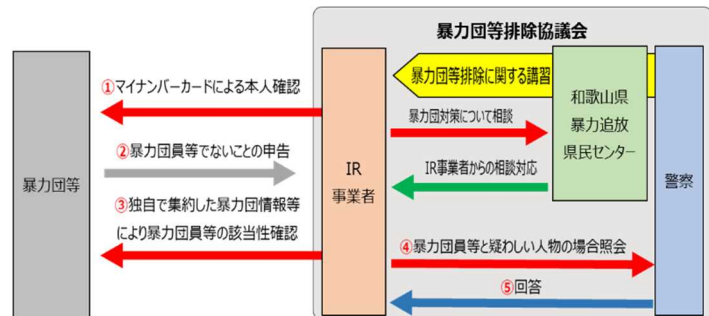
個別の警備計画を作成し対応する。

- ・ 右図のほか、IR事業者は、青少年の健全育成のため、自治体や和歌山県警察等が青少年の健全育成のために実施する啓発活動等を支援・推進する。

b 暴力団等排除のための連携協力の方針

〈暴力団等排除のための役割分担表〉

IR事業者独自の暴力団等排除の取組に加え、和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター、IR事業者を構成員とする「暴力団等排除協議会(仮称)」を設立し、カジノ来場者のうち、暴力団員等と疑わしい人物の暴力団照会の円滑化や暴力団員からの不当要求等に対する対応の強化により、暴力団等を徹底して排除する。



③ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標)

1 実測値の算出方法

カジノ施設がこれまで日本に存在しなかった施設であることに鑑み、和歌山県にカジノ施設が設置・運営されることによる地域への影響を全国調査とは別途、地域単位で経時的に評価する必要がある。

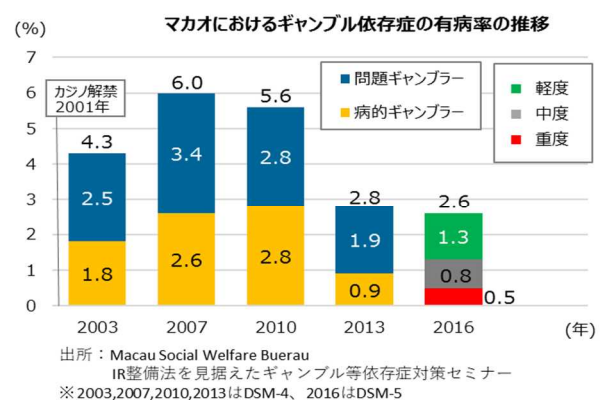
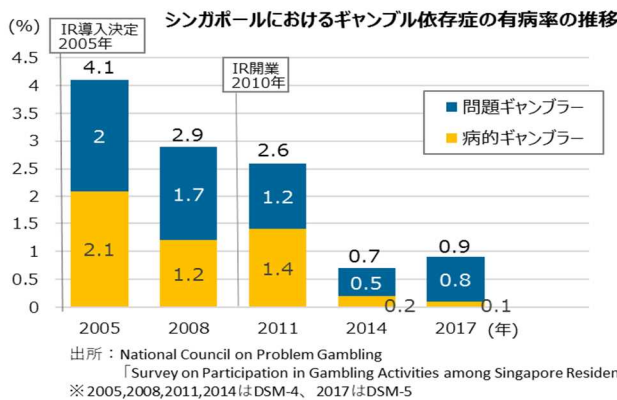
このため、区域認定年度以降、毎年度を目途に、以下の方法により「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」を調査するとともに、調査結果の推移により、IR開業前から開業後の影響を経時的に評価することとする。なお、本調査の対象は、カジノに起因する依存症を含むギャンブル等依存症全般とする。

ギャンブル等依存が疑われる者等の判定基準	SOGS (The South Oaks Gambling Screen、米国サウスオークス財団)の判定基準に従い、過去1年以内に3~4点に該当する「問題ギャンブラー」と、過去1年以内に5点以上に該当する「病的ギャンブラー」の割合をそれぞれ算出する。
付随調査の内容	上記 SOGS のほか、ギャンブル等の経験・行動の実態や、ギャンブル等に関連する問題(多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪)等について設問するほか、和歌山 IR、カジノの利用状況や認識等について設問を検討し、地域の実情に即した依存症対策を実施するためのエビデンスを抽出する。
調査地域及び設定根拠	和歌山県全域とする。 ・IR が広域から集客する施設であることに鑑み、立地市や近隣市町村に限らず広域での実施が妥当である。 ・県全域とすることにより、県内7つの二次保健医療圏域ごとで、「IR との近接性・利用状況とカジノが起因と考えられる罹患率との相関性の分析」や、「ギャンブル露出度(既存ギャンブル等施設数、施設規模、近接性等)と罹患率との相関性の分析」等が必要により可能となる。 ※関西近隣府県から多くの来訪が想定されることを考慮し、県境を跨ぐ調査については、その必要性も含め、今後関係自治体と協議の上、模索することとする。
調査対象	県内 30 市町村に在住する満 18 歳以上の日本国籍を有する者(日本国籍を有する海外出身者を含む)
調査方法	住民基本台帳から層化二段無作為抽出を用いて抽出した対象者の居住地宛に調査票及び回答案内を送付し、返信用封筒での郵送回答若しくは Web 回答を選択できる形式にて実施する。
調査数	調査結果の経年比較において、統計学的に十分な信頼性が確保できる調査数とするとともに、国や海外での調査事例や過年度の有効回答率等を考慮した調査数を設定することとする。

2 将来目標値の設置

日本国内では、既存ギャンブル等を対象とした様々な調査・研究が存在するものの、統一的方法かつ経時的・継続的に実施した調査指標が乏しく、また、日本人を対象としたカジノに係る指標も限りなく少ない。このため、県では、以下のとおり海外を含む調査結果等を参考に将来目標値を設定する。

- ・シンガポール及びマカオにおける調査では、ギャンブル等依存が疑われる者の割合が経時的に低下するとともに低い水準を維持しており、両国における厳格なカジノ規制に加え、カジノ開業前から実施したギャンブル等依存症対策及び開業後に強化したIR事業者・行政・関係機関との包括的連携によるギャンブル等依存症対策が有効であったことが示唆される。



- ・日本におけるギャンブル等依存が疑われる者等の割合は、全国調査等において一定数報告されており、ギャンブル等依存症のリスクを減少させるためには、カジノ施設の対策のみならず、その他の既存のギャンブル等に起因する依存症の対策を包括的に講じていく必要がある。一方、既にギャンブル露出度が高い地域は、ギャンブル露出度が低い地域に比べ、新たな種類のギャンブルが登場することによる罹患率上昇度は低いと考えられるとともに、継続的な対策を講じ、ギャンブルによる影響、リスク、予防方法等が一般に認知されるに伴い、責任あるギャンブル行動が取られるようになると考えられる。
- ・和歌山県においては、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)に基づき2020(令和2)年から和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、既存のギャンブル等に起因する依存症に対し、包括的な対策を実施して、IR開業前から開業後も継続的に対策を講じ続けていく。また、和歌山IRにおいては、国の厳格な規制に加え、IRカード等の独自策を講じ、世界最高水準の対策で取り組むことにより、カジノを起因とする依存症の発症を徹底的に防止するとともに、IRの開業前後でのギャンブル等依存症への関心の高まりを機に、より一層啓発を強化し、カジノに起因する依存症を含むギャンブル等依存症全般の発症予防・治療回復支援を行う。

以上の観点から、日本にこれまで存在しなかったカジノ施設が新たに設置・運営されることに伴い、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合が極端に上昇する可能性は低いと考えられ、【評価基準25①,④】に記載の包括的な対策を講じることにより、以下の将来目標の達成をめざす。

調査指標	実測値	将来目標
		2032(令和14)年度
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に算出	初回実測値から悪化させることなく、改善した数値をめざす

④ 依存症対策項目の具体的内容

依存症対策に係る取組は全てIR事業者・和歌山県・その他関係機関の連携協力により実施することを前提に充実を図る。

1 IR事業者による措置

【依存症対策に係る費用の見込み:整備費用 約4.5億円、開業後 約9億円/年】

(1) 依存防止規程等の策定

a 依存防止規程等の策定(事前対策)

IR事業者においては、依存防止規程及び実務上の対応についての行為準則・マニュアルを策定し、当該規程等の内容を全社的に遵守することを徹底する。依存防止規程の内容はIR整備法令に従い、主として以下の項目を盛り込むこととする。

- ・ カジノ施設の利用制限措置(入場禁止又は回数制限等)
 - 本人又はその家族その他の関係者の申出による利用制限措置

▶ カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる場合の利用制限措置

- ・ カジノ施設の利用に関する入場者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他のカジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための措置(相談室の設置等)
- ・ 従業員に対する教育訓練の実施
- ・ 各措置の的確な実施のための体制の整備(業務の統括管理者及び監査者の選任を含む)
- ・ 各措置に関する事業年度毎の評価の実施
- ・ その他、カジノ管理委員会規則で定める措置(国又は地方公共団体の施策への協力等)など

b 責任あるゲーミングプログラムに関する行動規範の策定(事前対策)

IR事業者(SPC)の構成員であるシーザーズ・エンターテインメントは、米国カジノ業界で初めて社会的責任に係る規範を策定・実施した企業であり、後にAmerican Gaming Associationの「Code of Conduct for Responsible Gaming」のモデルとなっており、このような海外での実績及び経験等を踏まえ、上記依存防止規程に加え、レスポンシブルゲーミング(責任あるゲーミング)プログラムに関する行動規範を策定し、主として以下のような内容を盛り込むこととする。

- ・ レスポンシブルゲーミング(責任あるゲーミング)プログラムの意義
- ・ カスタマープロテクション
- ・ コンプライアンス委員会の設置
- ・ その他

c 適切な評価・監査の実施(事後対策)

- ・ 依存防止規程記載の各措置については、法令に従った監査及び事業年度ごとの評価を行うとともに、IRカードに基づき取得したデータを活用した継続的な調査・研究・レビューを行うほか、専門家との連携により定期的な見直しを行う。
- ・ シーザーズ・エンターテインメントの海外での取組を参考に、最新の科学研究や、研究者・治療提供者・回復した問題ギャンブラーとの対話等を活用し、総合的に評価を実施する。また、実績のある国の外部団体と連携し、随時有効性の高い取組を反映するように検証・見直しを継続的に実施する。
- ・ 措置の内容及び実施の状況について記録を作成の上で法令等が定める期間、適切に保存する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 依存防止規程等の策定は、上記のとおり、海外で実績のある同種の規程等を参考に、日本法制・地域性・既存ギャンブル等の状況に即して策定するものであるため、実現性が高く、事後的な評価及び見直し等により、高い実効性が確保される。

(2) 従業員教育・訓練(事前対策)

a 従業員教育・訓練

- ・ カジノ施設に関して、【評価基準25①2(2)】記載のとおり、従業員に対し依存症対策に係る教育訓練を行う。

b 統括管理者及び業務監査者の選任

- ・ 実施体制の整備にあたっては、各措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を行う。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 海外で実績のある実効性の高い方法論を用いた従業員教育により、IR事業者内で依存症対策等の重要性を共有し、高いレベルで各対策を実現するための基礎を築くことにより、実効性及び実現性が確保される。【評価基準25①2(2)】参照

(3) 厳格な入場制限等(入場回数制限・入場料の賦課等)(事前対策)

ギャンブル等依存症が疑われる者や、その他カジノ施設の利用が不相当と認められる者のカジノ施設への入場を制限するため、以下の各措置による厳格な入場制限等を課すこととする。

- ・ 入退場時において、日本人や外国人居住者には、マイナンバーカードの提示による本人確認及び入場後のIRカード【評価基準25④1(4)】の作成を義務付ける。

- ・ 日本国内に住居を有しない日本人及び外国人等には、旅券等の提示による厳格な本人確認を行う。
- ・ 20歳未満の者、暴力団員等の反社会的勢力に該当する者、入場料未納者、入場回数の制限超過者等の該当性を確認し、該当者のカジノ施設への入場を禁止する。
- ・ 日本人や外国人居住者には、入場回数を、連続する7日間で3回まで、28日間で10回までに制限する。
- ・ 日本人や外国人居住者には、入場料として入場1回あたり6千円を賦課する。(最大24時間までは反復して入場可能)
- ・ 本人又はその家族その他の関係者の申出によるカジノ施設利用制限措置登録者の入場を禁止する。
- ・ ドレスコードを設定する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 不適切な利用者のカジノ施設への入場の物理的遮断等を講じる措置であるとともに、世界的なベストプラクティスを踏まえた措置であるため、実効性及び実現性が確保される。

(4) 滞在時間・使用金額等の管理／IRカードの導入（事前対策）

カジノ施設では、利用者の入退場及び来場頻度等を管理することに加え、【評価基準25④1(3)】記載のとおり、日本人及び外国人居住者に作成を義務づけるIRカードの導入を行うことにより、依存症対策を徹底する。

a 入場時刻の周知

- ・ 入退場ゲートを通じて、入退場時間を確認・記録し、その時刻を印字したレシート等の発行により、顧客に入場時刻を周知するとともに、IRカードを通じて各端末等で入場時刻の確認を可能とする
- ・ 入場から24時間を経過した場合、入退場履歴から判定を行い、再賦課される入場料の徴収等を行う。当該徴収等は、24時間超の滞在を監視する特別な渉外チームによって実施される。

b 入退場及び来場頻度等の管理

- ・ 顧客情報・滞在時間・使用金額等の管理を補助するため、利用者には会員登録を推奨し、利用制限措置に関する情報と会員情報とを紐づけることにより、入場可否等の管理及び来場頻度等の把握・管理を可能とする。

c IRカードを利用したプレイ履歴等の把握

- ・ IRカードには、現金チャージ機能、上限額設定機能(プレコミットメント設定機能)、ポイント付与機能が具備される。
- ・ 上限額設定機能により、利用者が予算の事前設定を行うことで自己管理が可能となり、依存症リスクや破産リスクを軽減する。
- ・ IRカードと連動した各カジノゲームでのプレイ履歴(プレイ時間や使用金額等)が蓄積されるほか、一元管理する利用者情報をICT技術と組み合わせることで、依存症兆候の早期発見や依存症傾向にある利用者の行動パターンの特特定等を行い、依存症対策専門員等によって対応することを可能とする。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 上記のとおり、IR整備法令等で規定される措置に加え、独自のIRカードによる補完を行うことで、実効性が確保される。また、シーザーズ・エンターテインメントはメンバーズカードの運用実績があることから、IRカードにも一部転用可能なシステムの開発・構築ノウハウを有しており、実現性が確保される。

(5) 貸付業務の規制・資金アクセスの制限(事前対策)

カジノ施設内及びカジノ施設周辺においては、法令等に基づき、資金アクセスを適切に制限するため、以下の措置を講じる。

- ・ 日本人や外国人居住者については、チップの交付等を受けるためのクレジットカードの利用を制限する。
- ・ 特定金融業務に係るIR整備法令等を厳守し、特定資金貸付業務においては、日本人及び外国人居住者への貸付をIR事業者の管理する口座に「1,000万円以上」預け入れている者に限定し、顧客の

返済能力について厳格に調査するとともに、貸付限度額の範囲内でのみ貸付を行う。

- ・ カジノ施設内へのATM等の設置及びカジノ施設周辺への貸付機能を有するATM等の設置を行わない。
- ・ IR区域内への新規与信機能を有する貸金業端末等の設置を行わない。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 利用者によるカジノゲームのプレイ金額等を抜け目なく制限・管理することが可能であり、また、世界的なベストプラクティスを踏まえた措置であるため、実効性及び実現性が確保される。

(6) 広告及び勧誘の規制・管理(事前対策)

- ・ 日本人及び外国人居住者に対する広告及び勧誘を規制するため、IR整備法に従い、①IR区域外での広告エリアを空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続きを完了するまでの部分に限定し、また、②IR区域外でのビラ等の頒布を行わない。
- ・ また、広告が許容されるエリアにおいても、法令を遵守し、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨の表示等を行う。
- ・ カジノ施設利用の過度な誘発を防ぐ観点から、シーザーズ・エンターテインメントが定めた「Marketing and Advertising Code」等の内容や、カジノ業界の国際標準に従い、広告にはオピニオンリーダーや影響力のある人物やキャラクター等をモデルとして採用しないものとする。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 上記のとおり、IR事業者は、IR整備法令等を遵守するのみならず、実効性のあるカジノ業界の国際標準に基づき、自主的に追加的な措置を講じるものであるため、実現性が確保される。

(7) 依存症の疑いのある利用者の個別の事情に応じた早期発見・相談・治療支援

a 依存症の疑いのある利用者の早期発見等(事後対策)

海外でのシーザーズ・エンターテインメントの実績・ノウハウを活用し、依存症の疑いがある利用者その他のカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の早期発見に努める。

- ・ 利用者の来場及びプレイの頻度、回数等の履歴に加え、注目すべき言動、身体的又は非言語的な兆候等の見極め、問題の傾向が見受けられた場合の対処など、依存症の疑いがある利用者の判定基準・兆候の把握などについて、マニュアル等を策定し、教育を行った従業員に当該マニュアル等を遵守させることで、依存症の疑いのある利用者を早期発見に努める。
- ・ 依存症の疑いがある利用者等については、対象者の状況に応じ、カジノ施設からの退場や休憩を促すほか、利用制限措置の申出やカジノ施設の利用に関する相談を勧奨する。
- ・ その他、対象者本人の希望を踏まえ、地元のカウンセラーやメンタルヘルス専門家、専門医療機関等と連携を図り、依存症患者が適切な治療を受けられる環境を整備する。

b IR区域内における相談窓口(相談室)の設置(事前・事後共通)

- ・ 24時間対応の依存症に関する相談窓口(相談室)を、IR施設内のカジノフロア内外に設置するとともに、専門知識を有し、徹底した事前教育を受けた従業員を配備し、依存症対策専門員を交えて相談しやすい環境を整備する。

c 利用者の適切な判断を促す参考情報の提供(事前・事後共通)

- ・ 本人確認区画のみならず、ケージ(キャッシャー)・喫煙室・トイレなど、ゲームに直接関わらないスペースを含むカジノ施設全域において、依存症に係る注意喚起、啓発広告及び依存症に関する相談窓口(相談室)の連絡先等を掲示する。
- ・ 一般向け無料セミナー、パンフレット、インターネット等を通じ、ゲーミングに伴うリスクの説明や安全にゲーミングを行う方法、利用制限措置に関する情報、その他地域の関連機関等の相談窓口連絡先など、利用者の適切な判断を促す情報を周知・提供する。
- ・ 利用者から要求がある場合は、その利用者のカジノ行為に関する記録(使用金額・利用時間等)を提供するよう努める。
- ・ シーザーズ・エンターテインメントが1995(平成7)年に業界で初めて行った、アメリカ国内全国フリー

ダイヤルのヘルプライン設置等の実績を参考に、インターネット・専用アプリ・電話等によって無料相談を行える仕組みを整備する。

d 利用制限措置の適用等(事前・事後共通)

- ・ 本人又はその家族その他関係者の申請に基づき、入場規制等の利用制限措置を課す。
- ・ 利用制限措置の対象者及びその家族その他の関係者には、その状況に応じて、関連機関等の相談窓口の連絡先その他の適切な判断を助けるために必要な情報を提供する。
- ・ 利用制限措置の対象者には、勧誘、カジノ行為関連景品類の提供及び貸付等を行わない。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

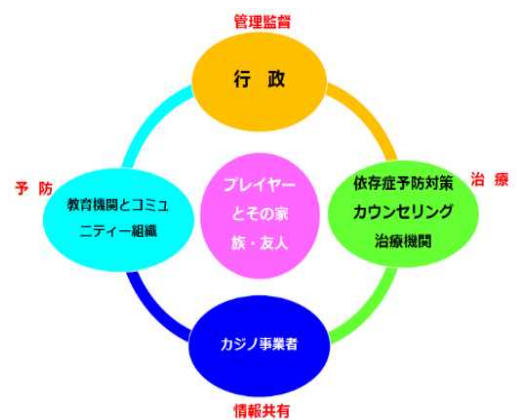
- ・ 上記対策は、海外での実績を踏まえて実施されるものであり、高い実効性及び実現性が確保される。
- ・ 相談窓口(相談室)の設置、依存症対策専門員の教育・研修、カウンセリングなどの専門家の常時待機等により、ギャンブル等依存症が疑われる者を早期に発見し、相談・治療に結びつける体制を整備することで、依存症対策として高い効果が見込めるものとする。

(8) 包括的な連携協力体制

a IR事業者・行政・第三者機関(病院や関連評価団体等)の連携/ソーシャルネットワークによる対策(事前・事後共通)

マカオ、シンガポールで行われた実証データ測定においてIR事業者・行政・第三者機関(病院や関連評価団体等)の連携(ソーシャルネットワーク)がその効果を高めるにあたって極めて重要になるという検証結果がある。

和歌山県においても、「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、地域の関係機関が連携して包括的に対策を講じているところであり、IR事業者がそれら各関係機関と適切な連携・情報共有等を行い、対策を徹底する。



対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 世界各国のベストプラクティスを踏まえて実施していくほか、地域の関係機関と包括的に連携することにより、ギャンブル等依存症の有病率を低く抑えられる効果が期待される。
- ・ これらのソーシャルネットワークによる対策は、海外においても効果が示唆されており、実効性及び実現性は高いと考える。【評価基準25③2】参照

2 和歌山県・関係機関による施策及び措置

IR事業者によるIR区域内での対策と連携し、和歌山県・市町村・関係機関は「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」で基本的施策として掲げる「包括的な連携協力体制の構築」、「予防教育・普及啓発」、「相談・治療・回復支援」等に基づく依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた対策を以下のとおり講じることにより、カジノ行為に対する依存防止を徹底するとともに、カジノ以外の既存のギャンブル等を含め、地域全体の依存症リスクの低減をめざす。

【費用見込み:整備費用 約0.3億円、開業後 約1億円/年】

〈 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組 〉

(1) 連携協力体制の構築(事前・事後共通)

ギャンブル等依存症の疑いのある者を発見した際は、各個人それぞれに応じた適切な専門機関に誘導し、依存症の進行防止・治療・回復に繋げることが必要となる。このため、県が中心となり、各依存症問題関係機関が連携し、知見や課題の共有を行うなど、包括的な連携協力体制を構築する。

施策	区分	概要
「依存症連携会議(仮称)」による切れ目ない包括的支援体制の構築	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症専門相談・医療機関、自助グループ、多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の関連問題対応機関、アルコール・薬物等の依存症対応機関、既存ギャンブル等施設運営者等が参画し、依存症の本人及び家族等が相談、治療、回復の支援を切れ目なく受けられるよう、包括的な支援体制を構築する ・区域認定後は、IR事業者が上記支援に参画し、カジノ施設内やIR区域内でギャンブル等依存症の疑いのある者を発見した際に、各専門機関につなげられるよう、連絡体制の確立、ギャンブル等依存症対策に係る知見や課題の共有等を行う
「和歌山県ギャンブル等依存症対策連絡会議」による対策の進捗確認	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画の進捗の確認、変更の検討、対策強化のための関係者会議の開催により、PDCAサイクルによる着実な計画の実行管理を行う
IR事業者を含む関係機関での共同マニュアル等の作成	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症が疑われる者の早期発見ポイント、関係窓口間の連携・対応に係るマニュアルを作成するなど、円滑な連携に資する取組を行う

(2) 正しい知識の普及啓発(事前対策)

IR区域内のカジノ施設における依存症対策を広く周知するとともに、ギャンブル等依存症が病気であり誰もがなり得ること、適切な治療や支援により回復可能であることを一般に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症の予防に繋げる取組を行う。

施策	区分	概要
正しい知識、チェックリスト、窓口情報等の普及・啓発	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・webサイト、インターネット検索誘導広告、SNS、リーフレット、ノベルティ等を通じ、ギャンブル等依存症の正しい知識や、自己の依存度を知る機会を提供するチェックリスト、各関係窓口情報などの普及・啓発を行う ・ギャンブル等依存症問題啓発週間(5/14～5/20)にイベントや各媒体等にて重点的に周知・啓発を実施する ・ギャンブル等利用可能年齢となる大学生・新社会人向けの啓発資料の作成や、大学・会社等への出前講座等により、ギャンブル等が利用可能な年齢に近い若年層への周知・啓発を強化する
IR区域内での専門相談・医療機関等の周知	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・IR区域内にて、県や関係機関による地域としての包括的支援体制の周知を行うための協力や、IR事業者の責任あるゲーミングや海外研究成果などの海外知見を取り入れた啓発を実施する

(3) 予防教育(事前対策)

正しい知識が広く定着するよう、ギャンブル等利用可能年齢になる以前の低年齢層から、発達の段階に応じた依存症予防教育を実施し、将来においてもギャンブル等依存症に陥らないよう啓発を行う。

施策	区分	概要
小学校、中学校、高等学校等での保健体育科授業等における依存症予防教育	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に潜む「スマホ・ゲーム依存」や将来的なギャンブル等依存症のリスクについて、発達の段階に応じてリーフレットや専門家の講義を収録した動画等により啓発を行う ・中学校、高等学校等においては、久里浜医療センターの専門家等による講義を収録した動画を活用し、「スマホ・ゲーム依存」やギャンブル等依存の予防教育を実施する
教員への予防教育研修の実施	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が予防教育への理解を深める研修を実施する
保護者等に向けた予防啓発の実施	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭でのスマホ・ゲームのルールづくりに係る保護者用リーフレットや、「スマホ・ゲーム依存」に係る自己チェックリストを用い、保護者とともに児童生徒の状況を確認し、依存症予防への意識を高める取組を行う

(4) 相談支援体制の充実(事前対策)

ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、依存症に関連する問題に対応する各相談支援者の対応能力の向上を図るとともに、人材の確保や研究機関との連携により、相談支援体制を確立する。

施策		概要
ギャンブル等依存症専門相談機関の設置・運営	既存	相談拠点に和歌山県精神保健福祉センターを指定し、各保健所を相談窓口として、県内10か所で依存症専門相談支援を実施する
相談員の対応能力の向上	既存	ギャンブル等依存症専門相談機関や、多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の関連問題対応機関の相談員に対し、事例や知識に係る研修を実施する
人材の確保による支援体制の強化	拡充	訪問相談の強化等を見据え、和歌山市保健所に相談員として精神保健福祉士、臨床心理士等を増員し、支援体制の強化を図る(和歌山市)
専門相談機関の対応時間の拡充検討	拡充	相談件数の増加状況や、IR開業後の状況等を踏まえ、24時間ホットライン、土日対応等の導入を検討する

相談支援体制の充実(事後対策)

また、本人・家族向けに心理教育プログラムを提供するための体制を整えるほか、IR区域内でギャンブル等依存症が疑われる者を発見した際に、専門医療機関等へつなげられるよう、IR事業者との連携体制を構築する。

施策		概要
本人・家族向け心理教育プログラムの提供	既存	先進地から講師を招き、支援者向けに認知行動療法に基づく相談支援研修を実施する
IR事業者と専門相談機関等との連携体制の構築	新規	IR区域内の相談窓口と専門相談機関、多重債務・貧困・犯罪・虐待・自殺等の関連問題対応機関、アルコール・薬物等他の依存症対応機関との連絡体制を確立するとともに、協議、職場交流、研修等の実施により、連携内容の確認、課題や知見の共有等を行い、カジノ施設やIR区域内でギャンブル等依存症等が疑われる者を発見した際に確実に専門機関につなげる体制を構築する

(5) 医療提供体制の充実(事後対策)

ギャンブル等依存症に悩む方が身近に医療を受けることができるよう、専門医療機関を複数選定するとともに、専門的に対応できる医療従事者の養成を支援し、医療体制を強化する。

また、IR事業者との連携により、カジノにおける本人・家族等の申告による入場制限登録者への専門的なケアを提供するための協力を行うなど、適切な治療支援を実施する。

施策		概要
ギャンブル等依存症対策専門医療機関の設置・運営	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・治療拠点に和歌山県立こころの医療センター、専門医療機関に複数の民間病院を選定し、2027(令和9)年までに和歌山市、紀北、紀中、紀南の4地域全てで専門医療を提供する体制を構築する ・専門医療機関を追加指定するため、全国研修である依存症治療指導者養成研修に医療従事者を派遣するなど、必要な支援を実施する
専門治療プログラムの提供	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・治療拠点にて医療従事者を対象に依存症概論、認知行動療法、家族への対応、自助グループ紹介等を内容とする研修を実施し、専門治療プログラムの各医療機関への普及を図り、依存症患者への適切な治療を提供する体制を強化する
研究機関との連携による新たな治療法の開発	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関が実施するより効果的な治療法を開発するための治療データの分析や臨床研究等について、専門医療機関等が連携・協力を行う
IR事業者と専門医療機関等との連携体制の構築	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・IR区域内の相談窓口と専門医療機関等との連絡体制を確立するとともに、カジノにおける本人・家族等の申告による入場制限登録者へ必要に応じて専門治療プログラムを提供するため協力を行う ・IR事業者の海外知見と専門医療機関の専門的知見を相互に共有するため、協議、職場交流、研修等を実施し、連携体制の確立を図る

(6) 回復支援の充実(民間団体の活動支援)(事後対策)

ギャンブル等依存症に悩む方が身近な地域で自助グループに参加することができるよう、自助グループの活動支援等を行う。

施策	概要	
自助グループの活動支援及び連携	既存	2022(令和4)年までに県内4地域(和歌山・紀北・紀中・紀南)に自助グループ(当時者会、家族会)を設置するとともに、自助グループ等の活動の普及啓発支援及びイベントの共催等の連携を図る
ハローワーク等と連携した就業定着支援	拡充	雇用する側の企業等に対し、依存症の偏見・差別の防止や回復へ向けた理解の促進のための啓発を行うとともに、相談者に対し、就労支援機関と依存症支援機関が相互の情報を提供するなど、就労と回復の両立を支援する

〈その他、和歌山県・市町村・関係機関が連携して行う新たな取組〉**(7) 実態調査(事前・事後共通)**

IR開業前後での地域への影響を調査するため、区域認定後、ギャンブル等依存症に係る実態調査を県民を対象に毎年度実施し、地域の実情に即した対策への改善等に活用する。

また、IR事業者がIR利用者へギャンブル等依存症に係るアンケート調査等を実施するにあたり、必要な協力を行う。

施策	概要	
県民への実態調査の実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存が疑われる者等の割合及び背景問題等に係るアンケート調査を県民を対象に実施する(詳細は【評価基準25③】参照) IR事業者が実施するIR利用者へのアンケート調査[※]について、その実施に際しては、上記実態調査に関する情報を提供するなど、必要な協力を行う <p>※ IR事業者が実施するIR利用者を対象としたギャンブル等依存が疑われる者等の割合及び背景問題等に係るアンケート調査</p>

(8) 依存症研究(効果検証)(事後対策)

地域全体としての依存症リスクを軽減し、科学技術や社会情勢の趨勢に応じた対策をエビデンスに基づき実行、検証、改善、開発するため、依存症問題専門の研究を和歌山県立医科大学及び附属病院との連携により開業前から段階的に実施し、将来的には専門の研究及び診療機関の立ち上げをめざす。

施策	概要	
和歌山県立医科大学及び附属病院との連携による依存症研究事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> IRカードから得られるゲーミングデータや実態調査等のデータ分析による強固な予防システム、新たな治療法、啓発法の開発研究 脳神経系や遺伝子等と依存症との因果関係の分析 和歌山県立医科大学附属病院神経精神科及び県内専門医療機関等との連携による臨床研究の実施 日々進化する最新のAI・ICT等の最先端技術の活用研究 既存のギャンブル等を起因とする依存症問題への対策の拡張研究 アルコール依存症、薬物依存症、ゲーム障害等の他の依存症問題への対策の拡張研究

(9) 土地利用規制によるギャンブル等施設の設置制限(事前対策)

カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせるおそれがあるものとして、カジノ施設と相まって射幸心を煽るおそれがある他の「ギャンブル等施設」及びIR制度における資金アクセス制限を阻害するおそれがある「質屋・貸金業」について、IR区域内を含む和歌山マリーナシティ島内への設置を禁止するため、和歌山市による都市計画制度に基づく土地利用規制を実施する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明 (【評価基準25④2】全体について)

- ・既に実行されている和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組であること、専門的知見を有する関係機関及び海外での実績を有するIR事業者との連携事業であることから実現性が確保される。
- ・海外でのIR事業者・行政・関係機関との包括的な連携による取組及びそれらの効果検証結果から鑑み、ギャンブル等依存症対策としての実効性・効果が期待される。【評価基準25③2】参照

⑤ カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容

IR事業者は、カジノ施設及びIR区域内の監視、警備を実施するにあたり、警備員の配置や警備体制の構築にあたっては、警備業法(昭和47年法律第117号)を遵守した上で、以下のとおり対策を講じる。

【監視費に係る費用の見込み: 整備費用 約3.9億円、開業後 約7.7億円/年】

【警備費に係る費用の見込み: 整備費用 約14.5億円、開業後 約29億円/年】

1 カジノ施設及びIR区域内の自主警備体制の確保

(1) カジノ施設内の警備体制の構築(事前対策)

- ・施設への入場口には最新式の超小型爆発物・薬物検知や、センサー技術と人工知能を融合させたセキュリティ・ゲート等を導入・設置する。
- ・カジノ施設内は監視カメラに加え、IRカードのプレイ履歴等による情報も活用しながら、警備員の配備・巡回により、施設内の監視・警備を行う。
- ・利用者による不正やチップの譲渡等を防止すべく、利用者の手元やチップの受渡場面にフォーカスした形で、監視カメラによる監視等の措置を講じる。

(2) IR区域内の警備体制の構築(事前対策)

- ・IR区域内には、総合セキュリティセンターを設置するとともに、各棟の防災センター、現場警備員、防犯カメラ等の機械警備等が一体となった24時間365日の安定的な警備体制を確保する。
- ・警備員は主にIR区域の主要動線に配置し、来場者に対し見せる警備を行うことで、犯罪発生を抑止及び安全安心を提供する。
- ・配置する警備員には、ウェアラブルカメラやGPS端末を装備させ、総合セキュリティセンターで対応状況や位置情報などをリアルタイムに把握し、事案発生時における対応の円滑化を図るほか、警備員による不正行為を防止する。
- ・夜間など、来場者が少なくなる時間帯には、警備員による警備のほか、機械警備システムや警備ロボット、警備ドローンを活用した警備体制を構築する。
- ・IR区域内においてトラブル歴のある者の情報や和歌山県警察等関係機関との情報交換による情報についてはリスト化しておき、対象者発見時の迅速的確な対応に備える。

(3) 警備員による早期対応等(事後対策)

- ・IR区域内及びその周辺において迷惑行為や違法行為等をしている者を発見した場合には、その行為を制止するとともに、IR区域内からの退去を図り、必要に応じて警察に通報する。
- ・総合セキュリティセンターに通報等があった場合や、夜間等における機械警備実施中に、不審者や違法行為等の異常を覚知した場合は、警備員が現場に急行し、適宜警察等の関連機関と連携する。
- ・あらかじめリスト化しておいた対象者を発見した場合には、警備員の重点配置や、監視カメラによる監視を行い、必要に応じて警察に通報する。

(4) 監視・警備措置の記録・分析・監査(事後対策)

- ・監視・警備の各措置については、関連法令に従い、その実施状況を記録するほか、実施状況について調査及び分析し、その結果も記録するものとする。
- ・各措置については、実施状況の調査及び分析の結果も踏まえ、必要な見直し及び監査を行う。

(5) 適切な人材の確保(外国語対応を含む)(事前・事後共通対策)

- ・IR区域内には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員を複数配置すると

ともに、スマートフォン等の翻訳機を活用することで、より拡充した体制を構築する。

(6) 適切な外部との情報連携・提供(事前・事後共通対策)

- 和歌山県警察や自治体等関係機関と様々なリスクに備えた防犯訓練の実施や、イベント情報や警備計画などの事前の共有等の連携を図り、来場者をはじめとする関係者の安全安心の確保をめざす。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- 本件対策は、IR事業者(SPC)構成員の一員であるシーザーズ・エンターテインメントの海外での監視・警備、治安対策等、また、大型の複合的な施設における国際規模のイベント等の警備実績のある複数の警備会社の実績及び経験を踏まえたもので、高い実効性及び実現性が確保される。

2 カジノ施設及びIR区域内の防犯カメラの設置

(1) カジノ施設における防犯カメラの設置(事前対策)

- カジノ施設においては、利用者や従業員の不審な行動を監視するため、①人の動線となる出入口、②ゲーミングフロア、③デポジット・清算・クレジット業務を行うケージ(キャッシャー)周り、④アルコールを提供する非ゲーミングエリア(泥酔者等の監視)等に防犯カメラを設置する。

(2) IR区域内における防犯カメラの設置(事前対策)

- IR区域内には、防犯カメラを複数台設置し、特に人の動線や滞留が起きやすい場所に防犯カメラを重点的に設置する。
- 防犯カメラは、AI等を活用した画像自動検知・犯罪予測システム(同じ場所を何度も徘徊する行動や倒れる行動等を検知するシステム)付きの防犯カメラの導入を検討する。
- 外構には街灯と防犯カメラを一体化した「スマートポール」等を設置し、犯罪抑止に加え、来場者が安心して施設を利用できることにも配慮する。

(3) 犯罪等発生時における防犯カメラ映像を活用した早期の対処(事後対策)

- 防犯カメラの映像については、犯罪等発生時に警察等からの要請に応じて提供できるよう、一定期間保存し早期の事案解決に協力する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- 本件対策は、大型の複合的な施設における国際規模のイベント等の警備実績のある複数の警備会社の実績及び経験に基づくものであるとともに、最新のICT技術等を組み合わせて実施されるものであり、高い実効性及び実現性が確保される。

⑥ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容

1 IR事業者が実施する対策

IR事業者は、国内外から多数の来訪者が訪れることを踏まえ、IR事業者の自主的な警備体制の構築等に加え、和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関と連携の上、犯罪抑止、風俗環境の保持、青少年の健全育成等の対策を実施する。なお、各対策の詳細については、和歌山県警察と事前に十分協議した上で、その求めに応じて必要な対策を講じる。

(1) 犯罪の発生対策

【犯罪の発生対策費に係る費用の見込み:整備費用 約0.5億円、開業後 約1億円/年】

a IR区域及びその周辺における防犯体制の強化(事前・事後共通対策)

(a) 治安維持のための防犯カメラの設置

- IR事業者は、IR区域内において、特に人の動線や滞留が起きやすい場所に防犯カメラを重点的に設置する。(詳細は【評価基準25⑤2】参照)

b 防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計

(a) 犯罪を起こさせないレイアウトの設計(事前対策)

- ・和歌山県警察と協議の上で、IR区域内には詰所を設置できるスペース(30㎡以上)、MICE施設内には、大規模イベントの警備や有事の際に警察指揮所が設置可能なスペースを確保し、総合セキュリティセンター内には、和歌山県警察が自由に活用できるスペース等の確保も検討する。
- ・車両によるテロを防止するため、IR施設直近まで侵入可能となる車両については、事前に連絡のあった搬出入車両や大型バス、VIP車両等に限定し、IR施設への入退場ゲートで厳密に車両管理を実施する。
- ・死角を減らしたレイアウトによる監視性の確保や適切な照明設備設置による視認性の確保、人通りの多い場所に限定したゴミ箱の設置等爆発物等危険物設置対策を実施する。

(b) 発生状況の分析結果等に基づいたレイアウトの見直し(事後対策)

- ・発生した事案等の分析結果や専門家からの意見等を踏まえ、必要に応じて、施設設備等の見直しを実施する。

c 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止等

(a) 暴力団員等の入場管理(事前対策)

- ・カジノ施設内への入退場は、マイナンバーカード等による入場管理を行い、暴力団員等の入場禁止対象者を監視・規制する。
- ・暴力団員等の本人特定事項や暴力団員等の識別に資する事項の情報・資料の収集及び整備を実施し、入場者の本人特定事項と照合するとともに、カジノ施設利用約款には、「入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時ごとに暴力団員等入場禁止対象者でないことを誓約させる」旨記載し、暴力団員等の入場を防止する。
- ・暴力団員等の入場を防止するため、平素から、和歌山県警察と密接に連絡する。

(b) 入場禁止対象者発見時における迅速な対応(事後対策)

- ・入場禁止対象者を発見した場合には、監視カメラによる継続的な監視と警備員による対応により、速やかに退場させ、必要に応じて警察に通報する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・本件対策は、大型の複合的な施設における国際規模のイベント等の警備実績のある複数の警備会社の実績及び経験複合的な施設の警備実績を踏まえて実施されるもので、高い実効性及び実現性が確保される。

d マネー・ローンダリングの防止に係る措置(事前・事後共通対策)

マネー・ローンダリングの防止を徹底するため、関係法令を遵守した上で主として以下の対策を行う。

(a) 環境面の対策(反社会的勢力の排除等)

- ・暴力団員等の反社会的勢力が従業者とならないよう、採用にあたっては背面調査を徹底する。

(b) 取引行為に着目した対策

- ・顧客の指示を受けて行う送金先をIR事業者によって確認された本人名義の口座に限定する。

(c) 顧客の行動に着目した対策(チップの譲渡等の制限等)

- ・チップの譲渡、譲受、カジノ行為区画外への持ち出しが禁止されている旨を、カジノ施設の本人確認区画及びカジノ行為区画に表示する。
- ・IRカードを利用してプレイすることで、IRカードに紐づいたチップの交換や増減等の履歴、換金を含めたプレイ履歴等の把握を可能とし、マネー・ローンダリングを防止する。

(d) 事業者の規制遵守のための対策(内部管理体制等の整備等)

- ・取引時確認等に関する事項、疑わしい取引に関する事項、内部管理体制の整備に関する事項、チップの譲渡の防止等のための事項、100万円を超える現金取引の届出に関する事項等を記載した犯罪収益移転防止規程を作成し、周知徹底を図る。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・マネー・ローンダリングに係る対策は、上記のとおり、日本法制に準じた落とし込みに加えて、海外で実績のある同種の対策を参考に実施するものであり、高い安全性及び実効性が確保される。

e 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備

(a) 苦情等受付窓口の設置(事前対策)

- ・ IR 施設内における施設機能、サービス等や IR 区域周辺における地域環境、交通、人流、インフラ等に関する要望や苦情など、広く地域住民の意見を聞くための渉外部門「地域連携課(仮称)」を設立し、専用窓口を設置運営する。
- ・ 窓口対応する人材については、的確な人員を採用するほか、IR 事業者における確固たる社内体制を構築し、マニュアルに基づく対応に加え円滑なコミュニケーションを図れるよう必要な教育を徹底する。

(b) 受け付けた要望苦情による事業運営の改善(事後対策)

- ・ 各部署へ受け付けた苦情等の情報共有を行い、それらを踏まえて、事業運営の改善を図る。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 苦情受付体制は、専門部署を開設することにより、情報の整理・精査が図られることから高い対応性が担保され、地域との信頼関係構築の基盤となる。

(2) 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

【対策に必要な費用の見込み:整備費 約0.3億円、開業後 約0.5億円/年】

a 周辺環境に係る対策等(事前対策)

- ・ IR 区域及びその周辺における騒音・ゴミ等の環境対策、交通渋滞防止のための場内の交通整理などの交通対策等、環境の悪化を防止する対策を行う。

b 広告及び勧誘の規制(事前対策)

- ・ カジノに関して、善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある広告又は勧誘は行わない。

(3) 青少年の健全育成

【対策に必要な費用の見込み:整備費 約0.1億円、開業後 約0.1億円/年】

a 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、IR施設における年齢確認等の実施・強化

(a) カジノ施設における年齢確認等の徹底(事前対策)

- ・ カジノ施設内への入場は、マイナンバーカード等による本人確認を義務付けることで、20歳未満の者などの入場を規制する。
- ・ カジノ施設周辺においては、警備員による重点的な定期・不定期の巡回を行うとともに、年齢識別・行動予測 AI システムの運用、画像解析による年齢判定等を活用し、20歳未満の者と思われる者のカジノ施設への入場を防止する。

(b) 20歳未満の者を発見した際の適切な対応(事後対策)

- ・ カジノ施設周辺や深夜帯において、警備員の巡回中や機械警備により、20歳未満の者と思われる者を発見・覚知等した場合は、積極的な声掛けを行うとともに、必要に応じて警察への通報を行う。

b 周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動の実施(事前対策)

- ・ 地域や学校からの要望に応じて、自治体や教育機関等関係機関と連携の上、防犯教室や授業を通じ、小冊子等の活用による啓発活動等を実施する。

c 広告及び勧誘の規制(事前対策)

- ・ 20歳未満の者に対して、カジノに関する広告・勧誘は行わない。
- ・ カジノに関する広告には、青少年に影響を及ぼす可能性のある社会認知度の高いキャラクターや人物を使用しない。

(4) その他対応項目

a 来訪者による迷惑行為への対応(事後対策)

- ・ 来訪者により迷惑行為が行われる場合、IR 事業者による対応が行われるほか、犯罪行為の具体的なおそれがある場合には、警察等と連携した対応を行う。

2 和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が実施する対策

和歌山県は、IRへの来場者及び創出される雇用人員により、IR周辺地域には人車が集中することに加え、県内全域的に観光客等の増加も見込まれるほか、国際会議が開催されるなど海外から多数の要人の来訪が見込まれ、警察事象の増加が想定されることから、警察本部機能を強化するとともに、防犯体制やテロ事案等への対処体制を強化する等犯罪の発生対策や善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成のため、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察、和歌山市等関係機関と連携して、以下の対策を講じる。

【対策に必要な費用の見込み:整備費 約40億円、開業後 約8億円/年】

(1) 防犯体制の強化【地域の安全安心を確保するための防犯体制の強化】

a 警察力の強化(事前・事後共通対策)

(a) 警察官・警察職員の増員

- ・ 警察官、警察職員合わせて50～100人を増員し、警察本部、IR区域を管轄する和歌山西警察署、隣接署である海南警察署へ配置するとともに、警察車両約25台を増車し、IR区域周辺地域のパトロール活動の強化など犯罪抑止対策の推進及び事件事故への即応を充実させることで治安を維持する。

(b) 交番の新設等警察施設の強化

- ・ IR区域を管轄する和歌山西警察署及び同署紀三井寺交番はIR区域から離れていることから、IR区域が位置する和歌山市毛見地区における交番の新設等を行い、周辺地域へのパトロール活動等を強化する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・ 刑法犯認知件数の大幅な増加や複雑化・多様化する警察事象に対処するため、和歌山県警察において、2001(平成13)年度から2021(令和3)年度までの間に合計194人の地方警察官の増員等の対策を推進した結果、刑法犯認知件数が2002(平成14)年以降20年連続して減少したことから、地方警察官の増員が他の施策と併せて、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられている。(和歌山県警察調べ)

b 犯罪の徹底検挙に向けたネットワークシステムの構築

(a) 防犯カメラの新設(事前・事後共通対策)

- ・ 特に人流が増加するIR区域周辺の和歌山市毛見地区、布引地区、海南市船尾地区のほか、IR区域からの最寄り駅等へ防犯カメラを新設し、犯罪の発生抑止を図るとともに、事案発生時には、防犯カメラ映像を解析して、早期に犯人を検挙する。

(b) 映像分析センターの新設による迅速・的確な捜査の推進(事後対策)

- ・ 事案発生時、防犯カメラ映像を迅速に捜査に活用できるよう、防犯カメラをネットワーク化し集中管理する「映像分析センター」を設置するとともに、AI技術を組み込んだ映像解析システム、3D撮影装置、画像識別装置を導入・増設することで、より合理的、効率的な犯人の追跡、早期検挙につなげる。
- ・ さらに、IR事業者との連携により、IR区域内の防犯カメラ映像についても、事案発生時には和歌山県警察管理の映像提供専用サーバへネットワークを介して迅速に提供を受けることができるシステムを構築することで、IR区域内外の治安維持を確保する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・和歌山市においては、2016(平成28)年から2018(平成30)年にかけて、同市管理の街頭防犯カメラを合計120台設置しており、街頭防犯カメラ設置前となる2015(平成27)年当時の同市における刑法犯認知件数が3,588件であったのに対し、設置後となる2019(令和元)年には、刑法犯認知件数が2,297件となり、約36%減少するなど、街頭防犯カメラを設置すること等による犯罪の抑止効果が認められる。(和歌山県警察調べ)
- ・防犯カメラ映像は犯人の特定や犯行の立証にも有効であり、事件関係者の足取りの確認等様々な場面で活用され、警察捜査に欠かせないものとなっているが、和歌山県警察では防犯カメラ映像が端緒で事件検挙に至った検挙率が年々増加している。(和歌山県警察調べ)
- ・警視庁では、防犯カメラ映像の活用が期待される事件の発生時に、捜査部門と連携して防犯カメラ映像の収集・分析に従事する「捜査支援分析センター」が設置されており、同センターでは様々な機器を用いて犯人を迅速かつ効率的に追跡し、多数の事件を検挙している。(出典:平成26年警察白書)

c 犯罪の徹底検挙に向けた捜査支援システム、DNA型鑑定機器、薬物鑑定機器等の増設(事後対策)

- ・ IR開業に伴い、和歌山県に、人・物・金が集まることにより、各種犯罪の増加が懸念される中、和歌山県では、地理的事情から多くの犯罪で自動車を利用される可能性が高いことから、自動車利用犯罪等への対応力を強化するため、県内の必要箇所に捜査支援システムを増設する。
- ・ また、犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応するため、科学捜査研究所に客観証拠による的確な立証に有効なDNA型鑑定機器を増設し、迅速・的確な捜査を推進して早期に犯人を検挙する。
- ・ さらに、人流の増加に伴い、薬物事犯の増加も懸念されることから、薬物鑑定機器を増設し、薬物事犯の検挙を強化する。

(2) 犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制、防犯訓練における協力体制の確保【地域が一体となった防犯体制の確立】**a 地域における情報共有及び連絡体制の構築(事前対策)**

- ・ IR 区域周辺で犯罪を起こさせない安全で安心なまちづくりに向け、IR 事業者や自治体、和歌山県警察、住民等が参加する「IR 周辺地域連絡協議会(仮称)」を設置し、総会の開催などを通じて、それぞれの役割の認識確認や地域住民等の意見を取り入れる仕組みを構築することで、周辺地域の治安を維持するための必要な施策を実施する。
- ・ また、和歌山県警察では、平素から、警察署と地域住民や学校等との連携による各種防犯訓練に取り組んでいるが、IR 開業に伴い想定される様々なリスクに備えて、和歌山県警察と IR 事業者、関係機関による防犯訓練を実施し、事案発生時における連携体制の強化、犯罪の未然防止、被害の拡大防止に努める。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- ・和歌山県では、2006(平成18)年に和歌山県安全安心まちづくり条例を制定するとともに、和歌山県、和歌山県警察、和歌山県防犯協議会連合会が主催する「安全・安心まちづくり県民大会」を年に1回開催するほか、県下に11組織ある地区防犯協議会等と連携し、和歌山県の安全安心なまちづくりに向けた取組を推進した結果、2021(令和3)年の刑法犯認知件数は、2005(平成17)年の約5分の1となるなど、犯罪抑止に効果が認められる。(和歌山県警察調べ)

b IR事業者に対するサイバーセキュリティ対策の推進(事前対策)

- ・ IR開業に伴い、訪日外国人をはじめとする利用者のクレジットカード情報、パスポート、旅行計画等の重要な情報が集まることとなり、データベースで管理されるこれらの情報は、サイバー犯罪者にとって格好の標的となる。また、施設におけるセキュリティが脆弱であれば、サイバー犯罪による個人情報や機密情報の流出が懸念される。
- ・ そのため、これらサイバー犯罪被害の未然防止のためIR事業者に対するサイバーセキュリティ講習を定期的実施し、最新のサイバー空間の脅威とその対策について情報提供・指導を継続的に実施する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- 和歌山県警察では、企業・自治体・学校等におけるサイバー犯罪被害防止と各組織・団体における自主的なサイバーセキュリティ対策を促すため、年間を通じて講習を実施しており、2020(令和2)年中及び2021(令和3)年中に県内企業や自治体、学校等における不正アクセス、システムダウン、情報窃取といった被害は認知しておらず、当該講習の継続的实施は、被害防止に対する意識向上に一定の効果を上げていると考えられる。(和歌山県警察調べ)

c 犯罪発生時における連携方法等に関する協力協定の締結(事後対策)

- IR開業前に和歌山県警察とIR事業者との間で主に以下内容の協定を締結し、犯罪発生時にはIR事業者の協力のもと迅速・的確な捜査等を実現する。

No.	主な協定内容(仮)
1	警察と事業者が緊密な連携をとれるように警察担当窓口を設置するほか、捜査等の警察活動が迅速かつ円滑に行えるよう、施設内へ警察官等が容易に出入りしたり、施設内の部屋を利用できるようにすること
2	IRを標的として敢行の恐れのあるランサムウェア等マルウェア感染、不正アクセスによるクレジットカード情報、個人情報の窃取、データベース改ざん等のサイバー犯罪捜査におけるアクセスログ、公衆無線LAN接続機器情報・利用登録(認証)情報といった犯人追跡・犯罪立証に要するデータを長期保存、迅速な提供等の連携・協力体制を確保すること
3	警察が捜査上必要と認めた防犯カメラ映像等の資料の提供については、捜査関係事項照会でも迅速に対応すること

(3) 暴力団等の排除のための連絡体制の確保(事前・事後共通対策)

- IR開業に伴い、利権や金が絡む事業には、暴力団等の反社会勢力が関与してくる可能性が高いことから、暴力団等を排除すべく、IR事業者と和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターにおいて、暴力団等に関する情報共有を目的とした「暴力団等排除協議会(仮称)」を設立する。その上で、暴力団等排除に関する講習(暴力団等からの不当要求に対する対処要領等)の実施や、IR事業者に対し、契約の相手方やカジノへの来場者等が暴力団等でないことの確認及び暴力団等に不当要求された場合の警察への通報等を義務付けるなどし、暴力団員等を排除する体制を構築する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

- 和歌山県警察では、暴力団の不当な行為を許さず、社会から暴力団を排除するため、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターや和歌山県銀行警察連絡協議会、和歌山県企業防衛連絡協議会、和歌山県生保警察連絡協議会等の各種職域団体、関係機関と一体となって各種事業や取引等からの暴力団排除に取り組んでおり、和歌山県内の暴力団勢力は、組織数・構成員数ともに減少傾向にある。(和歌山県警察調べ)

(4) 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持(事前対策)

- 善良の風俗及び清浄な風俗環境を害する行為を防止する観点から、和歌山マリーナシティ島内における性風俗関連特殊営業に関する新規営業を禁止するため、和歌山市による都市計画制度に基づく土地利用規制を実施する。

(5) 増加が予想される外国人への対処体制の整備**a 外国人に対する対応力の向上(事前・事後共通対策)**

- 訪日外国人旅行者の増加に伴い、外国人が関係する警察事象の増加も予想されるため、日本語を解さない外国人に対しても、街頭で活動する警察車両の存在が認知できるようにする必要があることから、和歌山県警察が保有する全警察車両(捜査用車両を除く)に外国語表示を施す。
- また、多言語対応自動応答システムを導入し、外国人からの遺失拾得などの各種問い合わせへの対応の円滑化を図る。

b 外国人集住コミュニティへの防犯、薬物乱用防止対策の推進(事前対策)

- IR開業に伴い、多くの外国人が稼働、集住するものと予想されるが、外国人は言語や生活習慣の相

違等により、地域でのコミュニケーションが希薄になり、日常生活上のトラブルが発生しやすくなるとともに、外国人が地域の安全に関する情報を入手し難いという状況に陥ることが懸念される。またこのような状況下では、外国人が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し、外国人が犯罪に手を染めるおそれもある。そのため、IRで働く外国人がそうした状況に陥らないよう、日本で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けてもらうことなどを目的として、防犯教室や交通安全教室等の各種警察活動を実施するとともに、IRで働く外国人の集住地域の自治体、和歌山県警察、IR事業者等と「多文化共生協議会(仮称)」を設置し、関係機関との協力体制を構築する。

- ・ また、日本で違法とされている薬物が外国では合法であることがあるため、違法薬物の周知や薬物乱用の防止を目的として、IRで働く外国人に対しても薬物乱用防止講習を実施する。

(6) 青少年の健全育成

a ギャンブル等依存症防止対策を踏まえた各種広報啓発活動の実施(事前対策)

- ・ 和歌山県警察が、県内の小中学校に対して実施している「キッズサポートスクール※」において、カジノは未成年者の入場が禁止されていることを周知するほか、将来に向けたギャンブル等依存症防止対策を踏まえた指導教養や、各種広報啓発活動を実施する。

※少年サポートセンターと教育委員会、小学校・中学校が連携して行う「非行防止教室」で、全小中学校数の7割以上から申し込みがあり、年々申込数は増加傾向。なお高校、支援学校等に対する非行防止教室も申し込みに応じて実施していること、各署でも各種学校等において非行防止教室を開催していることから、児童・生徒に対し広く指導・教養・啓発を実施することが可能

b IR施設周辺における街頭補導活動の強化(事後対策)

- ・ 繁華街や24時間営業のコンビニ店等は少年の溜まり場となりやすく、IR区域内には24時間営業のカジノが設置されることから、IR区域周辺地域のコンビニ等における少年のい集や深夜はいかいの増加が予想される。少年非行を防止するためには、その入口となる深夜はいかひ、喫煙等の不良行為の段階での措置が重要であるため、警察の通常のパトロール活動に加え、少年の健全育成のために活動している少年補導員や学生サポーター等の少年警察ボランティアを積極的に運用し、関係機関との連携による合同補導活動を実施する。特にイベント等開催時には、関係機関との連携を図りながら、集中的かつ大規模な街頭補導活動を実施する。

対策項目の実効性・実現性・効果の説明

・和歌山県警察では、祭りや花火大会等の各種イベント開催に合わせて、少年補導員や学生サポーター等の少年警察ボランティア、関係機関と緊密に連携して、街頭補導活動を強化などしている。和歌山県における少年補導員、非行少年等検挙人員は、年々減少傾向にある。(和歌山県警察調べ)

⑦ カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

IRの開業後、依存症対策等に関して、以下1の情報を開示する。当該情報の開示にあたっては、以下2の方法により、継続的な開示を行う。

1 開示するギャンブル等依存症対策などに関する情報

IRの開業後、IR事業者、和歌山県、その他関係機関等が行うギャンブル等依存症対策について、各種法令等に基づき開示が必要となる事項につき適切に開示を行うほか、以下の情報を開示することにより、透明性を確保した上で対策の着実な実施に努めることとする。

(1) IR事業者による取組内容について

- ・ IR事業者による内部的な取組に関する情報(従業員教育・研修、コンプライアンス体制の概要等)
- ・ カジノ施設の利用制限措置に関する情報(入場回数制限、20歳未満のカジノ施設への入場禁止、入場料の賦課、IRカードの概要、カジノ施設における資金アクセスの制限 等)
- ・ 本人又はその家族その他関係者の申告による入場制限措置に関する情報及び登録件数
- ・ IR区域内の相談窓口における相談対応実績
- ・ IRカードによる統計データ及びその分析結果
- ・ 利用者へのアンケート調査結果 等

(2) 和歌山県、その他関係者等による取組内容について

- ・ ギャンブル等依存等が疑われる者の割合など、【評価基準25③】記載の実態調査の調査結果
- ・ ギャンブル等依存症専門相談機関、専門医療機関等での相談件数、受診件数 等

2 継続的開示のための開示方法

上記【評価基準25⑦1】の情報について、以下の方法による継続的な開示を行う。なお、各開示媒体において、それを閲覧すると想定される利用者像に応じて、開示する情報を取捨選択する必要があるが、上記情報が開示されるよう関係者等と協力するほか、必要に応じて他の開示媒体の情報を併せて掲載し、全体として十分な開示がなされるように配慮する。

(1) 開示媒体

- ・ IR施設内及びIR事業者のホームページ
- ・ 和歌山県関係課ホームページ
- ・ 和歌山IR関連企業ホームページ
- ・ 依存症対策における啓発媒体への掲載

(2) 開示時期

- ・ 年度単位での集計を基本とし、毎年度開示

(3) その他

- ・ 各法令等に基づき開示が必要となる事項については、当該法令等において定められる機関へ開示・報告等を行うほか、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき、和歌山県等に適宜必要な協力を行う。

<留意事項>

- 各 IR 施設の名称は仮称である。
- 本書に記載されている情報(本書に明記された又は記載されない事項に関する明示、黙示の表明、または保証を含むが、それらに限られない)の正確性または完全性に関する表明は行われない。
- 各種数値(収支計画・資金計画、投資金額・費用、カジノ事業の収益の活用、観光や地域経済への効果等)は、暫定計画値及び作成された時点での財務・経済・市場・その他の状況に基づいて試算した概算値であり、今後変更する可能性がある。
- 各種数値は、四捨五入、端数処理、小数点以下の取扱い等により、計算数値が一致しない場合がある。
- 本書に記載されている各 IR 施設の延床面積及び収容人数等は、公表時の試算であり、今後の設計・施工過程における計画調整により、IR 整備法施行令第1条から第6条までに規定する基準又は要件を満たした上で、変更する可能性がある。
- 本書に掲載されているパース図・ロゴ・商標等は現時点における想定であり、今後変更する可能性がある。
- IR 区域外において当該立地地域の自治体(和歌山県・市等)や事業者が実施する各施策及び措置は、公表時における検討状況・計画を示すものであり、今後変更する可能性がある。

和歌山県特定複合観光施設区域整備計画(案)に関する用語説明

No.	用語	解説
1	ICCA 基準	3 カ国以上をローテーションする国際機関が主催する国際会議(参加者総数:50 人以上、開催期間:定期的で開催)
2	IR	Integrated Resort の略で、統合型リゾートのこと
3	IR カード	破産リスクやギャンブル等依存症など、カジノ施設の利用に伴い受けるおそれのある有害な影響を防止するため、カジノ施設を利用する日本人及び外国人居住者に作成を義務付ける、現金による入金機能及び上限額の設定機能等を付与したカードで、和歌山県が IR 事業者に対し、独自に導入を求めるもの(機能及び運用の詳細は、IR 関係法令及び他法令の規制の趣旨を十分踏まえ、規制の潜脱なきよう、規制当局とも調整のうえ整備する)
4	IR 区域	IR 整備法第2条第2項に規定する、一の IR 施設を設置する一団の土地の区域として、IR 事業者により一体的に管理されるもの
5	IR 事業者	IR 整備法第2条第3項に定める設置運営事業を行う民間事業者
6	IR 施設	カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設から構成される一群の施設(これらと一体的に設置され、及び運営される来訪及び滞在促進施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるもの
7	IR 整備法	特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号)
8	ISO 基準	商品・サービス・情報等を展示、宣伝するための見本市・展示会
9	JNTO 基準	「国際機関・国際団体」(各国支部を含む)又は、「国家機関・国内団体」(民間企業以外)が主催する国際会議(参加者総数:50 人以上、参加国:日本を含む 3 カ国以上、開催期間:1 日以上)
10	MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行(Incentive Tour)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称
11	MICE 施設	IR 整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」の総称
12	SPC	「Special Purpose Company」の略で、一般に「特別目的会社」と訳され、本計画(案)上では、和歌山 IR の実施を事業目的として設立される法人
13	カジノ管理委員会	IR 整備法第 213 条に基づき、令和 2 年 1 月 7 日に設立された、内閣府の外局として置かれる行政委員会
14	カジノ管理委員会規則	カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則(令和3年カジノ管理委員会規則第1号)
15	カジノ行為区画	IR 整備法第 2 条第 10 項第 1 号に規定する、主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画

16	観光街道	IR 整備の効果を広域的に波及させるため、和歌山 IR を起点に、関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ形成する新たな街道のことで、和歌山 IR 独自の目標として掲げているもの
17	区域整備計画	IR 整備法第9条第1項に規定する、都道府県等が、IR 事業者と共同して作成する IR 区域の整備に関する計画
18	ゲーミング区域	カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分
19	実施方針	IR 整備法第6条の規定に基づき、和歌山県が作成した「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針」
20	設置運営事業	IR 整備法第2条第3項に規定する、IR 施設を設置し、及び運営する事業並びにそれに附帯する事業
21	送客施設	IR 整備法第2条第1項第4号に規定する、日本における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設
22	特定資金貸付	IR 整備法第2条第8項第2号ハに定める業務
23	中核施設	国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設の総称
24	入場料	IR 整備法第176条から第178条の規定に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く)より徴収する入場料(3千円/回)及び認定都道府県等入場料(3千円/回)の総称
25	募集要項	IR 整備法第8条の規定に基づき、民間事業者を公募の方法により選定するため、和歌山県が作成した「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項」
26	本人確認	IR 整備法第70条第1項に定める確認
27	本人確認区画	IR 整備法第2条第10項第2号に規定するカジノ施設内にある本人確認をするための区画
28	マネー・ローンダリング	犯罪により得た資金などを、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為
29	魅力増進施設	IR 整備法第2条第1項第3号に規定する、日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、日本の観光の魅力の増進に資する施設
30	来訪及び滞在促進施設	IR 整備法第2条第1項第6号に規定する、中核施設と一体的に設置され、及び運営され、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設